

ネクストコア

追加型投信 内外 資産複合

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2023年11月17日）

この目論見書により行なうネクストコアの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年5月16日に関東財務局長に提出しており、2023年5月17日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	： 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	： CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	： 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	： 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	33
4【手数料等及び税金】	37
5【運用状況】	41
第2【管理及び運営】	72
1【申込（販売）手続等】	72
2【換金（解約）手続等】	73
3【資産管理等の概要】	74
4【受益者の権利等】	77
第3【ファンドの経理状況】	78
1【財務諸表】	81
2【ファンドの現況】	331
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	334
第三部【委託会社等の情報】	335
第1【委託会社等の概況】	335
1【委託会社等の概況】	335
2【事業の内容及び営業の概況】	337
3【委託会社等の経理状況】	338
4【利害関係人との取引制限】	374
5【その他】	374
約款	375

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ネクストコア

(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

なお、午後3時までには、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※ 「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023 年 5 月 17 日から 2024 年 5 月 16 日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象*とし、また為替予約取引等を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」、「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ネクストコア)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券 クレジット属性 ()		中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券 資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

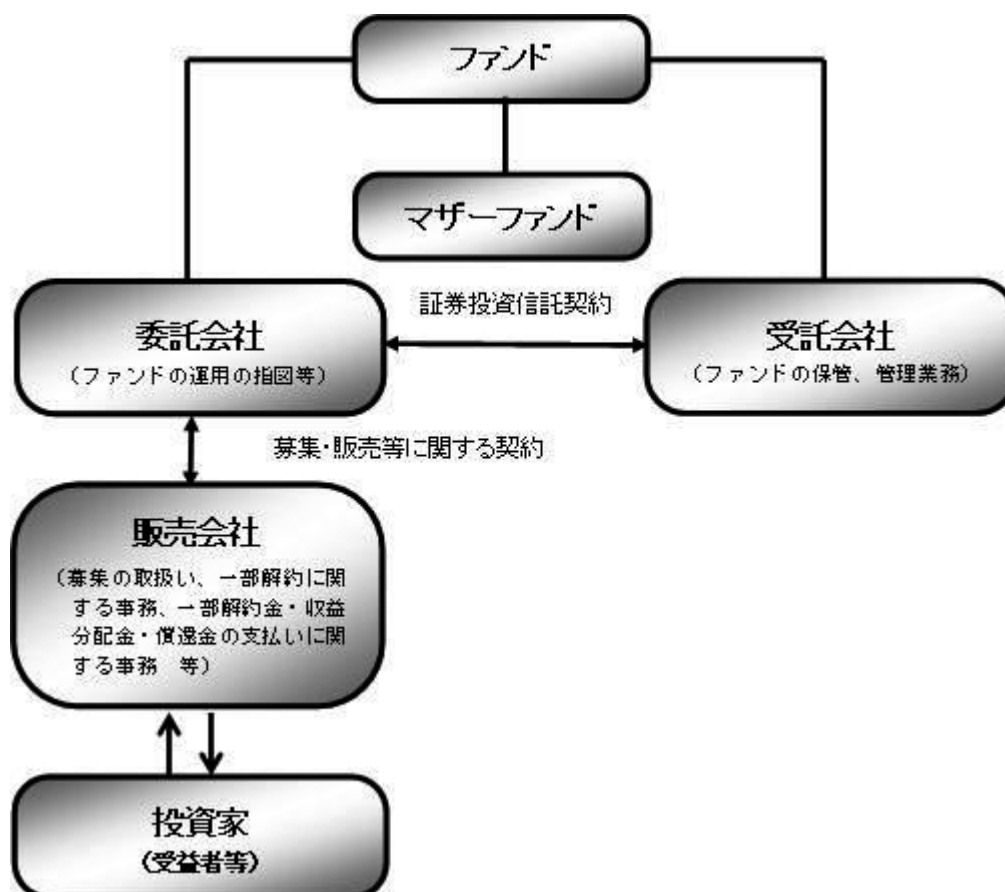
[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

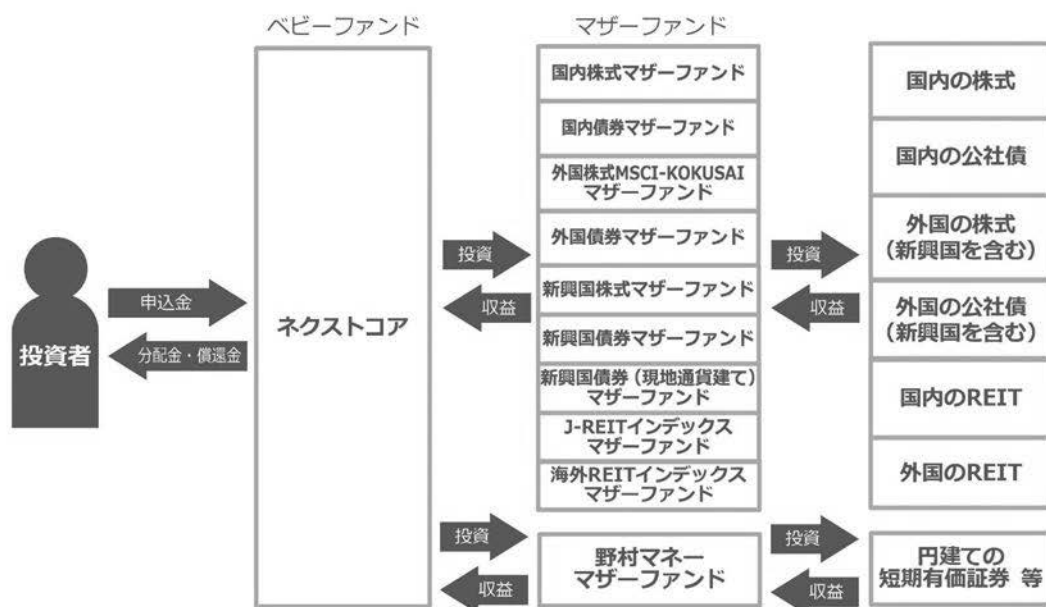
2013年1月31日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	ネクストコア
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド 国内債券マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国株式マザーファンド 新興国債券マザーファンド 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド J-REIT インデックス マザーファンド 海外 REIT インデックス マザーファンド 野村マネー マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2023年9月末現在)■

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額
17,180百万円
- ・会社の沿革
1959年12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準^{※1}を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジション^{※2}を決定します。

※1 リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」(上下変動の程度)を表しています。なお、市場環境等によってはポートフォリオのリスク水準をより引き下げた運用を行なう場合があります。

※2 マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式および REIT への投資比率、ファンドが投資する外貨建資産と為替予約取引等を加味した実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、以下の範囲内となります。

実質的な内外の株式 および REIT への投資比率	実質的な外貨の エクスポージャー
純資産総額の 50%以内	純資産総額の 50%以内

◆各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。

◆一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

◆各マザーファンド(「野村マネー マザーファンド」を除く)は、各々以下の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

「野村マネー マザーファンド」は、円建ての短期有価証券等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行いません。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数 (TOPIX)
国内債券マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI 国債指数
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) ^{*1}
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国株式マザーファンド	新興国の株式 (DR (預託証券) ^{※1} を含みます。)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース) ^{*2}
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円換算ベース) ^{*3}
新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円換算ベース) ^{*4}

J-REIT インデックス マザーファンド	J-REIT ^{※2}	東証 REIT 指数 (配当込み)
海外 REIT インデックス マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT ^{※3}	S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当 込み、円換算ベース) ^{*5}

※1 Depositary Receipt (預託証券) の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

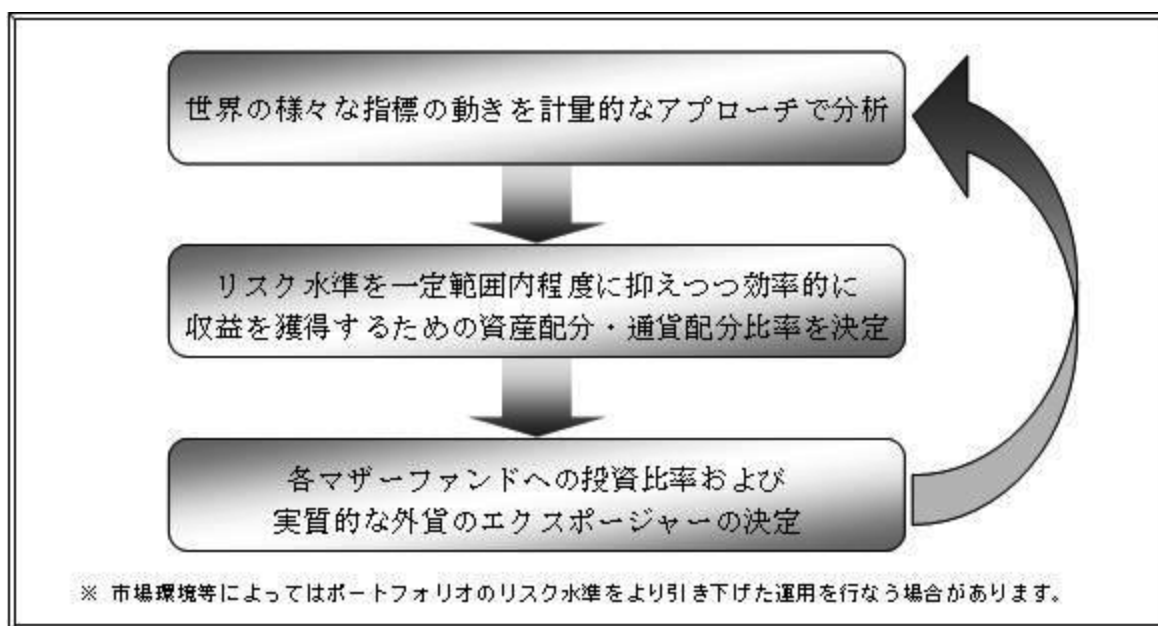
※2 わが国の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。

※3 世界の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

- *1 MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。
- *2 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。
- *3 JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。
- *4 JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。
- *5 S&P先進国REIT指数 (除く日本、配当込み、ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

◆内外の株式および REIT をそれぞれ主な投資対象とする「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。

■運用プロセスについて■



[2] 為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的 (ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。) のほか、効率的に収益を獲得する目的 (ヘッジ目的外) で活用します。

◆ 為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の 100%以内とします。

◆ 実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内となるように調整を行いません。

◆各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）が対象とするインデックスの著作権等について

「東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）」

- ①東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

「NOMURA-BPI 国債指数」

NOMURA-BPI に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「MSCI-KOKUSAI 指数」

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファン

ドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び/または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係は一切主張することはできません。

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス」

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘

若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・イー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も

負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

◆ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」および「野村マネー マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、実質的に国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行いません。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④、⑤、⑧および⑩」に定めるものに限り、）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するもの

から利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド、J-REIT インデックス マザーファンド、海外 REIT インデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド(以下「各マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号もしくは第 5 号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 12 号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。)
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。)
20. 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 19 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 1

号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引^{※1}
4. 為替先渡取引^{※2}
5. 直物為替先渡取引^{※3}

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日と

して行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)各マザーファンドの概要

(国内株式マザーファンド) 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(国内債券マザーファンド) 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資は行ないません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債^{*}への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調

整を行なうこととします。

(新興国株式マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(J-REIT インデックス マザーファンド) 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J-REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

- ① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行いません。

- ⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(海外 REIT インデックス マザーファンド)
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

- ①REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③株式への直接投資は行ないません。
- ④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。
- ⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則

としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(野村マネー マザーファンド)
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

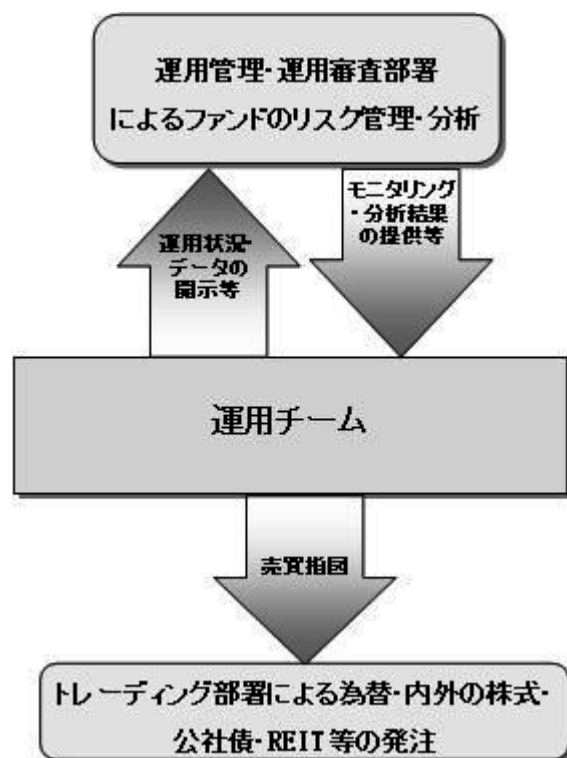
- ① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

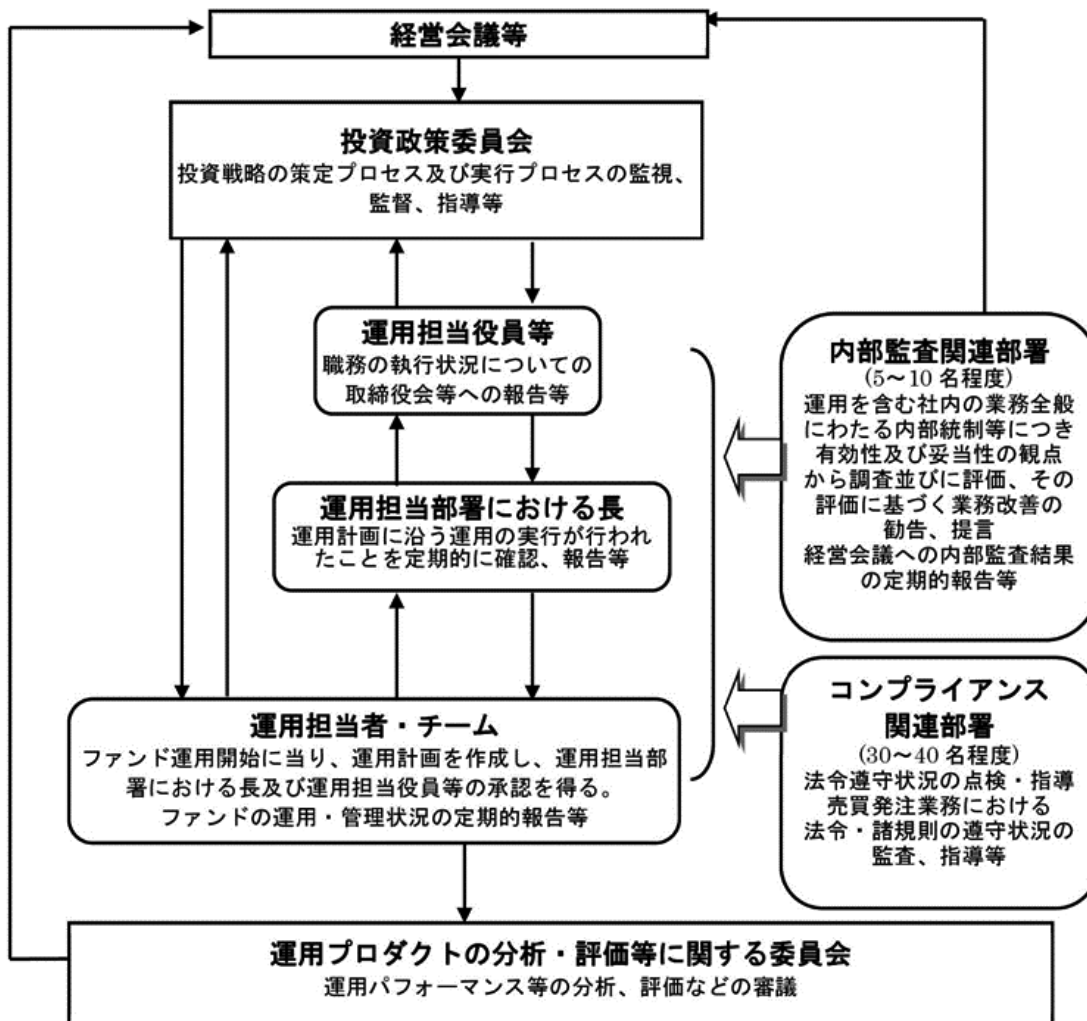
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年2月および8月の各17日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

(5)【投資制限】

①運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

- (i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii)上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、

当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

◆ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

◆REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

◆債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

◆ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない

場合があります。

- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

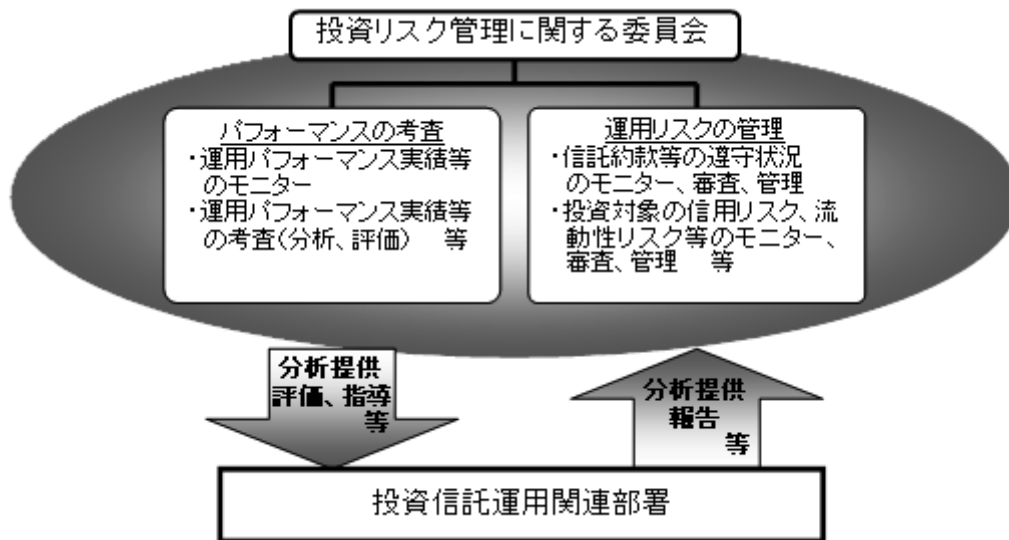
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

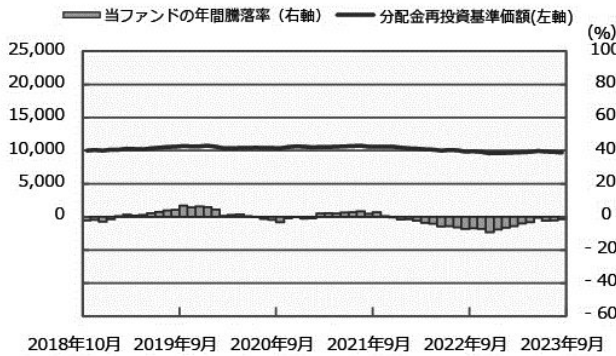
リスク管理体制図



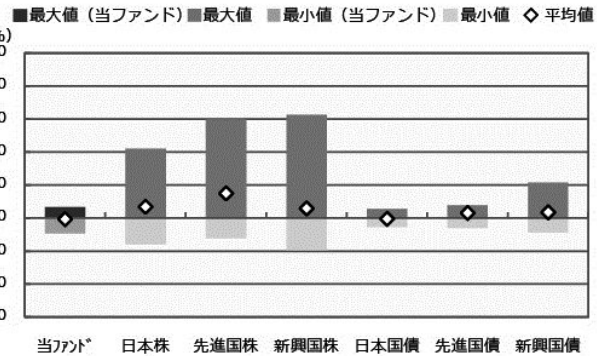
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較 (2018年10月末～2023年9月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	6.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 9.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	△ 0.8	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると思われる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.485%（税抜年1.35%）の率を乗じた額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬の配分については次の通り（税抜）とします。

ファンドの純資産総額	300億円以下の部分	300億円超500億円以下の部分	500億円超の部分
委託会社	年0.65%	年0.66%	年0.67%
販売会社	年0.65%	年0.65%	年0.65%
受託会社	年0.05%	年0.04%	年0.03%

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

④ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税 (所得税及び復興特別所得税) 15.315% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対する課税>

換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) については、申告分離課税により 20.315% (国税 15.315% および地方税 5%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315% の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・特定公社債^(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡益 ・譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債 (同族会社が発行した社債を除きます。) などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、NISA (少額投資非課税制度) の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの対象とならない予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所

得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。(2023年9月末現在)

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

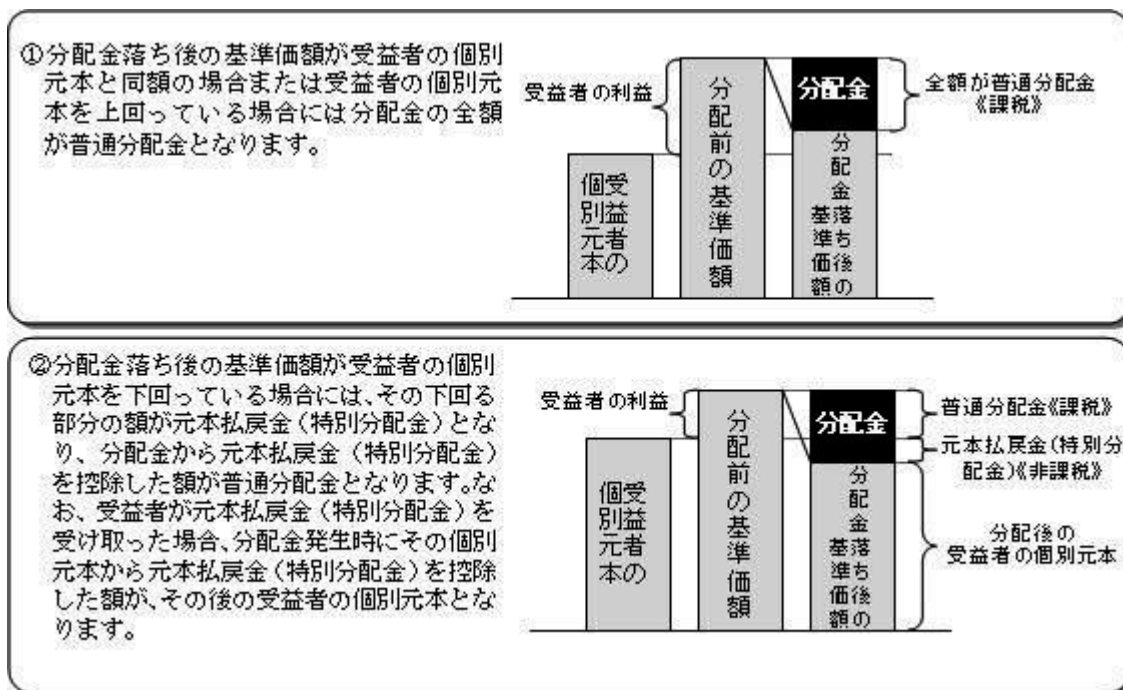
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年9月末現在）が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は2023年9月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

ネクストコア

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	539,536,247	58.66
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	380,194,586	41.33
合計（純資産総額）		919,730,833	100.00

(参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	570,982,209,830	97.40
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	15,187,598,309	2.59
合計（純資産総額）		586,169,808,139	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	12,523,665,000	2.13

(参考) 国内債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	20,054,749,500	99.32
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	136,857,339	0.67
合計（純資産総額）		20,191,606,839	100.00

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,269,063,823,867	71.58
	カナダ	59,458,425,386	3.35
	ドイツ	41,478,698,622	2.33
	イタリア	12,785,517,052	0.72
	フランス	58,679,453,073	3.31
	オランダ	22,147,766,162	1.24
	スペイン	12,689,361,453	0.71
	ベルギー	3,800,711,851	0.21
	オーストリア	916,820,280	0.05
	ルクセンブルグ	256,437,792	0.01

	フィンランド	4,304,442,664	0.24
	アイルランド	2,687,089,094	0.15
	ポルトガル	1,068,280,028	0.06
	スイス	526,874,700	0.02
	イギリス	76,392,971,674	4.30
	スイス	49,641,234,582	2.80
	スウェーデン	15,544,148,047	0.87
	ノルウェー	3,602,830,822	0.20
	デンマーク	16,447,485,382	0.92
	オーストラリア	34,605,942,276	1.95
	ニュージーランド	930,099,185	0.05
	香港	10,370,201,794	0.58
	シンガポール	5,800,756,587	0.32
	イスラエル	1,942,745,058	0.10
	小計	1,705,142,117,431	96.18
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	29,412,197,337	1.65
	カナダ	160,725,821	0.00
	フランス	587,616,852	0.03
	ベルギー	133,756,480	0.00
	イギリス	499,906,957	0.02
	オーストラリア	2,059,653,199	0.11
	香港	416,607,555	0.02
	シンガポール	727,877,229	0.04
	小計	33,998,341,430	1.91
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	33,620,568,279	1.89
合計（純資産総額）		1,772,761,027,140	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	24,978,925,121	1.40
	買建	カナダ	1,149,631,797	0.06
	買建	ドイツ	3,126,870,560	0.17
	買建	イギリス	1,480,425,978	0.08
	買建	スイス	948,900,002	0.05
	買建	オーストラリア	711,285,876	0.04

(参考) 外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

国債証券	アメリカ	370,440,570,778	48.24
	カナダ	15,504,862,788	2.01
	メキシコ	7,531,196,276	0.98
	ドイツ	39,327,344,958	5.12
	イタリア	67,968,332,001	8.85
	フランス	54,019,979,511	7.03
	オランダ	9,940,026,029	1.29
	スペイン	42,934,618,746	5.59
	ベルギー	14,190,436,858	1.84
	オーストリア	9,071,097,669	1.18
	フィンランド	2,268,890,476	0.29
	アイルランド	3,428,173,346	0.44
	イギリス	36,939,141,977	4.81
	スウェーデン	1,495,599,066	0.19
	ノルウェー	1,228,096,415	0.15
	デンマーク	2,389,406,986	0.31
	ポーランド	3,756,079,661	0.48
	オーストラリア	11,219,334,767	1.46
	ニュージーランド	1,735,597,572	0.22
	シンガポール	3,513,731,868	0.45
マレーシア	4,054,435,066	0.52	
中国	53,369,009,497	6.95	
イスラエル	2,320,100,382	0.30	
	小計	758,646,062,693	98.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	9,164,128,203	1.19
合計（純資産総額）		767,810,190,896	100.00

(参考) 新興国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	3,117,790,660	3.14
	メキシコ	2,303,893,079	2.32
	ブラジル	5,097,773,893	5.14
	チリ	206,454,948	0.20
	コロンビア	51,632,348	0.05
	ギリシャ	412,242,028	0.41
	トルコ	709,802,684	0.71
	チェコ	160,734,494	0.16
	ハンガリー	217,713,263	0.21
	ポーランド	715,234,338	0.72
	香港	21,144,810,741	21.35

	マレーシア	1,338,169,388	1.35
	タイ	1,778,495,496	1.79
	フィリピン	618,505,673	0.62
	インドネシア	1,902,633,611	1.92
	韓国	11,660,914,297	11.77
	台湾	14,077,674,494	14.21
	インド	14,840,441,612	14.98
	カタール	903,527,562	0.91
	エジプト	11,356,058	0.01
	南アフリカ	2,855,606,352	2.88
	アラブ首長国連邦	1,355,917,744	1.36
	クウェート	797,883,836	0.80
	サウジアラビア	3,969,345,900	4.00
	小計	90,248,554,499	91.12
投資信託受益証券	アメリカ	3,921,921,081	3.96
投資証券	メキシコ	76,427,404	0.07
	南アフリカ	24,358,140	0.02
	小計	100,785,544	0.10
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,763,915,017	4.81
合計（純資産総額）		99,035,176,141	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,016,155,682	4.05
	買建	香港	665,234,613	0.67

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	33,679,268,697	97.92
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	714,777,420	2.07
合計（純資産総額）		34,394,046,117	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	871,433,334	9.50
	ブラジル	893,173,896	9.74
	チリ	177,116,641	1.93
	コロンビア	388,492,473	4.23
	ペルー	216,528,194	2.36

	ウルグアイ	15,124,041	0.16
	ドミニカ共和国	24,885,450	0.27
	セルビア	26,415,831	0.28
	トルコ	56,677,580	0.61
	チェコ	546,996,774	5.96
	ハンガリー	264,203,152	2.88
	ポーランド	664,105,054	7.24
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	337,971,667	3.68
	マレーシア	915,540,371	9.98
	タイ	861,455,330	9.39
	インドネシア	905,335,311	9.87
	中国	925,685,788	10.09
	エジプト	84,815,479	0.92
	南アフリカ	719,601,101	7.84
	小計	8,895,557,467	97.01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	274,144,809	2.98
合計（純資産総額）		9,169,702,276	100.00

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	49,469,279,800	97.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,492,189,381	2.92
合計（純資産総額）		50,961,469,181	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,487,400,000	2.91

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	48,985,771,371	76.91
	カナダ	1,014,815,978	1.59
	ドイツ	24,326,312	0.03
	イタリア	5,887,080	0.00
	フランス	1,048,742,190	1.64
	オランダ	118,422,896	0.18
	スペイン	252,652,270	0.39

	ベルギー	640,536,977	1.00
	アイルランド	22,409,772	0.03
	シンガポール	25,084,080	0.03
	イギリス	2,889,854,642	4.53
	オーストラリア	4,119,740,013	6.46
	ニュージーランド	187,562,110	0.29
	香港	764,275,345	1.20
	シンガポール	2,179,681,012	3.42
	韓国	125,509,725	0.19
	イスラエル	80,495,975	0.12
	小計	62,485,767,748	98.11
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,201,574,851	1.88
合計（純資産総額）		63,687,342,599	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,043,799,154	1.63

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	110,004,990	2.49
特殊債証券	日本	252,266,660	5.72
社債証券	日本	100,027,234	2.27
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,943,233,007	89.50
合計（純資産総額）		4,405,531,891	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ネクストコア

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド	143,596,585	1.2928	185,641,666	1.2834	184,291,857	20.03
2	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	63,147,169	2.7312	172,473,822	2.7162	171,520,340	18.64
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	7,499,509	5.5151	41,360,936	5.4974	41,227,800	4.48
4	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックス マザーファンド	13,214,490	2.6473	34,983,214	2.6687	35,265,509	3.83
5	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	12,410,416	2.4837	30,824,533	2.5839	32,067,273	3.48

6	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	11,725,122	1.6788	19,684,780	1.6577	19,436,734	2.11
7	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	9,240,023	2.1061	19,460,450	2.0944	19,352,304	2.10
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	10,194,455	1.7165	17,498,814	1.7054	17,385,623	1.89
9	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	5,239,716	3.2867	17,221,709	3.1800	16,662,296	1.81
10	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	2,282,012	1.0196	2,326,739	1.0195	2,326,511	0.25

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	58.66
合計	58.66

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,523,800	1,953.55	18,605,260,824	2,677.50	25,499,974,500	4.35
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,226,900	12,547.06	15,394,000,008	12,240.00	15,017,256,000	2.56
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	10,698,100	876.04	9,372,007,542	1,268.50	13,570,539,850	2.31
4	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	55,723,900	167.17	9,315,780,720	176.60	9,840,840,740	1.67
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	173,500	64,085.30	11,118,800,222	55,500.00	9,629,250,000	1.64
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,214,000	5,710.91	6,933,056,737	7,347.00	8,919,258,000	1.52
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	1,118,800	5,429.96	6,075,041,442	7,128.00	7,974,806,400	1.36
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	851,800	7,865.31	6,699,676,551	9,275.00	7,900,445,000	1.34
9	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	367,100	15,914.04	5,842,046,434	20,440.00	7,503,524,000	1.28
10	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,539,500	4,564.59	7,027,201,405	4,641.00	7,144,819,500	1.21
11	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,229,600	1,231.22	5,207,598,140	1,682.00	7,114,187,200	1.21
12	日本	株式	三井物産	卸売業	1,283,700	4,368.05	5,607,265,785	5,423.00	6,961,505,100	1.18
13	日本	株式	任天堂	その他製品	1,095,000	5,756.71	6,303,600,578	6,230.00	6,821,850,000	1.16
14	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,470,400	2,031.28	5,018,085,516	2,541.00	6,277,286,400	1.07
15	日本	株式	信越化学工業	化学	1,444,100	4,006.12	5,785,245,276	4,343.00	6,271,726,300	1.06
16	日本	株式	第一三共	医薬品	1,515,400	4,424.88	6,705,478,035	4,106.00	6,222,232,400	1.06
17	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,344,200	4,219.11	5,671,331,860	4,577.00	6,152,403,400	1.04
18	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,130,800	4,716.14	5,333,012,863	5,406.00	6,113,104,800	1.04
19	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,320,000	3,882.95	5,125,494,784	4,609.00	6,083,880,000	1.03
20	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,688,500	2,773.31	4,682,737,994	3,465.00	5,850,652,500	0.99
21	日本	株式	HOYA	精密機器	367,500	15,024.12	5,521,366,800	15,325.00	5,631,937,500	0.96
22	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	858,100	5,270.50	4,522,623,816	6,335.00	5,436,063,500	0.92
23	日本	株式	ダイキン工業	機械	209,100	25,678.13	5,369,297,300	23,475.00	4,908,622,500	0.83

24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,797,300	1,534.69	4,292,992,940	1,690.50	4,728,835,650	0.80
25	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	943,600	4,881.57	4,606,254,080	4,909.00	4,632,132,400	0.79
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,578,000	2,580.97	4,072,780,175	2,734.00	4,314,252,000	0.73
27	日本	株式	SMC	機械	56,800	69,874.69	3,968,882,392	66,980.00	3,804,464,000	0.64
28	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	632,400	6,248.71	3,951,690,400	5,855.00	3,702,702,000	0.63
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,037,800	2,991.32	3,104,393,000	3,440.00	3,570,032,000	0.60
30	日本	株式	パナソニック ホールディングス	電気機器	2,069,100	1,317.15	2,725,321,942	1,682.00	3,480,226,200	0.59

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.39
		建設業	2.09
		食料品	3.31
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.18
		化学	5.63
		医薬品	4.97
		石油・石炭製品	0.48
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.98
		非鉄金属	0.64
		金属製品	0.49
		機械	5.20
		電気機器	16.18
		輸送用機器	8.62
		精密機器	2.22
		その他製品	2.19
		電気・ガス業	1.36
		陸運業	2.83
		海運業	0.65
		空運業	0.46
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.86
		卸売業	6.61
小売業	4.21		
銀行業	6.95		
証券、商品先物取引業	0.76		
保険業	2.37		

		その他金融業	1.18
		不動産業	1.88
		サービス業	4.59
合 計			97.40

(参考) 国内債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第447回	590,000,000	100.15	590,887,400	100.01	590,082,600	0.005	2025/4/1	2.92
2	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第452回	300,000,000	99.94	299,847,000	99.95	299,856,000	0.005	2025/9/1	1.48
3	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第350回	290,000,000	99.96	289,900,600	99.22	287,761,200	0.1	2028/3/20	1.42
4	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第145回	270,000,000	100.36	270,988,200	100.14	270,396,900	0.1	2025/9/20	1.33
5	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第340回	260,000,000	101.07	262,795,000	100.73	261,916,200	0.4	2025/9/20	1.29
6	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第342回	230,000,000	100.41	230,952,200	100.08	230,197,800	0.1	2026/3/20	1.14
7	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第369回	230,000,000	101.20	232,773,800	98.05	225,528,800	0.5	2032/12/20	1.11
8	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第347回	220,000,000	100.28	220,631,400	99.68	219,309,200	0.1	2027/6/20	1.08
9	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第370回	220,000,000	100.87	221,924,700	97.83	215,234,800	0.5	2033/3/20	1.06
10	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第368回	220,000,000	98.68	217,101,000	95.66	210,452,000	0.2	2032/9/20	1.04
11	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第359回	210,000,000	99.12	208,162,500	97.43	204,607,200	0.1	2030/6/20	1.01
12	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第341回	200,000,000	100.91	201,830,000	100.56	201,128,000	0.3	2025/12/20	0.99
13	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第343回	200,000,000	100.42	200,840,000	100.04	200,080,000	0.1	2026/6/20	0.99
14	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第345回	200,000,000	100.39	200,780,000	99.90	199,806,000	0.1	2026/12/20	0.98
15	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第158回	200,000,000	100.10	200,216,500	99.22	198,456,000	0.1	2028/3/20	0.98
16	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第351回	190,000,000	99.87	189,754,400	99.02	188,145,600	0.1	2028/6/20	0.93
17	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第338回	180,000,000	100.85	181,539,000	100.59	181,078,200	0.4	2025/3/20	0.89
18	日本	国債証券	国庫債券 利付	180,000,000	100.36	180,648,000	99.81	179,658,000	0.1	2027/3/20	0.88

			(10年)第3 46回								
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第14 9回	180,000,000	100.10	180,180,000	99.70	179,467,200	0.005	2026/9/20	0.88
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 65回	185,000,000	98.15	181,577,500	95.63	176,924,750	0.1	2031/12/20	0.87
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 60回	180,000,000	98.97	178,146,000	97.14	174,857,400	0.1	2030/9/20	0.86
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 62回	180,000,000	98.63	177,534,000	96.49	173,694,600	0.1	2031/3/20	0.86
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 63回	180,000,000	98.45	177,210,000	96.20	173,170,800	0.1	2031/6/20	0.85
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 64回	180,000,000	98.00	176,402,000	95.90	172,630,800	0.1	2031/9/20	0.85
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第15 6回	170,000,000	100.57	170,969,000	99.81	169,680,400	0.2	2027/12/20	0.84
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 52回	170,000,000	99.81	169,682,100	98.90	168,130,000	0.1	2028/9/20	0.83
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 66回	170,000,000	98.53	167,507,700	96.19	163,534,900	0.2	2032/3/20	0.80
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 67回	170,000,000	98.55	167,535,000	95.93	163,084,400	0.2	2032/6/20	0.80
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 44回	160,000,000	100.42	160,672,000	99.98	159,976,000	0.1	2026/9/20	0.79
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第14 8回	160,000,000	100.12	160,198,400	99.78	159,652,800	0.005	2026/6/20	0.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.32
合計	99.32

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピ ュータ・周 辺機器	3,575,100	24,333.06	86,993,125,730	25,531.81	91,278,774,646	5.14
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	1,605,600	42,655.85	68,488,248,295	46,914.27	75,325,553,839	4.24
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	2,099,000	15,389.99	32,303,592,417	18,844.08	39,553,741,552	2.23
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	561,440	41,652.61	23,385,443,200	64,452.52	36,186,226,310	2.04
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メデ	1,350,400	15,178.91	20,497,605,253	19,790.92	26,725,671,602	1.50

				イアおよびサービス						
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,201,600	15,208.08	18,274,040,916	19,913.58	23,928,164,217	1.34
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	648,400	29,488.08	19,120,072,071	36,853.52	23,895,822,627	1.34
8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	502,800	31,351.71	15,763,640,768	45,466.33	22,860,474,143	1.28
9	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	918,800	16,379.91	15,049,861,833	17,870.32	16,419,252,405	0.92
10	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	211,670	70,375.05	14,896,287,268	76,300.75	16,150,581,446	0.91
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	294,600	45,789.62	13,489,622,059	53,409.03	15,734,301,652	0.88
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	183,400	51,626.68	9,468,334,351	81,438.83	14,935,881,605	0.84
13	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	664,200	19,307.11	12,823,784,298	22,076.51	14,663,219,403	0.82
14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	547,246	22,977.96	12,574,601,786	23,466.11	12,841,735,052	0.72
15	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	367,800	33,292.35	12,244,928,489	34,651.70	12,744,896,290	0.71
16	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	535,700	22,069.45	11,822,606,635	21,889.53	11,726,225,078	0.66
17	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	93,800	95,379.59	8,946,605,687	124,450.56	11,673,462,528	0.65
18	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	192,400	53,816.10	10,354,217,652	59,748.23	11,495,560,452	0.64
19	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	412,400	24,282.15	10,013,959,651	25,516.85	10,523,149,847	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	228,500	42,733.89	9,764,695,330	45,396.03	10,372,993,815	0.58
21	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	741,800	11,455.10	8,497,394,833	13,805.28	10,240,760,413	0.57
22	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	606,900	18,090.30	10,979,003,925	16,820.03	10,208,078,635	0.57
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	401,000	23,566.24	9,450,064,137	22,773.55	9,132,195,555	0.51
24	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	576,800	15,859.47	9,147,745,407	15,601.19	8,998,768,699	0.50
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	100,700	73,704.74	7,422,067,876	85,055.67	8,565,106,513	0.48
26	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	336,600	21,831.62	7,348,525,780	24,312.73	8,183,665,995	0.46
27	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	91,630	98,515.65	9,026,989,788	87,026.40	7,974,229,032	0.44
28	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	312,900	27,044.63	8,462,267,005	25,353.81	7,933,207,149	0.44
29	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア	103,600	57,409.27	5,947,600,467	75,488.53	7,820,612,599	0.44

30	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	934,200	9,239.78	8,631,807,973	8,348.05	7,798,757,465	0.43
----	------	----	--------------	----	---------	----------	---------------	----------	---------------	------

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.27
		メディア	0.73
		娯楽	1.05
		不動産管理・開発	0.32
		エネルギー設備・サービス	0.32
		石油・ガス・消耗燃料	5.16
		化学	1.88
		建設資材	0.28
		容器・包装	0.22
		金属・鉱業	1.46
		紙製品・林産品	0.09
		航空宇宙・防衛	1.61
		建設関連製品	0.59
		建設・土木	0.31
		電気設備	0.85
		コングロマリット	0.87
		機械	1.82
		商社・流通業	0.42
		商業サービス・用品	0.53
		航空貨物・物流サービス	0.53
		旅客航空輸送	0.05
		海上運輸	0.06
		陸上運輸	1.04
		運送インフラ	0.09
		自動車用部品	0.17
		自動車	2.00
		家庭用耐久財	0.28
		レジャー用品	0.02
		繊維・アパレル・贅沢品	1.16
		ホテル・レストラン・レジャー	2.03
販売	0.09		
大規模小売り	2.63		
専門小売り	1.59		
生活必需品流通・小売り	1.70		
飲料	1.63		
食品	1.51		
タバコ	0.58		

		家庭用品	1.07
		パーソナルケア用品	0.61
		ヘルスケア機器・用品	2.19
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.18
		バイオテクノロジー	1.98
		医薬品	5.23
		銀行	5.28
		金融サービス	3.07
		保険	3.11
		情報技術サービス	1.28
		ソフトウェア	7.96
		通信機器	0.70
		コンピュータ・周辺機器	5.40
		電子装置・機器・部品	0.50
		半導体・半導体製造装置	5.86
		各種電気通信サービス	0.93
		無線通信サービス	0.21
		電力	1.60
		ガス	0.10
		総合公益事業	0.73
		水道	0.08
		消費者金融	0.33
		資本市場	3.04
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.11
		ヘルスケア・テクノロジー	0.05
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.26
		専門サービス	1.01
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.91
合計			98.10

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	86,650,000	17,493.82	15,158,401,908	16,313.56	14,135,707,322	6.25	2030/5/15	1.84
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	82,500,000	16,882.67	13,928,205,047	15,691.29	12,945,315,914	5.375	2031/2/15	1.68
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	84,200,000	16,217.75	13,655,346,431	15,349.47	12,924,260,294	5.25	2028/11/15	1.68
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	87,650,000	15,659.35	13,725,424,818	14,425.70	12,644,130,092	4.125	2032/11/15	1.64
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY	73,100,000	15,821.07	11,565,206,994	15,291.63	11,178,183,143	6	2026/2/15	1.45

			BOND								
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000	18,214.39	10,555,240,599	17,459.00	10,117,490,500	5.5	2029/4/25	1.31
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,200,000	13,049.16	9,291,004,552	12,887.83	9,176,138,689	0.5	2027/4/30	1.19
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,600,000	14,015.05	9,053,726,826	13,753.17	8,884,553,938	2	2026/11/15	1.15
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,000,000	14,014.57	9,249,620,371	13,128.56	8,664,853,756	2.875	2032/5/15	1.12
10	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	48,050,000	18,433.75	8,857,418,617	17,389.14	8,355,485,710	4.75	2035/4/25	1.08
11	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000	15,817.52	8,541,465,780	15,275.44	8,248,737,600	3.85	2029/12/15	1.07
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,354.77	8,426,860,897	12,859.78	8,114,526,851	1.125	2028/2/29	1.05
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	56,500,000	14,367.27	8,117,509,406	14,127.71	7,982,157,750	2.25	2025/11/15	1.03
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	51,750,000	15,632.52	8,089,829,100	15,256.48	7,895,228,400	3.4	2028/4/1	1.02
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	54,500,000	14,563.25	7,936,974,606	14,357.34	7,824,751,425	3	2025/10/31	1.01
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	48,850,000	15,800.92	7,718,749,984	15,656.22	7,648,063,470	3.6	2025/9/29	0.99
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	102,200,000	8,668.92	8,859,637,559	7,298.45	7,459,016,878	1.375	2050/8/15	0.97
18	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000	17,856.31	7,829,992,096	16,931.28	7,424,366,280	5.75	2033/2/1	0.96
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,383.36	7,691,684,063	14,420.44	7,210,223,438	4	2030/2/28	0.93
20	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000	19,490.24	7,435,527,613	18,534.36	7,070,859,790	5.75	2032/10/25	0.92
21	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	39,450,000	18,322.54	7,228,243,171	17,713.06	6,987,803,748	6.5	2027/7/4	0.91
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,500,000	14,653.87	7,107,128,138	14,373.70	6,971,246,016	3	2025/9/30	0.90
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,650,000	13,619.85	6,898,456,403	13,640.40	6,908,867,468	0.25	2025/8/31	0.89
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,800,000	13,870.21	6,907,365,226	13,861.27	6,902,914,181	0.375	2025/4/30	0.89
25	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000	18,201.37	7,007,531,130	17,562.50	6,761,564,733	6	2029/1/31	0.88
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,500,000	13,059.73	6,595,163,678	12,835.54	6,481,947,990	1.25	2028/5/31	0.84
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,200,000	12,937.27	6,494,509,814	12,843.42	6,447,401,570	0.5	2027/5/31	0.83
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,300,000	13,660.97	6,461,639,358	13,563.86	6,415,708,871	1.375	2026/8/31	0.83
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	37,750,000	17,424.50	6,577,749,982	16,958.93	6,401,996,075	5.15	2028/10/31	0.83
30	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,900,000	19,336.20	6,554,972,860	18,446.02	6,253,202,814	5.5	2031/1/4	0.81

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.80
合計	98.80

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・	2,417,000	2,368.89	5,725,624,992	2,424.05	5,858,935,376	5.91

				半導体製造装置						
2	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	6,136,100	724.45	4,445,298,168	639.15	3,921,921,081	3.96
3	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	657,500	6,274.02	4,125,171,401	5,683.31	3,736,778,955	3.77
4	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	468,040	7,263.49	3,399,606,575	7,599.24	3,556,748,290	3.59
5	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	1,609,280	1,518.48	2,443,660,460	1,586.12	2,552,527,286	2.57
6	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	298,600	4,145.44	1,237,829,280	4,224.72	1,261,501,691	1.27
7	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	497,240	2,482.00	1,234,153,061	2,117.38	1,052,850,009	1.06
8	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	507,800	1,691.95	859,173,124	1,706.10	866,360,627	0.87
9	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	329,300	2,299.96	757,379,133	2,605.40	857,959,702	0.86
10	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	58,650	9,564.84	560,978,285	14,301.34	838,773,814	0.84
11	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	9,424,000	105.86	997,713,225	83.31	785,203,910	0.79
12	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	273,488	2,962.84	810,302,089	2,757.89	754,251,735	0.76
13	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	52,870	9,699.02	512,787,716	12,743.17	673,731,398	0.68
14	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	332,952	2,098.76	698,787,969	1,980.30	659,345,841	0.66
15	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,237,649	493.61	610,924,400	482.02	596,583,452	0.60
16	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	91,200	5,943.68	542,064,112	6,401.51	583,818,396	0.58
17	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	189,550	2,626.47	497,848,981	2,889.43	547,691,836	0.55
18	香港	株式	BAIDU INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	217,460	2,226.31	484,134,460	2,461.36	535,249,085	0.54
19	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	631,000	1,119.27	706,260,609	840.84	530,570,040	0.53
20	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	189,300	3,012.23	570,215,139	2,712.60	513,496,126	0.51
21	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	150,538	3,074.71	462,861,558	3,406.65	512,830,504	0.51
22	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	233,567	2,597.21	606,623,652	2,123.12	495,891,003	0.50
23	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	80,700	6,184.71	499,106,484	6,054.95	488,634,465	0.49
24	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガス・消耗燃料	458,000	736.60	337,363,468	1,022.81	468,447,056	0.47
25	インドネ	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	5,440,000	86.57	470,954,400	86.08	468,316,000	0.47

	シア									
26	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	19,510	23,906.26	466,411,301	23,706.23	462,508,579	0.46
27	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	6,390,000	84.87	542,347,711	70.70	451,817,730	0.45
28	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	98,500	4,523.27	445,542,688	4,490.85	442,348,725	0.44
29	韓国	株式	POSCO HOLDINGS INC	金属・鉱業	6,910	41,418.08	286,198,933	59,438.50	410,720,035	0.41
30	インド	株式	AXIS BANK LIMITED	銀行	218,400	1,617.18	353,192,265	1,865.92	407,518,894	0.41

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.20
		メディア	0.07
		娯楽	1.00
		不動産管理・開発	1.45
		エネルギー設備・サービス	0.05
		石油・ガス・消耗燃料	4.83
		化学	2.60
		建設資材	0.84
		容器・包装	0.06
		金属・鉱業	3.45
		紙製品・林産品	0.19
		航空宇宙・防衛	0.26
		建設関連製品	0.03
		建設・土木	0.58
		電気設備	1.12
		コングロマリット	1.24
		機械	0.52
		商社・流通業	0.13
		商業サービス・用品	0.04
		航空貨物・物流サービス	0.25
		旅客航空輸送	0.28
		海上運輸	0.29
		陸上運輸	0.29
		運送インフラ	0.67
		自動車用部品	0.62
		自動車	2.88
家庭用耐久財	0.26		
レジャー用品	0.02		
繊維・アパレル・贅沢品	0.90		
ホテル・レストラン・レジャー	2.39		
大規模小売り	4.76		

		専門小売り	0.61
		生活必需品流通・小売り	1.42
		飲料	1.16
		食品	1.49
		タバコ	0.35
		家庭用品	0.08
		パーソナルケア用品	0.69
		ヘルスケア機器・用品	0.09
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.84
		バイオテクノロジー	0.59
		医薬品	1.07
		銀行	15.53
		金融サービス	1.00
		保険	2.56
		情報技術サービス	2.21
		ソフトウェア	0.16
		通信機器	0.19
		コンピュータ・周辺機器	5.74
		電子装置・機器・部品	2.27
		半導体・半導体製造装置	8.27
		各種電気通信サービス	1.30
		無線通信サービス	1.39
		電力	1.02
		ガス	0.40
		総合公益事業	0.03
		水道	0.11
		消費者金融	0.67
		資本市場	0.74
		各種消費者サービス	0.21
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.75
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.61
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.96
投資証券	—	—	0.10
合計			95.18

(参考) 新興国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------	------	-----------------

1	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	5,400,000	14,461.36	780,913,951	12,866.15	694,772,295	4.817	2049/3/14	2.02
2	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	4,100,000	15,073.05	617,995,334	14,242.22	583,931,421	4.375	2029/4/16	1.69
3	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,700,000	15,311.54	566,527,160	14,628.92	541,270,188	6	2029/8/1	1.57
4	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	4,000,000	13,833.19	553,327,832	12,142.90	485,716,176	4.4	2050/4/16	1.41
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	3,000,000	15,343.91	460,317,492	15,699.91	470,997,504	9.875	2028/1/15	1.36
6	アメリカ	国債証券	CHINA GOVT INTL BOND	3,400,000	13,699.45	465,781,613	13,590.00	462,060,039	0.55	2025/10/21	1.34
7	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	3,200,000	15,015.12	480,484,107	14,207.67	454,645,562	4	2029/3/14	1.32
8	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,400,000	13,358.98	454,205,654	13,019.84	442,674,648	3.875	2030/6/12	1.28
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	3,600,000	12,849.53	462,583,330	12,267.47	441,628,926	2.783	2031/1/23	1.28
10	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	2,900,000	15,648.22	453,798,407	14,477.59	419,850,354	6.4	2035/2/14	1.22
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000	14,120.50	395,374,044	14,530.50	406,854,010	6.375	2025/10/14	1.18
12	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	10,237,686	3,605.39	369,108,614	3,876.35	396,848,922	3.625	2035/7/9	1.15
13	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,800,000	10,970.46	416,877,674	10,355.06	393,492,504	4.75	2050/1/14	1.14
14	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	2,900,000	14,217.17	412,297,974	13,373.43	387,829,737	3.125	2030/4/16	1.12
15	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	2,600,000	15,462.24	402,018,328	14,683.05	381,759,482	6.25	2031/1/25	1.10
16	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	6,800,000	5,961.80	405,402,966	5,537.41	376,544,369	3.5	2035/7/31	1.09
17	アメリカ	国債証券	HUNGARY	2,500,000	15,571.09	389,277,463	14,639.39	365,984,865	6.25	2032/9/22	1.06
18	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	2,500,000	14,449.83	361,245,781	14,435.29	360,882,317	2.125	2024/9/30	1.04
19	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000	16,169.16	388,059,941	14,914.15	357,939,794	5.5	2032/10/25	1.04
20	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,500,000	14,633.24	365,831,097	14,093.72	352,343,169	6	2033/10/20	1.02
21	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	2,900,000	12,706.04	368,475,372	11,112.89	322,274,000	3.875	2050/4/16	0.93
22	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	2,300,000	14,557.73	334,827,949	13,955.81	320,983,722	3.75	2030/4/16	0.93
23	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,200,000	15,763.94	346,806,778	14,575.90	320,670,016	6.35	2035/2/9	0.93
24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000	14,439.76	317,674,869	14,180.49	311,970,959	7.5	2034/2/2	0.90
25	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,300,000	13,970.32	321,317,375	13,067.60	300,554,983	3.25	2030/10/22	0.87
26	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	2,600,000	13,077.12	340,005,216	11,454.16	297,808,401	4.2	2050/10/15	0.86
27	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000	13,194.58	303,475,383	12,688.15	291,827,632	4.5	2030/1/30	0.84
28	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	2,200,000	13,949.83	306,896,278	13,262.05	291,765,166	6	2033/2/22	0.84
29	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,500,000	12,610.54	315,263,633	11,620.30	290,507,544	7.3	2052/4/20	0.84
30	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,500,000	12,726.81	318,170,310	11,465.60	286,640,117	5	2051/4/27	0.83

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.92
合計	97.92

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,500,000	2,050.59	153,794,583	2,052.18	153,913,759	2.47	2024/9/2	1.67
2	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000	2,052.64	147,790,177	2,065.92	148,746,318	2.69	2026/8/12	1.62
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	6,000,000	2,106.78	126,406,867	2,174.41	130,464,933	—	2026/1/1	1.42
4	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000	2,073.16	124,390,115	2,098.87	125,932,629	3.02	2031/5/27	1.37
5	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	4,900,000	2,523.46	123,649,837	2,557.10	125,298,237	—	2024/7/1	1.36
6	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	5,800,000	2,114.42	122,636,764	2,128.98	123,480,855	—	2026/7/1	1.34
7	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,900,000	704.12	126,038,846	680.38	121,788,244	8	2030/1/31	1.32
8	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	391,000	2,888.80	112,955,938	3,010.16	117,697,593	10	2025/1/1	1.28
9	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,800,000	2,752.85	104,608,475	2,945.53	111,930,162	2.75	2029/10/25	1.22
10	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000	834.18	108,443,634	805.61	104,729,391	10.5	2026/12/21	1.14
11	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000	758.89	99,415,484	763.53	100,023,477	5.75	2026/3/5	1.09
12	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	4,100,000	2,249.89	92,245,888	2,303.85	94,457,945	—	2025/7/1	1.03
13	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	2,850,000	3,221.78	91,820,843	3,207.20	91,405,401	3.899	2027/11/16	0.99
14	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	310,000	2,682.46	83,157,053	2,885.08	89,437,534	10	2029/1/1	0.97
15	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,600,000	608.53	101,016,536	537.74	89,265,155	8.75	2048/2/28	0.97
16	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,800,000	674.30	93,054,697	634.73	87,593,333	8.25	2032/3/31	0.95
17	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	14,200,000	601.81	85,457,939	612.21	86,934,259	1.25	2025/2/14	0.94
18	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	11,300,000	791.28	89,415,160	746.45	84,349,200	7.75	2031/5/29	0.91
19	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000	2,331.35	79,266,130	2,478.36	84,264,345	1.75	2032/4/25	0.91
20	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000	829.34	85,422,923	794.37	81,820,984	8.5	2029/5/31	0.89
21	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	270,000	2,802.70	75,677,489	2,967.96	80,135,159	10	2027/1/1	0.87
22	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000	2,749.78	74,244,274	2,946.30	79,550,302	0.25	2026/10/25	0.86
23	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,400,000	816.99	76,797,464	826.98	77,736,748	8	2024/9/5	0.84
24	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000	740.30	76,250,995	731.97	75,393,152	5.5	2027/3/4	0.82

25	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000	765.16	81,108,002	695.23	73,695,206	8	2047/11/7	0.80
26	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,350,000	795.68	74,396,709	776.42	72,595,300	7.5	2027/6/3	0.79
27	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3,400,000	2,062.87	70,137,780	2,083.44	70,837,105	2.91	2028/10/14	0.77
28	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000	3,028.51	66,627,328	3,195.04	70,291,081	0.75	2025/4/25	0.76
29	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000	3,191.05	70,203,256	3,174.30	69,834,809	3.885	2029/8/15	0.76
30	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	250,000	2,878.41	71,960,739	2,771.04	69,276,046	10	2033/1/1	0.75

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.01
合計	97.01

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,463	563,738	3,079,706,144	606,000	3,310,578,000	6.49
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	4,810	537,289	2,584,364,079	583,000	2,804,230,000	5.50
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	15,142	164,382	2,489,082,321	167,400	2,534,770,800	4.97
4	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	8,157	302,958	2,471,236,493	279,200	2,277,434,400	4.46
5	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	22,445	97,780	2,194,694,130	97,000	2,177,165,000	4.27
6	日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	15,817	147,026	2,325,514,882	133,700	2,114,732,900	4.14
7	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	7,058	286,460	2,021,836,259	263,800	1,861,900,400	3.65
8	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	9,330	179,352	1,673,355,011	179,400	1,673,802,000	3.28
9	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	10,475	146,286	1,532,353,219	155,700	1,630,957,500	3.20
10	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,594	355,540	1,633,351,940	339,000	1,557,366,000	3.05
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	22,672	56,527	1,281,583,224	61,800	1,401,129,600	2.74
12	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	15,675	73,100	1,145,846,197	78,100	1,224,217,500	2.40
13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	14,071	79,792	1,122,763,852	83,300	1,172,114,300	2.30
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,202	349,032	1,117,602,511	361,000	1,155,922,000	2.26
15	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,617	660,478	1,067,993,171	631,000	1,020,327,000	2.00
16	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,457	404,146	992,987,280	412,500	1,013,512,500	1.98
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	7,145	156,450	1,117,840,275	138,200	987,439,000	1.93
18	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	2,725	311,327	848,367,705	346,000	942,850,000	1.85

19	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク 投資法人 投資証券	1,948	506,148	985,976,623	471,000	917,508,000	1.80
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資 法人 投資証券	2,999	323,948	971,521,024	289,900	869,410,100	1.70
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投 資証券	5,986	161,762	968,313,198	143,400	858,392,400	1.68
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	5,744	155,504	893,219,735	146,500	841,496,000	1.65
23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投 資証券	1,737	484,104	840,889,850	457,500	794,677,500	1.55
24	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ ネクスト投資法人 投資証券	3,438	210,729	724,487,439	228,300	784,895,400	1.54
25	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証 券	5,506	149,013	820,467,123	141,700	780,200,200	1.53
26	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投 資法人 投資証券	2,303	345,701	796,151,060	331,500	763,444,500	1.49
27	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資 証券	6,496	113,232	735,561,189	110,900	720,406,400	1.41
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投 資証券	4,381	158,285	693,450,087	159,400	698,331,400	1.37
29	日本	投資証券	森トラスリート投資法人 投資 証券	9,026	70,819	639,213,315	72,800	657,092,800	1.28
30	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資 証券	970	596,983	579,073,893	668,000	647,960,000	1.27

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.07
合計	97.07

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	327,140	18,146.01	5,936,288,033	16,772.40	5,486,924,703	8.61
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	33,130	111,397.47	3,690,598,319	107,842.69	3,572,828,406	5.60
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	56,040	42,878.63	2,402,918,920	39,531.00	2,215,317,374	3.47
4	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	183,710	12,147.30	2,231,581,779	12,035.20	2,210,987,841	3.47
5	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	107,020	15,787.06	1,689,531,623	17,731.21	1,897,594,437	2.97
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	115,700	16,583.93	1,918,761,233	16,278.79	1,883,456,165	2.95
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	250,590	9,059.77	2,270,289,759	7,422.15	1,859,918,974	2.92
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	358,500	4,825.33	1,729,884,024	4,408.12	1,580,311,952	2.48
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	74,790	21,492.14	1,607,397,315	18,072.25	1,351,623,996	2.12
10	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	50,290	28,158.88	1,416,110,195	25,621.55	1,288,508,162	2.02
11	オースト ラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	606,000	1,886.94	1,143,486,023	2,072.97	1,256,222,729	1.97
12	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	122,030	9,886.57	1,206,459,307	8,790.81	1,072,743,350	1.68
13	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	203,500	5,127.60	1,043,467,089	4,750.66	966,759,473	1.51
14	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	103,270	8,403.40	867,819,573	8,955.35	924,819,470	1.45
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	142,400	6,837.00	973,589,938	6,312.27	898,868,102	1.41
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	55,110	18,025.88	993,406,567	14,854.78	818,647,466	1.28
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	41,300	23,041.30	951,605,822	19,286.84	796,546,707	1.25
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	44,040	19,496.25	858,615,167	17,708.77	779,894,504	1.22

19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	22,720	35,046.59	796,258,615	31,523.98	716,224,939	1.12
20	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPRTIE	92,910	7,436.34	690,910,683	6,895.63	640,673,727	1.00
21	香港	投資証券	LINK REIT	903,300	901.01	813,882,390	706.11	637,833,228	1.00
22	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	65,900	9,764.93	643,508,989	9,502.81	626,235,667	0.98
23	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	75,740	10,581.28	801,426,844	8,179.03	619,480,065	0.97
24	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	251,600	2,646.94	665,972,550	2,456.10	617,955,666	0.97
25	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	219,300	2,901.53	636,306,203	2,637.09	578,315,021	0.90
26	アメリカ	投資証券	UDR INC	107,300	6,354.15	681,801,197	5,335.51	572,501,146	0.89
27	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	112,400	5,260.22	591,249,590	5,064.77	569,281,137	0.89
28	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	433,900	1,456.28	631,880,655	1,284.64	557,407,960	0.87
29	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	73,040	7,710.86	563,201,691	7,422.15	542,114,537	0.85
30	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	37,770	16,918.34	639,006,040	14,153.25	534,568,615	0.83

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.11
合計	98.11

(参考) 野村マネー マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第120回	100,000,000	100.16	100,167,440	100.16	100,167,440	0.751	2023/12/20	2.27
2	日本	社債券	三井住友フィナンズ&リース 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100.02	100,027,234	100.02	100,027,234	0.18	2023/11/27	2.27
3	日本	特殊債券	西日本高速道路 第63回	100,000,000	100.00	100,002,000	100.00	100,002,000	0.001	2023/12/11	2.26
4	日本	地方債証券	大阪府 公募 (5年) 第155回	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.001	2023/10/30	2.26
5	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第209回	32,000,000	100.26	32,083,840	100.26	32,083,840	0.747	2024/1/31	0.72
6	日本	特殊債券	地方公共団体金融機構債券 第54回	10,000,000	100.11	10,011,804	100.11	10,011,804	0.73	2023/11/28	0.22
7	日本	地方債証券	愛知県 公募平成25年度第15回	10,000,000	100.04	10,004,990	100.04	10,004,990	0.699	2023/10/25	0.22
8	日本	特殊債券	西日本高速道路 第47回	10,000,000	100.01	10,001,576	100.01	10,001,576	0.07	2023/12/20	0.22

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
地方債証券	2.49
特殊債券	5.72
社債券	2.27

②【投資不動産物件】

ネクストコア

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 野村マネーマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ネクストコア

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2023年12月限)	買建	539	日本円	12,660,347,305	12,523,665,000	2.13

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	アメリカ	シカゴマ ーカント イル取引 所	E-mini S&P500 株 価指数先物(2023 年12月限)	買建	770	米ドル	171,121,397.5	25,596,338,640	166,993,750	24,978,925,121	1.40
	カナダ	モントリオ ール取引 所	S&P TSX60 株価指 数先物(2023年12 月限)	買建	44	カナダド ル	10,562,266	1,169,665,336	10,381,360	1,149,631,797	0.06
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ50 株価指 数先物(2023年12 月限)	買建	473	ユーロ	20,055,905	3,168,832,990	19,790,320	3,126,870,560	0.17
	オース トラリア	シドニー先 物取引所 ア	SPI200 株価指数先 物(2023年12月 限)	買建	42	豪ドル	7,516,075	721,994,165	7,404,600	711,285,876	0.04
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100 株価指数先 物(2023年12月 限)	買建	106	英ポンド	8,091,780	1,476,992,598	8,110,590	1,480,425,978	0.08
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI 株価指数先物 (2023年12月限)	買建	53	スイスフ ラン	5,847,510	955,833,980	5,805,090	948,900,002	0.05

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	アメリカ	インターコ ンチネン タル取引 所	MSCI エマージン グ・マーケ ット指数 先物(2023年12 月限)	買建	562	米ドル	27,673,690	4,139,430,552	26,849,550	4,016,155,682	4.05
	香港	香港先物取 引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物 (2023年10月限)	買建	90	米ドル	4,535,550	678,427,569	4,447,350	665,234,613	0.67

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT 指数先物 取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2023年12月限)	買建	804	日本円	1,516,419,840	1,487,400,000	2.91

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ ボ ード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先 物(2023年12月 限)	買建	230	米ドル	7,454,220	1,115,002,226	6,978,200	1,043,799,154	1.63

(参考) 野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ネクストコア

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間	(2014年2月17日)	1,850	1,850	0.9721	0.9721
第3計算期間	(2014年8月18日)	1,925	1,925	1.0181	1.0181
第4計算期間	(2015年2月17日)	2,341	2,341	1.0461	1.0461
第5計算期間	(2015年8月17日)	2,712	2,712	1.0175	1.0175
第6計算期間	(2016年2月17日)	3,004	3,004	0.9984	0.9984
第7計算期間	(2016年8月17日)	3,714	3,714	1.0329	1.0329
第8計算期間	(2017年2月17日)	4,295	4,295	1.0153	1.0153
第9計算期間	(2017年8月17日)	3,911	3,911	1.0230	1.0230

第10 計算期間	(2018年 2月 19日)	3,134	3,134	1.0190	1.0190
第11 計算期間	(2018年 8月 17日)	2,822	2,822	1.0165	1.0165
第12 計算期間	(2019年 2月 18日)	2,882	2,882	1.0211	1.0211
第13 計算期間	(2019年 8月 19日)	2,545	2,545	1.0574	1.0574
第14 計算期間	(2020年 2月 17日)	1,926	1,926	1.0840	1.0840
第15 計算期間	(2020年 8月 17日)	1,767	1,767	1.0471	1.0471
第16 計算期間	(2021年 2月 17日)	1,611	1,611	1.0732	1.0732
第17 計算期間	(2021年 8月 17日)	1,472	1,472	1.0775	1.0775
第18 計算期間	(2022年 2月 17日)	1,296	1,296	1.0414	1.0414
第19 計算期間	(2022年 8月 17日)	1,093	1,093	1.0217	1.0217
第20 計算期間	(2023年 2月 17日)	998	998	0.9727	0.9727
第21 計算期間	(2023年 8月 17日)	939	939	0.9835	0.9835
	2022年 9月 末日	1,052	—	0.9894	—
	10月 末日	1,046	—	0.9947	—
	11月 末日	1,032	—	0.9886	—
	12月 末日	997	—	0.9668	—
	2023年 1月 末日	998	—	0.9706	—
	2月 末日	996	—	0.9732	—
	3月 末日	997	—	0.9771	—
	4月 末日	1,001	—	0.9834	—
	5月 末日	997	—	0.9873	—
	6月 末日	977	—	1.0022	—
	7月 末日	952	—	0.9926	—
	8月 末日	940	—	0.9882	—
	9月 末日	919	—	0.9755	—

②【分配の推移】

ネクストコア

	計算期間	1口当たりの分配金
第2 計算期間	2013年 8月 20日～2014年 2月 17日	0.0000 円
第3 計算期間	2014年 2月 18日～2014年 8月 18日	0.0000 円
第4 計算期間	2014年 8月 19日～2015年 2月 17日	0.0000 円
第5 計算期間	2015年 2月 18日～2015年 8月 17日	0.0000 円
第6 計算期間	2015年 8月 18日～2016年 2月 17日	0.0000 円
第7 計算期間	2016年 2月 18日～2016年 8月 17日	0.0000 円
第8 計算期間	2016年 8月 18日～2017年 2月 17日	0.0000 円
第9 計算期間	2017年 2月 18日～2017年 8月 17日	0.0000 円

第10計算期間	2017年8月18日～2018年2月19日	0.0000円
第11計算期間	2018年2月20日～2018年8月17日	0.0000円
第12計算期間	2018年8月18日～2019年2月18日	0.0000円
第13計算期間	2019年2月19日～2019年8月19日	0.0000円
第14計算期間	2019年8月20日～2020年2月17日	0.0000円
第15計算期間	2020年2月18日～2020年8月17日	0.0000円
第16計算期間	2020年8月18日～2021年2月17日	0.0000円
第17計算期間	2021年2月18日～2021年8月17日	0.0000円
第18計算期間	2021年8月18日～2022年2月17日	0.0000円
第19計算期間	2022年2月18日～2022年8月17日	0.0000円
第20計算期間	2022年8月18日～2023年2月17日	0.0000円
第21計算期間	2023年2月18日～2023年8月17日	0.0000円

③【収益率の推移】

ネクストコア

	計算期間	収益率
第2計算期間	2013年8月20日～2014年2月17日	1.4%
第3計算期間	2014年2月18日～2014年8月18日	4.7%
第4計算期間	2014年8月19日～2015年2月17日	2.8%
第5計算期間	2015年2月18日～2015年8月17日	△2.7%
第6計算期間	2015年8月18日～2016年2月17日	△1.9%
第7計算期間	2016年2月18日～2016年8月17日	3.5%
第8計算期間	2016年8月18日～2017年2月17日	△1.7%
第9計算期間	2017年2月18日～2017年8月17日	0.8%
第10計算期間	2017年8月18日～2018年2月19日	△0.4%
第11計算期間	2018年2月20日～2018年8月17日	△0.2%
第12計算期間	2018年8月18日～2019年2月18日	0.5%
第13計算期間	2019年2月19日～2019年8月19日	3.6%
第14計算期間	2019年8月20日～2020年2月17日	2.5%
第15計算期間	2020年2月18日～2020年8月17日	△3.4%
第16計算期間	2020年8月18日～2021年2月17日	2.5%
第17計算期間	2021年2月18日～2021年8月17日	0.4%
第18計算期間	2021年8月18日～2022年2月17日	△3.4%
第19計算期間	2022年2月18日～2022年8月17日	△1.9%
第20計算期間	2022年8月18日～2023年2月17日	△4.8%
第21計算期間	2023年2月18日～2023年8月17日	1.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

ネクストコア

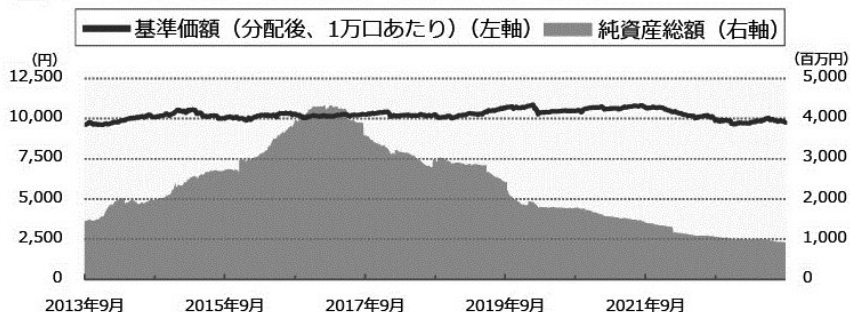
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2013年8月20日～2014年2月17日	670,704,216	160,711,546	1,903,072,458
第3計算期間	2014年2月18日～2014年8月18日	582,888,344	594,495,481	1,891,465,321
第4計算期間	2014年8月19日～2015年2月17日	858,557,285	512,113,562	2,237,909,044
第5計算期間	2015年2月18日～2015年8月17日	774,652,374	346,882,589	2,665,678,829
第6計算期間	2015年8月18日～2016年2月17日	547,418,537	203,743,660	3,009,353,706
第7計算期間	2016年2月18日～2016年8月17日	954,092,064	366,986,976	3,596,458,794
第8計算期間	2016年8月18日～2017年2月17日	939,380,069	304,883,559	4,230,955,304
第9計算期間	2017年2月18日～2017年8月17日	332,500,890	739,734,400	3,823,721,794
第10計算期間	2017年8月18日～2018年2月19日	110,489,900	857,902,021	3,076,309,673
第11計算期間	2018年2月20日～2018年8月17日	172,843,131	472,676,803	2,776,476,001
第12計算期間	2018年8月18日～2019年2月18日	414,396,154	367,449,793	2,823,422,362
第13計算期間	2019年2月19日～2019年8月19日	145,606,121	562,058,695	2,406,969,788
第14計算期間	2019年8月20日～2020年2月17日	177,689,783	807,437,000	1,777,222,571
第15計算期間	2020年2月18日～2020年8月17日	71,260,857	160,465,274	1,688,018,154
第16計算期間	2020年8月18日～2021年2月17日	97,049,943	283,704,095	1,501,364,002
第17計算期間	2021年2月18日～2021年8月17日	34,398,882	168,986,079	1,366,776,805
第18計算期間	2021年8月18日～2022年2月17日	25,162,458	147,393,429	1,244,545,834
第19計算期間	2022年2月18日～2022年8月17日	21,412,466	195,892,679	1,070,065,621
第20計算期間	2022年8月18日～2023年2月17日	17,228,204	60,886,312	1,026,407,513
第21計算期間	2023年2月18日～2023年8月17日	20,606,299	92,014,460	954,999,352

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2023年9月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年8月	0 円
2023年2月	0 円
2022年8月	0 円
2022年2月	0 円
2021年8月	0 円
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率(%)
国内株式マザーファンド	3.5
国内債券マザーファンド	20.0
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	4.5
外国債券マザーファンド	18.6
新興国株式マザーファンド	1.9
新興国債券マザーファンド	2.1
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	2.1
J-REITインデックスマザーファンド	3.8
海外REITインデックスマザーファンド	1.8
野村マネーマザーファンド	0.3

実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.2
2	ソニーグループ	電気機器	0.1
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.1
4	日本電信電話	情報・通信業	0.1
5	キーエンス	電気機器	0.1

・「国内債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	国庫債券 利付(2年)第447回	国債証券	0.6
2	国庫債券 利付(2年)第452回	国債証券	0.3
3	国庫債券 利付(10年)第350回	国債証券	0.3
4	国庫債券 利付(5年)第145回	国債証券	0.3
5	国庫債券 利付(10年)第340回	国債証券	0.3

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.2
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.2
3	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.1
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.1
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.1

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
3	US TREASURY BOND	国債証券	0.3
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
5	US TREASURY BOND	国債証券	0.3

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.1
2	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.1
3	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.1
4	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.1
5	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.0

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	STATE OF QATAR	国債証券	0.0
2	SAUDI INTERNATIONAL BOND	国債証券	0.0
3	OMAN GOV INTERNTL BOND	国債証券	0.0
4	STATE OF QATAR	国債証券	0.0
5	REPUBLIC OF TURKEY	国債証券	0.0

・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0
2	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0
3	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0
4	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0
5	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.2
3	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2
4	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	投資証券	0.2
5	日本都市ファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2

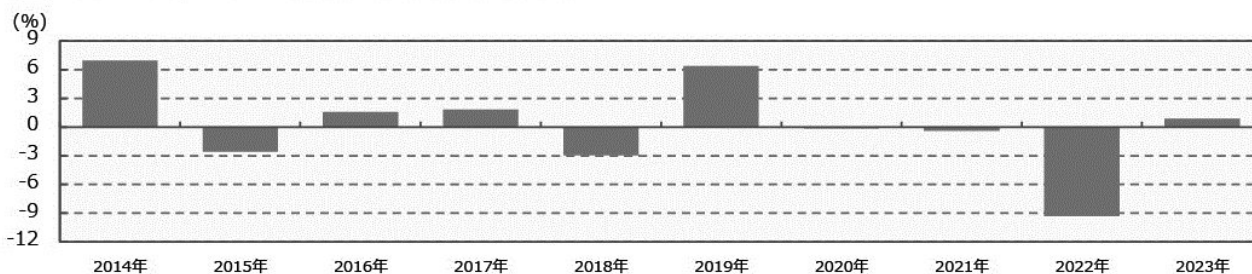
・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.2
2	EQUINIX INC	投資証券	0.1
3	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.1
4	WELLTOWER INC	投資証券	0.1
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	0.1

・「野村マネー マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第120回	特殊債券	0.0
2	三井住友ファイナンス&リース 第21回社債間限定同順位特約付	社債券	0.0
3	西日本高速道路 第63回	特殊債券	0.0
4	大阪府 公募(5年) 第155回	地方債証券	0.0
5	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第209回	特殊債券	0.0

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

午後 3 時まで取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 販売単位

1 万口以上 1 万口単位（当初元本 1 口 = 1 円）または 1 万円以上 1 円単位とします。

(4) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(6) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(7) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後 3 時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 換金単位

1 万口単位、1 口単位または 1 円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4) 換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 6 営業日目から申込みの販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2028年2月17日までとします(2013年1月31日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年2月18日から8月17日までおよび8月18日から翌年2月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- (i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとし、
- (ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

上記にかかわらず、累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(2023年2月18日から2023年8月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているネクストコアの2023年2月18日から2023年8月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネクストコアの2023年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ネクストコア】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 20 期 (2023 年 2 月 17 日現在)	第 21 期 (2023 年 8 月 17 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	331,841,926	332,723,428
親投資信託受益証券	680,910,069	623,403,623
派生商品評価勘定	-	192,242
流動資産合計	1,012,751,995	956,319,293
資産合計	1,012,751,995	956,319,293
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,895,031	8,929,484
未払金	-	510,815
未払解約金	672,713	347,462
未払受託者報酬	287,135	269,267
未払委託者報酬	7,465,445	7,000,788
未払利息	79	483
その他未払費用	17,169	16,101
流動負債合計	14,337,572	17,074,400
負債合計	14,337,572	17,074,400
純資産の部		
元本等		
元本	1,026,407,513	954,999,352
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△27,993,090	△15,754,459
(分配準備積立金)	65,971,842	65,722,563
元本等合計	998,414,423	939,244,893
純資産合計	998,414,423	939,244,893
負債純資産合計	1,012,751,995	956,319,293

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 20 期 自 2022 年 8 月 18 日 至 2023 年 2 月 17 日	第 21 期 自 2023 年 2 月 18 日 至 2023 年 8 月 17 日
営業収益		
受取利息	-	29
有価証券売買等損益	△34,503,420	50,493,554
為替差損益	△9,366,378	△31,291,797
営業収益合計	△43,869,798	19,201,786
営業費用		

支払利息	62,503	38,082
受託者報酬	287,135	269,267
委託者報酬	7,465,445	7,000,788
その他費用	32,942	118,329
営業費用合計	7,848,025	7,426,466
営業利益又は営業損失(△)	△51,717,823	11,775,320
経常利益又は経常損失(△)	△51,717,823	11,775,320
当期純利益又は当期純損失(△)	△51,717,823	11,775,320
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△2,055,216	1,719,645
期首剰余金又は期首欠損金(△)	23,195,242	△27,993,090
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,498,431
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,498,431
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,525,725	315,475
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,306,773	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	218,952	315,475
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△27,993,090	△15,754,459

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年2月18日から2023年8月17日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第20期 2023年2月17日現在	第21期 2023年8月17日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,026,407,513口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 954,999,352口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 27,993,090円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 15,754,459円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9727円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9835円

(10,000 口当たり純資産額)

(9,727 円)

(10,000 口当たり純資産額)

(9,835 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 20 期 自 2022 年 8 月 18 日 至 2023 年 2 月 17 日			第 21 期 自 2023 年 2 月 18 日 至 2023 年 8 月 17 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0 円	費用控除後の配当等収益額	A	5,585,482 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	93,961,864 円	収益調整金額	C	88,697,647 円
分配準備積立金額	D	65,971,842 円	分配準備積立金額	D	60,137,081 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	159,933,706 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,420,210 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,026,407,513 口	当ファンドの期末残存口数	F	954,999,352 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,558 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,616 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 20 期 自 2022 年 8 月 18 日 至 2023 年 2 月 17 日		第 21 期 自 2023 年 2 月 18 日 至 2023 年 8 月 17 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。当ファンドは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされておりますが、主要投資対象である親投資信託受益証券の保有状況によっては、市場リスクの内容は変動する場合があります。当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を	3. 金融商品に係るリスク管理体制	同左

把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 20 期 2023 年 2 月 17 日現在	第 21 期 2023 年 8 月 17 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 20 期 自 2022 年 8 月 18 日 至 2023 年 2 月 17 日	第 21 期 自 2023 年 2 月 18 日 至 2023 年 8 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 20 期 自 2022 年 8 月 18 日 至 2023 年 2 月 17 日	第 21 期 自 2023 年 2 月 18 日 至 2023 年 8 月 17 日
期首元本額 1,070,065,621 円	期首元本額 1,026,407,513 円
期中追加設定元本額 17,228,204 円	期中追加設定元本額 20,606,299 円
期中一部解約元本額 60,886,312 円	期中一部解約元本額 92,014,460 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 20 期 自 2022 年 8 月 18 日 至 2023 年 2 月 17 日	第 21 期 自 2023 年 2 月 18 日 至 2023 年 8 月 17 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△15,970,658	28,680,697
合計	△15,970,658	28,680,697

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 20 期(2023 年 2 月 17 日現在)				第 21 期(2023 年 8 月 17 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち 1 年超				うち 1 年超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	160,430,348	—	166,325,379	△5,895,031	228,766,789	—	237,504,031	△8,737,242
米ドル	58,985,624	—	61,731,816	△2,746,192	121,917,636	—	128,631,184	△6,713,548

カナダドル	15,246,048	—	15,938,976	△692,928	16,868,880	—	17,268,464	△399,584
ユーロ	50,122,465	—	51,508,152	△1,385,687	62,124,483	—	63,583,880	△1,459,397
英ポンド	10,328,039	—	10,436,913	△108,874	9,871,378	—	10,228,333	△356,955
豪ドル	25,748,172	—	26,709,522	△961,350	17,984,412	—	17,792,170	192,242
合計	160,430,348	—	166,325,379	△5,895,031	228,766,789	—	237,504,031	△8,737,242

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	12,334,179	30,624,533	
		国内債券マザーファンド	182,772,645	236,288,475	
		外国債券マザーファンド	76,205,006	208,153,973	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	7,249,807	39,960,936	
		野村マネー マザーファンド	2,282,012	2,326,739	
		J-REITインデックス マザーファンド	12,992,448	34,383,214	
		海外REITインデックス マザーファンド	4,938,266	16,221,709	
		新興国株式マザーファンド	9,847,794	16,898,814	
		新興国債券マザーファンド	9,145,513	19,260,450	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	11,485,873	19,284,780	
	小計		銘柄数: 10 組入時価比率: 66.4%	329,253,543	623,403,623 100.0%

合計		623,403,623
----	--	-------------

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

当ファンドは、当該計算期間末現在、主要投資対象である親投資信託受益証券のうち、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」および「野村マネー マザーファンド」受益証券に投資しており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	24,830,932,515
株式	556,172,671,418
派生商品評価勘定	96,085,357
未収配当金	751,913,041
未収利息	496,417
その他未収収益	10,949,247
差入委託証拠金	283,557,002
流動資産合計	582,146,604,997
資産合計	582,146,604,997
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	46,905,459
未払金	766,464,516
未払解約金	60,251,295
未払利息	36,096
有価証券貸借取引受入金	16,504,721,633
流動負債合計	17,378,378,999
負債合計	17,378,378,999
純資産の部	
元本等	
元本	227,458,563,979
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	337,309,662,019
元本等合計	564,768,225,998
純資産合計	564,768,225,998
負債純資産合計	582,146,604,997

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,4829円
(10,000口当たり純資産額)	(24,829円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	15,433,154,600円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月18日 至 2023年8月17日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在

期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	222,284,741,409円
同期中における追加設定元本額	18,900,860,908円
同期中における一部解約元本額	13,727,038,338円
期末元本額	227,458,563,979円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	111,548,867円
バランスセレクト50	264,435,578円
バランスセレクト70	410,559,024円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,824,712,741円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,434,924,060円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	9,486,242,616円
野村資産設計ファンド2015	27,796,161円
野村資産設計ファンド2020	31,432,619円
野村資産設計ファンド2025	48,142,285円
野村資産設計ファンド2030	80,677,539円
野村資産設計ファンド2035	79,607,240円
野村資産設計ファンド2040	144,727,823円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	19,971,181,347円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,927,685,843円
のむラップ・ファンド(普通型)	14,728,738,226円
のむラップ・ファンド(積極型)	6,255,689,029円
野村資産設計ファンド2045	33,217,772円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,078,121,323円
マイ・ロード	2,350,431,760円
ネクストコア	12,334,179円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,243,342,385円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	2,647,216,943円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,253,212,357円
野村資産設計ファンド2050	36,722,496円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	9,064,020円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	5,814,544円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4,703,512円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,530,285円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	358,523,268円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	952,567,140円
インデックス・ブレンド(タイプI)	5,669,584円
インデックス・ブレンド(タイプII)	4,028,584円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	28,043,263円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	10,216,203円
インデックス・ブレンド(タイプV)	35,918,588円

野村6資産均等バランス	3,835,633,527円
世界6資産分散ファンド	83,660,964円
野村資産設計ファンド2060	29,027,194円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)	1,745,175円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	3,319,486,522円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	196,158,046円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	113,070,536円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	271,852,462円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	128,834,049円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	969,504円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	5,438,986円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	201,838円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,564,013,489円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	1,276,926円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	15,438,975円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	33,304,302円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	9,469,561円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	71,298,984円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	138,631,619円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	3,578,130,328円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	31,163,535円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	219,703,414円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX(適格機関投資家専用)	3,899,393,949円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	33,717,951円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	129,928,750円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	1,893,952円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	5,313,422円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	26,031,126円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	33,440,474円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	101,358,922円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	7,960,821,214円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	24,123,064,080円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	30,045,775,247円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX(確定拠出年金向け)	38,966,307,959円
マイバランスDC30	3,375,100,331円
マイバランスDC50	6,156,665,829円
マイバランスDC70	7,114,826,024円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	12,964,759,859円
野村DC運用戦略ファンド	493,863,298円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	39,036,644円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	1,895,676,382円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	1,798,815,436円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	1,559,445,467円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	14,756,221円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	7,156,756円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	128,352,837円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	42,172,834円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	43,111,648円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	32,546,811円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	1,021,163,784円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	793,440,896円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	588,413,922円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	774,429,859円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	26,034,783円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	296,123,578円

多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	157,404,072円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	179,608,581円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	78,321,941円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	9,200	3,760.00	34,592,000	
		ニッスイ	243,400	772.80	188,099,520	貸付有価証券 1,200株
		マルハニチロ	36,100	2,467.50	89,076,750	
		雪国まいたけ	20,700	885.00	18,319,500	貸付有価証券 1,900株
		カネコ種苗	7,500	1,383.00	10,372,500	
		サカタのタネ	27,700	3,955.00	109,553,500	
		ホクト	21,700	1,816.00	39,407,200	
		ホクリョウ	2,300	849.00	1,952,700	
		住石ホールディングス	25,200	348.00	8,769,600	貸付有価証券 13,200株
		日鉄鉱業	9,800	4,520.00	44,296,000	
		三井松島ホールディングス	11,000	2,708.00	29,788,000	貸付有価証券 5,100株(2,000株)
		I N P E X	900,200	1,956.00	1,760,791,200	貸付有価証券 107,800株
		石油資源開発	28,200	4,680.00	131,976,000	
		K&Oエナジーグループ	11,000	2,317.00	25,487,000	
		ショーボンドホールディングス	33,200	5,767.00	191,464,400	貸付有価証券 9,400株
		ミライト・ワン	80,500	1,880.50	151,380,250	
		タマホーム	15,300	3,480.00	53,244,000	貸付有価証券 300株(100株)
		サンヨーホームズ	2,000	715.00	1,430,000	
		日本アクア	6,800	1,050.00	7,140,000	
		ファーストコーポレーション	4,200	730.00	3,066,000	貸付有価証券 300株(300株)
ベステラ	3,500	1,066.00	3,731,000			
R o b o t H o m e	47,300	190.00	8,987,000	貸付有価証券 300株		

キャンディル	2,900	602.00	1,745,800	貸付有価証券 1,600株
ダイセキ環境ソリューション	3,300	1,219.00	4,022,700	
第一カッター興業	6,200	1,252.00	7,762,400	
安藤・間	141,000	1,181.00	166,521,000	貸付有価証券 100株
東急建設	69,300	764.00	52,945,200	
コムシスホールディングス	77,700	3,089.00	240,015,300	貸付有価証券 300株
ビーアールホールディングス	38,600	373.00	14,397,800	貸付有価証券 200株
高松コンストラクショングループ	15,800	2,593.00	40,969,400	
東建コーポレーション	7,000	7,400.00	51,800,000	貸付有価証券 300株
ソネック	1,800	971.00	1,747,800	貸付有価証券 800株
ヤマウラ	12,300	1,202.00	14,784,600	
オリエンタル白石	87,500	313.00	27,387,500	貸付有価証券 300株
大成建設	159,300	4,812.00	766,551,600	
大林組	608,900	1,280.50	779,696,450	
清水建設	482,800	980.00	473,144,000	貸付有価証券 2,700株
飛島建設	18,800	1,271.00	23,894,800	
長谷工コーポレーション	175,700	1,745.50	306,684,350	貸付有価証券 600株
松井建設	15,900	737.00	11,718,300	
銭高組	1,400	3,820.00	5,348,000	
鹿島建設	377,500	2,333.50	880,896,250	貸付有価証券 1,400株
不動テトラ	11,800	1,818.00	21,452,400	
大末建設	4,100	1,417.00	5,809,700	
鉄建建設	12,200	1,989.00	24,265,800	
西松建設	28,900	3,571.00	103,201,900	貸付有価証券 400株 (400株)
三井住友建設	137,300	394.00	54,096,200	貸付有価証券 1,000株
大豊建設	7,000	3,835.00	26,845,000	貸付有価証券 2,000株 (900株)
佐田建設	7,300	464.00	3,387,200	
ナカノブドー建設	8,100	372.00	3,013,200	

奥村組	27,600	4,395.00	121,302,000	
東鉄工業	23,400	2,718.00	63,601,200	
イチケン	2,600	2,040.00	5,304,000	
富士ピー・エス	5,100	447.00	2,279,700	貸付有価証券 1,700株
浅沼組	13,600	3,455.00	46,988,000	
戸田建設	209,500	798.70	167,327,650	貸付有価証券 1,100株
熊谷組	28,500	3,080.00	87,780,000	
北野建設	2,100	3,035.00	6,373,500	
植木組	3,200	1,479.00	4,732,800	
矢作建設工業	23,200	1,222.00	28,350,400	
ピーエス三菱	21,600	772.00	16,675,200	
日本ハウスホールディングス	36,400	361.00	13,140,400	貸付有価証券 1,700株
新日本建設	23,900	1,207.00	28,847,300	貸付有価証券 100株
東亜道路工業	6,800	4,720.00	32,096,000	貸付有価証券 200株
日本道路	3,400	9,250.00	31,450,000	
東亜建設工業	14,600	3,485.00	50,881,000	
日本国土開発	48,400	601.00	29,088,400	
若築建設	7,600	2,974.00	22,602,400	貸付有価証券 700株
東洋建設	55,100	1,064.00	58,626,400	貸付有価証券 2,400株
五洋建設	241,400	833.30	201,158,620	貸付有価証券 500株
世紀東急工業	21,900	1,489.00	32,609,100	貸付有価証券 300株
福田組	6,400	4,465.00	28,576,000	貸付有価証券 2,300株
住友林業	147,000	4,150.00	610,050,000	貸付有価証券 22,000株
日本基礎技術	6,900	488.00	3,367,200	貸付有価証券 100株
巴コーポレーション	12,700	523.00	6,642,100	
大和ハウス工業	470,800	3,947.00	1,858,247,600	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
ライト工業	31,500	2,010.00	63,315,000	
積水ハウス	516,200	2,884.50	1,488,978,900	貸付有価証券 27,800株
日特建設	16,200	1,091.00	17,674,200	

北陸電気工事	11,700	914.00	10,693,800	
ユアテック	37,500	868.00	32,550,000	
日本リーテック	15,000	1,261.00	18,915,000	貸付有価証券 700株
四電工	7,100	2,335.00	16,578,500	
中電工	26,400	2,346.00	61,934,400	
関電工	93,300	1,287.00	120,077,100	貸付有価証券 800株
きんでん	119,900	1,956.00	234,524,400	
東京エネシス	16,900	956.00	16,156,400	
トーエネック	5,600	3,745.00	20,972,000	
住友電設	16,200	2,909.00	47,125,800	
日本電設工業	28,000	2,087.00	58,436,000	
エクシオグループ	78,400	2,875.50	225,439,200	貸付有価証券 300株
新日本空調	9,500	2,333.00	22,163,500	
九電工	41,400	4,393.00	181,870,200	貸付有価証券 200株
三機工業	37,800	1,624.00	61,387,200	
日揮ホールディングス	168,400	1,879.00	316,423,600	貸付有価証券 4,700株 (4,700株)
中外炉工業	5,600	2,039.00	11,418,400	
ヤマト	9,400	863.00	8,112,200	貸付有価証券 100株
太平電業	10,600	3,855.00	40,863,000	貸付有価証券 400株
高砂熱学工業	41,000	2,730.00	111,930,000	貸付有価証券 100株
三晃金属工業	1,400	3,965.00	5,551,000	
朝日工業社	7,100	2,304.00	16,358,400	
明星工業	29,300	936.00	27,424,800	
大気社	19,600	4,500.00	88,200,000	
ダイダン	11,200	2,930.00	32,816,000	
日比谷総合設備	13,900	2,186.00	30,385,400	
フィル・カンパニー	2,600	755.00	1,963,000	貸付有価証券 200株
テスホールディングス	36,600	487.00	17,824,200	貸付有価証券 16,500株 (200株)
インフロニア・ホールディングス	178,400	1,442.00	257,252,800	貸付有価証券 2,900株
レイズネクスト	24,600	1,374.00	33,800,400	

ニッポン	46,100	2,024.00	93,306,400	貸付有価証券 4,600株 (4,600株)
日清製粉グループ本社	158,100	1,819.00	287,583,900	貸付有価証券 2,200株
日東富士製粉	3,000	4,810.00	14,430,000	
昭和産業	14,900	2,877.00	42,867,300	
鳥越製粉	10,100	636.00	6,423,600	
中部飼料	23,700	1,118.00	26,496,600	
フィード・ワン	25,000	782.00	19,550,000	
東洋精糖	2,100	1,964.00	4,124,400	貸付有価証券 800株
日本甜菜製糖	9,900	1,828.00	18,097,200	
DM三井製糖ホールディングス	17,000	2,923.00	49,691,000	
塩水港精糖	13,600	239.00	3,250,400	
ウェルネオシュガー	8,800	2,119.00	18,647,200	
森永製菓	30,500	5,150.00	157,075,000	貸付有価証券 100株
中村屋	4,300	3,085.00	13,265,500	貸付有価証券 300株
江崎グリコ	48,900	3,711.00	181,467,900	貸付有価証券 9,800株
名糖産業	6,700	1,643.00	11,008,100	貸付有価証券 3,100株
井村屋グループ	9,300	2,293.00	21,324,900	
不二家	11,700	2,423.00	28,349,100	貸付有価証券 3,900株
山崎製パン	114,400	2,734.00	312,769,600	貸付有価証券 49,400株
第一屋製パン	2,200	393.00	864,600	
モロゾフ	5,500	3,625.00	19,937,500	貸付有価証券 2,400株
亀田製菓	10,900	4,285.00	46,706,500	貸付有価証券 200株
寿スピリッツ	18,200	11,900.00	216,580,000	
カルビー	78,300	2,692.00	210,783,600	貸付有価証券 200株
森永乳業	31,100	5,766.00	179,322,600	
六甲バター	12,500	1,351.00	16,887,500	貸付有価証券 100株
ヤクルト本社	122,100	7,586.00	926,250,600	貸付有価証券 800株
明治ホールディングス	209,600	3,651.00	765,249,600	

雪印メグミルク	41,300	2,370.00	97,881,000	貸付有価証券 100株
プリマハム	23,000	2,420.00	55,660,000	貸付有価証券 200株
日本ハム	66,800	4,427.00	295,723,600	
林兼産業	3,500	534.00	1,869,000	
丸大食品	17,200	1,670.00	28,724,000	貸付有価証券 8,000株
S Foods	18,900	3,430.00	64,827,000	貸付有価証券 7,000株
柿安本店	6,700	2,410.00	16,147,000	貸付有価証券 2,800株
伊藤ハム米久ホールディングス	130,600	752.00	98,211,200	貸付有価証券 3,600株
サッポロホールディングス	56,300	4,085.00	229,985,500	貸付有価証券 1,000株
アサヒグループホールディングス	395,000	5,458.00	2,155,910,000	貸付有価証券 21,900株
キリンホールディングス	712,000	2,005.50	1,427,916,000	
宝ホールディングス	116,700	1,292.00	150,776,400	
オエノンホールディングス	51,100	367.00	18,753,700	
養命酒製造	5,600	1,882.00	10,539,200	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	133,900	1,887.50	252,736,250	貸付有価証券 14,200株
ライフドリンクカンパニー	3,200	3,775.00	12,080,000	
サントリー食品インターナショナル	120,400	4,679.00	563,351,600	貸付有価証券 6,600株
ダイドーグループホールディングス	9,700	5,420.00	52,574,000	
伊藤園	57,900	4,226.00	244,685,400	貸付有価証券 100株
キーコーヒー	19,100	2,077.00	39,670,700	貸付有価証券 100株
ユニカフェ	3,800	917.00	3,484,600	貸付有価証券 1,700株 (100株)
ジャパンフーズ	1,800	1,090.00	1,962,000	貸付有価証券 1,000株
日清オイリオグループ	24,100	4,150.00	100,015,000	
不二製油グループ本社	39,800	2,185.50	86,982,900	貸付有価証券 300株
かどや製油	1,400	3,455.00	4,837,000	
J-オイルミルズ	17,400	1,769.00	30,780,600	
キッコーマン	113,300	7,903.00	895,409,900	貸付有価証券 700株

味の素	412,700	5,793.00	2,390,771,100	貸付有価証券 1,700株 (1,700株)
ブルドックソース	9,100	2,014.00	18,327,400	
キューピー	91,900	2,368.50	217,665,150	貸付有価証券 2,000株
ハウス食品グループ本社	52,300	3,070.00	160,561,000	貸付有価証券 200株
カゴメ	73,500	3,264.00	239,904,000	貸付有価証券 12,200株 (1,400株)
焼津水産化学工業	4,500	1,144.00	5,148,000	
アリアケジャパン	14,900	5,126.00	76,377,400	
ピエトロ	1,600	1,830.00	2,928,000	
エバラ食品工業	4,600	2,913.00	13,399,800	
やまみ	1,100	1,647.00	1,811,700	
ニチレイ	78,300	3,382.00	264,810,600	貸付有価証券 1,100株
東洋水産	86,400	6,013.00	519,523,200	
イトアンドホールディングス	7,500	2,139.00	16,042,500	貸付有価証券 3,500株
大冷	1,400	1,970.00	2,758,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,800	1,166.00	12,592,800	貸付有価証券 5,000株 (4,800株)
日清食品ホールディングス	60,100	12,370.00	743,437,000	
永谷園ホールディングス	8,400	2,327.00	19,546,800	
一正蒲鉾	4,900	738.00	3,616,200	
フジッコ	17,600	1,923.00	33,844,800	
ロック・フィールド	19,100	1,525.00	29,127,500	貸付有価証券 400株
日本たばこ産業	1,038,700	3,085.00	3,204,389,500	貸付有価証券 5,300株
ケンコーマヨネーズ	11,800	1,319.00	15,564,200	
わらべや日洋ホールディングス	12,600	2,722.00	34,297,200	
なとり	10,700	1,965.00	21,025,500	
イフジ産業	2,000	1,501.00	3,002,000	
ファーマフーズ	24,500	1,628.00	39,886,000	貸付有価証券 1,500株 (1,400株)
ユーグレナ	106,400	792.00	84,268,800	貸付有価証券 42,200株 (5,300株)
紀文食品	13,300	1,059.00	14,084,700	貸付有価証券 6,200株
ピククルスホールディング	10,000	1,190.00	11,900,000	

グス				
ミヨシ油脂	4,400	1,076.00	4,734,400	
理研ビタミン	14,800	2,276.00	33,684,800	
片倉工業	16,000	1,615.00	25,840,000	貸付有価証券 100株
グンゼ	12,300	4,480.00	55,104,000	
東洋紡	75,200	1,010.00	75,952,000	貸付有価証券 100株
ユニチカ	52,500	205.00	10,762,500	貸付有価証券 10,800株 (7,400株)
富士紡ホールディングス	6,800	3,360.00	22,848,000	
倉敷紡績	13,000	2,189.00	28,457,000	
シキボウ	6,400	1,004.00	6,425,600	
日本毛織	45,900	1,187.00	54,483,300	貸付有価証券 2,100株
ダイトウボウ	18,900	92.00	1,738,800	貸付有価証券 6,600株 (2,500株)
トーア紡コーポレーショ ン	4,500	398.00	1,791,000	
ダイドーリミテッド	16,700	290.00	4,843,000	貸付有価証券 1,500株 (900株)
帝国繊維	19,600	1,790.00	35,084,000	
帝人	167,100	1,390.00	232,269,000	貸付有価証券 600株
東レ	1,165,000	781.50	910,447,500	
住江織物	2,400	2,210.00	5,304,000	貸付有価証券 1,100株 (1,000株)
日本フェルト	6,400	412.00	2,636,800	
イチカワ	1,500	1,375.00	2,062,500	
日東製網	1,200	1,416.00	1,699,200	
アツギ	6,700	421.00	2,820,700	
ダイニック	3,000	779.00	2,337,000	
セーレン	33,600	2,310.00	77,616,000	貸付有価証券 15,600株 (15,600 株)
ソトー	3,700	744.00	2,752,800	
東海染工	1,100	1,026.00	1,128,600	
小松マテーレ	25,200	703.00	17,715,600	
ワコールホールディング ス	31,700	3,119.00	98,872,300	
ホギメディカル	23,300	3,140.00	73,162,000	
クラウディアホールディ	2,600	919.00	2,389,400	貸付有価証券

ングス				1,400株(1,000株)
T S I ホールディングス	58,500	700.00	40,950,000	貸付有価証券 22,900株(800株)
マツオカコーポレーション	3,100	1,328.00	4,116,800	貸付有価証券 700株(700株)
ワールド	22,300	1,671.00	37,263,300	
三陽商会	4,400	1,834.00	8,069,600	貸付有価証券 900株(100株)
ナイガイ	3,800	282.00	1,071,600	貸付有価証券 1,700株
オンワードホールディングス	112,800	554.00	62,491,200	
ルックホールディングス	3,600	2,000.00	7,200,000	
ゴールドウイン	30,800	10,215.00	314,622,000	
デサント	30,000	3,620.00	108,600,000	貸付有価証券 1,600株
キング	5,100	621.00	3,167,100	
ヤマトインターナショナル	9,100	298.00	2,711,800	貸付有価証券 4,700株
特種東海製紙	7,800	3,320.00	25,896,000	貸付有価証券 1,000株
王子ホールディングス	724,400	569.90	412,835,560	貸付有価証券 43,500株(43,500株)
日本製紙	90,600	1,213.00	109,897,800	貸付有価証券 1,800株(900株)
三菱製紙	13,900	519.00	7,214,100	貸付有価証券 4,900株
北越コーポレーション	109,900	867.00	95,283,300	貸付有価証券 51,500株
中越パルプ工業	4,700	1,210.00	5,687,000	
巴川製紙所	3,600	659.00	2,372,400	貸付有価証券 200株
大王製紙	76,800	1,186.00	91,084,800	貸付有価証券 500株
阿波製紙	2,800	500.00	1,400,000	貸付有価証券 1,700株
レンゴー	158,400	926.70	146,789,280	貸付有価証券 1,100株
トーモク	10,000	2,162.00	21,620,000	
ザ・パック	12,900	3,165.00	40,828,500	
北の達人コーポレーション	73,300	240.00	17,592,000	貸付有価証券 34,200株(9,900株)
クラレ	253,400	1,487.00	376,805,800	貸付有価証券 13,300株
旭化成	1,085,900	913.30	991,752,470	

共和レザー	6,700	578.00	3,872,600	
レゾナック・ホールディングス	168,000	2,241.50	376,572,000	貸付有価証券 10,400株
住友化学	1,290,000	388.70	501,423,000	貸付有価証券 60,700株
住友精化	7,300	4,245.00	30,988,500	
日産化学	82,100	6,032.00	495,227,200	
ラサ工業	6,700	1,955.00	13,098,500	
クレハ	13,900	8,330.00	115,787,000	
多木化学	6,800	3,855.00	26,214,000	貸付有価証券 1,500株
テイカ	11,700	1,291.00	15,104,700	
石原産業	31,500	1,365.00	42,997,500	
片倉コープアグリ	2,400	1,143.00	2,743,200	貸付有価証券 1,000株
日本曹達	18,700	5,140.00	96,118,000	
東ソー	232,100	1,799.00	417,547,900	貸付有価証券 500株
トクヤマ	56,200	2,279.00	128,079,800	
セントラル硝子	27,900	2,849.00	79,487,100	
東亜合成	87,200	1,326.50	115,670,800	貸付有価証券 2,100株
大阪ソーダ	10,400	7,270.00	75,608,000	貸付有価証券 1,000株
関東電化工業	33,600	783.00	26,308,800	
デンカ	63,200	2,572.00	162,550,400	
信越化学工業	1,445,400	4,594.00	6,640,167,600	貸付有価証券 48,600株
日本カーバイド工業	4,400	1,483.00	6,525,200	
堺化学工業	13,200	1,840.00	24,288,000	
第一稀元素化学工業	15,800	935.00	14,773,000	貸付有価証券 400株
エア・ウォーター	164,100	1,743.50	286,108,350	
日本酸素ホールディングス	168,700	3,295.00	555,866,500	貸付有価証券 1,900株
日本化学工業	5,800	1,795.00	10,411,000	
東邦アセチレン	2,500	1,497.00	3,742,500	
日本パーカライジング	86,100	1,100.00	94,710,000	貸付有価証券 1,700株
高压ガス工業	25,300	731.00	18,494,300	
チタン工業	1,400	1,371.00	1,919,400	

四国化成ホールディングス	22,300	1,401.00	31,242,300	貸付有価証券 10,400株
戸田工業	4,000	1,958.00	7,832,000	貸付有価証券 1,700株
ステラ ケミファ	10,300	3,000.00	30,900,000	貸付有価証券 1,400株
保土谷化学工業	4,900	3,140.00	15,386,000	
日本触媒	26,500	5,273.00	139,734,500	
大日精化工業	12,100	2,155.00	26,075,500	
カネカ	39,700	3,871.00	153,678,700	貸付有価証券 300株
三菱瓦斯化学	129,800	1,937.50	251,487,500	貸付有価証券 100株
三井化学	143,400	3,869.00	554,814,600	貸付有価証券 500株
J S R	162,300	4,052.00	657,639,600	
東京応化工業	27,700	9,237.00	255,864,900	貸付有価証券 4,700株 (900株)
大阪有機化学工業	14,500	2,527.00	36,641,500	貸付有価証券 100株
三菱ケミカルグループ	1,173,400	839.70	985,303,980	
KHネオケム	26,500	2,179.00	57,743,500	貸付有価証券 700株
ダイセル	242,200	1,156.50	280,104,300	
住友ベークライト	25,800	6,610.00	170,538,000	貸付有価証券 100株
積水化学工業	352,500	2,179.00	768,097,500	
日本ゼオン	104,300	1,501.50	156,606,450	
アイカ工業	43,900	3,278.00	143,904,200	貸付有価証券 500株
U B E	89,600	2,398.50	214,905,600	貸付有価証券 100株
積水樹脂	24,100	2,484.00	59,864,400	
タキロンシーアイ	38,000	592.00	22,496,000	貸付有価証券 100株
旭有機材	11,600	4,155.00	48,198,000	
ニチバン	10,800	1,917.00	20,703,600	貸付有価証券 100株
リケンテクノス	37,500	655.00	24,562,500	
大倉工業	8,100	2,385.00	19,318,500	
積水化成品工業	24,400	439.00	10,711,600	
群栄化学工業	4,100	3,310.00	13,571,000	
タイガースポリマー	5,300	775.00	4,107,500	貸付有価証券

				100株
ミライアル	3,500	1,439.00	5,036,500	貸付有価証券 1,500株(1,400株)
ダイキアクシス	4,800	703.00	3,374,400	
ダイキョーニシカワ	38,400	806.00	30,950,400	
竹本容器	4,400	797.00	3,506,800	貸付有価証券 1,000株(600株)
森六ホールディングス	8,800	2,063.00	18,154,400	
恵和	12,500	1,079.00	13,487,500	貸付有価証券 2,500株(1,000株)
日本化薬	132,800	1,263.50	167,792,800	
カーリットホールディングス	15,600	828.00	12,916,800	
日本精化	9,900	2,500.00	24,750,000	貸付有価証券 500株
扶桑化学工業	16,100	4,255.00	68,505,500	
トリケミカル研究所	23,200	2,658.00	61,665,600	貸付有価証券 100株
ADEKA	60,600	2,667.50	161,650,500	
日油	53,800	6,036.00	324,736,800	
新日本理化	16,000	222.00	3,552,000	貸付有価証券 900株
ハリマ化成グループ	8,100	815.00	6,601,500	貸付有価証券 100株
花王	393,200	5,688.00	2,236,521,600	貸付有価証券 300株
第一工業製薬	6,200	1,614.00	10,006,800	貸付有価証券 600株
石原ケミカル	7,900	1,591.00	12,568,900	
日華化学	4,700	832.00	3,910,400	貸付有価証券 1,600株
ニイタカ	2,100	1,941.00	4,076,100	貸付有価証券 800株(800株)
三洋化成工業	10,700	4,065.00	43,495,500	
有機合成薬品工業	8,600	287.00	2,468,200	貸付有価証券 1,000株
大日本塗料	21,200	948.00	20,097,600	貸付有価証券 200株
日本ペイントホールディングス	923,300	1,090.00	1,006,397,000	貸付有価証券 15,400株
関西ペイント	139,400	2,337.00	325,777,800	
神東塗料	9,700	126.00	1,222,200	貸付有価証券 1,100株
中国塗料	28,600	1,355.00	38,753,000	貸付有価証券 100株

日本特殊塗料	7,400	1,216.00	8,998,400	貸付有価証券 2,300株
藤倉化成	23,400	444.00	10,389,600	
太陽ホールディングス	26,400	2,607.00	68,824,800	貸付有価証券 100株
D I C	68,000	2,421.50	164,662,000	貸付有価証券 14,500株
サカタインクス	38,700	1,317.00	50,967,900	貸付有価証券 3,600株
東洋インキSCホールディングス	37,800	2,048.00	77,414,400	貸付有価証券 3,000株
T&K TOKA	15,500	1,061.00	16,445,500	
富士フイルムホールディングス	334,100	8,202.00	2,740,288,200	
資生堂	363,500	6,177.00	2,245,339,500	貸付有価証券 1,600株
ライオン	227,900	1,515.50	345,382,450	貸付有価証券 25,000株
高砂香料工業	11,800	2,768.00	32,662,400	
マンダム	37,600	1,410.00	53,016,000	
ミルボン	23,600	4,402.00	103,887,200	貸付有価証券 200株
ファンケル	76,200	2,640.50	201,206,100	
コーセー	35,400	12,660.00	448,164,000	貸付有価証券 500株
コタ	16,000	1,602.00	25,632,000	
シーボン	1,500	1,545.00	2,317,500	
ポーラ・オルビスホールディングス	89,300	1,949.50	174,090,350	貸付有価証券 10,000株
ノエビアホールディングス	15,500	5,550.00	86,025,000	
アジュバンホールディングス	2,800	928.00	2,598,400	
新日本製薬	9,900	1,568.00	15,523,200	貸付有価証券 4,600株
アクシージア	8,800	1,225.00	10,780,000	貸付有価証券 1,000株
エステー	13,400	1,518.00	20,341,200	
アグロ カネショウ	7,000	1,364.00	9,548,000	
コニシ	29,100	2,434.00	70,829,400	貸付有価証券 100株
長谷川香料	33,300	3,380.00	112,554,000	
星光PMC	7,100	551.00	3,912,100	
小林製薬	50,700	7,295.00	369,856,500	貸付有価証券 500株

荒川化学工業	14,700	986.00	14,494,200	
メック	14,300	3,600.00	51,480,000	貸付有価証券 1,100株
日本高純度化学	4,300	2,483.00	10,676,900	
タカラバイオ	46,900	1,383.00	64,862,700	貸付有価証券 200株
J C U	19,400	3,145.00	61,013,000	
新田ゼラチン	7,200	707.00	5,090,400	貸付有価証券 3,000株 (200株)
O A Tアグリオ	4,300	1,701.00	7,314,300	貸付有価証券 300株
デクセリアルズ	47,500	3,325.00	157,937,500	貸付有価証券 2,400株 (200株)
アース製薬	15,800	4,850.00	76,630,000	
北興化学工業	17,500	868.00	15,190,000	
大成ラミック	5,500	2,932.00	16,126,000	
クミアイ化学工業	69,200	1,054.00	72,936,800	貸付有価証券 100株
日本農薬	31,900	638.00	20,352,200	貸付有価証券 100株
アキレス	11,000	1,434.00	15,774,000	
有沢製作所	28,300	1,012.00	28,639,600	貸付有価証券 2,400株
日東電工	126,400	9,713.00	1,227,723,200	貸付有価証券 100株
レック	24,800	954.00	23,659,200	
三光合成	21,900	645.00	14,125,500	
きもと	17,100	181.00	3,095,100	貸付有価証券 600株
藤森工業	13,800	3,560.00	49,128,000	
前澤化成工業	11,200	1,498.00	16,777,600	貸付有価証券 2,800株
未来工業	6,200	2,955.00	18,321,000	
ウェーブロックホールディングス	3,500	617.00	2,159,500	貸付有価証券 700株 (700株)
J S P	12,200	1,903.00	23,216,600	
エフピコ	32,900	2,645.00	87,020,500	
天馬	14,200	2,483.00	35,258,600	
信越ポリマー	32,200	1,322.00	42,568,400	
東リ	26,000	363.00	9,438,000	
ニフコ	62,800	4,166.00	261,624,800	
バルカー	14,600	3,870.00	56,502,000	

ユニ・チャーム	362,700	5,701.00	2,067,752,700	貸付有価証券 48,800株(7,500株)
ショーエイコーポレーション	3,400	594.00	2,019,600	
協和キリン	210,300	2,605.50	547,936,650	貸付有価証券 11,500株
武田薬品工業	1,540,800	4,439.00	6,839,611,200	貸付有価証券 3,700株
アステラス製薬	1,644,700	2,248.00	3,697,285,600	貸付有価証券 5,400株
住友ファーマ	129,200	476.90	61,615,480	貸付有価証券 36,500株(27,900株)
塩野義製薬	219,500	6,256.00	1,373,192,000	
わかもと製薬	10,900	227.00	2,474,300	貸付有価証券 600株
日本新薬	41,000	5,714.00	234,274,000	貸付有価証券 400株
中外製薬	545,000	4,271.00	2,327,695,000	貸付有価証券 16,300株
科研製薬	29,800	3,522.00	104,955,600	
エーザイ	211,800	9,249.00	1,958,938,200	貸付有価証券 300株
ロート製薬	168,700	3,700.00	624,190,000	貸付有価証券 100株
小野薬品工業	335,900	2,789.00	936,825,100	貸付有価証券 6,100株
久光製薬	38,700	4,762.00	184,289,400	貸付有価証券 5,500株
持田製薬	20,000	3,250.00	65,000,000	
参天製薬	317,200	1,372.00	435,198,400	
扶桑薬品工業	5,500	2,008.00	11,044,000	
日本ケミファ	1,200	1,842.00	2,210,400	
ツムラ	54,800	2,588.50	141,849,800	
キッセイ薬品工業	25,600	3,470.00	88,832,000	
生化学工業	33,200	784.00	26,028,800	貸付有価証券 300株
栄研化学	28,300	1,399.00	39,591,700	
鳥居薬品	9,300	3,610.00	33,573,000	
JCRファーマ	58,900	1,170.50	68,942,450	貸付有価証券 1,400株
東和薬品	26,800	2,291.00	61,398,800	貸付有価証券 400株
富士製薬工業	12,900	1,138.00	14,680,200	

ゼリア新薬工業	24,100	2,340.00	56,394,000	
そーせいグループ	56,100	1,649.00	92,508,900	貸付有価証券 15,500株(300株)
第一三共	1,516,800	4,247.00	6,441,849,600	貸付有価証券 2,900株
杏林製薬	37,700	1,713.00	64,580,100	
大幸薬品	34,400	338.00	11,627,200	貸付有価証券 7,000株(4,300株)
ダイト	12,200	2,444.00	29,816,800	
大塚ホールディングス	362,100	5,492.00	1,988,653,200	貸付有価証券 35,900株
大正製薬ホールディングス	38,700	6,063.00	234,638,100	
ペプチドリーム	84,400	1,768.00	149,219,200	貸付有価証券 7,600株
あすか製薬ホールディングス	17,900	1,659.00	29,696,100	
サワイグループホールディングス	39,800	4,031.00	160,433,800	
日本コークス工業	157,000	109.00	17,113,000	貸付有価証券 6,900株
ニチレキ	20,600	2,146.00	44,207,600	
ユシロ化学工業	9,000	1,394.00	12,546,000	
ビーピー・カストロール	4,500	869.00	3,910,500	
富士石油	35,500	293.00	10,401,500	貸付有価証券 300株
MORESCO	3,800	1,169.00	4,442,200	貸付有価証券 400株
出光興産	193,400	2,945.00	569,563,000	
ENEOSホールディングス	2,953,300	511.10	1,509,431,630	
コスモエネルギーホールディングス	68,800	4,932.00	339,321,600	
横浜ゴム	88,100	2,952.00	260,071,200	貸付有価証券 22,300株
TOYO TIRE	100,000	2,091.50	209,150,000	
ブリヂストン	509,700	5,550.00	2,828,835,000	
住友ゴム工業	170,800	1,440.50	246,037,400	貸付有価証券 8,000株
藤倉コンポジット	8,200	1,019.00	8,355,800	
オカモト	9,400	4,475.00	42,065,000	
フコク	9,100	1,408.00	12,812,800	
ニッタ	17,700	3,295.00	58,321,500	

住友理工	33,800	919.00	31,062,200	貸付有価証券 100株
三ツ星ベルト	25,400	4,530.00	115,062,000	貸付有価証券 200株
バンドー化学	25,800	1,466.00	37,822,800	
日東紡績	19,600	3,710.00	72,716,000	貸付有価証券 500株
AGC	162,400	4,778.00	775,947,200	貸付有価証券 2,300株
日本板硝子	88,800	772.00	68,553,600	貸付有価証券 100株
石塚硝子	1,800	2,125.00	3,825,000	
日本山村硝子	4,300	1,630.00	7,009,000	
日本電気硝子	71,100	2,461.00	174,977,100	貸付有価証券 11,900株
オハラ	8,300	1,315.00	10,914,500	貸付有価証券 2,800株 (400株)
住友大阪セメント	24,500	3,983.00	97,583,500	
太平洋セメント	110,900	2,766.00	306,749,400	
日本ヒューム	15,200	755.00	11,476,000	
日本コンクリート工業	33,800	322.00	10,883,600	貸付有価証券 100株
三谷セキサン	7,300	4,865.00	35,514,500	
アジアパイルホールディングス	27,200	630.00	17,136,000	
東海カーボン	160,600	1,117.00	179,390,200	貸付有価証券 20,800株
日本カーボン	9,200	4,280.00	39,376,000	
東洋炭素	12,300	5,830.00	71,709,000	貸付有価証券 2,400株
ノリタケカンパニーリミテド	8,700	5,930.00	51,591,000	
TOTO	114,900	3,818.00	438,688,200	貸付有価証券 3,800株
日本碍子	202,400	1,821.00	368,570,400	貸付有価証券 600株
日本特殊陶業	132,500	3,275.00	433,937,500	
ダントーホールディングス	7,700	907.00	6,983,900	貸付有価証券 3,900株
MARUWA	6,400	25,960.00	166,144,000	
品川リフラクトリーズ	4,900	7,130.00	34,937,000	
黒崎播磨	3,600	10,410.00	37,476,000	
ヨータイ	9,400	1,482.00	13,930,800	

東京窯業	10,600	335.00	3,551,000	
ニッカトー	5,200	604.00	3,140,800	貸付有価証券 100株
フジミインコーポレーテ ッド	41,600	3,355.00	139,568,000	貸付有価証券 500株
クニミネ工業	3,400	1,003.00	3,410,200	
エーアンドエーマテリア ル	2,100	1,149.00	2,412,900	
ニチアス	44,000	2,961.00	130,284,000	
ニチハ	21,800	3,150.00	68,670,000	
日本製鉄	802,000	3,260.00	2,614,520,000	貸付有価証券 174,800株 (146,600 株)
神戸製鋼所	360,200	1,716.50	618,283,300	
中山製鋼所	36,900	844.00	31,143,600	貸付有価証券 12,900株 (700株)
合同製鐵	8,900	4,025.00	35,822,500	
J F Eホールディングス	478,700	2,166.00	1,036,864,200	貸付有価証券 500株
東京製鐵	50,300	1,595.00	80,228,500	貸付有価証券 100株
共英製鋼	20,400	1,910.00	38,964,000	貸付有価証券 3,000株
大和工業	29,500	6,808.00	200,836,000	
東京鐵鋼	8,500	3,230.00	27,455,000	貸付有価証券 200株
大阪製鐵	8,200	1,579.00	12,947,800	
淀川製鋼所	20,400	3,415.00	69,666,000	
中部鋼鈹	14,700	2,023.00	29,738,100	
丸一鋼管	54,500	3,470.00	189,115,000	
モリ工業	2,700	3,360.00	9,072,000	
大同特殊鋼	22,600	5,767.00	130,334,200	貸付有価証券 200株
日本高周波鋼業	4,000	431.00	1,724,000	
日本冶金工業	13,100	4,270.00	55,937,000	
山陽特殊製鋼	17,700	2,624.00	46,444,800	
愛知製鋼	10,300	3,595.00	37,028,500	
日本金属	2,600	915.00	2,379,000	
大平洋金属	12,700	1,475.00	18,732,500	貸付有価証券 2,000株
新日本電工	89,100	264.00	23,522,400	貸付有価証券 13,900株

栗本鐵工所	8,500	2,929.00	24,896,500	
虹技	1,400	1,381.00	1,933,400	
日本鑄鉄管	1,200	1,052.00	1,262,400	
三菱製鋼	11,200	1,483.00	16,609,600	
日亜鋼業	12,100	300.00	3,630,000	
日本精線	2,400	4,665.00	11,196,000	
エンビプロ・ホールディングス	8,200	530.00	4,346,000	貸付有価証券 900株(100株)
シンニッタン	12,900	241.00	3,108,900	貸付有価証券 100株
新家工業	2,600	2,662.00	6,921,200	
大紀アルミニウム工業所	25,500	1,375.00	35,062,500	貸付有価証券 1,100株
日本軽金属ホールディングス	48,300	1,509.00	72,884,700	
三井金属鉱業	52,100	3,430.00	178,703,000	貸付有価証券 300株
東邦亜鉛	10,600	1,663.00	17,627,800	
三菱マテリアル	119,500	2,301.00	274,969,500	貸付有価証券 1,500株
住友金属鉱山	207,700	4,307.00	894,563,900	
DOWAホールディングス	40,200	4,476.00	179,935,200	貸付有価証券 200株(200株)
古河機械金属	26,300	1,669.00	43,894,700	貸付有価証券 100株
大阪チタニウムテクノロジーズ	26,300	3,115.00	81,924,500	貸付有価証券 7,200株(400株)
東邦チタニウム	32,400	1,872.00	60,652,800	貸付有価証券 15,100株
UACJ	25,100	3,055.00	76,680,500	
CKサンエツ	4,300	3,870.00	16,641,000	
古河電気工業	59,600	2,342.50	139,613,000	貸付有価証券 3,900株(1,100株)
住友電気工業	618,500	1,758.00	1,087,323,000	
フジクラ	192,100	1,190.50	228,695,050	
SWCC	20,000	1,850.00	37,000,000	
タツタ電線	36,400	710.00	25,844,000	貸付有価証券 16,400株
カナレ電気	2,100	1,376.00	2,889,600	
平河ヒューテック	10,300	1,536.00	15,820,800	貸付有価証券 4,100株
リョービ	19,100	2,767.00	52,849,700	貸付有価証券 8,200株

アーレスティ	13,200	722.00	9,530,400	貸付有価証券 3,600株
AREホールディングス	72,400	1,826.00	132,202,400	貸付有価証券 800株
稲葉製作所	9,300	1,532.00	14,247,600	貸付有価証券 4,300株
宮地エンジニアリンググループ	4,900	5,730.00	28,077,000	
トーカロ	47,700	1,407.00	67,113,900	貸付有価証券 200株
アルファC o	4,400	1,393.00	6,129,200	
SUMCO	318,300	1,918.50	610,658,550	貸付有価証券 4,300株
川田テクノロジーズ	4,200	5,240.00	22,008,000	
RS Technologies	12,000	2,825.00	33,900,000	貸付有価証券 300株
ジェイテックコーポレーション	1,600	2,385.00	3,816,000	貸付有価証券 300株
信和	6,600	757.00	4,996,200	
東洋製罐グループホールディングス	106,800	2,356.50	251,674,200	貸付有価証券 600株
ホッカンホールディングス	9,600	1,529.00	14,678,400	
コロナ	10,000	900.00	9,000,000	
横河ブリッジホールディングス	22,400	2,688.00	60,211,200	貸付有価証券 200株
駒井ハルテック	1,900	1,773.00	3,368,700	
高田機工	1,000	2,866.00	2,866,000	
三和ホールディングス	165,000	2,094.00	345,510,000	貸付有価証券 100株
文化シャッター	51,600	1,072.00	55,315,200	貸付有価証券 24,200株 (14,600株)
三協立山	20,500	874.00	17,917,000	
アルインコ	13,700	1,043.00	14,289,100	
東洋シャッター	2,700	619.00	1,671,300	
LIXIL	261,000	1,749.50	456,619,500	貸付有価証券 22,200株
日本ファイルコン	7,800	463.00	3,611,400	
ノーリツ	29,700	1,560.00	46,332,000	貸付有価証券 1,200株
長府製作所	17,800	2,091.00	37,219,800	
リンナイ	97,400	2,729.50	265,853,300	
ダイニチ工業	5,900	715.00	4,218,500	

日東精工	26,000	543.00	14,118,000	
三洋工業	1,400	2,069.00	2,896,600	
岡部	32,000	728.00	23,296,000	貸付有価証券 2,600株
ジーテクト	20,000	1,807.00	36,140,000	
東プレ	31,600	1,659.00	52,424,400	貸付有価証券 200株
高周波熱錬	27,600	971.00	26,799,600	
東京製綱	10,600	1,151.00	12,200,600	
サンコール	10,600	471.00	4,992,600	貸付有価証券 200株
モリテック スチール	8,800	288.00	2,534,400	貸付有価証券 300株
パイオラックス	24,700	2,152.00	53,154,400	
エイチワン	18,400	744.00	13,689,600	
日本発條	158,400	1,102.00	174,556,800	貸付有価証券 2,500株
中央発條	13,300	693.00	9,216,900	
アドバネクス	1,500	1,020.00	1,530,000	貸付有価証券 400株
立川プラインド工業	8,100	1,325.00	10,732,500	
三益半導体工業	13,800	2,718.00	37,508,400	貸付有価証券 300株
日本ドライケミカル	2,800	1,987.00	5,563,600	貸付有価証券 1,400株
日本製鋼所	48,300	2,885.50	139,369,650	貸付有価証券 100株
三浦工業	73,200	3,264.00	238,924,800	
タクマ	53,900	1,518.00	81,820,200	
ツガミ	39,000	1,152.00	44,928,000	
オークマ	17,500	6,719.00	117,582,500	貸付有価証券 100株
芝浦機械	17,500	4,115.00	72,012,500	
アマダ	279,800	1,440.00	402,912,000	貸付有価証券 1,400株
アイダエンジニアリング	36,100	965.00	34,836,500	貸付有価証券 200株
TAKI SAWA	3,100	2,536.00	7,861,600	貸付有価証券 1,400株 (200株)
FUJI	76,200	2,347.50	178,879,500	
牧野フライス製作所	19,400	6,110.00	118,534,000	
オーエスジー	77,300	1,821.00	140,763,300	貸付有価証券 100株

ダイジェット工業	1,200	902.00	1,082,400	
旭ダイヤモンド工業	49,000	867.00	42,483,000	
DMG森精機	106,300	2,592.50	275,582,750	貸付有価証券 49,900株(6,400株)
ソディック	42,700	672.00	28,694,400	貸付有価証券 800株
ディスコ	84,400	25,980.00	2,192,712,000	貸付有価証券 900株
日東工器	8,500	1,938.00	16,473,000	
日進工具	14,600	1,114.00	16,264,400	
パンチ工業	10,500	441.00	4,630,500	貸付有価証券 4,700株(300株)
富士ダイス	5,500	614.00	3,377,000	貸付有価証券 400株(200株)
豊和工業	6,400	779.00	4,985,600	貸付有価証券 2,800株(2,800株)
東洋機械金属	8,100	678.00	5,491,800	貸付有価証券 100株
津田駒工業	2,100	392.00	823,200	貸付有価証券 900株
エンシュウ	2,500	774.00	1,935,000	貸付有価証券 100株(100株)
島精機製作所	27,900	1,833.00	51,140,700	貸付有価証券 2,100株
オプトラン	28,800	1,863.00	53,654,400	
NCホールディングス	2,400	1,833.00	4,399,200	
イワキポンプ	11,700	1,746.00	20,428,200	
フリュー	18,400	1,565.00	28,796,000	貸付有価証券 2,400株(1,000株)
ヤマシンフィルタ	41,800	326.00	13,626,800	貸付有価証券 16,700株(14,500株)
日阪製作所	17,000	930.00	15,810,000	
やまびこ	28,600	1,381.00	39,496,600	
野村マイクロ・サイエンス	5,900	5,590.00	32,981,000	
平田機工	8,400	7,060.00	59,304,000	
PEGASUS	19,300	557.00	10,750,100	貸付有価証券 8,900株(8,500株)
マルマエ	7,600	1,706.00	12,965,600	貸付有価証券 3,500株
タツモ	10,600	2,344.00	24,846,400	貸付有価証券 300株
ナブテスコ	110,000	2,640.50	290,455,000	貸付有価証券 13,700株

三井海洋開発	22,200	1,535.00	34,077,000	貸付有価証券 3,200株
レオン自動機	18,400	1,337.00	24,600,800	
S M C	56,900	67,890.00	3,862,941,000	
ホソカワミクロン	11,200	3,645.00	40,824,000	
ユニオンツール	7,700	3,440.00	26,488,000	貸付有価証券 100株
瑞光	12,600	1,401.00	17,652,600	貸付有価証券 5,900株
オイレス工業	24,500	1,992.00	48,804,000	
日精エー・エス・ビー機 械	7,000	3,970.00	27,790,000	
サトーホールディングス	24,900	1,978.00	49,252,200	
技研製作所	16,500	1,984.00	32,736,000	貸付有価証券 1,200株 (1,100株)
日本エアーテック	8,200	1,168.00	9,577,600	
カワタ	3,400	1,007.00	3,423,800	
日精樹脂工業	13,000	1,010.00	13,130,000	
オカダアイオン	3,600	2,250.00	8,100,000	
ワイエイシイホールディ ングス	4,900	2,566.00	12,573,400	貸付有価証券 2,300株
小松製作所	821,500	3,910.00	3,212,065,000	
住友重機械工業	103,700	3,352.00	347,602,400	貸付有価証券 23,100株
日立建機	69,800	4,150.00	289,670,000	貸付有価証券 100株
日工	26,000	646.00	16,796,000	
巴工業	6,800	2,881.00	19,590,800	貸付有価証券 1,500株
井関農機	16,400	1,161.00	19,040,400	
T O W A	17,900	3,000.00	53,700,000	貸付有価証券 500株
丸山製作所	2,000	2,093.00	4,186,000	
北川鉄工所	6,900	1,351.00	9,321,900	
ローゼ	9,200	10,900.00	100,280,000	貸付有価証券 1,800株
タカキタ	3,300	478.00	1,577,400	貸付有価証券 1,900株
クボタ	927,800	2,120.00	1,966,936,000	貸付有価証券 36,700株 (4,800株)
荏原実業	9,200	2,764.00	25,428,800	
三菱化工機	5,700	2,620.00	14,934,000	

月島ホールディングス	23,700	1,297.00	30,738,900	貸付有価証券 100株
帝国電機製作所	12,300	2,466.00	30,331,800	
東京機械製作所	2,700	402.00	1,085,400	貸付有価証券 400株 (400株)
新東工業	35,400	1,029.00	36,426,600	
澁谷工業	16,400	2,443.00	40,065,200	
アイチ コーポレーション	24,400	905.00	22,082,000	
小森コーポレーション	40,600	1,084.00	44,010,400	
鶴見製作所	13,400	2,787.00	37,345,800	
日本ギア工業	3,900	447.00	1,743,300	貸付有価証券 1,800株 (1,700株)
酒井重工業	1,900	4,900.00	9,310,000	
荏原製作所	71,900	6,840.00	491,796,000	貸付有価証券 10,600株
石井鐵工所	1,300	2,872.00	3,733,600	
西島製作所	15,100	1,763.00	26,621,300	
北越工業	17,600	1,839.00	32,366,400	
ダイキン工業	209,300	24,325.00	5,091,222,500	貸付有価証券 300株
オルガノ	24,100	3,730.00	89,893,000	
トーヨーカネツ	6,700	3,275.00	21,942,500	
栗田工業	98,100	5,466.00	536,214,600	
椿本チエイン	24,900	3,745.00	93,250,500	
大同工業	4,700	708.00	3,327,600	
木村化工機	13,400	723.00	9,688,200	貸付有価証券 500株
アネスト岩田	29,800	1,201.00	35,789,800	貸付有価証券 300株
ダイフク	271,200	2,654.00	719,764,800	貸付有価証券 200株
サムコ	4,700	4,810.00	22,607,000	貸付有価証券 200株
加藤製作所	5,500	1,219.00	6,704,500	貸付有価証券 200株
油研工業	1,800	2,087.00	3,756,600	
タダノ	100,900	1,097.50	110,737,750	貸付有価証券 1,900株
フジテック	61,500	3,680.00	226,320,000	貸付有価証券 9,800株
CKD	48,500	1,957.00	94,914,500	

平和	58,300	2,207.00	128,668,100	
理想科学工業	14,000	2,212.00	30,968,000	
SANKYO	34,500	6,273.00	216,418,500	貸付有価証券 400株
日本金銭機械	19,300	972.00	18,759,600	貸付有価証券 8,500株(1,400株)
マースグループホールディングス	10,300	2,821.00	29,056,300	貸付有価証券 1,100株
フクシマガリレイ	12,900	5,060.00	65,274,000	
オーイズミ	4,400	408.00	1,795,200	
ダイコク電機	9,600	4,485.00	43,056,000	貸付有価証券 4,500株
竹内製作所	31,800	4,350.00	138,330,000	
アマノ	49,800	3,078.00	153,284,400	
JUKI	27,200	576.00	15,667,200	貸付有価証券 12,100株
ジャノメ	17,700	640.00	11,328,000	
マックス	21,600	2,733.00	59,032,800	
グローリー	42,100	2,944.50	123,963,450	
新晃工業	17,700	1,898.00	33,594,600	貸付有価証券 100株
大和冷機工業	26,900	1,348.00	36,261,200	貸付有価証券 600株
セガサミーホールディングス	140,900	2,923.50	411,921,150	
日本ピストンリング	3,900	1,604.00	6,255,600	
リケン	6,900	3,130.00	21,597,000	
T P R	20,000	1,750.00	35,000,000	
ツバキ・ナカシマ	35,100	789.00	27,693,900	貸付有価証券 19,500株(4,500株)
ホシザキ	103,500	5,455.00	564,592,500	貸付有価証券 700株
大豊工業	15,200	797.00	12,114,400	
日本精工	322,100	817.00	263,155,700	
NTN	345,700	276.60	95,620,620	貸付有価証券 3,500株
ジェイテクト	156,000	1,256.50	196,014,000	
不二越	12,900	3,865.00	49,858,500	
日本トムソン	42,900	547.00	23,466,300	
THK	101,200	2,618.50	264,992,200	貸付有価証券 1,000株
ユーシン精機	13,900	676.00	9,396,400	

前澤給装工業	12,300	1,174.00	14,440,200	
イーグル工業	19,400	1,678.00	32,553,200	
前澤工業	6,700	945.00	6,331,500	
日本ピラー工業	16,300	4,085.00	66,585,500	
キッツ	58,700	986.00	57,878,200	貸付有価証券 3,500株
マキタ	218,100	4,045.00	882,214,500	貸付有価証券 1,500株
三井E&S	83,900	467.00	39,181,300	貸付有価証券 10,900株
日立造船	143,700	836.00	120,133,200	貸付有価証券 2,000株
三菱重工業	306,600	7,451.00	2,284,476,600	
I H I	110,500	3,376.00	373,048,000	
サノヤスホールディングス	15,600	133.00	2,074,800	
スター精密	33,100	1,784.00	59,050,400	
日清紡ホールディングス	131,800	1,082.50	142,673,500	貸付有価証券 15,000株
イビデン	100,600	8,081.00	812,948,600	貸付有価証券 10,500株
コニカミノルタ	391,600	451.30	176,729,080	貸付有価証券 2,900株
ブラザー工業	234,300	2,467.50	578,135,250	貸付有価証券 300株
ミネベアミツミ	305,000	2,426.50	740,082,500	貸付有価証券 36,900株 (15,100株)
日立製作所	852,600	9,205.00	7,848,183,000	
東芝	337,400	4,602.00	1,552,714,800	貸付有価証券 19,000株
三菱電機	1,812,100	1,814.00	3,287,149,400	貸付有価証券 5,100株
富士電機	106,600	6,510.00	693,966,000	貸付有価証券 800株
東洋電機製造	3,800	963.00	3,659,400	
安川電機	207,800	5,605.00	1,164,719,000	貸付有価証券 6,000株 (5,100株)
シンフォニアテクノロジー	19,300	1,550.00	29,915,000	
明電舎	26,600	2,196.00	58,413,600	貸付有価証券 100株
オリジン	2,600	1,244.00	3,234,400	
山洋電気	7,600	7,060.00	53,656,000	

デンヨー	13,400	1,986.00	26,612,400	
PHCホールディングス	24,500	1,407.00	34,471,500	
ソシオネクスト	24,900	16,120.00	401,388,000	貸付有価証券 6,200株
東芝テック	26,200	3,685.00	96,547,000	貸付有価証券 500株
芝浦メカトロニクス	3,000	23,390.00	70,170,000	貸付有価証券 1,000株 (400株)
マブチモーター	43,500	4,333.00	188,485,500	貸付有価証券 13,200株 (2,600株)
ニデック	426,600	7,331.00	3,127,404,600	貸付有価証券 200株
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,900	487.00	6,282,300	貸付有価証券 200株 (200株)
トレックス・セミコンダクター	8,300	2,171.00	18,019,300	貸付有価証券 3,700株 (3,700株)
東光高岳	10,600	2,198.00	23,298,800	貸付有価証券 400株
ダブル・スコープ	50,200	1,157.00	58,081,400	貸付有価証券 22,500株 (15,100株)
ダイヘン	15,800	5,170.00	81,686,000	
ヤーマン	30,300	1,010.00	30,603,000	貸付有価証券 14,200株 (3,800株)
JVCケンウッド	159,700	593.00	94,702,100	貸付有価証券 1,300株
ミマキエンジニアリング	16,600	754.00	12,516,400	
IPEX	12,200	1,369.00	16,701,800	貸付有価証券 800株 (800株)
大崎電気工業	41,600	609.00	25,334,400	貸付有価証券 100株
オムロン	160,700	6,857.00	1,101,919,900	
日東工業	23,600	3,640.00	85,904,000	
IDEC	25,900	3,000.00	77,700,000	貸付有価証券 300株
正興電機製作所	3,900	1,044.00	4,071,600	
不二電機工業	2,300	1,107.00	2,546,100	
ジーエス・ユアサコーポレーション	57,600	2,606.50	150,134,400	
サクサホールディングス	2,400	2,208.00	5,299,200	
メルコホールディングス	4,400	3,040.00	13,376,000	
テクノメディカ	4,300	2,087.00	8,974,100	貸付有価証券 2,000株
ダイヤモンドエレクトロニクスホールディング	5,900	772.00	4,554,800	貸付有価証券 1,000株 (100株)

日本電気	248,000	7,397.00	1,834,456,000	
富士通	174,700	17,740.00	3,099,178,000	貸付有価証券 200株
沖電気工業	79,300	849.00	67,325,700	
岩崎通信機	5,100	815.00	4,156,500	
電気興業	7,100	2,404.00	17,068,400	
サンケン電気	16,300	10,180.00	165,934,000	
ナカヨ	1,900	1,227.00	2,331,300	
アイホン	10,600	2,948.00	31,248,800	
ルネサスエレクトロニクス	1,144,300	2,413.50	2,761,768,050	貸付有価証券 500株
セイコーエプソン	225,000	2,245.50	505,237,500	貸付有価証券 19,200株 (10,800 株)
ワコム	133,300	580.00	77,314,000	貸付有価証券 200株
アルバック	41,700	5,541.00	231,059,700	貸付有価証券 1,500株
アクセル	4,400	1,682.00	7,400,800	貸付有価証券 400株 (400株)
E I Z O	12,800	4,720.00	60,416,000	
日本信号	39,900	957.00	38,184,300	貸付有価証券 100株
京三製作所	36,700	450.00	16,515,000	
能美防災	23,700	1,706.00	40,432,200	
ホーチキ	13,100	1,615.00	21,156,500	
星和電機	5,200	472.00	2,454,400	
エレコム	41,900	1,676.00	70,224,400	
パナソニック ホールディングス	2,070,900	1,596.50	3,306,191,850	
シャープ	211,100	833.60	175,972,960	貸付有価証券 87,300株
アンリツ	123,500	1,024.50	126,525,750	貸付有価証券 300株
富士通ゼネラル	49,700	2,734.50	135,904,650	
ソニーグループ	1,228,000	12,130.00	14,895,640,000	貸付有価証券 28,300株
T D K	277,600	5,060.00	1,404,656,000	貸付有価証券 200株
帝国通信工業	7,900	1,775.00	14,022,500	
タムラ製作所	75,200	564.00	42,412,800	貸付有価証券 4,100株
アルプスアルパイン	156,600	1,173.50	183,770,100	貸付有価証券

				7,600株
池上通信機	3,700	706.00	2,612,200	
日本電波工業	21,000	1,416.00	29,736,000	貸付有価証券 5,900株(100株)
鈴木	9,400	1,101.00	10,349,400	
メイコー	19,100	3,155.00	60,260,500	貸付有価証券 600株
日本トリム	3,900	2,858.00	11,146,200	
ローランド ディー. ジー.	9,600	3,330.00	31,968,000	貸付有価証券 100株
フォスター電機	16,200	885.00	14,337,000	
SMK	4,200	2,482.00	10,424,400	
ヨコオ	13,900	1,684.00	23,407,600	
ティアック	18,000	113.00	2,034,000	貸付有価証券 600株(500株)
ホシデン	40,900	1,741.00	71,206,900	貸付有価証券 100株
ヒロセ電機	28,200	17,480.00	492,936,000	
日本航空電子工業	36,000	2,908.00	104,688,000	貸付有価証券 300株
TOA	19,900	1,019.00	20,278,100	貸付有価証券 100株
マクセル	35,500	1,516.00	53,818,000	貸付有価証券 200株
古野電気	22,800	1,299.00	29,617,200	
スミダコーポレーション	23,500	1,597.00	37,529,500	
アイコム	6,700	2,985.00	19,999,500	
リオン	7,200	2,139.00	15,400,800	
横河電機	191,800	2,750.00	527,450,000	貸付有価証券 2,700株
新電元工業	6,700	2,930.00	19,631,000	
アズビル	121,300	4,640.00	562,832,000	
東亜ディーケーケー	5,400	852.00	4,600,800	貸付有価証券 2,500株
日本光電工業	80,200	3,691.00	296,018,200	
チノー	7,200	2,010.00	14,472,000	貸付有価証券 1,300株
共和電業	10,800	349.00	3,769,200	
日本電子材料	11,500	1,483.00	17,054,500	
堀場製作所	33,100	7,504.00	248,382,400	貸付有価証券 100株
アドバンテスト	136,800	18,200.00	2,489,760,000	貸付有価証券

				500 株
小野測器	4,800	452.00	2,169,600	貸付有価証券 200 株 (100 株)
エスペック	13,900	2,200.00	30,580,000	
キーエンス	173,700	59,440.00	10,324,728,000	貸付有価証券 1,900 株
日置電機	8,200	7,630.00	62,566,000	貸付有価証券 2,100 株
シスメックス	149,800	7,601.00	1,138,629,800	
日本マイクロニクス	31,200	2,059.00	64,240,800	貸付有価証券 400 株
メガチップス	14,300	4,090.00	58,487,000	貸付有価証券 200 株
OBARA GROUP	9,500	3,875.00	36,812,500	貸付有価証券 4,000 株 (4,000 株)
澤藤電機	1,300	1,304.00	1,695,200	
原田工業	5,100	815.00	4,156,500	貸付有価証券 2,600 株
コーセル	20,900	1,261.00	26,354,900	
イリソ電子工業	16,000	3,790.00	60,640,000	貸付有価証券 300 株
オブテックスグループ	31,800	1,675.00	53,265,000	貸付有価証券 6,800 株
千代田インテグレ	6,800	2,515.00	17,102,000	
レーザーテック	79,600	21,115.00	1,680,754,000	貸付有価証券 2,500 株
スタンレー電気	122,300	2,552.00	312,109,600	
ウシオ電機	88,200	1,806.50	159,333,300	貸付有価証券 2,200 株 (2,200 株)
岡谷電機産業	8,900	302.00	2,687,800	
ヘリオス テクノ ホールディング	10,700	423.00	4,526,100	貸付有価証券 4,900 株
エノモト	2,900	1,643.00	4,764,700	貸付有価証券 100 株
日本セラミック	14,100	2,470.00	34,827,000	
遠藤照明	5,200	1,199.00	6,234,800	
古河電池	12,800	932.00	11,929,600	貸付有価証券 900 株 (100 株)
双信電機	4,700	335.00	1,574,500	
山一電機	14,200	1,812.00	25,730,400	
図研	15,100	3,890.00	58,739,000	
日本電子	43,500	4,495.00	195,532,500	
カシオ計算機	129,300	1,231.00	159,168,300	貸付有価証券 1,100 株

ファナック	846,500	4,071.00	3,446,101,500	貸付有価証券 1,800株
日本シイエムケイ	36,900	584.00	21,549,600	
エンプラス	5,100	9,710.00	49,521,000	貸付有価証券 500株
大真空	21,100	724.00	15,276,400	貸付有価証券 4,600株 (4,600株)
ローム	80,200	12,095.00	970,019,000	
浜松ホトニクス	139,300	6,347.00	884,137,100	
三井ハイテック	17,900	9,250.00	165,575,000	貸付有価証券 6,000株 (200株)
新光電気工業	61,400	5,740.00	352,436,000	貸付有価証券 8,800株
京セラ	269,700	7,225.00	1,948,582,500	貸付有価証券 1,000株
太陽誘電	84,500	3,872.00	327,184,000	貸付有価証券 1,000株
村田製作所	526,500	8,016.00	4,220,424,000	貸付有価証券 2,700株 (900株)
双葉電子工業	33,100	499.00	16,516,900	
北陸電気工業	4,300	1,383.00	5,946,900	
ニチコン	35,400	1,352.00	47,860,800	貸付有価証券 5,900株
日本ケミコン	17,100	1,382.00	23,632,200	貸付有価証券 2,000株
KOA	26,300	1,766.00	46,445,800	貸付有価証券 100株
市光工業	31,300	510.00	15,963,000	貸付有価証券 6,500株
小糸製作所	208,800	2,481.00	518,032,800	貸付有価証券 8,000株
ミツバ	32,500	712.00	23,140,000	貸付有価証券 100株 (100株)
SCREENホールディングス	29,700	14,350.00	426,195,000	貸付有価証券 2,400株 (800株)
キャノン電子	19,200	1,817.00	34,886,400	貸付有価証券 1,700株
キャノン	865,900	3,571.00	3,092,128,900	貸付有価証券 12,400株
リコー	435,300	1,174.00	511,042,200	貸付有価証券 10,300株 (10,300株)
象印マホービン	47,100	1,827.00	86,051,700	貸付有価証券 3,600株
MUTOHホールディングス	1,600	1,949.00	3,118,400	
東京エレクトロン	367,400	20,465.00	7,518,841,000	貸付有価証券

				900 株
イノテック	11,600	1,483.00	17,202,800	
トヨタ紡織	73,100	2,654.50	194,043,950	貸付有価証券 300 株
芦森工業	2,100	1,959.00	4,113,900	
ユニプレス	31,200	1,157.00	36,098,400	貸付有価証券 800 株
豊田自動織機	126,900	9,968.00	1,264,939,200	
モリタホールディングス	30,500	1,588.00	48,434,000	
三櫻工業	26,500	818.00	21,677,000	
デンソー	358,100	9,507.00	3,404,456,700	貸付有価証券 200 株
東海理化電機製作所	48,900	2,221.00	108,606,900	
川崎重工業	130,800	3,523.00	460,808,400	
名村造船所	29,700	894.00	26,551,800	貸付有価証券 13,900 株 (600 株)
日本車輛製造	6,700	2,005.00	13,433,500	
三菱ロジスネクスト	27,700	1,316.00	36,453,200	貸付有価証券 100 株
近畿車輛	1,600	1,721.00	2,753,600	
日産自動車	2,466,000	589.80	1,454,446,800	貸付有価証券 316,500 株
いすゞ自動車	504,700	1,750.00	883,225,000	
トヨタ自動車	9,532,200	2,377.00	22,658,039,400	貸付有価証券 229,900 株
日野自動車	223,800	552.90	123,739,020	貸付有価証券 2,700 株
三菱自動車工業	677,200	558.70	378,351,640	貸付有価証券 4,300 株 (4,200 株)
エフテック	8,000	750.00	6,000,000	貸付有価証券 3,700 株 (400 株)
レシップホールディングス	4,600	518.00	2,382,800	
GMB	2,300	1,781.00	4,096,300	貸付有価証券 1,000 株 (1,000 株)
ファルテック	1,800	589.00	1,060,200	
武蔵精密工業	42,400	1,704.00	72,249,600	
日産車体	30,600	878.00	26,866,800	貸付有価証券 9,600 株
新明和工業	54,500	1,315.00	71,667,500	
極東開発工業	28,700	1,777.00	50,999,900	
トピー工業	14,100	2,187.00	30,836,700	

ティラド	4,400	2,065.00	9,086,000	
タチエス	27,500	1,609.00	44,247,500	
NOK	67,400	1,919.00	129,340,600	貸付有価証券 1,500株
フタバ産業	46,500	618.00	28,737,000	
KYB	16,700	4,785.00	79,909,500	
大同メタル工業	33,900	517.00	17,526,300	
プレス工業	77,500	655.00	50,762,500	貸付有価証券 13,700株
ミクニ	13,300	445.00	5,918,500	
太平洋工業	39,800	1,388.00	55,242,400	貸付有価証券 100株
アイシン	133,900	4,567.00	611,521,300	
マツダ	574,200	1,412.50	811,057,500	
今仙電機製作所	7,300	619.00	4,518,700	貸付有価証券 2,400株 (2,400株)
本田技研工業	1,411,100	4,435.00	6,258,228,500	貸付有価証券 22,800株
スズキ	318,800	5,222.00	1,664,773,600	貸付有価証券 900株
SUBARU	549,300	2,657.00	1,459,490,100	
安永	5,000	845.00	4,225,000	貸付有価証券 2,400株 (2,400株)
ヤマハ発動機	250,100	3,759.00	940,125,900	貸付有価証券 4,400株
TBK	11,500	381.00	4,381,500	貸付有価証券 300株
エクセディ	28,400	2,508.00	71,227,200	
豊田合成	50,700	3,036.00	153,925,200	貸付有価証券 200株
愛三工業	28,700	1,210.00	34,727,000	
盟和産業	1,600	1,012.00	1,619,200	
日本プラスト	9,100	461.00	4,195,100	
ヨロズ	16,300	872.00	14,213,600	
エフ・シー・シー	30,800	1,912.00	58,889,600	貸付有価証券 100株
シマノ	70,500	21,260.00	1,498,830,000	貸付有価証券 20,300株 (200株)
テイ・エス テック	79,500	1,711.50	136,064,250	貸付有価証券 2,200株
ジャムコ	6,300	1,441.00	9,078,300	貸付有価証券 300株
テルモ	533,900	4,108.00	2,193,261,200	貸付有価証券

				3,100株 (1,300株)
クリエートメディック	3,800	909.00	3,454,200	
日機装	40,400	982.00	39,672,800	貸付有価証券 600株
日本エム・ディ・エム	10,300	778.00	8,013,400	
島津製作所	211,400	4,155.00	878,367,000	
JMS	16,100	512.00	8,243,200	
クボテック	2,700	246.00	664,200	貸付有価証券 1,300株
長野計器	12,600	2,235.00	28,161,000	
ブイ・テクノロジー	8,500	2,150.00	18,275,000	貸付有価証券 200株
東京計器	13,300	1,450.00	19,285,000	貸付有価証券 1,800株
愛知時計電機	6,800	1,491.00	10,138,800	
インターアクション	8,200	1,019.00	8,355,800	貸付有価証券 1,300株 (900株)
オーバル	10,200	409.00	4,171,800	貸付有価証券 4,700株
東京精密	38,200	7,850.00	299,870,000	
マニー	69,500	1,781.00	123,779,500	貸付有価証券 1,600株
ニコン	251,000	1,504.00	377,504,000	貸付有価証券 200株
トプコン	91,400	1,638.00	149,713,200	
オリンパス	1,068,600	1,846.00	1,972,635,600	
理研計器	10,800	4,935.00	53,298,000	
タムロン	10,600	4,765.00	50,509,000	
HOYA	367,800	15,440.00	5,678,832,000	貸付有価証券 900株
シード	5,900	668.00	3,941,200	
ノーリツ鋼機	16,400	2,639.00	43,279,600	貸付有価証券 100株
A&Dホロンホールディングス	25,300	1,583.00	40,049,900	
朝日インテック	194,000	2,735.50	530,687,000	貸付有価証券 4,500株
シチズン時計	159,700	855.00	136,543,500	貸付有価証券 42,300株 (16,200株)
リズム	3,600	1,589.00	5,720,400	
大研医器	8,700	537.00	4,671,900	
メニコン	59,600	2,021.00	120,451,600	貸付有価証券

				700株 (100株)
シンシア	1,300	516.00	670,800	貸付有価証券 600株 (600株)
松風	7,800	2,079.00	16,216,200	
セイコーグループ	26,900	2,645.00	71,150,500	貸付有価証券 100株
ニプロ	144,700	1,106.00	160,038,200	貸付有価証券 200株
KYORITSU	17,300	166.00	2,871,800	
中本パックス	3,500	1,628.00	5,698,000	
スノーピーク	24,800	1,471.00	36,480,800	貸付有価証券 13,400株 (1,300株)
パラマウントベッドホールディングス	40,100	2,267.00	90,906,700	貸付有価証券 800株
トランザクション	11,400	1,879.00	21,420,600	貸付有価証券 3,200株
粧美堂	3,100	467.00	1,447,700	貸付有価証券 2,000株
ニホンフラッシュ	16,300	901.00	14,686,300	
前田工織	14,700	3,110.00	45,717,000	貸付有価証券 6,800株 (6,300株)
永大産業	12,300	217.00	2,669,100	
アートネイチャー	17,900	773.00	13,836,700	
バンダイナムコホールディングス	475,600	3,396.00	1,615,137,600	
アイフィスジャパン	3,200	585.00	1,872,000	貸付有価証券 200株
SHOEI	39,200	2,317.00	90,826,400	
フランスベッドホールディングス	19,900	1,219.00	24,258,100	
パイロットコーポレーション	24,400	4,571.00	111,532,400	貸付有価証券 1,700株
萩原工業	11,600	1,572.00	18,235,200	貸付有価証券 5,400株
フジシールインターナショナル	35,200	1,618.00	56,953,600	
タカラトミー	79,000	2,259.00	178,461,000	
広済堂ホールディングス	7,800	2,630.00	20,514,000	貸付有価証券 2,800株 (2,200株)
エステールホールディングス	2,700	621.00	1,676,700	
タカノ	4,300	792.00	3,405,600	貸付有価証券 2,300株
プロネクサス	14,400	1,022.00	14,716,800	
ホクシン	8,800	126.00	1,108,800	貸付有価証券

				4,100株 (600株)
ウッドワン	3,800	1,038.00	3,944,400	貸付有価証券 600株 (200株)
大建工業	10,500	3,035.00	31,867,500	
凸版印刷	213,400	3,252.00	693,976,800	
大日本印刷	189,700	3,879.00	735,846,300	
共同印刷	4,900	3,150.00	15,435,000	
N I S S H A	29,700	1,712.00	50,846,400	
光村印刷	1,000	1,228.00	1,228,000	
TAKARA & CO MPANY	11,100	2,292.00	25,441,200	
アシックス	147,900	5,202.00	769,375,800	貸付有価証券 2,100株
ツツミ	3,000	2,314.00	6,942,000	貸付有価証券 1,400株
ローランド	12,800	3,665.00	46,912,000	貸付有価証券 200株
小松ウオール工業	6,400	2,865.00	18,336,000	
ヤマハ	109,400	4,459.00	487,814,600	貸付有価証券 1,100株 (500株)
河合楽器製作所	4,700	3,160.00	14,852,000	
クリナップ	19,400	691.00	13,405,400	
ピジョン	110,600	1,713.50	189,513,100	貸付有価証券 8,800株
キングジム	15,300	860.00	13,158,000	貸付有価証券 1,300株 (200株)
リンテック	34,800	2,271.50	79,048,200	
イトーキ	35,600	1,338.00	47,632,800	
任天堂	1,096,000	6,180.00	6,773,280,000	貸付有価証券 2,900株
三菱鉛筆	24,700	1,824.00	45,052,800	貸付有価証券 700株
タカラスタンダード	32,000	1,848.00	59,136,000	貸付有価証券 200株
コクヨ	75,200	2,185.50	164,349,600	貸付有価証券 4,700株
ナカバヤシ	18,700	505.00	9,443,500	
グローブライト	14,000	1,951.00	27,314,000	
オカムラ	52,300	2,206.00	115,373,800	
美津濃	17,300	4,420.00	76,466,000	
東京電力ホールディング ス	1,564,900	605.30	947,233,970	貸付有価証券 208,300株

中部電力	639,700	1,858.50	1,188,882,450	貸付有価証券 10,400株
関西電力	670,300	1,914.00	1,282,954,200	貸付有価証券 4,100株
中国電力	276,500	933.50	258,112,750	貸付有価証券 2,100株
北陸電力	163,900	806.40	132,168,960	
東北電力	424,400	942.10	399,827,240	
四国電力	148,200	992.10	147,029,220	
九州電力	400,200	916.00	366,583,200	貸付有価証券 900株
北海道電力	167,700	628.10	105,332,370	
沖縄電力	40,700	1,133.00	46,113,100	貸付有価証券 2,600株
電源開発	130,700	2,217.00	289,761,900	
エフオン	11,200	495.00	5,544,000	
イーレックス	30,800	939.00	28,921,200	貸付有価証券 8,300株
レノバ	46,300	1,349.00	62,458,700	貸付有価証券 21,700株 (1,500株)
東京瓦斯	367,000	3,284.00	1,205,228,000	
大阪瓦斯	351,700	2,247.50	790,445,750	
東邦瓦斯	68,300	2,480.00	169,384,000	
北海道瓦斯	10,400	2,316.00	24,086,400	
広島ガス	36,600	379.00	13,871,400	
西部ガスホールディングス	16,300	1,984.00	32,339,200	
静岡ガス	34,600	1,027.00	35,534,200	貸付有価証券 3,200株
メタウォーター	20,800	1,860.00	38,688,000	
SBSホールディングス	15,500	3,015.00	46,732,500	貸付有価証券 1,500株
東武鉄道	190,700	3,927.00	748,878,900	貸付有価証券 1,900株 (1,200株)
相鉄ホールディングス	57,300	2,834.50	162,416,850	
東急	486,800	1,802.50	877,457,000	貸付有価証券 23,900株 (100株)
京浜急行電鉄	196,900	1,296.00	255,182,400	貸付有価証券 400株
小田急電鉄	263,100	2,165.50	569,743,050	貸付有価証券 1,600株
京王電鉄	91,800	4,886.00	448,534,800	貸付有価証券 1,000株

京成電鉄	111,900	5,616.00	628,430,400	貸付有価証券 100株
富士急行	21,400	5,470.00	117,058,000	貸付有価証券 3,300株
東日本旅客鉄道	294,400	8,048.00	2,369,331,200	
西日本旅客鉄道	221,800	6,122.00	1,357,859,600	
東海旅客鉄道	133,700	18,220.00	2,436,014,000	
西武ホールディングス	210,000	1,587.00	333,270,000	
鴻池運輸	29,600	1,944.00	57,542,400	貸付有価証券 100株
西日本鉄道	46,400	2,634.00	122,217,600	
ハマキョウレックス	13,600	4,055.00	55,148,000	
サカイ引越センター	8,200	5,230.00	42,886,000	
近鉄グループホールディングス	173,300	4,684.00	811,737,200	貸付有価証券 400株
阪急阪神ホールディングス	231,100	4,996.00	1,154,575,600	貸付有価証券 400株
南海電気鉄道	82,800	2,959.00	245,005,200	
京阪ホールディングス	95,500	4,128.00	394,224,000	
神戸電鉄	4,700	3,020.00	14,194,000	貸付有価証券 2,200株
名古屋鉄道	191,500	2,239.50	428,864,250	貸付有価証券 200株
山陽電気鉄道	13,000	2,153.00	27,989,000	貸付有価証券 6,100株
アルプス物流	13,800	1,481.00	20,437,800	
ヤマトホールディングス	221,900	2,618.00	580,934,200	貸付有価証券 2,900株 (2,500株)
山九	44,100	4,980.00	219,618,000	貸付有価証券 200株
丸運	5,600	243.00	1,360,800	貸付有価証券 1,300株
丸全昭和運輸	10,700	3,955.00	42,318,500	
センコーグループホールディングス	91,800	994.00	91,249,200	貸付有価証券 500株
トナミホールディングス	3,800	4,570.00	17,366,000	
ニッコンホールディングス	55,500	3,168.00	175,824,000	
日本石油輸送	1,200	2,501.00	3,001,200	
福山通運	13,200	3,635.00	47,982,000	
セイノーホールディングス	97,500	2,043.00	199,192,500	貸付有価証券 6,100株
エスライングループ本社	3,200	846.00	2,707,200	

神奈川中央交通	4,900	3,235.00	15,851,500	
AZ-COM丸和ホールディングス	41,900	2,185.00	91,551,500	貸付有価証券 7,800株 (7,600株)
C&Fロジホールディングス	16,700	1,305.00	21,793,500	
九州旅客鉄道	122,500	3,115.00	381,587,500	貸付有価証券 1,300株
SGホールディングス	332,600	2,064.00	686,486,400	貸付有価証券 5,000株
NIPPON EXPRESSホールディングス	58,800	7,495.00	440,706,000	貸付有価証券 21,200株
日本郵船	463,700	3,790.00	1,757,423,000	貸付有価証券 3,700株
商船三井	305,500	3,950.00	1,206,725,000	貸付有価証券 25,500株
川崎汽船	130,200	4,776.00	621,835,200	貸付有価証券 6,400株
NSユナイテッド海運	9,300	3,920.00	36,456,000	貸付有価証券 4,300株
明治海運	11,200	756.00	8,467,200	貸付有価証券 3,700株
飯野海運	63,600	993.00	63,154,800	貸付有価証券 4,900株
共栄タンカー	2,100	830.00	1,743,000	貸付有価証券 100株
乾汽船	22,000	1,191.00	26,202,000	貸付有価証券 10,300株 (200株)
日本航空	425,700	3,049.00	1,297,959,300	
ANAホールディングス	471,600	3,321.00	1,566,183,600	貸付有価証券 84,100株 (1,300株)
パスコ	2,200	1,615.00	3,553,000	
トランコム	5,000	7,350.00	36,750,000	
日新	13,200	2,458.00	32,445,600	
三菱倉庫	37,200	3,714.00	138,160,800	貸付有価証券 300株
三井倉庫ホールディングス	16,200	4,085.00	66,177,000	
住友倉庫	46,700	2,396.00	111,893,200	貸付有価証券 4,800株
澁澤倉庫	6,900	3,090.00	21,321,000	
東陽倉庫	15,300	271.00	4,146,300	貸付有価証券 100株
日本トランスシティ	34,900	633.00	22,091,700	
ケイヒン	2,000	1,661.00	3,322,000	
中央倉庫	8,400	1,083.00	9,097,200	貸付有価証券 3,900株

川西倉庫	1,900	1,040.00	1,976,000	
安田倉庫	11,800	995.00	11,741,000	
ファイブホールディングス	2,100	1,112.00	2,335,200	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
東洋埠頭	3,300	1,359.00	4,484,700	
上組	83,100	3,210.00	266,751,000	貸付有価証券 500株
サンリツ	2,600	714.00	1,856,400	
キムラユニティー	5,500	1,281.00	7,045,500	貸付有価証券 1,900株
キューソー流通システム	5,900	911.00	5,374,900	貸付有価証券 2,200株
東海運	6,800	284.00	1,931,200	貸付有価証券 2,000株
エーアイテイナー	10,900	1,881.00	20,502,900	貸付有価証券 300株
内外トランスライン	6,900	2,614.00	18,036,600	
日本コンセプト	6,300	1,712.00	10,785,600	
NEC ネットズエスアイ	58,200	1,892.00	110,114,400	貸付有価証券 300株
クロスキャット	9,900	1,007.00	9,969,300	貸付有価証券 700株
システナ	292,700	258.00	75,516,600	
デジタルアーツ	11,000	4,545.00	49,995,000	
日鉄ソリューションズ	29,700	3,820.00	113,454,000	
キューブシステム	10,400	1,140.00	11,856,000	貸付有価証券 4,600株
コア	7,700	1,712.00	13,182,400	
手間いらず	2,900	3,510.00	10,179,000	貸付有価証券 700株
ラクーンホールディングス	14,400	696.00	10,022,400	貸付有価証券 5,300株(5,000株)
ソリトンシステムズ	9,000	1,075.00	9,675,000	
ソフトクリエイイトホールディングス	14,300	1,805.00	25,811,500	
T I S	190,400	3,323.00	632,699,200	
J N S ホールディングス	5,300	428.00	2,268,400	貸付有価証券 2,400株(1,400株)
グリーン	46,700	623.00	29,094,100	貸付有価証券 13,500株
GMOペパボ	2,100	1,343.00	2,820,300	貸付有価証券 1,100株
コーエーテックモホールディングス	109,100	2,193.50	239,310,850	貸付有価証券 12,100株

三菱総合研究所	8,500	4,970.00	42,245,000	
ボルテージ	3,300	284.00	937,200	貸付有価証券 100株 (100株)
電算	1,400	1,552.00	2,172,800	
A G S	4,900	701.00	3,434,900	
ファインデックス	13,800	632.00	8,721,600	貸付有価証券 100株
ブレインパッド	13,000	908.00	11,804,000	貸付有価証券 6,100株
K L a b	32,000	278.00	8,896,000	貸付有価証券 14,700株 (3,000株)
ポールトゥウィンホールディングス	29,700	658.00	19,542,600	貸付有価証券 3,500株 (100株)
ネクソン	388,200	2,716.50	1,054,545,300	貸付有価証券 36,600株
アイスタイル	51,700	481.00	24,867,700	貸付有価証券 20,300株 (800株)
エムアップホールディングス	21,300	1,420.00	30,246,000	貸付有価証券 6,400株
エイチーム	10,300	648.00	6,674,400	貸付有価証券 1,600株
エニグモ	22,100	366.00	8,088,600	貸付有価証券 10,000株 (4,700株)
テクノスジャパン	9,500	684.00	6,498,000	
e n i s h	9,400	251.00	2,359,400	貸付有価証券 4,400株 (700株)
コロプラ	67,500	604.00	40,770,000	貸付有価証券 1,300株
オルトプラス	9,800	219.00	2,146,200	貸付有価証券 300株
ブロードリーフ	82,600	454.00	37,500,400	貸付有価証券 500株 (100株)
クロス・マーケティンググループ	7,000	724.00	5,068,000	
デジタルハーツホールディングス	10,900	1,138.00	12,404,200	貸付有価証券 100株 (100株)
システム情報	13,800	704.00	9,715,200	
メディアドゥ	6,900	1,180.00	8,142,000	貸付有価証券 1,500株
じげん	50,800	583.00	29,616,400	貸付有価証券 100株
ブイキューブ	20,900	375.00	7,837,500	貸付有価証券 9,000株
エンカレッジ・テクノロジー	2,700	498.00	1,344,600	
サイバーリンクス	4,400	656.00	2,886,400	貸付有価証券 200株

ディー・エル・イー	8,300	245.00	2,033,500	貸付有価証券 3,900株
フィックスターズ	19,700	1,174.00	23,127,800	貸付有価証券 100株
CARTA HOLDINGS	8,200	1,138.00	9,331,600	貸付有価証券 3,600株
オブティム	14,300	875.00	12,512,500	貸付有価証券 5,000株(3,100株)
セレス	7,000	997.00	6,979,000	貸付有価証券 3,200株(1,400株)
SHIFT	11,600	30,060.00	348,696,000	
ティーガイア	18,200	1,681.00	30,594,200	
セック	1,600	3,190.00	5,104,000	
テクマトリックス	31,800	1,480.00	47,064,000	
プロシップ	7,600	1,226.00	9,317,600	
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	45,300	2,399.50	108,697,350	
GMOペイメントゲート ウェイ	34,800	9,440.00	328,512,000	貸付有価証券 600株
ザッパラス	3,200	482.00	1,542,400	貸付有価証券 1,400株(800株)
システムリサーチ	5,400	2,615.00	14,121,000	
インターネットイニシア ティブ	95,100	2,594.00	246,689,400	
さくらインターネット	19,500	1,047.00	20,416,500	貸付有価証券 9,100株(1,900株)
ヴィンクス	2,800	1,344.00	3,763,200	
GMOグローバルサイ ン・ホールディングス	5,300	2,729.00	14,463,700	貸付有価証券 1,100株
SRAホールディングス	8,900	3,180.00	28,302,000	
システムインテグレータ	3,500	418.00	1,463,000	貸付有価証券 1,500株
朝日ネット	18,700	604.00	11,294,800	
eBASE	24,500	682.00	16,709,000	貸付有価証券 100株
アバントグループ	22,000	1,377.00	30,294,000	貸付有価証券 200株
アドソル日進	7,300	1,689.00	12,329,700	
ODKソリューションズ	2,600	566.00	1,471,600	
フリービット	9,100	1,159.00	10,546,900	貸付有価証券 2,400株
コムチュア	23,000	2,215.00	50,945,000	
サイバーコム	1,900	1,313.00	2,494,700	

アステリア	13,600	799.00	10,866,400	貸付有価証券 100株
アイル	8,100	2,549.00	20,646,900	
マークライNZ	9,400	2,827.00	26,573,800	
メディカル・データ・ビ ジョン	20,800	603.00	12,542,400	貸付有価証券 5,700株
g u m i	25,600	659.00	16,870,400	貸付有価証券 12,000株 (1,100株)
ショーケース	2,700	379.00	1,023,300	
モバイルファクトリー	2,400	785.00	1,884,000	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
テラスカイ	7,500	1,949.00	14,617,500	
デジタル・インフォメー ション・テクノロジー	10,100	1,886.00	19,048,600	
P C I ホールディングス	4,400	1,039.00	4,571,600	貸付有価証券 400株 (400株)
アイビーシー	1,800	573.00	1,031,400	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	5,800	1,025.00	5,945,000	貸付有価証券 2,600株 (100株)
P R T I M E S	4,400	1,646.00	7,242,400	
ラクス	82,300	2,239.50	184,310,850	貸付有価証券 1,000株
ランドコンピュータ	2,800	1,241.00	3,474,800	
ダブルスタンダード	7,100	1,351.00	9,592,100	貸付有価証券 100株
オープンドア	12,200	1,139.00	13,895,800	貸付有価証券 5,700株 (500株)
マイネット	3,700	342.00	1,265,400	
アカツキ	8,300	1,874.00	15,554,200	
ベネフィットジャパン	700	1,215.00	850,500	
U b i c o mホールディ ングス	5,400	1,322.00	7,138,800	貸付有価証券 1,900株 (1,900株)
カナミックネットワーク	18,700	498.00	9,312,600	貸付有価証券 100株
ノムラシステムコーポレ ーション	12,700	115.00	1,460,500	
チェンジホールディング ス	42,600	1,949.00	83,027,400	貸付有価証券 15,400株 (1,000株)
シンクロ・フード	7,300	556.00	4,058,800	貸付有価証券 1,700株
オークネット	6,900	1,691.00	11,667,900	貸付有価証券 3,500株
キャピタル・アセット・ プランニング	2,200	799.00	1,757,800	

セグエグループ	3,700	889.00	3,289,300	
エイトレッド	1,700	1,406.00	2,390,200	貸付有価証券 200株(200株)
マクロミル	34,200	745.00	25,479,000	
ビーグリー	2,400	1,041.00	2,498,400	貸付有価証券 100株
オロ	6,300	2,037.00	12,833,100	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
ユーザーローカル	6,300	2,042.00	12,864,600	貸付有価証券 1,100株(1,000株)
テモナ	2,700	276.00	745,200	
ニーズウェル	6,300	705.00	4,441,500	貸付有価証券 300株(300株)
マネーフォワード	38,700	5,190.00	200,853,000	貸付有価証券 8,800株
サインポスト	4,500	423.00	1,903,500	貸付有価証券 500株(400株)
Sun Asterisk	12,400	1,330.00	16,492,000	
プラスアルファ・コンサルティング	9,700	2,499.00	24,240,300	
電算システムホールディングス	7,700	2,673.00	20,582,100	
Appier Group	59,400	1,539.00	91,416,600	貸付有価証券 12,200株(700株)
ソルクシーズ	9,400	394.00	3,703,600	貸付有価証券 100株
フェイス	3,200	485.00	1,552,000	
プロトコーポレーション	21,800	1,195.00	26,051,000	
ハイマックス	5,400	1,400.00	7,560,000	
野村総合研究所	346,800	3,937.00	1,365,351,600	貸付有価証券 2,000株
サイバネットシステム	12,500	720.00	9,000,000	貸付有価証券 1,800株
CEホールディングス	6,000	546.00	3,276,000	貸付有価証券 100株
日本システム技術	4,800	1,961.00	9,412,800	
インテージホールディングス	19,700	1,615.00	31,815,500	
東邦システムサイエンス	3,200	1,732.00	5,542,400	貸付有価証券 200株(200株)
ソースネクスト	88,500	183.00	16,195,500	貸付有価証券 41,500株
インフォコム	22,400	2,755.00	61,712,000	貸付有価証券 100株
シンプレクス・ホールデ	29,800	2,633.00	78,463,400	

インクス				
HEROZ	5,900	1,626.00	9,593,400	貸付有価証券 2,700株(100株)
ラクスル	41,800	1,321.00	55,217,800	貸付有価証券 19,500株(4,800株)
メルカリ	105,300	3,278.00	345,173,400	貸付有価証券 2,300株
I P S	5,700	2,161.00	12,317,700	貸付有価証券 1,400株(800株)
F I G	13,500	284.00	3,834,000	貸付有価証券 7,900株
システムサポート	6,700	1,826.00	12,234,200	貸付有価証券 100株
イーソル	12,500	736.00	9,200,000	
アルテリア・ネットワー クス	16,200	1,979.00	32,059,800	貸付有価証券 1,400株
東海ソフト	1,700	1,037.00	1,762,900	
ウイングアーク1st	18,000	2,682.00	48,276,000	
ヒト・コミュニケーション ズ・ホールディング	4,600	1,436.00	6,605,600	貸付有価証券 2,100株
サーバーワークス	3,500	3,260.00	11,410,000	
東名	900	2,461.00	2,214,900	貸付有価証券 500株
ヴィッツ	1,100	1,055.00	1,160,500	貸付有価証券 500株(400株)
トビラシステムズ	3,300	921.00	3,039,300	
S a n s a n	57,000	1,332.50	75,952,500	貸付有価証券 8,700株(1,900株)
L i n k - U	2,800	882.00	2,469,600	貸付有価証券 1,200株(400株)
ギフトイ	15,200	1,750.00	26,600,000	貸付有価証券 5,200株(200株)
メドレー	23,400	5,620.00	131,508,000	
ベース	5,900	4,180.00	24,662,000	
J M D C	28,600	4,089.00	116,945,400	貸付有価証券 100株
フォーカスシステムズ	12,700	947.00	12,026,900	貸付有価証券 200株
クレスコ	13,400	1,888.00	25,299,200	
フジ・メディア・ホール ディングス	167,200	1,536.50	256,902,800	貸付有価証券 100株
オービック	58,200	24,095.00	1,402,329,000	
ジャストシステム	25,000	3,086.00	77,150,000	
T D C ソフト	14,700	1,670.00	24,549,000	

Zホールディングス	2,477,800	409.40	1,014,411,320	貸付有価証券 342,100株
トレンドマイクロ	82,300	5,942.00	489,026,600	貸付有価証券 5,300株 (500株)
IDホールディングス	11,700	1,311.00	15,338,700	
日本オラクル	33,300	9,914.00	330,136,200	
アルファシステムズ	5,500	2,866.00	15,763,000	貸付有価証券 200株
フューチャー	37,100	1,464.00	54,314,400	貸付有価証券 4,800株
CAC Holdings	9,300	1,630.00	15,159,000	貸付有価証券 300株
S Bテクノロジー	7,400	2,471.00	18,285,400	
トーセ	3,300	737.00	2,432,100	貸付有価証券 700株 (700株)
オービックビジネスコン サルタント	34,300	5,810.00	199,283,000	
伊藤忠テクノソリューシ ョンズ	93,500	4,319.00	403,826,500	貸付有価証券 3,200株 (2,200株)
アイティフォー	22,900	1,098.00	25,144,200	貸付有価証券 100株
東計電算	2,400	6,220.00	14,928,000	
エクスネット	1,600	1,023.00	1,636,800	
大塚商会	86,300	6,124.00	528,501,200	貸付有価証券 800株
サイボウズ	24,000	2,053.00	49,272,000	貸付有価証券 5,400株
電通国際情報サービス	21,200	5,570.00	118,084,000	
ACCESS	20,600	875.00	18,025,000	貸付有価証券 700株
デジタルガレージ	30,900	3,760.00	116,184,000	
EMシステムズ	29,000	696.00	20,184,000	貸付有価証券 1,200株
ウェザーニューズ	5,400	6,300.00	34,020,000	
C I J	28,900	521.00	15,056,900	貸付有価証券 300株
ビジネスエンジニアリン グ	2,500	3,100.00	7,750,000	
日本エンタープライズ	12,000	126.00	1,512,000	貸付有価証券 200株 (100株)
WOWOW	13,100	1,136.00	14,881,600	貸付有価証券 5,400株
スカラ	16,100	703.00	11,318,300	
インテリジェント ウェ イブ	6,200	871.00	5,400,200	

ANYCOLOR	6,100	3,080.00	18,788,000	貸付有価証券 1,800株
IMAGICA GROUP	14,500	611.00	8,859,500	貸付有価証券 2,400株(1,200株)
ネットワンシステムズ	64,900	2,663.50	172,861,150	
システムソフト	60,600	80.00	4,848,000	貸付有価証券 900株(100株)
アルゴグラフィックス	16,000	3,405.00	54,480,000	
マーベラス	28,300	672.00	19,017,600	貸付有価証券 100株
エイベックス	29,600	1,403.00	41,528,800	
BIPROGY	64,100	3,652.00	234,093,200	
都築電気	9,200	2,169.00	19,954,800	
TBSホールディングス	89,100	2,589.50	230,724,450	貸付有価証券 100株
日本テレビホールディングス	154,100	1,362.00	209,884,200	
朝日放送グループホールディングス	16,300	674.00	10,986,200	貸付有価証券 600株
テレビ朝日ホールディングス	42,300	1,686.00	71,317,800	貸付有価証券 300株
スカパーJ SATホールディングス	154,500	658.00	101,661,000	
テレビ東京ホールディングス	12,500	3,015.00	37,687,500	貸付有価証券 4,300株(1,100株)
日本BS放送	4,200	914.00	3,838,800	貸付有価証券 1,800株
ビジョン	26,200	1,755.00	45,981,000	
スマートバリュー	2,800	369.00	1,033,200	貸付有価証券 300株(100株)
USEN-NEXT HOLDINGS	19,500	3,450.00	67,275,000	貸付有価証券 9,100株
ワイヤレスゲート	5,000	203.00	1,015,000	貸付有価証券 500株(500株)
日本通信	160,700	217.00	34,871,900	貸付有価証券 50,600株(12,500株)
クロップス	1,900	1,011.00	1,920,900	
日本電信電話	55,773,400	163.20	9,102,218,880	
KDDI	1,345,400	4,198.00	5,647,989,200	貸付有価証券 5,600株
ソフトバンク	2,798,300	1,620.50	4,534,645,150	貸付有価証券 400株
光通信	20,500	22,490.00	461,045,000	
エムティーアイ	11,900	542.00	6,449,800	貸付有価証券 100株

GMOインターネットグループ	64,300	2,284.50	146,893,350	貸付有価証券 100株
ファイバーゲート	9,400	1,446.00	13,592,400	貸付有価証券 100株
アйдママーケティング コミュニケーション	2,600	255.00	663,000	
KADOKAWA	92,000	3,473.00	319,516,000	
学研ホールディングス	29,000	835.00	24,215,000	貸付有価証券 200株
ゼンリン	29,800	875.00	26,075,000	貸付有価証券 100株
昭文社ホールディングス	5,000	301.00	1,505,000	貸付有価証券 700株
インプレスホールディングス	10,200	174.00	1,774,800	貸付有価証券 200株 (200株)
アイネット	10,500	1,658.00	17,409,000	
松竹	10,000	10,650.00	106,500,000	貸付有価証券 4,600株
東宝	109,000	5,409.00	589,581,000	貸付有価証券 1,800株
東映	4,800	17,690.00	84,912,000	
NTTデータグループ	546,300	1,844.50	1,007,650,350	貸付有価証券 3,500株
ピー・シー・エー	10,000	1,187.00	11,870,000	貸付有価証券 700株
ビジネスブレイン太田昭和	7,400	2,014.00	14,903,600	
D T S	37,100	3,160.00	117,236,000	
スクウェア・エニックス ・ホールディングス	87,500	5,409.00	473,287,500	
シーイーシー	24,400	1,602.00	39,088,800	貸付有価証券 2,400株
カブコン	173,000	5,957.00	1,030,561,000	
アイ・エス・ビー	8,900	1,347.00	11,988,300	
ジャステック	10,700	1,372.00	14,680,400	
S C S K	142,100	2,430.00	345,303,000	
N S W	6,800	2,549.00	17,333,200	
アイネス	12,200	1,506.00	18,373,200	
T K C	27,800	3,600.00	100,080,000	貸付有価証券 100株
富士ソフト	35,000	4,520.00	158,200,000	貸付有価証券 500株
N S D	62,100	2,766.00	171,768,600	貸付有価証券 100株
コナミグループ	74,500	8,163.00	608,143,500	貸付有価証券

				900株(100株)
福井コンピュータホールディングス	12,100	2,616.00	31,653,600	
JBC Cホールディングス	12,700	2,605.00	33,083,500	
ミロク情報サービス	15,800	1,499.00	23,684,200	貸付有価証券 2,300株
ソフトバンクグループ	858,900	6,479.00	5,564,813,100	貸付有価証券 24,600株
高千穂交易	4,400	3,085.00	13,574,000	貸付有価証券 2,500株
オルバヘルスケアホールディングス	1,800	1,736.00	3,124,800	
伊藤忠食品	4,100	5,690.00	23,329,000	
エレマテック	16,500	1,754.00	28,941,000	貸付有価証券 200株
あらた	14,000	5,400.00	75,600,000	
トーメンデバイス	2,600	4,700.00	12,220,000	貸付有価証券 1,200株(100株)
東京エレクトロン デバイス	6,800	9,760.00	66,368,000	
円谷フィールズホールディングス	31,500	2,372.00	74,718,000	貸付有価証券 10,600株
双日	183,100	3,044.00	557,356,400	貸付有価証券 1,000株
アルフレッサ ホールディングス	184,400	2,461.00	453,808,400	貸付有価証券 200株
横浜冷凍	50,000	1,303.00	65,150,000	貸付有価証券 600株
神栄	1,600	1,422.00	2,275,200	貸付有価証券 100株
ラサ商事	5,600	1,498.00	8,388,800	
アルコニックス	24,200	1,349.00	32,645,800	
神戸物産	142,100	3,650.00	518,665,000	貸付有価証券 19,600株(2,100株)
ハイパー	2,700	371.00	1,001,700	
あい ホールディングス	29,400	2,208.00	64,915,200	貸付有価証券 1,200株
ディーブイエックス	3,400	822.00	2,794,800	
ダイワボウホールディングス	75,100	2,709.00	203,445,900	
マクニカホールディングス	43,500	6,300.00	274,050,000	
ラクト・ジャパン	7,100	2,062.00	14,640,200	
グリムス	7,700	2,369.00	18,241,300	

バイタルケーエスケー・ホールディングス	22,700	984.00	22,336,800	
八洲電機	14,800	1,276.00	18,884,800	貸付有価証券 6,900株
メディアスホールディングス	11,700	746.00	8,728,200	
レスターホールディングス	17,600	2,242.00	39,459,200	
ジュテックホールディングス	2,800	1,164.00	3,259,200	
大光	5,100	595.00	3,034,500	貸付有価証券 2,200株(400株)
OCHIホールディングス	2,800	1,335.00	3,738,000	
TOKAIホールディングス	90,700	908.00	82,355,600	
黒谷	3,400	622.00	2,114,800	貸付有価証券 1,500株(800株)
Cominix	2,400	828.00	1,987,200	
三洋貿易	20,700	1,298.00	26,868,600	
ビューティガレージ	2,900	4,445.00	12,890,500	
ウイン・パートナーズ	13,400	1,037.00	13,895,800	
ミタチ産業	3,100	1,078.00	3,341,800	貸付有価証券 1,300株(800株)
シップヘルスケアホールディングス	66,000	2,409.00	158,994,000	
明治電機工業	6,800	1,472.00	10,009,600	
デリカフーズホールディングス	4,800	621.00	2,980,800	貸付有価証券 2,500株
スターティアホールディングス	2,400	1,569.00	3,765,600	貸付有価証券 500株
コメダホールディングス	45,000	2,824.00	127,080,000	
ピーバンドットコム	1,700	453.00	770,100	
アセンテック	6,200	604.00	3,744,800	
富士興産	2,700	1,740.00	4,698,000	
協栄産業	1,100	2,106.00	2,316,600	
フルサト・マルカホールディングス	16,600	2,502.00	41,533,200	
ヤマエグループホールディングス	10,400	3,835.00	39,884,000	
小野建	18,000	1,613.00	29,034,000	
南陽	2,300	2,074.00	4,770,200	
佐鳥電機	7,700	1,475.00	11,357,500	貸付有価証券 1,100株

エコトレーディング	2,400	1,225.00	2,940,000	
伯東	10,500	5,060.00	53,130,000	貸付有価証券 1,500株
コンドーテック	14,100	1,169.00	16,482,900	
中山福	6,500	342.00	2,223,000	貸付有価証券 500株
ナガイレーベン	23,200	2,238.00	51,921,600	貸付有価証券 1,300株
三菱食品	17,000	3,935.00	66,895,000	
松田産業	14,000	2,174.00	30,436,000	
第一興商	71,100	2,761.00	196,307,100	貸付有価証券 300株 (100株)
メディバルホールディングス	175,600	2,457.50	431,537,000	
S P K	8,100	1,908.00	15,454,800	
萩原電気ホールディングス	7,400	3,640.00	26,936,000	
アズワン	26,100	5,520.00	144,072,000	
スズデン	6,400	2,159.00	13,817,600	貸付有価証券 300株
尾家産業	2,900	1,774.00	5,144,600	
シモジマ	12,600	1,132.00	14,263,200	
ドウシシャ	19,400	2,227.00	43,203,800	
小津産業	2,700	1,571.00	4,241,700	貸付有価証券 1,200株 (600株)
高速	9,500	2,006.00	19,057,000	
たけびし	7,000	1,796.00	12,572,000	貸付有価証券 3,200株
リックス	2,500	3,065.00	7,662,500	
丸文	16,400	1,109.00	18,187,600	貸付有価証券 200株
ハピネット	15,600	2,387.00	37,237,200	
橋本総業ホールディングス	7,300	1,131.00	8,256,300	貸付有価証券 300株
日本ライフライン	53,800	1,065.00	57,297,000	
タカショー	16,000	654.00	10,464,000	貸付有価証券 2,600株
I D O M	55,500	789.00	43,789,500	貸付有価証券 16,000株
進和	11,200	2,220.00	24,864,000	貸付有価証券 5,200株
エスケイジャパン	3,000	684.00	2,052,000	
ダイトロン	7,200	2,720.00	19,584,000	

シークス	26,200	1,518.00	39,771,600	
田中商事	3,400	653.00	2,220,200	
オーハシテクニカ	8,900	1,578.00	14,044,200	
白銅	6,600	2,226.00	14,691,600	貸付有価証券 3,100株
ダイコー通産	1,200	1,134.00	1,360,800	
伊藤忠商事	1,131,800	5,478.00	6,200,000,400	貸付有価証券 3,300株
丸紅	1,433,300	2,304.50	3,303,039,850	
高島	1,900	3,545.00	6,735,500	
長瀬産業	84,200	2,438.50	205,321,700	
蝶理	9,900	2,876.00	28,472,400	
豊田通商	160,900	8,139.00	1,309,565,100	
三共生興	25,400	678.00	17,221,200	
兼松	71,300	1,991.00	141,958,300	貸付有価証券 2,100株
ツカモトコーポレーション	1,700	1,270.00	2,159,000	
三井物産	1,303,600	5,249.00	6,842,596,400	貸付有価証券 3,600株
日本紙パルプ商事	9,800	4,615.00	45,227,000	
カメイ	19,500	1,469.00	28,645,500	
東都水産	600	6,340.00	3,804,000	貸付有価証券 400株
OUGホールディングス	1,800	2,460.00	4,428,000	
スターゼン	13,900	2,469.00	34,319,100	
山善	49,500	1,126.00	55,737,000	
椿本興業	3,000	4,890.00	14,670,000	
住友商事	1,118,200	2,873.00	3,212,588,600	
内田洋行	7,400	6,200.00	45,880,000	
三菱商事	1,119,800	6,838.00	7,657,192,400	貸付有価証券 60,000株
第一実業	6,500	5,240.00	34,060,000	貸付有価証券 400株
キャノンマーケティング ジャパン	42,500	3,835.00	162,987,500	貸付有価証券 2,600株
西華産業	7,200	1,881.00	13,543,200	
佐藤商事	12,700	1,414.00	17,957,800	
菱洋エレクトロ	15,700	3,260.00	51,182,000	貸付有価証券 1,300株
東京産業	16,800	815.00	13,692,000	

ユアサ商事	15,800	4,200.00	66,360,000	貸付有価証券 100株
神鋼商事	4,600	5,660.00	26,036,000	
トルク	6,500	236.00	1,534,000	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
阪和興業	33,000	4,595.00	151,635,000	
正栄食品工業	12,200	4,400.00	53,680,000	
カナデン	12,300	1,274.00	15,670,200	
RYODEN	14,800	2,275.00	33,670,000	貸付有価証券 6,600株
岩谷産業	41,800	7,300.00	305,140,000	貸付有価証券 100株
ナイス	3,300	1,516.00	5,002,800	
ニチモウ	1,600	3,895.00	6,232,000	
極東貿易	11,000	1,791.00	19,701,000	
アステナホールディングス	34,500	443.00	15,283,500	貸付有価証券 1,900株
三愛オブリ	48,600	1,627.00	79,072,200	
稲畑産業	37,100	3,150.00	116,865,000	
G S I クレオス	10,700	2,117.00	22,651,900	貸付有価証券 4,900株
明和産業	24,400	650.00	15,860,000	貸付有価証券 1,000株
クワザワホールディングス	3,900	502.00	1,957,800	貸付有価証券 1,900株
ワキタ	33,800	1,348.00	45,562,400	
東邦ホールディングス	45,700	2,868.50	131,090,450	貸付有価証券 2,000株
サンゲツ	46,100	2,889.00	133,182,900	
ミツウロコグループホールディングス	23,400	1,287.00	30,115,800	
シナネンホールディングス	5,900	4,015.00	23,688,500	貸付有価証券 100株
伊藤忠エネクス	45,500	1,445.00	65,747,500	
サンリオ	52,000	8,065.00	419,380,000	
サンワテクノス	9,400	2,120.00	19,928,000	
リョーサン	19,500	3,880.00	75,660,000	貸付有価証券 1,400株
新光商事	24,700	1,116.00	27,565,200	
トーヨー	7,900	3,065.00	24,213,500	
三信電気	7,400	2,088.00	15,451,200	
東陽テクニカ	18,600	1,306.00	24,291,600	

モスフードサービス	27,000	3,305.00	89,235,000	貸付有価証券 5,100株
加賀電子	14,900	6,510.00	96,999,000	
ソーダニッカ	8,900	851.00	7,573,900	
立花エレテック	13,400	2,613.00	35,014,200	貸付有価証券 500株
フォーバル	7,200	1,183.00	8,517,600	貸付有価証券 3,300株
PAL TAC	28,900	4,579.00	132,333,100	
三谷産業	32,100	313.00	10,047,300	貸付有価証券 100株
太平洋興発	4,200	745.00	3,129,000	
西本Wismettac ホールディングス	4,700	4,415.00	20,750,500	貸付有価証券 100株
ヤマシタヘルスケアホ ールディングス	1,000	1,900.00	1,900,000	
コア商事ホールディ ングス	10,300	678.00	6,983,400	
KPPグループホール ディングス	42,800	589.00	25,209,200	貸付有価証券 7,000株
ヤマタネ	8,100	1,796.00	14,547,600	
丸紅建材リース	1,100	2,465.00	2,711,500	
泉州電業	9,200	3,920.00	36,064,000	貸付有価証券 3,000株
トラスコ中山	38,600	2,303.00	88,895,800	
オートボックスセブン	63,900	1,581.00	101,025,900	貸付有価証券 100株
モリト	13,100	1,202.00	15,746,200	
加藤産業	22,700	4,070.00	92,389,000	
北恵	3,100	793.00	2,458,300	
イエローハット	32,400	1,856.00	60,134,400	
JKホールディングス	14,100	952.00	13,423,200	
日伝	10,900	2,420.00	26,378,000	
北沢産業	6,500	312.00	2,028,000	貸付有価証券 2,600株(100株)
杉本商事	8,100	2,159.00	17,487,900	
因幡電機産業	47,600	3,045.00	144,942,000	
東テク	6,100	5,000.00	30,500,000	
ミスミグループ本社	277,200	2,445.00	677,754,000	
アルテック	6,500	250.00	1,625,000	貸付有価証券 500株
タキヒヨー	3,000	1,121.00	3,363,000	貸付有価証券

				1,400株(200株)
蔵王産業	2,000	2,449.00	4,898,000	
スズケン	53,800	4,135.00	222,463,000	
ジェコス	11,000	924.00	10,164,000	貸付有価証券 200株
グローセル	14,700	415.00	6,100,500	貸付有価証券 400株
ローソン	45,600	7,072.00	322,483,200	貸付有価証券 4,000株
サンエー	14,000	4,785.00	66,990,000	
カワチ薬品	14,400	2,298.00	33,091,200	貸付有価証券 300株
エービーシー・マート	26,800	8,175.00	219,090,000	貸付有価証券 900株
ハードオフコーポレーション	4,900	1,513.00	7,413,700	
アスクル	38,000	1,936.00	73,568,000	貸付有価証券 1,800株
ゲオホールディングス	18,000	2,333.00	41,994,000	貸付有価証券 2,500株
アダストリア	22,200	3,010.00	66,822,000	貸付有価証券 500株
ジーフット	8,300	288.00	2,390,400	貸付有価証券 4,300株
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	1,600	807.00	1,291,200	貸付有価証券 700株
くら寿司	21,500	3,055.00	65,682,500	貸付有価証券 1,500株
キャンドウ	6,500	2,860.00	18,590,000	貸付有価証券 2,900株
I Kホールディングス	3,900	374.00	1,458,600	
パルグループホールディングス	18,000	4,305.00	77,490,000	貸付有価証券 600株(400株)
エディオン	72,700	1,453.00	105,633,100	貸付有価証券 18,100株
サーラコーポレーション	38,600	719.00	27,753,400	
ワッツ	6,000	623.00	3,738,000	貸付有価証券 2,700株
ハローズ	8,300	3,890.00	32,287,000	貸付有価証券 100株
フジオフードグループ本社	20,600	1,333.00	27,459,800	貸付有価証券 400株
あみやき亭	4,400	3,390.00	14,916,000	貸付有価証券 2,000株
ひらまつ	26,200	261.00	6,838,200	貸付有価証券 7,500株(5,800株)

大黒天物産	5,600	6,260.00	35,056,000	貸付有価証券 100株
ハニーズホールディングス	14,500	1,630.00	23,635,000	
ファーマライズホールディングス	2,700	625.00	1,687,500	
アルペン	15,100	1,876.00	28,327,600	貸付有価証券 2,700株
ハブ	4,000	926.00	3,704,000	貸付有価証券 1,000株
クオールホールディングス	25,300	1,822.00	46,096,600	
ジンズホールディングス	10,900	3,410.00	37,169,000	貸付有価証券 5,100株
ビックカメラ	97,700	1,102.00	107,665,400	貸付有価証券 45,800株
DCMホールディングス	106,800	1,225.00	130,830,000	
Monotaro	260,400	1,716.00	446,846,400	貸付有価証券 71,000株 (12,400株)
東京一番フーズ	2,800	521.00	1,458,800	貸付有価証券 1,300株 (100株)
DDグループ	7,900	1,416.00	11,186,400	貸付有価証券 400株 (400株)
きちりホールディングス	2,900	856.00	2,482,400	貸付有価証券 1,400株
アークランドサービスホールディングス	15,000	2,986.00	44,790,000	
J. フロント リテイリング	228,300	1,565.50	357,403,650	貸付有価証券 1,400株 (100株)
ドトール・日レスホールディングス	32,600	2,261.00	73,708,600	
マツキヨココカラ&カンパニー	111,400	8,914.00	993,019,600	貸付有価証券 800株
ブロンコビリー	10,800	2,923.00	31,568,400	
ZOZO	121,400	2,708.00	328,751,200	
トレジャー・ファクトリー	7,600	1,541.00	11,711,600	貸付有価証券 1,000株 (800株)
物語コーポレーション	30,700	3,960.00	121,572,000	
三越伊勢丹ホールディングス	309,300	1,710.00	528,903,000	
Hamee	6,300	1,085.00	6,835,500	貸付有価証券 700株 (500株)
マーケットエンタープライズ	1,200	1,161.00	1,393,200	
ウエルシアホールディングス	95,300	2,677.50	255,165,750	貸付有価証券 200株

クリエイトSDホールディングス	30,400	3,630.00	110,352,000	
丸善CHIホールディングス	14,400	333.00	4,795,200	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
ミサワ	2,200	612.00	1,346,400	
ティーライフ	1,700	1,397.00	2,374,900	
エー・ピーホールディングス	2,500	960.00	2,400,000	貸付有価証券 1,500株
チムニー	3,800	1,407.00	5,346,600	貸付有価証券 2,000株
シュッピン	13,700	1,169.00	16,015,300	貸付有価証券 1,100株(800株)
オイシックス・ラ・大地	24,700	1,728.00	42,681,600	貸付有価証券 11,600株(6,000株)
ネクステージ	41,900	3,310.00	138,689,000	貸付有価証券 16,000株(100株)
ジョイフル本田	53,400	1,668.00	89,071,200	貸付有価証券 500株
鳥貴族ホールディングス	6,800	2,851.00	19,386,800	
ホットランド	14,100	1,599.00	22,545,900	
すかいらくホールディングス	251,100	2,028.50	509,356,350	貸付有価証券 85,600株
SFPホールディングス	10,000	2,318.00	23,180,000	貸付有価証券 4,700株
綿半ホールディングス	14,200	1,347.00	19,127,400	
ヨシックスホールディングス	2,400	2,792.00	6,700,800	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	59,800	1,125.00	67,275,000	貸付有価証券 28,100株
ゴルフダイジェスト・オンライン	8,300	732.00	6,075,600	貸付有価証券 2,600株(2,100株)
BEENOS	7,800	1,617.00	12,612,600	貸付有価証券 3,600株(3,100株)
あさひ	15,300	1,254.00	19,186,200	
日本調剤	12,500	1,332.00	16,650,000	貸付有価証券 5,800株(1,100株)
コスモス薬品	18,200	17,005.00	309,491,000	
トーエル	5,400	751.00	4,055,400	貸付有価証券 3,200株
セブン&アイ・ホールディングス	633,000	6,037.00	3,821,421,000	貸付有価証券 207,300株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	138,200	1,151.00	159,068,200	貸付有価証券 64,800株
ツルハホールディングス	38,600	10,855.00	419,003,000	貸付有価証券 13,700株(600株)
サンマルクホールディン	14,800	1,871.00	27,690,800	

グス				
フェリシモ	2,700	1,006.00	2,716,200	貸付有価証券 1,400株(200株)
トリドールホールディングス	45,700	3,890.00	177,773,000	貸付有価証券 21,400株
TOKYO BASE	18,900	285.00	5,386,500	貸付有価証券 8,800株(8,500株)
ウイルプラスホールディングス	2,000	1,136.00	2,272,000	
JMホールディングス	13,900	1,892.00	26,298,800	貸付有価証券 900株
サツドラホールディングス	5,500	770.00	4,235,000	貸付有価証券 1,400株(1,400株)
アレンザホールディングス	13,700	1,009.00	13,823,300	
串カツ田中ホールディングス	4,900	1,534.00	7,516,600	貸付有価証券 800株(200株)
バロックジャパンリミテッド	11,900	860.00	10,234,000	貸付有価証券 5,500株
クスリのアオキホールディングス	16,400	8,883.00	145,681,200	
力の源ホールディングス	7,000	2,280.00	15,960,000	貸付有価証券 1,100株
FOOD & LIFE COMPANIE	98,000	2,500.50	245,049,000	貸付有価証券 100株
メディカルシステムネットワーク	15,900	374.00	5,946,600	
一家ホールディングス	2,800	684.00	1,915,200	
ジャパクラフトホールディングス	7,100	238.00	1,689,800	貸付有価証券 1,000株(300株)
はるやまホールディングス	5,100	493.00	2,514,300	貸付有価証券 3,100株
ノジマ	59,900	1,266.00	75,833,400	
kappa・クリエイト	28,900	1,589.00	45,922,100	貸付有価証券 13,500株
ライトオン	9,200	572.00	5,262,400	貸付有価証券 4,300株
良品計画	200,500	1,915.50	384,057,750	
パリティホールディングス	15,300	346.00	5,293,800	
アドヴァングループ	17,500	970.00	16,975,000	
アルビス	6,000	2,425.00	14,550,000	
コナカ	13,300	420.00	5,586,000	貸付有価証券 2,400株
ハウス オブ ローゼ	1,500	1,605.00	2,407,500	
G-7ホールディングス	22,900	1,214.00	27,800,600	

イオン北海道	27,200	861.00	23,419,200	貸付有価証券 1,600株
コジマ	30,300	657.00	19,907,100	貸付有価証券 14,200株
ヒマラヤ	3,800	955.00	3,629,000	貸付有価証券 1,700株 (300株)
コーナン商事	24,800	3,535.00	87,668,000	
エコス	6,800	2,035.00	13,838,000	貸付有価証券 3,100株
ワタミ	22,200	1,021.00	22,666,200	貸付有価証券 100株
マルシェ	4,000	245.00	980,000	貸付有価証券 1,800株 (100株)
パン・パシフィック・イ ンターナショナルホ	370,800	2,938.00	1,089,410,400	貸付有価証券 36,200株
西松屋チェーン	40,700	1,689.00	68,742,300	貸付有価証券 19,000株
ゼンショーホールディン グス	100,500	6,844.00	687,822,000	貸付有価証券 19,700株
幸楽苑ホールディングス	12,000	996.00	11,952,000	貸付有価証券 900株 (100株)
ハークスレイ	4,300	706.00	3,035,800	貸付有価証券 300株
サイゼリヤ	27,100	4,570.00	123,847,000	貸付有価証券 12,700株
VTホールディングス	69,700	509.00	35,477,300	
魚力	5,700	2,168.00	12,357,600	貸付有価証券 2,600株
ポプラ	3,200	209.00	668,800	貸付有価証券 1,800株
フジ・コーポレーション	9,100	1,850.00	16,835,000	
ユナイテッドアローズ	19,600	2,159.00	42,316,400	
ハイデイ日高	27,200	2,639.00	71,780,800	貸付有価証券 12,700株
YU-WA Creat ion Holdi	7,300	184.00	1,343,200	貸付有価証券 300株
コロワイド	84,600	2,370.50	200,544,300	貸付有価証券 38,900株 (4,300株)
ピーシーデポコーポレー ション	6,800	479.00	3,257,200	貸付有価証券 600株 (400株)
壺番屋	14,500	5,550.00	80,475,000	貸付有価証券 6,800株
トップカルチャー	4,000	191.00	764,000	
PLANT	2,800	766.00	2,144,800	貸付有価証券 300株 (300株)
スギホールディングス	37,000	6,604.00	244,348,000	貸付有価証券 900株

薬王堂ホールディングス	10,300	2,517.00	25,925,100	
スクロール	27,300	970.00	26,481,000	
ヨンドシーホールディングス	15,800	1,901.00	30,035,800	
木曾路	27,800	2,576.00	71,612,800	貸付有価証券 12,600株
S R S ホールディングス	30,300	1,029.00	31,178,700	貸付有価証券 14,100株
千趣会	33,800	397.00	13,418,600	貸付有価証券 1,500株 (600株)
タカキュー	8,600	87.00	748,200	貸付有価証券 2,000株 (2,000株)
リテールパートナーズ	27,300	1,491.00	40,704,300	貸付有価証券 12,700株
ケーヨー	29,600	851.00	25,189,600	貸付有価証券 2,300株
上新電機	16,400	2,077.00	34,062,800	貸付有価証券 400株
日本瓦斯	97,300	2,175.00	211,627,500	
ロイヤルホールディングス	32,400	2,675.00	86,670,000	貸付有価証券 16,000株
東天紅	900	859.00	773,100	
いなげや	17,900	1,461.00	26,151,900	貸付有価証券 8,300株
チヨダ	17,500	990.00	17,325,000	貸付有価証券 6,500株
ライフコーポレーション	16,100	3,640.00	58,604,000	
リンガーハット	23,700	2,383.00	56,477,100	貸付有価証券 11,100株
M r M a x HD	25,700	593.00	15,240,100	貸付有価証券 100株
テンアライド	14,100	306.00	4,314,600	貸付有価証券 7,400株 (1,200株)
A O K I ホールディングス	33,800	977.00	33,022,600	
オークワ	29,400	842.00	24,754,800	貸付有価証券 5,600株
コメリ	28,300	3,025.00	85,607,500	貸付有価証券 3,000株
青山商事	39,300	1,390.00	54,627,000	
しまむら	21,600	14,950.00	322,920,000	
はせがわ	5,800	346.00	2,006,800	
高島屋	138,500	2,241.50	310,447,750	貸付有価証券 10,600株
松屋	31,100	1,141.00	35,485,100	

エイチ・ツー・オー リ テイリング	89,400	1,748.00	156,271,200	貸付有価証券 1,000株
近鉄百貨店	7,900	2,438.00	19,260,200	貸付有価証券 3,700株
丸井グループ	135,500	2,410.00	326,555,000	貸付有価証券 300株
アクシアル リテイリン グ	12,500	3,650.00	45,625,000	
井筒屋	5,800	415.00	2,407,000	貸付有価証券 3,300株
イオン	622,600	3,096.00	1,927,569,600	貸付有価証券 30,800株 (6,400株)
イズミ	27,900	3,582.00	99,937,800	貸付有価証券 200株
平和堂	30,700	2,349.00	72,114,300	貸付有価証券 14,400株
フジ	28,200	1,830.00	51,606,000	貸付有価証券 12,700株
ヤオコー	20,800	7,610.00	158,288,000	貸付有価証券 2,800株
ゼビオホールディングス	24,900	998.00	24,850,200	
ケーズホールディングス	129,800	1,296.00	168,220,800	
O l y m p i c グループ	4,500	515.00	2,317,500	貸付有価証券 400株
日産東京販売ホールディ ングス	15,600	439.00	6,848,400	貸付有価証券 200株
シルバーライフ	3,500	1,178.00	4,123,000	貸付有価証券 1,800株
Genky Drug S tores	8,000	5,020.00	40,160,000	貸付有価証券 200株 (200株)
ナルミヤ・インターナシ ョナル	2,000	1,087.00	2,174,000	貸付有価証券 200株
ブックオフグループホー ルディングス	8,000	1,231.00	9,848,000	貸付有価証券 2,900株 (1,600株)
ギフトホールディングス	7,800	2,423.00	18,899,400	
アインホールディングス	25,300	4,955.00	125,361,500	
元気寿司	5,200	4,995.00	25,974,000	貸付有価証券 2,400株
ヤマダホールディングス	753,100	444.30	334,602,330	貸付有価証券 145,400株 (22,600 株)
アークランズ	26,900	1,611.00	43,335,900	貸付有価証券 7,000株 (3,600株)
ニトリホールディングス	74,300	15,835.00	1,176,540,500	貸付有価証券 400株
グルメ杵屋	14,900	1,104.00	16,449,600	貸付有価証券 6,700株

愛眼	9,000	180.00	1,620,000	貸付有価証券 100株
ケーユーホールディングス	10,700	1,153.00	12,337,100	
吉野家ホールディングス	71,900	2,776.50	199,630,350	貸付有価証券 33,700株
松屋フーズホールディングス	8,700	4,135.00	35,974,500	
サガミホールディングス	29,500	1,339.00	39,500,500	貸付有価証券 12,500株
関西フードマーケット	16,600	1,424.00	23,638,400	
王将フードサービス	12,100	6,830.00	82,643,000	
ミニストップ	13,300	1,477.00	19,644,100	貸付有価証券 6,200株
アークス	33,700	2,556.00	86,137,200	貸付有価証券 400株
バローホールディングス	35,000	2,073.00	72,555,000	
ベルク	9,100	6,560.00	59,696,000	
大庄	6,600	1,136.00	7,497,600	貸付有価証券 3,400株
ファーストリテイリング	82,600	33,020.00	2,727,452,000	貸付有価証券 1,300株
サンドラッグ	69,700	4,269.00	297,549,300	
サックスパーホールディングス	17,400	937.00	16,303,800	
ヤマザワ	2,200	1,269.00	2,791,800	貸付有価証券 1,000株 (500株)
やまや	2,500	2,864.00	7,160,000	貸付有価証券 700株
ベルーナ	44,200	676.00	29,879,200	貸付有価証券 1,500株
いよぎんホールディングス	203,500	970.50	197,496,750	貸付有価証券 5,400株
しずおかフィナンシャルグループ	379,900	1,144.50	434,795,550	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	143,900	907.10	130,531,690	
楽天銀行	59,500	1,985.00	118,107,500	貸付有価証券 800株
島根銀行	3,900	500.00	1,950,000	貸付有価証券 200株
じもとホールディングス	10,100	399.00	4,029,900	
めぶきフィナンシャルグループ	848,400	388.70	329,773,080	貸付有価証券 21,200株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	21,900	3,625.00	79,387,500	

九州フィナンシャルグループ	300,800	648.70	195,128,960	貸付有価証券 1,000株
ゆうちょ銀行	469,700	1,158.00	543,912,600	貸付有価証券 11,700株
富山第一銀行	54,300	798.00	43,331,400	貸付有価証券 5,200株 (1,400株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	917,400	619.50	568,329,300	
西日本フィナンシャルホールディングス	106,100	1,410.00	149,601,000	貸付有価証券 1,100株
三十三フィナンシャルグループ	15,300	1,666.00	25,489,800	
第四北越フィナンシャルグループ	26,800	3,530.00	94,604,000	
ひろぎんホールディングス	223,100	845.00	188,519,500	貸付有価証券 100株
おきなわフィナンシャルグループ	15,700	2,163.00	33,959,100	
十六フィナンシャルグループ	22,200	3,465.00	76,923,000	
北國フィナンシャルホールディングス	18,000	4,835.00	87,030,000	貸付有価証券 100株
プロクレアホールディングス	20,900	1,935.00	40,441,500	貸付有価証券 1,500株
あいちフィナンシャルグループ	23,900	2,394.00	57,216,600	貸付有価証券 100株
SBI新生銀行	39,900	2,827.00	112,797,300	
あおぞら銀行	107,500	2,800.00	301,000,000	貸付有価証券 50,400株 (3,200株)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,707,600	1,099.00	11,767,652,400	
りそなホールディングス	2,160,900	719.80	1,555,415,820	貸付有価証券 900株
三井住友トラスト・ホールディングス	307,200	5,219.00	1,603,276,800	貸付有価証券 500株
三井住友フィナンシャルグループ	1,215,100	6,361.00	7,729,251,100	貸付有価証券 3,800株
千葉銀行	476,500	992.60	472,973,900	
群馬銀行	331,800	634.10	210,394,380	貸付有価証券 400株
武蔵野銀行	21,900	2,477.00	54,246,300	
千葉興業銀行	26,700	705.00	18,823,500	貸付有価証券 2,700株
筑波銀行	75,000	212.00	15,900,000	
七十七銀行	54,700	3,030.00	165,741,000	貸付有価証券 400株
秋田銀行	11,500	1,790.00	20,585,000	

山形銀行	19,000	1,090.00	20,710,000	貸付有価証券 100株
岩手銀行	11,700	2,182.00	25,529,400	
東邦銀行	135,200	258.00	34,881,600	貸付有価証券 100株
東北銀行	5,600	1,054.00	5,902,400	
ふくおかフィナンシャル グループ	136,500	3,327.00	454,135,500	
スルガ銀行	150,700	586.00	88,310,200	貸付有価証券 600株
八十二銀行	361,100	753.60	272,124,960	貸付有価証券 9,500株
山梨中央銀行	17,600	1,412.00	24,851,200	
大垣共立銀行	32,600	1,917.00	62,494,200	貸付有価証券 300株
福井銀行	15,300	1,494.00	22,858,200	
清水銀行	6,800	1,517.00	10,315,600	
富山銀行	1,700	1,725.00	2,932,500	貸付有価証券 700株
滋賀銀行	28,400	2,961.00	84,092,400	貸付有価証券 100株
南都銀行	25,700	2,536.00	65,175,200	
百五銀行	160,800	495.00	79,596,000	貸付有価証券 200株
京都銀行	54,200	7,800.00	422,760,000	
紀陽銀行	61,200	1,476.00	90,331,200	貸付有価証券 500株
ほくほくフィナンシャル グループ	108,700	1,239.50	134,733,650	貸付有価証券 100株
山陰合同銀行	107,000	887.00	94,909,000	貸付有価証券 500株
鳥取銀行	3,700	1,199.00	4,436,300	貸付有価証券 100株
百十四銀行	15,600	2,165.00	33,774,000	貸付有価証券 100株
四国銀行	27,200	903.00	24,561,600	
阿波銀行	24,000	2,171.00	52,104,000	貸付有価証券 100株
大分銀行	10,300	2,337.00	24,071,100	
宮崎銀行	11,200	2,493.00	27,921,600	貸付有価証券 100株
佐賀銀行	10,000	1,738.00	17,380,000	
琉球銀行	39,200	1,013.00	39,709,600	
セブン銀行	612,500	304.40	186,445,000	貸付有価証券 11,800株

みずほフィナンシャルグループ	2,472,600	2,284.50	5,648,654,700	貸付有価証券 9,100株
高知銀行	3,900	965.00	3,763,500	貸付有価証券 100株
山口フィナンシャルグループ	167,600	1,096.00	183,689,600	貸付有価証券 600株
名古屋銀行	11,300	3,905.00	44,126,500	
北洋銀行	259,100	285.00	73,843,500	貸付有価証券 700株
大光銀行	3,400	1,196.00	4,066,400	
愛媛銀行	23,000	852.00	19,596,000	
トマト銀行	3,800	1,080.00	4,104,000	
京葉銀行	78,200	570.00	44,574,000	貸付有価証券 300株
栃木銀行	78,300	274.00	21,454,200	
北日本銀行	6,000	2,091.00	12,546,000	
東和銀行	31,400	559.00	17,552,600	
福島銀行	12,000	213.00	2,556,000	貸付有価証券 2,100株 (1,100株)
大東銀行	4,500	661.00	2,974,500	貸付有価証券 500株
トモニホールディングス	138,200	387.00	53,483,400	貸付有価証券 500株
フィデアホールディングス	17,700	1,462.00	25,877,400	
池田泉州ホールディングス	218,900	251.00	54,943,900	貸付有価証券 2,200株
F P G	57,800	1,392.00	80,457,600	
ジャパンインベストメントアドバイザー	14,000	1,391.00	19,474,000	貸付有価証券 300株 (300株)
マーキュリアホールディングス	5,900	737.00	4,348,300	
S B I ホールディングス	247,600	2,881.00	713,335,600	貸付有価証券 11,800株 (5,900株)
日本アジア投資	9,100	257.00	2,338,700	
ジャフコ グループ	57,100	1,708.50	97,555,350	貸付有価証券 4,500株 (1,000株)
大和証券グループ本社	1,222,600	771.60	943,358,160	
野村ホールディングス	3,080,600	537.50	1,655,822,500	
岡三証券グループ	150,100	535.00	80,303,500	貸付有価証券 20,000株
丸三証券	56,900	483.00	27,482,700	貸付有価証券 3,600株
東洋証券	56,700	313.00	17,747,100	貸付有価証券 10,800株 (1,500株)

東海東京フィナンシャル・ホールディングス	186,100	420.00	78,162,000	
光世証券	2,600	572.00	1,487,200	貸付有価証券 400株(100株)
水戸証券	45,900	394.00	18,084,600	
いちよし証券	31,500	656.00	20,664,000	
松井証券	101,000	784.00	79,184,000	貸付有価証券 19,300株(1,100株)
マネックスグループ	184,200	524.00	96,520,800	貸付有価証券 3,300株
極東証券	21,300	725.00	15,442,500	
岩井コスモホールディングス	19,500	1,659.00	32,350,500	
アイザワ証券グループ	24,700	815.00	20,130,500	貸付有価証券 500株
マネーパートナーズグループ	11,800	281.00	3,315,800	
スパークス・グループ	19,000	1,438.00	27,322,000	
小林洋行	4,900	230.00	1,127,000	貸付有価証券 1,100株
かんぽ生命保険	199,000	2,238.50	445,461,500	
SOMPOホールディングス	293,400	6,178.00	1,812,625,200	貸付有価証券 1,600株
アニコムホールディングス	58,100	669.00	38,868,900	貸付有価証券 1,800株
MS&ADインシュアランスグループホール	347,900	5,162.00	1,795,859,800	貸付有価証券 9,900株
第一生命ホールディングス	835,300	2,592.00	2,165,097,600	貸付有価証券 4,200株
東京海上ホールディングス	1,690,000	3,154.00	5,330,260,000	貸付有価証券 6,000株
T&Dホールディングス	458,800	2,220.50	1,018,765,400	貸付有価証券 4,900株
アドバンスクリエイト	9,900	1,109.00	10,979,100	貸付有価証券 4,600株
全国保証	44,700	5,001.00	223,544,700	貸付有価証券 9,600株
あんしん保証	5,600	259.00	1,450,400	
ジェイリース	3,800	2,047.00	7,778,600	貸付有価証券 1,800株(1,600株)
イントラスト	4,400	920.00	4,048,000	
日本モーゲージサービス	6,300	553.00	3,483,900	貸付有価証券 2,700株
C a s a	4,400	832.00	3,660,800	貸付有価証券 300株
アルヒ	21,100	914.00	19,285,400	

プレミアグループ	28,800	1,565.00	45,072,000	
ネットプロテクションズ ホールディングス	56,600	346.00	19,583,600	貸付有価証券 3,000株(100株)
クレディセゾン	108,300	2,067.50	223,910,250	貸付有価証券 500株
芙蓉総合リース	15,700	11,600.00	182,120,000	貸付有価証券 200株
みずほリース	25,400	4,535.00	115,189,000	
東京センチュリー	31,900	5,282.00	168,495,800	
日本証券金融	62,800	1,131.00	71,026,800	
アイフル	283,100	326.00	92,290,600	貸付有価証券 7,600株
リコーリース	16,200	4,195.00	67,959,000	貸付有価証券 1,100株
イオンフィナンシャルサ ービス	98,200	1,249.00	122,651,800	貸付有価証券 11,400株
アコム	305,100	336.60	102,696,660	貸付有価証券 7,500株
ジャックス	18,200	4,760.00	86,632,000	
オリエントコーポレーシ ョン	44,600	1,077.00	48,034,200	貸付有価証券 1,400株
オリックス	1,122,300	2,579.00	2,894,411,700	貸付有価証券 500株
三菱HCキャピタル	666,600	884.30	589,474,380	
九州リースサービス	5,300	808.00	4,282,400	貸付有価証券 100株
日本取引所グループ	480,400	2,579.00	1,238,951,600	貸付有価証券 4,600株(3,200株)
イー・ギャランティ	27,800	1,948.00	54,154,400	貸付有価証券 100株
アサックス	5,100	636.00	3,243,600	貸付有価証券 200株
NECキャピタルソリュ ーション	8,400	3,045.00	25,578,000	
大東建託	62,600	15,380.00	962,788,000	
いちご	196,800	274.00	53,923,200	貸付有価証券 3,800株
日本駐車場開発	180,900	217.00	39,255,300	貸付有価証券 84,900株(800株)
スター・マイカ・ホール ディングス	19,900	587.00	11,681,300	貸付有価証券 400株
SREホールディングス	8,400	3,110.00	26,124,000	貸付有価証券 2,700株(1,200株)
ADワークスグループ	28,700	194.00	5,567,800	
ヒューリック	398,800	1,235.50	492,717,400	貸付有価証券 2,100株

三栄建築設計	8,300	2,019.00	16,757,700	貸付有価証券 3,900株(2,700株)
野村不動産ホールディングス	106,900	3,512.00	375,432,800	
三重交通グループホールディングス	36,600	589.00	21,557,400	貸付有価証券 17,100株
サムティ	27,200	2,244.00	61,036,800	貸付有価証券 12,200株
ディア・ライフ	29,100	829.00	24,123,900	
コーセーアールイー	3,600	810.00	2,916,000	
地主	13,100	1,855.00	24,300,500	貸付有価証券 3,700株
プレサンスコーポレーション	27,000	1,849.00	49,923,000	貸付有価証券 12,600株
ハウスコム	1,800	901.00	1,621,800	
JPMC	9,900	1,052.00	10,414,800	
サンセイランディック	3,300	946.00	3,121,800	
エストラスト	1,400	634.00	887,600	
フージャースホールディングス	26,400	1,045.00	27,588,000	
オープンハウスグループ	62,600	4,868.00	304,736,800	貸付有価証券 100株
東急不動産ホールディングス	514,000	868.30	446,306,200	
飯田グループホールディングス	149,800	2,305.00	345,289,000	貸付有価証券 13,400株
イーランド	1,700	1,480.00	2,516,000	
ムゲンエステート	7,600	916.00	6,961,600	
ビーロット	7,800	824.00	6,427,200	
ファーストブラザーズ	2,300	1,034.00	2,378,200	貸付有価証券 1,300株
And Doホールディングス	10,200	992.00	10,118,400	
シーアールイー	9,500	1,409.00	13,385,500	
プロパティエージェント	1,400	1,375.00	1,925,000	
ケイアイスター不動産	8,200	4,460.00	36,572,000	
アグレ都市デザイン	2,000	1,500.00	3,000,000	
グッドコムアセット	15,900	852.00	13,546,800	
ジェイ・エス・ビー	4,200	5,210.00	21,882,000	
ロードスターキャピタル	11,100	1,615.00	17,926,500	貸付有価証券 300株
テンポイノベーション	3,400	1,187.00	4,035,800	

グローバル・リンク・マネジメント	2,200	1,727.00	3,799,400	貸付有価証券 200株(200株)
フェイスネットワーク	3,100	1,297.00	4,020,700	
パーク24	111,000	2,103.00	233,433,000	貸付有価証券 24,500株
パラカ	6,000	2,013.00	12,078,000	
三井不動産	729,600	3,038.00	2,216,524,800	貸付有価証券 200株
三菱地所	1,031,600	1,707.00	1,760,941,200	貸付有価証券 400株
平和不動産	27,700	3,725.00	103,182,500	
東京建物	149,400	1,826.00	272,804,400	貸付有価証券 23,500株
京阪神ビルディング	28,800	1,250.00	36,000,000	貸付有価証券 100株
住友不動産	309,100	3,543.00	1,095,141,300	貸付有価証券 800株
テーオーシー	30,900	608.00	18,787,200	貸付有価証券 4,700株
東京楽天地	2,800	4,055.00	11,354,000	貸付有価証券 1,300株
レオパレス21	192,400	342.00	65,800,800	貸付有価証券 62,500株
スターツコーポレーション	24,500	2,973.00	72,838,500	
フジ住宅	23,900	679.00	16,228,100	
空港施設	20,600	575.00	11,845,000	
明和地所	5,500	1,006.00	5,533,000	貸付有価証券 1,700株
ゴールドクレスト	16,300	1,894.00	30,872,200	貸付有価証券 7,600株
エスリード	8,000	2,836.00	22,688,000	
日神グループホールディングス	27,400	503.00	13,782,200	貸付有価証券 100株
日本エスコン	32,000	798.00	25,536,000	
MIRARTHホールディングス	86,400	450.00	38,880,000	貸付有価証券 500株
AVANTIA	6,400	894.00	5,721,600	貸付有価証券 3,300株
イオンモール	88,600	1,749.00	154,961,400	貸付有価証券 5,200株
毎日コムネット	4,200	730.00	3,066,000	貸付有価証券 1,700株(400株)
ファースト住建	4,600	1,119.00	5,147,400	貸付有価証券 900株
カチタス	46,000	2,303.00	105,938,000	貸付有価証券

				200株
トーセイ	28,400	1,705.00	48,422,000	貸付有価証券 1,500株
穴吹興産	2,200	1,937.00	4,261,400	貸付有価証券 600株 (500株)
サンフロンティア不動産	28,500	1,414.00	40,299,000	貸付有価証券 100株
FJネクストホールディングス	18,000	1,039.00	18,702,000	
インテリックス	2,800	504.00	1,411,200	
ランドビジネス	4,200	258.00	1,083,600	貸付有価証券 100株 (100株)
サンネクスタグループ	3,300	928.00	3,062,400	
グランディハウス	9,600	572.00	5,491,200	
日本空港ビルデング	60,500	7,097.00	429,368,500	
明豊ファシリティワークス	6,000	736.00	4,416,000	
LIFULL	61,000	239.00	14,579,000	貸付有価証券 10,200株 (2,300株)
MIXI	40,600	2,394.00	97,196,400	貸付有価証券 100株
ジェイエイシーリクルートメント	16,100	2,638.00	42,471,800	貸付有価証券 100株
日本M&Aセンターホールディングス	306,200	723.20	221,443,840	貸付有価証券 800株
メンバーズ	5,200	1,167.00	6,068,400	貸付有価証券 2,400株 (500株)
中広	1,600	412.00	659,200	
UTグループ	26,200	2,338.00	61,255,600	貸付有価証券 2,000株
アイティメディア	6,800	1,109.00	7,541,200	貸付有価証券 100株 (100株)
E・Jホールディングス	10,400	1,605.00	16,692,000	貸付有価証券 3,400株
オープンアップグループ	53,500	2,172.00	116,202,000	貸付有価証券 1,000株
コシダカホールディングス	53,400	1,306.00	69,740,400	貸付有価証券 25,000株
アルトナー	2,900	1,726.00	5,005,400	貸付有価証券 400株
パソナグループ	21,700	1,601.00	34,741,700	貸付有価証券 1,100株 (900株)
CDS	3,000	1,691.00	5,073,000	
リンクアンドモチベーション	51,400	421.00	21,639,400	貸付有価証券 5,700株
エス・エム・エス	67,900	2,796.00	189,848,400	

サニーサイドアップグループ	3,600	706.00	2,541,600	
パーソルホールディングス	196,800	2,455.50	483,242,400	貸付有価証券 2,300株
リニカル	6,700	693.00	4,643,100	
クックパッド	48,800	160.00	7,808,000	貸付有価証券 5,100株(3,900株)
エスクリ	4,800	330.00	1,584,000	貸付有価証券 2,600株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	5,800	661.00	3,833,800	貸付有価証券 3,100株
学情	9,100	1,806.00	16,434,600	貸付有価証券 2,600株
スタジオアリス	8,900	2,185.00	19,446,500	貸付有価証券 4,100株
シミックホールディングス	8,600	1,713.00	14,731,800	貸付有価証券 1,800株
エプコ	3,300	745.00	2,458,500	
N J S	3,900	2,942.00	11,473,800	
総合警備保障	331,200	894.30	296,192,160	
カカクコム	131,000	1,713.50	224,468,500	
アイロムグループ	6,400	1,717.00	10,988,800	貸付有価証券 3,000株
セントケア・ホールディング	11,400	771.00	8,789,400	貸付有価証券 5,300株
サイネックス	2,000	641.00	1,282,000	
ルネサンス	12,500	903.00	11,287,500	貸付有価証券 5,800株(600株)
ディップ	31,200	3,240.00	101,088,000	貸付有価証券 3,200株
デジタルホールディングス	9,300	985.00	9,160,500	貸付有価証券 2,500株
新日本科学	18,900	2,190.00	41,391,000	貸付有価証券 8,800株
キャリアデザインセンター	2,500	1,973.00	4,932,500	貸付有価証券 300株
ベネフィット・ワン	82,700	1,141.00	94,360,700	貸付有価証券 700株(400株)
エムスリー	352,600	2,795.00	985,517,000	
ツカダ・グローバルホールディング	7,600	511.00	3,883,600	貸付有価証券 1,200株(600株)
プラス	1,300	843.00	1,095,900	貸付有価証券 600株(400株)
アウトソーシング	114,500	1,044.50	119,595,250	貸付有価証券 1,800株
ウェルネット	9,100	587.00	5,341,700	貸付有価証券

				2,700株(1,000株)
ワールドホールディングス	8,000	2,361.00	18,888,000	
ディー・エヌ・エー	71,400	1,472.50	105,136,500	貸付有価証券 700株
博報堂DYホールディングス	227,600	1,334.50	303,732,200	
ぐるなび	32,800	328.00	10,758,400	貸付有価証券 6,000株
タカミヤ	24,200	510.00	12,342,000	貸付有価証券 300株
ジャパンベストレスキューシステム	8,900	719.00	6,399,100	
ファンコミュニケーションズ	25,000	383.00	9,575,000	貸付有価証券 200株
ライク	6,600	1,485.00	9,801,000	貸付有価証券 1,500株
ビジネス・ブレークスルー	4,400	408.00	1,795,200	
エスプール	51,300	456.00	23,392,800	貸付有価証券 2,000株(600株)
WDBホールディングス	9,100	2,015.00	18,336,500	
ティア	7,000	448.00	3,136,000	
CDG	1,300	1,292.00	1,679,600	貸付有価証券 600株
アドウェイズ	24,500	602.00	14,749,000	貸付有価証券 2,000株(400株)
バリューコマース	15,700	1,167.00	18,321,900	貸付有価証券 6,000株
インフォマート	185,300	427.00	79,123,100	貸付有価証券 6,500株
J Pホールディングス	51,300	316.00	16,210,800	貸付有価証券 8,600株
CLホールディングス	4,200	800.00	3,360,000	貸付有価証券 2,200株
プレステージ・インターナショナル	75,100	546.00	41,004,600	貸付有価証券 2,200株
アミューズ	9,700	1,585.00	15,374,500	
ドリームインキュベータ	5,400	2,728.00	14,731,200	
クイック	13,600	2,071.00	28,165,600	
TAC	5,800	199.00	1,154,200	貸付有価証券 200株
電通グループ	175,400	4,159.00	729,488,600	貸付有価証券 3,200株
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,600	1,100.00	5,060,000	貸付有価証券 300株

びあ	6,000	3,600.00	21,600,000	
イオンファンタジー	7,700	3,210.00	24,717,000	貸付有価証券 3,600株
シーティーエス	19,700	709.00	13,967,300	
ネクシィーズグループ	3,700	673.00	2,490,100	
H. U. グループホールディングス	52,200	2,493.00	130,134,600	貸付有価証券 300株
アルプス技研	16,900	2,530.00	42,757,000	貸付有価証券 700株
日本空調サービス	19,200	774.00	14,860,800	
オリエンタルランド	944,400	5,168.00	4,880,659,200	
ダスキン	39,700	3,194.00	126,801,800	
明光ネットワークジャパン	21,700	655.00	14,213,500	貸付有価証券 10,100株
ファルコホールディングス	8,100	1,994.00	16,151,400	
秀英予備校	2,600	405.00	1,053,000	貸付有価証券 100株
ラウンドワン	149,200	590.00	88,028,000	貸付有価証券 1,900株
リゾートトラスト	70,400	2,312.00	162,764,800	
ビー・エム・エル	22,000	2,696.00	59,312,000	
リソー教育	81,100	246.00	19,950,600	貸付有価証券 30,800株 (6,200株)
早稲田アカデミー	9,900	1,358.00	13,444,200	貸付有価証券 4,600株
ユー・エス・エス	183,500	2,519.00	462,236,500	貸付有価証券 78,100株
東京個別指導学院	21,100	472.00	9,959,200	貸付有価証券 2,500株 (2,000株)
サイバーエージェント	394,300	872.10	343,869,030	貸付有価証券 61,400株 (1,700株)
楽天グループ	1,527,000	535.50	817,708,500	貸付有価証券 423,200株
クリーク・アンド・リバー社	10,500	2,071.00	21,745,500	貸付有価証券 2,200株
SBIグローバルアセットマネジメント	29,100	547.00	15,917,700	
テー・オー・ダブリュー	35,000	297.00	10,395,000	
山田コンサルティンググループ	9,000	1,521.00	13,689,000	
セントラルスポーツ	6,700	2,379.00	15,939,300	貸付有価証券 3,100株
フルキャストホールディングス	17,000	2,044.00	34,748,000	貸付有価証券 100株

エン・ジャパン	32,300	2,426.00	78,359,800	貸付有価証券 1,200株
リソルホールディングス	1,100	4,755.00	5,230,500	貸付有価証券 400株
テクノプロ・ホールディングス	105,600	3,559.00	375,830,400	貸付有価証券 17,500株
アトラグループ	3,500	229.00	801,500	
アイ・アールジャパンホールディングス	9,300	2,133.00	19,836,900	貸付有価証券 3,300株
K e e P e r 技研	11,000	6,180.00	67,980,000	
ファーストロジック	2,800	556.00	1,556,800	
三機サービス	1,800	1,059.00	1,906,200	
G u n o s y	14,200	567.00	8,051,400	貸付有価証券 600株
デザインワン・ジャパン	3,000	167.00	501,000	貸付有価証券 900株 (800株)
イー・ガーディアン	6,800	2,637.00	17,931,600	貸付有価証券 3,100株 (400株)
リブセンス	5,500	312.00	1,716,000	貸付有価証券 1,500株 (100株)
ジャパンマテリアル	54,600	2,313.00	126,289,800	貸付有価証券 100株
ベクトル	28,000	1,229.00	34,412,000	貸付有価証券 6,800株
ウチヤマホールディングス	5,100	320.00	1,632,000	貸付有価証券 200株 (200株)
チャーム・ケア・コーポレーション	14,900	1,159.00	17,269,100	貸付有価証券 100株
キャリアリンク	6,500	2,448.00	15,912,000	貸付有価証券 100株
I B J	13,600	627.00	8,527,200	貸付有価証券 1,900株 (1,400株)
アサンテ	8,800	1,631.00	14,352,800	貸付有価証券 4,100株
バリューHR	15,600	1,163.00	18,142,800	貸付有価証券 5,600株
M&Aキャピタルパートナーズ	14,400	2,564.00	36,921,600	貸付有価証券 5,800株
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,400	1,026.00	6,566,400	
E R I ホールディングス	3,100	2,028.00	6,286,800	貸付有価証券 100株 (100株)
アピスト	1,900	3,350.00	6,365,000	
シグマクシス・ホールディングス	27,100	1,543.00	41,815,300	
ウィルグループ	14,900	1,037.00	15,451,300	

エスクロー・エージェン ト・ジャパン	12,500	139.00	1,737,500	貸付有価証券 300株
メドピア	15,700	953.00	14,962,100	貸付有価証券 2,600株(300株)
レアジョブ	2,300	1,090.00	2,507,000	貸付有価証券 200株(200株)
リクルートホールディン グス	1,321,200	4,814.00	6,360,256,800	
エラン	23,600	760.00	17,936,000	貸付有価証券 3,000株(400株)
土木管理総合試験所	5,500	331.00	1,820,500	
日本郵政	2,147,300	1,079.50	2,318,010,350	
ベルシステム24ホール ディングス	23,900	1,481.00	35,395,900	貸付有価証券 1,200株
鎌倉新書	20,300	644.00	13,073,200	貸付有価証券 9,400株(200株)
SMN	2,900	388.00	1,125,200	貸付有価証券 600株
一蔵	1,500	550.00	825,000	
グローバルキッズCOM PANY	2,200	608.00	1,337,600	
エアトリ	13,100	2,397.00	31,400,700	貸付有価証券 6,100株
アトラエ	10,500	893.00	9,376,500	貸付有価証券 1,200株
ストライク	7,500	2,985.00	22,387,500	
ソラスト	49,200	647.00	31,832,400	
セラク	5,400	1,284.00	6,933,600	貸付有価証券 2,500株(1,400株)
インソース	38,700	1,117.00	43,227,900	貸付有価証券 2,800株(1,600株)
ベिकाレント・コンサル ティング	141,200	4,653.00	657,003,600	
Orchestra H oldings	3,800	979.00	3,720,200	貸付有価証券 800株
アイモバイル	7,900	1,202.00	9,495,800	貸付有価証券 600株
キャリアインデックス	4,100	237.00	971,700	貸付有価証券 100株(100株)
MS-Japan	3,900	1,076.00	4,196,400	貸付有価証券 200株
船場	2,400	835.00	2,004,000	
ジャパンエレベーターサ ービスホールディン	63,600	2,203.00	140,110,800	
フルテック	1,700	1,096.00	1,863,200	
グリーンズ	4,000	1,832.00	7,328,000	

ツナググループ・ホールディングス	3,300	838.00	2,765,400	
Game With	3,600	319.00	1,148,400	
MS&Consulting	1,400	683.00	956,200	
ウェルビー	13,100	511.00	6,694,100	
エル・ティー・エス	2,100	3,370.00	7,077,000	
ミダックホールディングス	10,800	1,718.00	18,554,400	貸付有価証券 5,000株(300株)
日総工産	13,400	782.00	10,478,800	
キュービーネットホールディングス	8,500	1,542.00	13,107,000	
RPAホールディングス	24,200	346.00	8,373,200	貸付有価証券 800株
スプリックス	3,400	768.00	2,611,200	
マネジメントソリューションズ	7,600	3,585.00	27,246,000	貸付有価証券 1,200株(300株)
プロレド・パートナーズ	4,400	484.00	2,129,600	
and factory	3,500	324.00	1,134,000	貸付有価証券 1,600株
テノ.ホールディングス	1,500	582.00	873,000	
フロンティア・マネジメント	4,500	1,252.00	5,634,000	
ピアラ	2,200	388.00	853,600	貸付有価証券 600株
コプロ・ホールディングス	1,900	2,347.00	4,459,300	貸付有価証券 900株(900株)
ギークス	1,600	643.00	1,028,800	貸付有価証券 800株
アンビスホールディングス	19,100	2,835.00	54,148,500	
カーブスホールディングス	48,700	742.00	36,135,400	貸付有価証券 5,600株(800株)
フォーラムエンジニアリング	10,400	1,225.00	12,740,000	
Fast Fitness Japan	6,100	1,480.00	9,028,000	
ダイレクトマーケティングミックス	18,400	566.00	10,414,400	貸付有価証券 2,700株
ポピンズ	2,600	1,364.00	3,546,400	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
LITALICO	13,900	2,024.00	28,133,600	
コンフィデンス・インターワークス	617	1,594.00	983,498	
アドバンテッジリスクマネジメント	5,400	471.00	2,543,400	

リログループ	99,300	1,682.00	167,022,600	
東祥	12,400	1,241.00	15,388,400	貸付有価証券 1,500株
I D & Eホールディングス	10,800	3,315.00	35,802,000	貸付有価証券 200株
ビーウィズ	4,500	2,355.00	10,597,500	貸付有価証券 100株 (100株)
T R Eホールディングス	37,600	1,121.00	42,149,600	貸付有価証券 200株
人・夢・技術グループ	6,700	1,586.00	10,626,200	
大栄環境	45,400	2,208.00	100,243,200	
日本管財ホールディングス	18,700	2,608.00	48,769,600	
エイチ・アイ・エス	51,800	2,062.00	106,811,600	貸付有価証券 2,400株
ラックランド	8,100	2,981.00	24,146,100	
共立メンテナンス	30,600	6,246.00	191,127,600	貸付有価証券 14,300株 (5,000株)
イチネンホールディングス	18,900	1,318.00	24,910,200	
建設技術研究所	9,200	4,185.00	38,502,000	
スペース	11,700	915.00	10,705,500	
燦ホールディングス	7,600	2,086.00	15,853,600	
スバル興業	700	10,420.00	7,294,000	
東京テアトル	4,400	1,117.00	4,914,800	貸付有価証券 1,600株
タナベコンサルティンググループ	4,600	1,004.00	4,618,400	
ナガワ	4,800	6,910.00	33,168,000	貸付有価証券 2,200株
東京都競馬	14,900	3,810.00	56,769,000	貸付有価証券 600株
常磐興産	4,100	1,278.00	5,239,800	貸付有価証券 2,600株
カナモト	27,700	2,414.00	66,867,800	
ニシオホールディングス	16,600	3,630.00	60,258,000	貸付有価証券 400株
トランス・コスモス	22,200	3,120.00	69,264,000	貸付有価証券 100株
乃村工藝社	77,800	844.00	65,663,200	
藤田観光	7,100	4,760.00	33,796,000	
K N T - C Tホールディングス	10,600	1,508.00	15,984,800	貸付有価証券 4,400株
トーカイ	15,800	1,848.00	29,198,400	

	白洋舎	1,800	2,878.00	5,180,400	
	セコム	181,700	9,902.00	1,799,193,400	
	セントラル警備保障	9,600	2,889.00	27,734,400	貸付有価証券 4,500株
	丹青社	34,600	774.00	26,780,400	貸付有価証券 2,800株
	メイテック	69,600	2,575.50	179,254,800	貸付有価証券 500株
	応用地質	16,700	2,671.00	44,605,700	貸付有価証券 1,000株
	船井総研ホールディングス	37,100	2,323.00	86,183,300	貸付有価証券 3,300株
	進学会ホールディングス	3,900	289.00	1,127,100	貸付有価証券 1,500株 (200株)
	オオバ	7,400	878.00	6,497,200	
	いであ	3,200	1,637.00	5,238,400	貸付有価証券 100株
	学究社	7,100	1,952.00	13,859,200	貸付有価証券 400株 (400株)
	ベネッセホールディングス	66,600	1,813.00	120,745,800	
	イオンディライト	19,700	3,095.00	60,971,500	貸付有価証券 200株
	ナック	7,600	969.00	7,364,400	
	ダイセキ	36,400	4,240.00	154,336,000	
	ステップ	6,500	1,754.00	11,401,000	
	小計	銘柄数：2,142 組入時価比率：98.5%		556,172,671,418 100.0%	
	合計			556,172,671,418	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年8月17日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	8,519,632,002	—	8,569,000,000	49,179,898
合計	8,519,632,002	—	8,569,000,000	49,179,898

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	94,221,149
国債証券	22,671,264,970
未収利息	58,837,762
前払費用	4,140,830
流動資産合計	22,828,464,711
資産合計	22,828,464,711
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,458,305
未払利息	136
流動負債合計	6,458,441
負債合計	6,458,441
純資産の部	
元本等	
元本	17,653,506,343
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,168,499,927
元本等合計	22,822,006,270
純資産合計	22,822,006,270
負債純資産合計	22,828,464,711

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2928円
(10,000口当たり純資産額)	(12,928円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月18日 至 2023年8月17日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,345,565,387円
同期中における追加設定元本額	3,210,549,717円
同期中における一部解約元本額	1,902,608,761円
期末元本額	17,653,506,343円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	601,218,822円
バランスセレクト50	689,766,206円
バランスセレクト70	354,574,704円
ネクストコア	182,772,645円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	387,604,187円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	1,498,814,134円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	28,212,427円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	68,030,196円

バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	29,143,230 円
野村日本国債インデックスファンド（確定拠出年金向け）	4,972,500,865 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	197,295,246 円
野村DC運用戦略ファンド	7,227,367,987 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	1,416,205,694 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第441回	10,000,000	10,008,400	
		国庫債券 利付(2年)第442回	70,000,000	70,054,600	
		国庫債券 利付(2年)第443回	100,000,000	100,070,000	
		国庫債券 利付(2年)第444回	150,000,000	150,091,500	
		国庫債券 利付(2年)第447回	640,000,000	640,153,600	
		国庫債券 利付(2年)第449回	80,000,000	79,992,800	
		国庫債券 利付(5年)第142回	190,000,000	190,368,600	
		国庫債券 利付(5年)第143回	200,000,000	200,364,000	
		国庫債券 利付(5年)第144回	150,000,000	150,261,000	
		国庫債券 利付(5年)第145回	270,000,000	270,450,900	
		国庫債券 利付(5年)第146回	150,000,000	150,244,500	
		国庫債券 利付(5年)第147回	120,000,000	119,890,800	
		国庫債券 利付(5年)第148回	160,000,000	159,795,200	
		国庫債券 利付(5年)第149回	180,000,000	179,665,200	
		国庫債券 利付(5年)第150回	160,000,000	159,600,000	
		国庫債券 利付(5年)第151回	90,000,000	89,710,200	
		国庫債券 利付(5年)第152回	70,000,000	70,011,900	
		国庫債券 利付(5年)第153回	70,000,000	69,705,300	
		国庫債券 利付(5年)第154回	100,000,000	99,857,000	
		国庫債券 利付(5年)第156回	220,000,000	220,378,400	
		国庫債券 利付(5年)第157回	280,000,000	280,126,000	
国庫債券 利付(5年)第158回	330,000,000	328,647,000			
国庫債券 利付(40年)第1回	50,000,000	59,581,000			

国庫債券 利付（４０年）第２回	90,000,000	103,271,400	
国庫債券 利付（４０年）第３回	100,000,000	114,501,000	
国庫債券 利付（４０年）第４回	120,000,000	137,192,400	
国庫債券 利付（４０年）第５回	60,000,000	65,935,800	
国庫債券 利付（４０年）第６回	70,000,000	75,274,500	
国庫債券 利付（４０年）第７回	70,000,000	71,954,400	
国庫債券 利付（４０年）第８回	80,000,000	76,163,200	
国庫債券 利付（４０年）第９回	70,000,000	48,720,700	
国庫債券 利付（４０年）第１０回	70,000,000	57,171,800	
国庫債券 利付（４０年）第１１回	50,000,000	39,216,500	
国庫債券 利付（４０年）第１２回	50,000,000	34,842,000	
国庫債券 利付（４０年）第１３回	50,000,000	34,409,000	
国庫債券 利付（４０年）第１４回	90,000,000	66,100,500	
国庫債券 利付（４０年）第１５回	130,000,000	104,885,300	
国庫債券 利付（４０年）第１６回	80,000,000	70,590,400	
国庫債券 利付（１０年）第３３５回	70,000,000	70,435,400	
国庫債券 利付（１０年）第３３６回	120,000,000	120,876,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３７回	100,000,000	100,462,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３８回	180,000,000	181,184,400	
国庫債券 利付（１０年）第３３９回	150,000,000	151,089,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４０回	260,000,000	262,064,400	
国庫債券 利付（１０年）第３４１回	200,000,000	201,262,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４２回	230,000,000	230,356,500	
国庫債券 利付（１０年）第３４３回	200,000,000	200,282,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４４回	160,000,000	160,171,200	
国庫債券 利付（１０年）第３４５回	240,000,000	240,158,400	
国庫債券 利付（１０年）第３４６回	270,000,000	270,045,900	
国庫債券 利付（１０年）第３４７回	220,000,000	219,872,400	
国庫債券 利付（１０年）第３４８回	160,000,000	159,771,200	

国庫債券 回	利付（10年）第349	180,000,000	179,533,800
国庫債券 回	利付（10年）第350	290,000,000	288,811,000
国庫債券 回	利付（10年）第351	190,000,000	188,998,700
国庫債券 回	利付（10年）第352	170,000,000	168,801,500
国庫債券 回	利付（10年）第353	100,000,000	99,105,000
国庫債券 回	利付（10年）第354	130,000,000	128,606,400
国庫債券 回	利付（10年）第355	100,000,000	98,739,000
国庫債券 回	利付（10年）第356	110,000,000	108,423,700
国庫債券 回	利付（10年）第357	140,000,000	137,699,800
国庫債券 回	利付（10年）第358	180,000,000	176,646,600
国庫債券 回	利付（10年）第359	210,000,000	205,600,500
国庫債券 回	利付（10年）第360	200,000,000	195,324,000
国庫債券 回	利付（10年）第361	210,000,000	204,485,400
国庫債券 回	利付（10年）第362	210,000,000	203,933,100
国庫債券 回	利付（10年）第363	200,000,000	193,746,000
国庫債券 回	利付（10年）第364	210,000,000	202,914,600
国庫債券 回	利付（10年）第365	200,000,000	192,746,000
国庫債券 回	利付（10年）第366	210,000,000	203,639,100
国庫債券 回	利付（10年）第367	180,000,000	174,175,200
国庫債券 回	利付（10年）第368	220,000,000	212,412,200
国庫債券 回	利付（10年）第369	230,000,000	227,764,400
国庫債券 回	利付（10年）第370	220,000,000	217,412,800
国庫債券 回	利付（10年）第371	80,000,000	78,150,400
国庫債券	利付（30年）第1回	30,000,000	34,444,500
国庫債券	利付（30年）第3回	30,000,000	33,781,500

国庫債券	利付（30年）第4回	30,000,000	35,227,200
国庫債券	利付（30年）第5回	50,000,000	56,449,500
国庫債券	利付（30年）第6回	20,000,000	22,995,200
国庫債券	利付（30年）第9回	20,000,000	21,443,400
国庫債券	利付（30年）第10回	30,000,000	31,317,000
国庫債券	利付（30年）第11回	40,000,000	44,026,000
国庫債券	利付（30年）第12回	30,000,000	34,183,800
国庫債券	利付（30年）第13回	60,000,000	67,814,400
国庫債券	利付（30年）第14回	70,000,000	82,011,300
国庫債券	利付（30年）第15回	80,000,000	94,649,600
国庫債券	利付（30年）第16回	70,000,000	82,924,100
国庫債券	利付（30年）第17回	70,000,000	82,285,700
国庫債券	利付（30年）第18回	60,000,000	69,951,000
国庫債券	利付（30年）第19回	70,000,000	81,663,400
国庫債券	利付（30年）第20回	60,000,000	71,401,800
国庫債券	利付（30年）第21回	40,000,000	46,712,000
国庫債券	利付（30年）第22回	30,000,000	35,770,200
国庫債券	利付（30年）第23回	40,000,000	47,722,400
国庫債券	利付（30年）第24回	20,000,000	23,901,200
国庫債券	利付（30年）第25回	50,000,000	58,546,000
国庫債券	利付（30年）第26回	70,000,000	82,861,100
国庫債券	利付（30年）第27回	70,000,000	83,847,400
国庫債券	利付（30年）第28回	100,000,000	119,857,000
国庫債券	利付（30年）第29回	110,000,000	130,447,900
国庫債券	利付（30年）第30回	120,000,000	140,562,000
国庫債券	利付（30年）第31回	140,000,000	161,938,000
国庫債券	利付（30年）第32回	120,000,000	140,493,600
国庫債券	利付（30年）第33回	140,000,000	157,333,400
国庫債券	利付（30年）第34回	150,000,000	173,038,500
国庫債券	利付（30年）第35回	130,000,000	145,674,100
国庫債券	利付（30年）第36回	120,000,000	134,282,400
国庫債券	利付（30年）第37回	100,000,000	110,018,000
国庫債券	利付（30年）第38回	70,000,000	75,700,100
国庫債券	利付（30年）第39回	120,000,000	131,769,600
国庫債券	利付（30年）第40回	70,000,000	75,574,800

国庫債券	利付（30年）第41回	90,000,000	95,483,700
国庫債券	利付（30年）第42回	90,000,000	95,381,100
国庫債券	利付（30年）第43回	70,000,000	74,165,000
国庫債券	利付（30年）第44回	80,000,000	84,665,600
国庫債券	利付（30年）第45回	80,000,000	81,649,600
国庫債券	利付（30年）第46回	90,000,000	91,719,900
国庫債券	利付（30年）第47回	80,000,000	82,952,800
国庫債券	利付（30年）第48回	60,000,000	59,898,600
国庫債券	利付（30年）第49回	70,000,000	69,821,500
国庫債券	利付（30年）第50回	40,000,000	35,246,400
国庫債券	利付（30年）第52回	20,000,000	16,373,200
国庫債券	利付（30年）第53回	30,000,000	25,072,200
国庫債券	利付（30年）第54回	50,000,000	43,636,000
国庫債券	利付（30年）第55回	30,000,000	26,106,000
国庫債券	利付（30年）第56回	60,000,000	52,060,800
国庫債券	利付（30年）第57回	50,000,000	43,258,000
国庫債券	利付（30年）第58回	80,000,000	69,011,200
国庫債券	利付（30年）第59回	50,000,000	41,964,000
国庫債券	利付（30年）第60回	40,000,000	35,081,200
国庫債券	利付（30年）第61回	40,000,000	33,328,800
国庫債券	利付（30年）第62回	30,000,000	23,644,200
国庫債券	利付（30年）第63回	40,000,000	30,527,600
国庫債券	利付（30年）第64回	40,000,000	30,381,600
国庫債券	利付（30年）第65回	30,000,000	22,718,400
国庫債券	利付（30年）第66回	10,000,000	7,536,800
国庫債券	利付（30年）第67回	80,000,000	63,430,400
国庫債券	利付（30年）第68回	70,000,000	55,307,000
国庫債券	利付（30年）第69回	80,000,000	64,825,600
国庫債券	利付（30年）第70回	70,000,000	56,588,700
国庫債券	利付（30年）第71回	80,000,000	64,456,800
国庫債券	利付（30年）第72回	60,000,000	48,271,800
国庫債券	利付（30年）第73回	50,000,000	40,130,000
国庫債券	利付（30年）第74回	70,000,000	60,865,700
国庫債券	利付（30年）第75回	110,000,000	102,979,800
国庫債券	利付（30年）第76回	60,000,000	57,560,400

国庫債券	利付（30年）第77回	100,000,000	100,501,000
国庫債券	利付（30年）第78回	70,000,000	67,053,700
国庫債券	利付（20年）第72回	20,000,000	20,473,400
国庫債券	利付（20年）第73回	10,000,000	10,274,100
国庫債券	利付（20年）第74回	10,000,000	10,287,500
国庫債券	利付（20年）第75回	40,000,000	41,342,000
国庫債券	利付（20年）第76回	37,000,000	38,124,060
国庫債券	利付（20年）第77回	35,000,000	36,118,950
国庫債券	利付（20年）第78回	10,000,000	10,348,300
国庫債券	利付（20年）第79回	10,000,000	10,366,700
国庫債券	利付（20年）第80回	10,000,000	10,385,100
国庫債券	利付（20年）第81回	10,000,000	10,413,700
国庫債券	利付（20年）第82回	15,000,000	15,651,900
国庫債券	利付（20年）第83回	15,000,000	15,725,850
国庫債券	利付（20年）第84回	50,000,000	52,303,000
国庫債券	利付（20年）第85回	13,000,000	13,691,860
国庫債券	利付（20年）第86回	10,000,000	10,583,900
国庫債券	利付（20年）第88回	20,000,000	21,275,400
国庫債券	利付（20年）第90回	20,000,000	21,316,800
国庫債券	利付（20年）第91回	10,000,000	10,689,300
国庫債券	利付（20年）第92回	30,000,000	32,018,400
国庫債券	利付（20年）第93回	70,000,000	74,765,600
国庫債券	利付（20年）第94回	70,000,000	75,016,200
国庫債券	利付（20年）第95回	90,000,000	97,533,000
国庫債券	利付（20年）第96回	85,000,000	91,465,100
国庫債券	利付（20年）第97回	50,000,000	54,211,000
国庫債券	利付（20年）第98回	60,000,000	64,809,000
国庫債券	利付（20年）第99回	110,000,000	119,222,400
国庫債券	利付（20年）第100回	70,000,000	76,414,100
国庫債券	利付（20年）第101回	70,000,000	77,051,100
国庫債券	利付（20年）第102回	60,000,000	66,325,200
国庫債券	利付（20年）第103回	35,000,000	38,522,050
国庫債券	利付（20年）第104回	10,000,000	10,910,400

国庫債券 回	利付（20年）第105	60,000,000	65,644,800
国庫債券 回	利付（20年）第106	60,000,000	65,947,200
国庫債券 回	利付（20年）第107	50,000,000	54,845,000
国庫債券 回	利付（20年）第108	50,000,000	54,318,500
国庫債券 回	利付（20年）第109	60,000,000	65,346,000
国庫債券 回	利付（20年）第110	40,000,000	44,004,000
国庫債券 回	利付（20年）第111	10,000,000	11,087,000
国庫債券 回	利付（20年）第112	85,000,000	93,751,600
国庫債券 回	利付（20年）第113	60,000,000	66,360,000
国庫債券 回	利付（20年）第114	80,000,000	88,710,400
国庫債券 回	利付（20年）第115	60,000,000	66,904,800
国庫債券 回	利付（20年）第116	70,000,000	78,236,200
国庫債券 回	利付（20年）第117	70,000,000	77,786,100
国庫債券 回	利付（20年）第118	40,000,000	44,274,400
国庫債券 回	利付（20年）第119	50,000,000	54,677,500
国庫債券 回	利付（20年）第120	70,000,000	75,590,900
国庫債券 回	利付（20年）第121	70,000,000	77,133,000
国庫債券 回	利付（20年）第122	40,000,000	43,800,400
国庫債券 回	利付（20年）第123	70,000,000	78,261,400
国庫債券 回	利付（20年）第124	40,000,000	44,436,400
国庫債券 回	利付（20年）第125	70,000,000	78,928,500
国庫債券 回	利付（20年）第126	60,000,000	66,748,800
国庫債券 回	利付（20年）第127	30,000,000	33,154,500
国庫債券 回	利付（20年）第128	80,000,000	88,548,000

国庫債券 回	利付（20年）第129	20,000,000	21,985,800
国庫債券 回	利付（20年）第130	50,000,000	55,032,500
国庫債券 回	利付（20年）第133	50,000,000	55,115,500
国庫債券 回	利付（20年）第140	40,000,000	43,925,200
国庫債券 回	利付（20年）第143	70,000,000	76,344,800
国庫債券 回	利付（20年）第144	50,000,000	54,054,500
国庫債券 回	利付（20年）第145	60,000,000	66,039,000
国庫債券 回	利付（20年）第146	50,000,000	55,023,500
国庫債券 回	利付（20年）第147	110,000,000	119,949,500
国庫債券 回	利付（20年）第148	130,000,000	140,388,300
国庫債券 回	利付（20年）第149	80,000,000	86,360,000
国庫債券 回	利付（20年）第150	150,000,000	160,228,500
国庫債券 回	利付（20年）第151	120,000,000	125,511,600
国庫債券 回	利付（20年）第152	130,000,000	135,800,600
国庫債券 回	利付（20年）第153	150,000,000	158,110,500
国庫債券 回	利付（20年）第154	100,000,000	104,122,000
国庫債券 回	利付（20年）第155	90,000,000	91,456,200
国庫債券 回	利付（20年）第156	60,000,000	56,575,800
国庫債券 回	利付（20年）第157	30,000,000	27,456,600
国庫債券 回	利付（20年）第158	80,000,000	75,896,800
国庫債券 回	利付（20年）第159	70,000,000	67,059,300
国庫債券 回	利付（20年）第160	50,000,000	48,379,000
国庫債券 回	利付（20年）第161	60,000,000	57,117,000
国庫債券 回	利付（20年）第162	70,000,000	66,418,800

	国庫債券 利付（20年）第163回	90,000,000	85,111,200	
	国庫債券 利付（20年）第164回	90,000,000	83,579,400	
	国庫債券 利付（20年）第165回	50,000,000	46,261,500	
	国庫債券 利付（20年）第166回	50,000,000	47,473,000	
	国庫債券 利付（20年）第167回	70,000,000	64,276,100	
	国庫債券 利付（20年）第168回	20,000,000	18,005,400	
	国庫債券 利付（20年）第169回	50,000,000	44,099,000	
	国庫債券 利付（20年）第170回	20,000,000	17,560,600	
	国庫債券 利付（20年）第171回	30,000,000	26,221,800	
	国庫債券 利付（20年）第172回	50,000,000	44,252,500	
	国庫債券 利付（20年）第173回	70,000,000	61,679,800	
	国庫債券 利付（20年）第174回	70,000,000	61,404,700	
	国庫債券 利付（20年）第175回	70,000,000	62,251,700	
	国庫債券 利付（20年）第176回	80,000,000	70,838,400	
	国庫債券 利付（20年）第177回	40,000,000	34,636,400	
	国庫債券 利付（20年）第178回	60,000,000	52,699,200	
	国庫債券 利付（20年）第179回	80,000,000	70,003,200	
	国庫債券 利付（20年）第180回	60,000,000	55,260,600	
	国庫債券 利付（20年）第181回	100,000,000	93,522,000	
	国庫債券 利付（20年）第182回	80,000,000	77,256,800	
	国庫債券 利付（20年）第183回	110,000,000	111,526,800	
	国庫債券 利付（20年）第184回	60,000,000	57,631,800	
	銘柄数：250	22,430,000,000	22,671,264,970	
	組入時価比率：99.3%		100.0%	
小計				
合計			22,671,264,970	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	9,061,838,566
コール・ローン	2,085,437,811
株式	1,688,969,973,394
投資証券	35,023,612,046
派生商品評価勘定	14,892,241
未収入金	1,221,947
未収配当金	2,143,745,562
差入委託証拠金	8,144,106,654
流動資産合計	1,745,444,828,221
資産合計	1,745,444,828,221
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	516,779,733
未払解約金	188,983,083
未払利息	3,031
その他未払費用	2,531,000
流動負債合計	708,296,847
負債合計	708,296,847
純資産の部	
元本等	
元本	316,534,866,687
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,428,201,664,687
元本等合計	1,744,736,531,374
純資産合計	1,744,736,531,374
負債純資産合計	1,745,444,828,221

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
--------------------	---

	<p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	5,5120円
(10,000口当たり純資産額)	(55,120円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月18日 至 2023年8月17日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	312,015,803,140円
同期中における追加設定元本額	21,753,779,548円
同期中における一部解約元本額	17,234,716,001円
期末元本額	316,534,866,687円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	25,710,207円
バランスセレクト50	81,332,625円
バランスセレクト70	104,530,294円
野村外国株式インデックスファンド	490,421,336円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,530,811,814円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	3,377,152,709円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,385,663,562円
野村資産設計ファンド2015	7,453,709円
野村資産設計ファンド2020	8,428,489円
野村資産設計ファンド2025	12,983,285円
野村資産設計ファンド2030	21,721,010円
野村資産設計ファンド2035	21,381,384円
野村資産設計ファンド2040	38,722,779円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	40,972,810,998円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,175,943,043円
のむラップ・ファンド(普通型)	12,147,111,176円
のむラップ・ファンド(積極型)	13,747,688,442円
野村資産設計ファンド2045	8,929,918円
野村インデックスファンド・外国株式	8,669,386,697円
マイ・ロード	1,241,152,551円
ネクストコア	7,249,807円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	174,021,573円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	2,930,098,168円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	371,813,446円
野村資産設計ファンド2050	9,858,066円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,430,275円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,564,825円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,258,111円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,218,766円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	265,714,953円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	1,229,823,282円
インデックス・ブレンド(タイプI)	4,156,294円
インデックス・ブレンド(タイプII)	4,450,053円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	38,709,791円

インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	13,704,866 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	49,552,416 円
野村6資産均等バランス	1,773,283,573 円
野村つみたて外国株投信	16,279,123,212 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	5,112,816,489 円
世界6資産分散ファンド	38,677,996 円
野村資産設計ファンド2060	7,783,486 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	2,095,736,983 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カンントリー)	50,179,994 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	6,973,847,401 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	6,546,698,222 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	90,691,495 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	52,273,462 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	372,878,031 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	294,702,290 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	448,195 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	3,073,070 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	205,274 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	236,126 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	4,758,140 円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	309,104,088 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	3,283,271 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	21,973,351 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	64,087,014 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,890,638,679 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	14,406,363 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	1,122,077,916 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA I インデックスファンド (適格機関投資家専用)	11,330,046,930 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	875,610 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,214,255 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	7,938,185 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,437,856 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I (確定拠出年金向け)	98,992,884,935 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,844,570,509 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,439,720,866 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,750,897,653 円
マイバランスDC30	772,914,870 円
マイバランスDC50	1,897,538,695 円
マイバランスDC70	1,806,097,399 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	44,367,993,284 円
野村DC運用戦略ファンド	289,764,964 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	19,670,289 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	517,876,203 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	454,969,892 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	468,952,821 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	20,466,213 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	9,926,097 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	59,339,864 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	11,354,294 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	11,534,713 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	8,736,960 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	297,374,302 円

マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	226,983,930 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	154,363,777 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	198,907,275 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	6,981,088 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	76,057,416 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	90,963,479 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	55,357,556 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	36,209,666 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	224,000	34.97	7,833,280.00	
		HALLIBURTON CO	202,000	39.29	7,936,580.00	
		SCHLUMBERGER LTD	316,000	57.77	18,255,320.00	
		APA CORPORATION	72,000	43.64	3,142,080.00	
		CHENIERE ENERGY INC	55,000	160.19	8,810,450.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	26,100	82.58	2,155,338.00	
		CHEVRON CORP	406,200	158.63	64,435,506.00	
		CONOCOPHILLIPS	271,300	114.64	31,101,832.00	
		COTERRA ENERGY INC	177,000	27.56	4,878,120.00	
		DEVON ENERGY CORP	148,000	48.52	7,180,960.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	39,200	146.92	5,759,264.00	
		EOG RESOURCES INC	130,900	128.60	16,833,740.00	
		EQT CORP	83,000	41.98	3,484,340.00	
		EXXON MOBIL CORP	908,800	106.34	96,641,792.00	
		HESS CORP	61,300	152.75	9,363,575.00	
		HF SINCLAIR CORP	34,200	56.65	1,937,430.00	
		KINDER MORGAN INC	461,000	17.21	7,933,810.00	
		MARATHON OIL CORP	138,000	25.56	3,527,280.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	98,600	141.40	13,942,040.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	162,800	62.55	10,183,140.00	
ONEOK INC	102,200	65.24	6,667,528.00			
OVINTIV INC	53,500	47.36	2,533,760.00			
PHILLIPS 66	102,300	113.27	11,587,521.00			

PIONEER NATURAL RESOURCES CO	52,600	234.15	12,316,290.00
TARGA RESOURCES CORP	48,000	83.20	3,993,600.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,350	1,858.38	2,508,813.00
VALERO ENERGY CORP	82,100	130.94	10,750,174.00
WILLIAMS COS	273,000	34.47	9,410,310.00
AIR PRODUCTS	49,400	285.92	14,124,448.00
ALBEMARLE CORP	26,100	181.53	4,737,933.00
CELANESE CORP-SERIES A	24,600	116.40	2,863,440.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	43,500	76.74	3,338,190.00
CORTEVA INC	157,800	50.01	7,891,578.00
DOW INC	156,600	53.32	8,349,912.00
DUPONT DE NEMOURS INC	102,500	74.76	7,662,900.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	27,200	81.29	2,211,088.00
ECOLAB INC	57,400	182.30	10,464,020.00
FMC CORP	28,400	87.15	2,475,060.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	58,600	63.34	3,711,724.00
LINDE PLC	109,800	377.80	41,482,440.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	58,200	96.09	5,592,438.00
MOSAIC CO/THE	76,000	39.17	2,976,920.00
PPG INDUSTRIES	52,800	137.64	7,267,392.00
RPM INTERNATIONAL INC	27,800	102.39	2,846,442.00
SHERWIN-WILLIAMS	54,600	273.07	14,909,622.00
WESTLAKE CORPORATION	7,500	129.94	974,550.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	14,200	452.02	6,418,684.00
VULCAN MATERIALS CO	30,000	222.50	6,675,000.00
AMCOR PLC	335,000	9.41	3,152,350.00
AVERY DENNISON CORP	18,000	178.29	3,209,220.00
BALL CORP	68,700	54.51	3,744,837.00
CROWN HOLDINGS INC	27,100	88.09	2,387,239.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	73,000	34.03	2,484,190.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	20,300	147.31	2,990,393.00
SEALED AIR CORP	33,000	35.22	1,162,260.00
WESTROCK CO	57,000	32.40	1,846,800.00
ALCOA CORP	41,000	29.31	1,201,710.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	115,000	15.11	1,737,650.00

FREEMPORT-MCMORAN INC	318,000	39.01	12,405,180.00
NEWMONT CORP	177,000	38.29	6,777,330.00
NUCOR CORP	55,800	168.48	9,401,184.00
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	12,800	281.11	3,598,208.00
STEEL DYNAMICS	36,400	105.86	3,853,304.00
AXON ENTERPRISE INC	16,100	200.78	3,232,558.00
BOEING CO	128,000	229.95	29,433,600.00
GENERAL DYNAMICS	51,800	223.59	11,581,962.00
HEICO CORP	9,300	168.29	1,565,097.00
HEICO CORP-CLASS A	17,000	134.07	2,279,190.00
HOWMET AEROSPACE INC	89,000	48.85	4,347,650.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	8,400	223.73	1,879,332.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	43,200	182.56	7,886,592.00
LOCKHEED MARTIN	50,800	445.13	22,612,604.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	32,600	427.29	13,929,654.00
RTX CORP	329,100	85.14	28,019,574.00
TEXTRON INC	46,400	75.60	3,507,840.00
TRANSDIGM GROUP INC	12,310	855.64	10,532,928.40
ALLEGION PLC	19,700	107.77	2,123,069.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	30,800	147.24	4,534,992.00
CARLISLE COS INC	11,400	280.10	3,193,140.00
CARRIER GLOBAL CORP	188,000	54.47	10,240,360.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	27,500	69.67	1,915,925.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	152,400	59.28	9,034,272.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,100	366.96	2,605,416.00
MASCO CORP	49,600	57.99	2,876,304.00
OWENS CORNING INC	21,100	140.25	2,959,275.00
SMITH (A.O.) CORP	27,900	70.29	1,961,091.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	50,900	203.13	10,339,317.00
AECOM	28,700	87.48	2,510,676.00
QUANTA SERVICES INC	32,200	200.77	6,464,794.00
AMETEK INC	51,600	156.04	8,051,664.00
EATON CORP PLC	88,800	216.09	19,188,792.00
EMERSON ELEC	127,600	96.01	12,250,876.00

GENERAC HOLDINGS INC	13,100	108.82	1,425,542.00
HUBBELL INC	12,200	306.52	3,739,544.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	25,600	295.15	7,555,840.00
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	32,000	38.55	1,233,600.00
3M CORP	122,600	100.79	12,356,854.00
GENERAL ELECTRIC CO	245,200	113.57	27,847,364.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	149,200	186.49	27,824,308.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	34,000	46.22	1,571,480.00
CATERPILLAR INC DEL	115,500	274.51	31,705,905.00
CUMMINS INC	31,400	232.34	7,295,476.00
DEERE & COMPANY	63,000	423.94	26,708,220.00
DOVER CORP	31,300	139.01	4,351,013.00
FORTIVE CORP	80,200	78.72	6,313,344.00
GRACO INC	36,800	76.03	2,797,904.00
IDEX CORP	17,100	219.42	3,752,082.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	68,500	237.02	16,235,870.00
INGERSOLL-RAND INC	92,600	66.71	6,177,346.00
NORDSON CORP	11,200	236.19	2,645,328.00
OTIS WORLDWIDE CORP	91,700	85.27	7,819,259.00
PACCAR	115,900	84.56	9,800,504.00
PARKER HANNIFIN CORP	28,500	406.32	11,580,120.00
PENTAIR PLC	37,300	68.31	2,547,963.00
SNAP-ON INC	11,500	267.70	3,078,550.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	35,400	91.43	3,236,622.00
TORO CO	22,700	100.88	2,289,976.00
WABTEC CORP	41,400	111.84	4,630,176.00
XYLEM INC	54,000	100.02	5,401,080.00
AERCAP HOLDINGS NV	38,000	61.50	2,337,000.00
FASTENAL CO	126,000	57.04	7,187,040.00
FERGUSON PLC	45,600	159.06	7,253,136.00
GRAINGER (W.W.) INC	10,110	709.31	7,171,124.10
UNITED RENTALS INC	15,400	464.12	7,147,448.00
WATSCO INC	7,400	351.93	2,604,282.00
CINTAS CORP	20,300	490.27	9,952,481.00
COPART INC	95,500	87.45	8,351,475.00

REPUBLIC SERVICES INC-CL A	49,700	147.76	7,343,672.00
ROLLINS INC	57,000	41.38	2,358,660.00
WASTE CONNECTIONS INC	57,200	139.04	7,953,088.00
WASTE MANAGEMENT INC	90,500	160.02	14,481,810.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	25,900	94.31	2,442,629.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	34,800	114.12	3,971,376.00
FEDEX CORPORATION	53,300	265.07	14,128,231.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	162,000	170.74	27,659,880.00
DELTA AIR LINES INC	36,000	42.67	1,536,120.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	32.92	1,119,280.00
CSX CORP	456,000	30.19	13,766,640.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	450,000	3.30	1,485,000.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	17,900	192.70	3,449,330.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	33,800	56.98	1,925,924.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	51,000	207.64	10,589,640.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	22,400	407.10	9,119,040.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	19,170	53.31	1,021,952.70
UBER TECHNOLOGIES INC	407,000	43.65	17,765,550.00
UNION PAC CORP	136,600	224.62	30,683,092.00
APTIV PLC	60,900	95.62	5,823,258.00
BORGWARNER INC	50,000	39.85	1,992,500.00
LEAR CORP	13,700	141.27	1,935,399.00
FORD MOTOR COMPANY	884,000	11.81	10,440,040.00
GENERAL MOTORS CO	315,000	32.82	10,338,300.00
LUCID GROUP INC	205,000	6.34	1,299,700.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	141,000	21.04	2,966,640.00
TESLA INC	638,600	225.60	144,068,160.00
DR HORTON INC	69,000	122.69	8,465,610.00
GARMIN LTD	33,100	102.32	3,386,792.00
LENNAR CORP-A	57,000	122.67	6,992,190.00
MOHAWK INDUSTRIES	10,900	98.86	1,077,574.00
NVR INC	740	6,147.94	4,549,475.60
PULTEGROUP INC	51,000	82.56	4,210,560.00
WHIRLPOOL CORP	11,300	135.97	1,536,461.00

HASBRO INC	28,100	64.64	1,816,384.00
DECKERS OUTDOOR CORP	5,900	556.68	3,284,412.00
LULULEMON ATHLETICA INC	26,300	381.16	10,024,508.00
NIKE INC-B	277,100	106.53	29,519,463.00
V F CORP	72,000	20.43	1,470,960.00
AIRBNB INC-CLASS A	93,200	128.83	12,006,956.00
ARAMARK	50,000	37.00	1,850,000.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,430	3,195.35	26,936,800.50
CAESARS ENTERTAINMENT INC	48,000	53.51	2,568,480.00
CARNIVAL CORP	228,000	16.18	3,689,040.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,130	1,866.89	11,444,035.70
DARDEN RESTAURANTS INC	26,600	160.32	4,264,512.00
DOMINOS PIZZA INC	8,000	389.11	3,112,880.00
DOORDASH INC-A	58,300	79.79	4,651,757.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	107.14	3,621,332.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	58,900	153.70	9,052,930.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	10,600	114.79	1,216,774.00
LAS VEGAS SANDS CORP	77,900	53.63	4,177,777.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	59,500	206.48	12,285,560.00
MCDONALD'S CORP	163,400	285.40	46,634,360.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	43.73	2,842,450.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	52,400	101.18	5,301,832.00
STARBUCKS CORP	258,500	98.98	25,586,330.00
VAIL RESORTS INC	8,900	224.70	1,999,830.00
WYNN RESORTS LTD	22,000	94.81	2,085,820.00
YUM BRANDS INC	62,000	131.56	8,156,720.00
GENUINE PARTS CO	31,900	156.45	4,990,755.00
LKQ CORP	62,000	52.58	3,259,960.00
POOL CORP	8,800	367.26	3,231,888.00
AMAZON.COM INC	2,067,000	135.07	279,189,690.00
EBAY INC	121,000	42.93	5,194,530.00
ETSY INC	28,000	73.95	2,070,600.00
MERCADOLIBRE INC	10,120	1,247.44	12,624,092.80
ADVANCE AUTO PARTS	13,100	69.87	915,297.00
AUTOZONE	4,110	2,489.52	10,231,927.20

BATH & BODY WORKS INC	50,400	37.48	1,888,992.00
BEST BUY COMPANY INC	44,700	78.44	3,506,268.00
BURLINGTON STORES INC	14,300	171.26	2,449,018.00
CARMAX INC	36,700	84.82	3,112,894.00
CHEWY INC - CLASS A	20,000	28.33	566,600.00
DICK S SPORTING GOODS INC	13,900	146.52	2,036,628.00
HOME DEPOT	226,700	333.03	75,497,901.00
LOWES COS INC	133,500	222.15	29,657,025.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	13,760	951.06	13,086,585.60
ROSS STORES INC	76,200	115.23	8,780,526.00
TJX COS INC	256,900	89.31	22,943,739.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	24,500	220.88	5,411,560.00
ULTA BEAUTY INC	11,500	457.46	5,260,790.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	64,000	21.80	1,395,200.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	99,300	559.05	55,513,665.00
DOLLAR GENERAL CORP	48,500	163.68	7,938,480.00
DOLLAR TREE INC	48,900	144.25	7,053,825.00
KROGER CO	152,000	47.02	7,147,040.00
SYSCO CORP	115,500	72.08	8,325,240.00
TARGET CORP	102,700	128.75	13,222,625.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	166,000	28.19	4,679,540.00
WALMART INC	331,900	159.26	52,858,394.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	71,100	68.39	4,862,529.00
COCA COLA CO	920,200	60.48	55,653,696.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	46,300	62.83	2,909,029.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	36,900	262.82	9,698,058.00
KEURIG DR PEPPER INC	207,000	33.85	7,006,950.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	41,900	62.45	2,616,655.00
MONSTER BEVERAGE CORP	178,000	58.30	10,377,400.00
PEPSICO INC	308,400	181.21	55,885,164.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	121,200	82.17	9,959,004.00
BUNGE LIMITED	33,900	111.26	3,771,714.00
CAMPBELL SOUP CO	41,000	42.92	1,759,720.00
CONAGRA BRANDS INC	104,000	30.03	3,123,120.00
DARLING INGREDIENTS INC	33,700	62.61	2,109,957.00

GENERAL MILLS	130,800	71.34	9,331,272.00
HERSHEY CO/THE	33,000	219.49	7,243,170.00
HORMEL FOODS CORP	67,000	40.07	2,684,690.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	24,200	143.65	3,476,330.00
KELLOGG CO	62,600	62.06	3,884,956.00
KRAFT HEINZ CO/THE	181,000	33.56	6,074,360.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	32,500	94.64	3,075,800.00
MCCORMICK & CO INC.	55,000	85.80	4,719,000.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	305,700	71.96	21,998,172.00
TYSON FOODS INC-CL A	62,400	53.40	3,332,160.00
ALTRIA GROUP INC	400,000	42.75	17,100,000.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	347,500	93.99	32,661,525.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	54,700	93.61	5,120,467.00
CLOROX CO	28,400	156.80	4,453,120.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	175,700	74.42	13,075,594.00
KIMBERLY-CLARK CORP	76,600	126.35	9,678,410.00
PROCTER & GAMBLE CO	528,200	153.21	80,925,522.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	52,600	162.13	8,528,038.00
ABBOTT LABORATORIES	389,100	104.53	40,672,623.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	16,700	358.54	5,987,618.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	116,000	42.08	4,881,280.00
BECTON, DICKINSON	63,200	276.75	17,490,600.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	323,000	51.46	16,621,580.00
DENTSPLY SIRONA INC	49,000	37.34	1,829,660.00
DEXCOM INC	87,900	111.16	9,770,964.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	134,500	78.79	10,597,255.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	91,400	70.67	6,459,238.00
HOLOGIC INC	54,500	73.63	4,012,835.00
IDEXX LABORATORIES INC	18,400	499.55	9,191,720.00
INSULET CORP	15,700	210.60	3,306,420.00
INTUITIVE SURGICAL INC	78,800	299.32	23,586,416.00
MASIMO CORP	10,600	109.00	1,155,400.00
MEDTRONIC PLC	299,200	81.57	24,405,744.00
NOVOCURE LTD	21,200	31.25	662,500.00
RESMED INC	32,600	173.71	5,662,946.00

STERIS PLC	22,300	227.27	5,045,394.00
STRYKER CORP	76,500	281.61	21,543,165.00
TELEFLEX INC	10,300	222.40	2,290,720.00
THE COOPER COMPANIES, INC.	11,100	372.78	4,137,858.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	46,900	120.98	5,673,962.00
AMERISOURCEBERGEN CORP	38,900	183.99	7,157,211.00
CARDINAL HEALTH INC	58,300	90.40	5,270,320.00
CENTENE CORP	121,800	64.30	7,831,740.00
CVS HEALTH CORP	285,800	72.72	20,783,376.00
DAVITA INC	12,500	104.29	1,303,625.00
ELEVANCE HEALTH INC	53,100	465.15	24,699,465.00
HCA HEALTHCARE INC	46,200	267.05	12,337,710.00
HENRY SCHEIN INC	30,100	75.79	2,281,279.00
HUMANA INC	28,000	494.66	13,850,480.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	20,000	215.11	4,302,200.00
MCKESSON CORP	30,400	429.62	13,060,448.00
MOLINA HEALTHCARE INC	13,200	314.50	4,151,400.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	25,200	132.36	3,335,472.00
THE CIGNA GROUP	66,300	288.96	19,158,048.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	208,870	503.56	105,178,577.20
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	14,300	129.74	1,855,282.00
ABBVIE INC	395,000	151.55	59,862,250.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	27,800	182.43	5,071,554.00
AMGEN INC	120,200	265.02	31,855,404.00
BIOGEN INC	32,300	265.26	8,567,898.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	43,200	90.00	3,888,000.00
EXACT SCIENCES CORP	39,800	84.42	3,359,916.00
GILEAD SCIENCES INC	278,300	78.00	21,707,400.00
HORIZON THERAPEUTICS PLC	48,600	104.11	5,059,746.00
INCYTE CORP	41,100	64.73	2,660,403.00
MODERNA INC	74,500	98.92	7,369,540.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	20,800	106.01	2,205,008.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	23,940	797.34	19,088,319.60
SEAGEN INC	31,100	193.35	6,013,185.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	9,900	230.77	2,284,623.00

VERTEX PHARMACEUTICALS	57,800	343.41	19,849,098.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	471,800	60.93	28,746,774.00
CATALENT INC	43,000	45.09	1,938,870.00
ELI LILLY & CO.	180,800	546.24	98,760,192.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	13,400	138.06	1,850,004.00
JOHNSON & JOHNSON	581,700	172.39	100,279,263.00
MERCK & CO INC	568,200	108.73	61,780,386.00
PFIZER INC	1,263,500	35.48	44,828,980.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	87,000	29.69	2,583,030.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	253,000	9.42	2,383,260.00
VIATRIS INC	267,000	11.20	2,990,400.00
ZOETIS INC	104,000	186.27	19,372,080.00
BANK OF AMERICA CORP	1,612,000	29.29	47,215,480.00
CITIGROUP	434,000	42.64	18,505,760.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	109,000	28.10	3,062,900.00
FIFTH THIRD BANCORP	151,000	25.74	3,886,740.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,403.97	3,523,964.70
FIRST HORIZON CORP	113,000	12.85	1,452,050.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	317,000	11.33	3,591,610.00
JPMORGAN CHASE & CO	656,300	150.19	98,569,697.00
KEYCORP	200,000	10.53	2,106,000.00
M & T BANK CORP	37,600	128.28	4,823,328.00
PNC FINANCIAL	89,300	122.73	10,959,789.00
REGIONS FINANCIAL CORP	209,000	19.49	4,073,410.00
TRUIST FINANCIAL CORP	297,000	29.10	8,642,700.00
US BANCORP	345,000	37.05	12,782,250.00
WEBSTER FINANCIAL CORP	37,000	42.25	1,563,250.00
WELLS FARGO CO	843,000	42.22	35,591,460.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	89,300	80.26	7,167,218.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	290,600	354.11	102,904,366.00
BLOCK INC	120,000	57.49	6,898,800.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	79,000	27.48	2,170,920.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	133,000	55.81	7,422,730.00
FISERV INC	140,000	121.78	17,049,200.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	15,700	264.34	4,150,138.00

GLOBAL PAYMENTS INC	59,000	123.64	7,294,760.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	16,000	156.47	2,503,520.00
MASTERCARD INC	190,600	394.37	75,166,922.00
PAYPAL HOLDINGS INC	237,500	59.68	14,174,000.00
TOAST INC-CLASS A	72,000	23.31	1,678,320.00
VISA INC-CLASS A SHARES	363,800	239.29	87,053,702.00
AFLAC INC	128,700	75.83	9,759,321.00
ALLSTATE CORP	57,900	109.74	6,353,946.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	15,500	113.14	1,753,670.00
AMERICAN INTL GROUP	163,000	58.61	9,553,430.00
AON PLC	45,800	321.28	14,714,624.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	82,600	76.95	6,356,070.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	48,600	225.05	10,937,430.00
ASSURANT INC	11,300	141.77	1,602,001.00
BROWN & BROWN INC	52,800	72.33	3,819,024.00
CHUBB LTD	92,200	202.03	18,627,166.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	36,000	105.67	3,804,120.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	5,400	288.77	1,559,358.00
EVEREST GROUP LTD	9,800	354.91	3,478,118.00
FNF GROUP	59,000	41.03	2,420,770.00
GLOBE LIFE INC	19,700	113.49	2,235,753.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	70,800	72.34	5,121,672.00
LOEWS CORP	45,300	62.44	2,828,532.00
MARKEL GROUP INC	2,780	1,504.53	4,182,593.40
MARSH & MCLENNAN COS	110,300	190.25	20,984,575.00
METLIFE INC	149,600	61.66	9,224,336.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	53,600	77.06	4,130,416.00
PROGRESSIVE CO	131,400	136.14	17,888,796.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	83,600	93.18	7,789,848.00
TRAVELERS COS INC/THE	51,700	165.37	8,549,629.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	24,300	196.44	4,773,492.00
WR BERKLEY CORP	48,600	62.62	3,043,332.00
ACCENTURE PLC-CL A	141,400	307.64	43,500,296.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	33,600	101.68	3,416,448.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	62,300	60.85	3,790,955.00

COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	113,200	69.23	7,836,836.00
EPAM SYSTEMS INC	12,900	239.47	3,089,163.00
GARTNER INC	17,500	331.04	5,793,200.00
GODADDY INC - CLASS A	34,500	69.98	2,414,310.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	204,000	140.64	28,690,560.00
MONGODB INC	16,000	358.83	5,741,280.00
OKTA INC	33,500	72.37	2,424,395.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	58,600	149.69	8,771,834.00
TWILIO INC - A	41,400	60.35	2,498,490.00
VERISIGN INC	20,700	204.87	4,240,809.00
WIX.COM LTD	12,200	89.56	1,092,632.00
ADOBE INC	102,700	514.49	52,838,123.00
ANSYS INC	19,600	296.27	5,806,892.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	6,100	194.50	1,186,450.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	34,300	186.97	6,413,071.00
AUTODESK INC.	47,900	203.65	9,754,835.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	52,000	46.76	2,431,520.00
BILL HOLDINGS INC	22,400	104.95	2,350,880.00
BLACK KNIGHT INC	33,000	74.50	2,458,500.00
CADENCE DESIGN SYS INC	60,700	223.24	13,550,668.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	21,800	130.63	2,847,734.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	50,400	149.00	7,509,600.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	9,500	155.68	1,478,960.00
DATADOG INC - CLASS A	56,800	90.60	5,146,080.00
DOCUSIGN INC	45,600	48.36	2,205,216.00
DROPBOX INC-CLASS A	57,000	27.04	1,541,280.00
DYNATRACE INC	50,000	46.07	2,303,500.00
FAIR ISAAC CORP	5,540	848.80	4,702,352.00
FORTINET INC	150,200	58.18	8,738,636.00
GEN DIGITAL INC	128,000	20.47	2,620,160.00
HUBSPOT INC	10,700	510.07	5,457,749.00
INTUIT INC	62,800	495.65	31,126,820.00
MICROSOFT CORP	1,583,200	320.40	507,257,280.00
MONDAY.COM LTD	4,300	165.53	711,779.00

ORACLE CORPORATION	362,700	115.34	41,833,818.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	408,000	15.45	6,303,600.00
PALO ALTO NETWORKS INC	67,400	213.97	14,421,578.00
PTC INC	25,500	144.32	3,680,160.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	23,900	495.64	11,845,796.00
SALESFORCE INC	223,840	206.99	46,332,641.60
SERVICENOW INC	45,800	549.50	25,167,100.00
SPLUNK INC	34,300	97.02	3,327,786.00
SYNOPSYS INC	33,900	428.21	14,516,319.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	9,200	377.09	3,469,228.00
UIPATH INC - CLASS A	80,000	15.29	1,223,200.00
UNITY SOFTWARE INC	52,000	34.70	1,804,400.00
VMWARE INC - CLASS A	53,300	155.78	8,303,074.00
WORKDAY INC-CLASS A	45,300	230.41	10,437,573.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	54,200	65.37	3,543,325.00
ZSCALER INC	19,700	140.13	2,760,561.00
ARISTA NETWORKS INC	58,700	181.37	10,646,419.00
CISCO SYSTEMS	916,900	52.96	48,559,024.00
F5 INC	13,900	155.60	2,162,840.00
JUNIPER NETWORKS INC	72,000	27.12	1,952,640.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	37,400	281.64	10,533,336.00
APPLE INC	3,542,300	176.57	625,463,911.00
DELL TECHNOLOGIES-C	59,000	55.22	3,257,980.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	285,000	17.04	4,856,400.00
HP INC	198,000	31.30	6,197,400.00
NETAPP INC	49,100	75.41	3,702,631.00
SEAGATE TECHNOLOGY	40,100	64.19	2,574,019.00
WESTERN DIGITAL CORP	73,000	40.42	2,950,660.00
AMPHENOL CORP-CL A	132,200	85.88	11,353,336.00
ARROW ELECTRS INC	13,700	128.77	1,764,149.00
CDW CORPORATION	30,200	201.54	6,086,508.00
COGNEX CORP	38,000	47.26	1,795,880.00
CORNING INC	181,000	31.75	5,746,750.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	40,200	150.80	6,062,160.00
TE CONNECTIVITY LTD	71,100	129.45	9,203,895.00

TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	10,800	400.82	4,328,856.00
TRIMBLE INC	53,400	54.10	2,888,940.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	11,500	265.94	3,058,310.00
ADVANCED MICRO DEVICES	360,348	107.19	38,625,702.12
ANALOG DEVICES INC	113,500	177.17	20,108,795.00
APPLIED MATERIALS	190,100	138.25	26,281,325.00
BROADCOM INC	93,340	832.99	77,751,286.60
ENPHASE ENERGY INC	30,600	132.87	4,065,975.00
ENTEGRIS INC	33,400	94.45	3,154,630.00
FIRST SOLAR INC	23,100	191.89	4,432,659.00
INTEL CORP	933,500	33.53	31,300,255.00
KLA CORP	30,800	474.00	14,599,200.00
LAM RESEARCH	30,400	646.29	19,647,216.00
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	30,700	86.99	2,670,593.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	191,000	57.37	10,957,670.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	122,100	79.77	9,739,917.00
MICRON TECHNOLOGY	245,700	64.22	15,778,854.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	10,300	493.91	5,087,273.00
NVIDIA CORP	553,040	434.86	240,494,974.40
NXP SEMICONDUCTORS NV	57,700	196.74	11,351,898.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	95,700	92.18	8,821,626.00
QORVO INC	22,500	97.22	2,187,450.00
QUALCOMM INC	249,600	110.15	27,493,440.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	35,700	103.55	3,696,735.00
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	12,300	162.32	1,996,536.00
TERADYNE INC	34,300	101.25	3,472,875.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	203,100	165.72	33,657,732.00
WOLFSPEED INC	26,100	53.17	1,387,737.00
AT & T INC	1,604,000	14.10	22,616,400.00
LIBERTY GLOBAL PLC-A	31,000	17.93	555,830.00
LIBERTY GLOBAL PLC-C	64,000	19.14	1,224,960.00
VERIZON COMMUNICATIONS	940,000	33.27	31,273,800.00
T-MOBILE US INC	134,600	138.25	18,608,450.00
ALLIANT ENERGY CORP	55,100	50.51	2,783,101.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	115,000	79.19	9,106,850.00

CONSTELLATION ENERGY	73,700	105.10	7,745,870.00
DUKE ENERGY CORP	171,800	91.70	15,754,060.00
EDISON INTERNATIONAL	85,300	69.16	5,899,348.00
ENTERGY CORP	48,300	95.58	4,616,514.00
EVERGY INC	52,000	57.04	2,966,080.00
EVERSOURCE ENERGY	77,800	64.42	5,011,876.00
EXELON CORPORATION	221,000	39.81	8,798,010.00
FIRSTENERGY CORP	120,000	36.24	4,348,800.00
NEXTERA ENERGY INC	453,000	67.56	30,604,680.00
NRG ENERGY INC	49,000	37.15	1,820,350.00
PG&E CORP	407,000	16.97	6,906,790.00
PPL CORPORATION	163,000	25.36	4,133,680.00
SOUTHERN CO.	245,100	68.11	16,693,761.00
XCEL ENERGY INC	122,800	58.43	7,175,204.00
ATMOS ENERGY CORP	31,800	115.66	3,677,988.00
UGI CORP	45,000	22.98	1,034,100.00
AMEREN CORPORATION	60,200	79.53	4,787,706.00
CENTERPOINT ENERGY INC	143,000	28.11	4,019,730.00
CMS ENERGY CORP	63,400	56.58	3,587,172.00
CONSOLIDATED EDISON INC	76,500	88.83	6,795,495.00
DOMINION ENERGY INC	186,500	48.08	8,966,920.00
DTE ENERGY COMPANY	46,900	104.75	4,912,775.00
NISOURCE INC	93,000	26.22	2,438,460.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	113,700	60.34	6,860,658.00
SEMPRA	70,400	141.30	9,947,520.00
WEC ENERGY GROUP INC	72,000	84.96	6,117,120.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	43,400	140.02	6,076,868.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	57,000	38.16	2,175,120.00
ALLY FINANCIAL INC	57,000	26.93	1,535,010.00
AMERICAN EXPRESS CO	142,200	160.76	22,860,072.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	84,800	104.92	8,897,216.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	57,100	90.26	5,153,846.00
SYNCHRONY FINANCIAL	97,800	32.87	3,214,686.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	23,900	333.76	7,976,864.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	35,400	97.48	3,450,792.00

BANK OF NEWYORK MELLON CORP	182,000	44.12	8,029,840.00
BLACKROCK INC	33,560	672.24	22,560,374.40
BLACKSTONE INC	157,200	96.90	15,232,680.00
CARLYLE GROUP INC/THE	45,000	29.79	1,340,550.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	24,200	149.99	3,629,758.00
CME GROUP INC	80,300	206.00	16,541,800.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	38,400	79.00	3,033,600.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	8,400	425.10	3,570,840.00
FRANKLIN RESOURCES INC	65,000	26.50	1,722,500.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	49.14	638,820.00
GOLDMAN SACHS GROUP	74,700	329.11	24,584,517.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	124,500	113.97	14,189,265.00
INVESCO LTD	77,000	15.32	1,179,640.00
KKR & CO INC-A	136,000	59.14	8,043,040.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	17,400	221.39	3,852,186.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	8,500	245.33	2,085,305.00
MOODYS CORP	36,900	331.56	12,234,564.00
MORGAN STANLEY	281,300	85.99	24,188,987.00
MSCI INC	17,700	529.63	9,374,451.00
NASDAQ INC	74,700	50.85	3,798,495.00
NORTHERN TRUST CORP	45,000	76.52	3,443,400.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	46,700	104.36	4,873,612.00
S&P GLOBAL INC	73,395	386.75	28,385,516.25
SCHWAB (CHARLES) CORP	337,000	60.45	20,371,650.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	60.94	1,584,440.00
STATE STREET CORP	75,100	68.83	5,169,133.00
T ROWE PRICE GROUP INC	49,900	109.09	5,443,591.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	24,300	83.05	2,018,115.00
AES CORP	152,000	18.41	2,798,320.00
VISTRA CORP	73,000	30.07	2,195,110.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	33,000	191.96	6,334,680.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	65,500	121.36	7,949,080.00
AVANTOR INC	150,000	20.79	3,118,500.00
BIO TECHNE CORP	34,500	82.14	2,833,830.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	386.46	1,970,946.00

CHARLES RIVER LABORATORIES	11,300	201.97	2,282,261.00
DANAHER CORP	155,100	252.79	39,207,729.00
ILLUMINA INC	35,000	169.54	5,933,900.00
IQVIA HOLDINGS INC	42,300	215.20	9,102,960.00
METTLER-TOLEDO INTL	5,010	1,198.30	6,003,483.00
REPLIGEN CORP	11,100	167.98	1,864,578.00
REVVITY INC	27,400	114.76	3,144,424.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	86,340	528.87	45,662,635.80
WATERS CORP	13,000	274.86	3,573,180.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	17,000	397.49	6,757,330.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	92,400	250.90	23,183,160.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	28,900	119.75	3,460,775.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	25,900	181.35	4,696,965.00
CERIDIAN HCM HOLDING INC	34,400	72.48	2,493,312.00
CLARIVATE PLC	94,000	7.08	665,520.00
EQUIFAX INC	27,600	193.35	5,336,460.00
JACOBS SOLUTIONS INC	27,500	135.20	3,718,000.00
LEIDOS HOLDINGS INC	29,800	96.79	2,884,342.00
PAYCHEX INC	71,900	122.50	8,807,750.00
PAYCOM SOFTWARE INC	12,500	290.81	3,635,125.00
PAYLOCITY HOLDING CORP	8,700	195.54	1,701,198.00
ROBERT HALF INC	24,700	74.10	1,830,270.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	49,300	55.76	2,748,968.00
TRUNSION	43,100	79.13	3,410,503.00
VERISK ANALYTICS INC	32,300	235.33	7,601,159.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	21,900	426.77	9,346,263.00
COMCAST CORP-CL A	942,100	46.34	43,656,914.00
FOX CORP-CLASS A	68,000	33.59	2,284,120.00
FOX CORP-CLASS B	30,000	31.46	943,800.00
INTERPUBRIC GROUP	85,000	32.30	2,745,500.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	27,100	91.34	2,475,314.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	34,000	23.85	810,900.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	86,000	21.11	1,815,460.00
OMNICOM GROUP	45,600	79.52	3,626,112.00

	PARAMOUNT GLOBAL	109,000	14.99	1,633,910.00	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	171,000	4.62	790,020.00	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	98,300	72.74	7,150,342.00	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	166,400	90.85	15,117,440.00	
	DISNEY (WALT) CO	409,000	86.35	35,317,150.00	
	ELECTRONIC ARTS	62,000	120.68	7,482,160.00	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	43,700	69.26	3,026,662.00	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	35,200	85.60	3,013,120.00	
	NETFLIX INC	99,700	415.45	41,420,365.00	
	ROBLOX CORP -CLASS A	96,000	29.24	2,807,040.00	
	ROKU INC	27,700	80.61	2,232,897.00	
	SEA LTD-ADR	80,900	40.50	3,276,450.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	38,600	140.27	5,414,422.00	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	513,000	13.19	6,766,470.00	
	ALPHABET INC-CL A	1,333,500	128.70	171,621,450.00	
	ALPHABET INC-CL C	1,202,500	129.11	155,254,775.00	
	MATCH GROUP INC	63,000	44.80	2,822,400.00	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	495,900	294.29	145,938,411.00	
	PINTEREST INC- CLASS A	129,000	26.21	3,381,090.00	
	SNAP INC-A	214,000	9.16	1,960,240.00	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	67,000	18.00	1,206,000.00	
	CBRE GROUP INC	70,300	82.37	5,790,611.00	
	COSTAR GROUP INC	90,700	79.37	7,198,859.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	3.70	962,000.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	33,200	51.57	1,712,124.00	
小計	銘柄数：604			8,545,787,063.67	
				(1,251,872,346,957)	
	組入時価比率：71.8%			74.1%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	131,000	20.28	2,656,680.00	
	CAMECO CORP	94,000	46.08	4,331,520.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	247,000	80.86	19,972,420.00	
	CENOVUS ENERGY INC	321,000	26.12	8,384,520.00	
	ENBRIDGE INC	452,000	46.84	21,171,680.00	
	IMPERIAL OIL	44,000	73.46	3,232,240.00	
	KEYERA CORP	48,000	32.20	1,545,600.00	

PARKLAND CORP	36,000	36.90	1,328,400.00
PEMBINA PIPELINE CORP	120,000	40.84	4,900,800.00
SUNCOR ENERGY INC	303,000	43.10	13,059,300.00
TC ENERGY CORP	231,000	48.37	11,173,470.00
TOURMALINE OIL CORP	72,000	67.02	4,825,440.00
NUTRIEN LTD	110,500	82.97	9,168,185.00
CCL INDUSTRIES INC - CL B	32,000	61.26	1,960,320.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	111,000	62.17	6,900,870.00
BARRICK GOLD	396,000	21.33	8,446,680.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	128,000	33.66	4,308,480.00
FRANCO-NEVADA CORP	43,800	187.18	8,198,484.00
IVANHOE MINES LTD-CL A	141,000	11.44	1,613,040.00
KINROSS GOLD CORP	300,000	6.38	1,914,000.00
LUNDIN MINING CORP	137,000	10.06	1,378,220.00
PAN AMERICAN SILVER CORP	81,000	20.62	1,670,220.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	105,000	50.36	5,287,800.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	100,000	56.17	5,617,000.00
WEST FRASER TIMBER	14,200	103.28	1,466,576.00
CAE INC	67,000	32.71	2,191,570.00
WSP GLOBAL INC	27,700	185.53	5,139,181.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	112.25	2,177,650.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	54,000	45.31	2,446,740.00
RB GLOBAL INC	39,900	76.00	3,032,400.00
AIR CANADA	43,000	23.11	993,730.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	127,200	153.75	19,557,000.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	207,200	106.21	22,006,712.00
TFI INTERNATIONAL INC	17,000	176.20	2,995,400.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	63,000	75.98	4,786,740.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	107.40	794,760.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	37,000	40.94	1,514,780.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	66,000	95.61	6,310,260.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	11,500	158.98	1,828,270.00
DOLLARAMA INC	65,200	86.76	5,656,752.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	178,000	68.60	12,210,800.00

EMPIRE CO LTD A	39,000	36.00	1,404,000.00
LOBLAW COMPANIES	35,600	116.68	4,153,808.00
METRO INC	53,000	71.10	3,768,300.00
WESTON(GEORGE)LTD	13,200	153.29	2,023,428.00
SAPUTO INC	57,000	27.82	1,585,740.00
BANK OF MONTREAL	159,600	114.41	18,259,836.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	265,000	63.15	16,734,750.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	201,000	54.22	10,898,220.00
NATIONAL BANK OF CANADA	77,200	101.69	7,850,468.00
ROYAL BANK OF CANADA	311,700	123.42	38,470,014.00
TORONTO DOMINION BANK	409,700	84.21	34,500,837.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	83,000	20.65	1,713,950.00
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	14,000	23.04	322,560.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	4,940	1,136.00	5,611,840.00
GREAT-WEST LIFECO INC	64,000	39.08	2,501,120.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	86.34	2,080,794.00
INTACT FINANCIAL CORP	40,000	197.83	7,913,200.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	416,000	25.28	10,516,480.00
POWER CORPORATION OF CANADA	133,000	37.99	5,052,670.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	133,000	65.88	8,762,040.00
CGI INC	48,500	136.29	6,610,065.00
SHOPIFY INC - CLASS A	266,600	74.91	19,971,006.00
CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,480	2,703.79	12,112,979.20
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	17,800	98.30	1,749,740.00
OPEN TEXT CORP	62,000	50.32	3,119,840.00
BCE INC	14,400	55.48	798,912.00
TELUS CORP	98,600	23.12	2,279,632.00
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	79,000	54.50	4,305,500.00
EMERA INC	61,000	50.40	3,074,400.00
FORTIS INC	106,000	53.88	5,711,280.00
HYDRO ONE LTD	70,000	36.74	2,571,800.00
ALTAGAS LTD	60,000	25.90	1,554,000.00
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	139,000	9.76	1,356,640.00
CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	32.06	865,620.00

	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	80,000	45.81	3,664,800.00	
	BROOKFIELD CORP	314,000	45.05	14,145,700.00	
	IGM FINANCIAL INC	21,000	38.46	807,660.00	
	ONEX CORPORATION	16,900	83.06	1,403,714.00	
	TMX GROUP LTD	66,000	30.06	1,983,960.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,000	38.02	1,102,580.00	
	NORTHLAND POWER INC	53,000	23.05	1,221,650.00	
	THOMSON REUTERS CORP	36,630	176.01	6,447,246.30	
	QUEBECOR INC-CL B	34,000	33.21	1,129,140.00	
	FIRSTSERVICE CORP	8,500	201.63	1,713,855.00	
小計	銘柄数 : 85			531,980,464.50	
				(57,528,367,431)	
	組入時価比率 : 3.3%			3.4%	
ユーロ	TENARIS SA	101,000	15.36	1,551,360.00	
	ENI SPA	518,000	13.93	7,215,740.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	109,000	12.00	1,308,545.00	
	NESTE OYJ	96,000	32.69	3,138,240.00	
	OMV AG	32,000	41.83	1,338,560.00	
	REPSOL SA	302,000	13.72	4,144,950.00	
	TOTALENERGIES SE	532,300	56.32	29,979,136.00	
	AIR LIQUIDE SA	117,500	161.56	18,983,300.00	
	AKZO NOBEL	39,400	74.44	2,932,936.00	
	ARKEMA	13,600	96.84	1,317,024.00	
	BASF SE	198,000	45.71	9,050,580.00	
	COVESTRO AG	43,000	48.12	2,069,160.00	
	DSM-FIRMENICH AG	39,100	84.86	3,318,026.00	
	EVONIK INDUSTRIES AG	48,000	17.72	850,800.00	
	OCI	21,000	24.07	505,470.00	
	SOLVAY SA	16,400	104.10	1,707,240.00	
	SYMRISE AG	28,900	90.72	2,621,808.00	
	UMICORE	44,000	24.37	1,072,280.00	
	WACKER CHEMIE AG	4,100	133.95	549,195.00	
	CRH PLC	166,000	53.18	8,827,880.00	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	33,700	77.40	2,608,380.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	55,000	36.52	2,008,600.00	

ARCELORMITTAL	105,000	24.39	2,560,950.00
VOESTALPINE AG	29,000	27.34	792,860.00
STORA ENSO OYJ-R	119,000	10.59	1,260,210.00
UPM-KYMMENE OYJ	120,000	29.12	3,494,400.00
AIRBUS SE	134,000	128.68	17,243,120.00
DASSAULT AVIATION SA	6,000	170.60	1,023,600.00
MTU AERO ENGINES AG	11,900	203.50	2,421,650.00
RHEINMETALL AG	9,400	249.90	2,349,060.00
SAFRAN SA	77,500	146.22	11,332,050.00
THALES SA	23,500	131.00	3,078,500.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	111,800	60.92	6,810,856.00
KINGSPAN GROUP PLC	33,400	75.34	2,516,356.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	52,598	31.53	1,658,414.94
BOUYGUES	43,000	31.34	1,347,620.00
EIFFAGE SA	18,100	92.36	1,671,716.00
FERROVIAL SE	117,847	29.52	3,478,843.44
VINCI	119,200	102.40	12,206,080.00
LEGRAND SA	59,100	90.90	5,372,190.00
PRYSMIAN SPA	59,000	35.67	2,104,530.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	120,900	158.36	19,145,724.00
SIEMENS ENERGY AG	120,000	13.53	1,624,200.00
SIEMENS AG	169,600	138.12	23,425,152.00
ALSTOM	71,000	25.50	1,810,500.00
CNH INDUSTRIAL NV	221,000	12.20	2,697,305.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	113,000	33.93	3,834,090.00
GEA GROUP AG	34,000	35.96	1,222,640.00
KNORR-BREMSE AG	15,200	64.48	980,096.00
KONE OYJ	76,000	43.57	3,311,320.00
METSO CORPORATION	145,000	10.14	1,471,025.00
RATIONAL AG	1,050	672.50	706,125.00
WARTSILA OYJ	101,000	11.00	1,111,000.00
BRENTAG SE	34,100	72.16	2,460,656.00
IMCD NV	12,600	127.05	1,600,830.00
DHL GROUP	227,000	43.56	9,889,255.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	8.67	1,188,886.00

ADP	6,100	121.70	742,370.00
AENA SME SA	17,200	145.10	2,495,720.00
GETLINK	74,000	15.37	1,137,380.00
CONTINENTAL AG	26,000	66.54	1,730,040.00
MICHELIN (CGDE)	147,000	28.56	4,198,320.00
VALEO SA	45,000	18.05	812,475.00
BAYER MOTOREN WERK	73,700	99.76	7,352,312.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	12,500	92.15	1,151,875.00
DR ING HC F PORSCHE AG	25,500	104.25	2,658,375.00
FERRARI NV	27,900	289.30	8,071,470.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	192,300	68.28	13,130,244.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	35,200	49.92	1,757,184.00
RENAULT SA	40,000	37.26	1,490,400.00
STELLANTIS NV	508,000	16.66	8,467,344.00
VOLKSWAGEN AG	6,300	135.00	850,500.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	46,800	115.10	5,386,680.00
SEB SA	5,400	102.60	554,040.00
ADIDAS AG	36,700	185.08	6,792,436.00
HERMES INTERNATIONAL	7,070	1,927.20	13,625,304.00
KERING SA	16,750	506.70	8,487,225.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	61,820	802.90	49,635,278.00
MONCLER SPA	45,500	64.34	2,927,470.00
PUMA SE	24,100	64.28	1,549,148.00
ACCOR SA	39,000	33.22	1,295,580.00
AMADEUS IT GROUP SA	99,500	63.72	6,340,140.00
DELIVERY HERO SE	38,000	37.75	1,434,690.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	39,900	160.50	6,403,950.00
JUST EAT TAKEAWAY.COM NV	43,000	13.55	582,994.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	32.84	788,160.00
SODEXO	20,400	95.76	1,953,504.00
D'IETEREN GROUP	4,300	153.90	661,770.00
PROSUS NV	178,200	63.82	11,372,724.00
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	243,000	33.89	8,235,270.00
ZALANDO SE	50,000	27.44	1,372,000.00

CARREFOUR SUPERMARCHE	130,000	18.07	2,349,100.00
HELLOFRESH SE	41,000	25.33	1,038,530.00
JERONIMO MARTINS	64,000	24.18	1,547,520.00
KESKO OYJ-B SHS	58,000	17.37	1,007,750.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	221,000	30.38	6,713,980.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	197,000	50.73	9,993,810.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	123,000	11.90	1,463,700.00
HEINEKEN HOLDING NV	25,100	75.10	1,885,010.00
HEINEKEN NV	56,800	90.34	5,131,312.00
PERNOD RICARD SA	45,800	195.80	8,967,640.00
REMY COINTREAU	4,900	148.95	729,855.00
DANONE	143,900	53.73	7,731,747.00
JDE PEET'S BV	31,000	27.04	838,240.00
KERRY GROUP PLC-A	36,800	86.16	3,170,688.00
HENKEL AG & CO KGAA	22,900	64.70	1,481,630.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	38,300	72.02	2,758,366.00
BEIERSDORF AG	23,000	120.15	2,763,450.00
LOREAL-ORD	54,200	407.75	22,100,050.00
BIOMERIEUX	8,800	92.96	818,048.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	8,600	91.92	790,512.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	90.28	541,680.00
ESSILORLUXOTTICA	65,000	174.90	11,368,500.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	205,798	19.75	4,064,510.50
SIEMENS HEALTHINEERS AG	61,400	46.50	2,855,100.00
AMPLIFON SPA	30,000	30.34	910,200.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	45,000	45.41	2,043,450.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	92,000	29.78	2,739,760.00
ARGENX SE	12,500	459.30	5,741,250.00
GRIFOLS SA	63,000	13.49	849,870.00
BAYER AG-REG	219,500	51.00	11,194,500.00
IPSEN	9,000	121.40	1,092,600.00
MERCK KGAA	28,400	160.15	4,548,260.00
ORION OYJ	24,200	34.76	841,192.00
RECORDATI SPA	24,000	45.36	1,088,640.00
SANOFI	255,200	96.33	24,583,416.00

UCB SA	29,100	81.50	2,371,650.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	94,000	13.57	1,275,580.00
AIB GROUP PLC	320,000	4.30	1,376,000.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,338,000	7.09	9,486,420.00
BANCO SANTANDER SA	3,660,000	3.55	13,016,790.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	243,000	9.60	2,333,772.00
BNP PARIBAS	251,400	58.48	14,701,872.00
CAIXABANK	920,000	3.77	3,468,400.00
COMMERZBANK AG	236,000	10.11	2,387,140.00
CREDIT AGRICOLE SA	265,000	11.43	3,030,010.00
ERSTE GROUP BANK AG	76,000	33.75	2,565,000.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	139,000	13.00	1,807,695.00
ING GROEP NV	815,000	12.97	10,570,550.00
INTESA SANPAOLO	3,620,000	2.42	8,792,980.00
KBC GROEP NV	55,600	63.34	3,521,704.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	11.76	1,458,240.00
SOCIETE GENERALE	162,000	25.41	4,116,420.00
UNICREDIT SPA	412,000	21.87	9,012,500.00
ADYEN NV	4,780	1,472.40	7,038,072.00
EDENRED	56,900	58.08	3,304,752.00
EURAZEO SE	10,700	54.35	581,545.00
EXOR NV	24,300	81.46	1,979,478.00
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	73.40	1,570,760.00
NEXI SPA	130,000	6.89	895,700.00
SOFINA SA	3,700	203.00	751,100.00
WENDEL	6,000	85.65	513,900.00
WORLDLINE SA	54,000	31.88	1,721,520.00
AEGON NV	360,000	4.96	1,788,840.00
AGEAS	36,000	37.21	1,339,560.00
ALLIANZ SE-REG	89,900	221.75	19,935,325.00
ASSICURAZIONI GENERALI	226,000	18.55	4,192,300.00
AXA SA	408,000	27.41	11,183,280.00
HANNOVER RUECK SE	14,000	198.05	2,772,700.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	31,300	353.40	11,061,420.00

NN GROUP NV	56,000	34.58	1,936,480.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	10.04	1,204,800.00
SAMPO OYJ-A SHS	106,000	40.07	4,247,420.00
TALANX AG	14,000	59.75	836,500.00
BECHTLE AG	20,000	43.95	879,000.00
CAPGEMINI SA	37,600	160.95	6,051,720.00
DASSAULT SYSTEMES SE	147,000	36.96	5,433,855.00
NEMETSCHEK SE	14,200	62.76	891,192.00
SAP SE	233,800	127.12	29,720,656.00
NOKIA OYJ	1,220,000	3.47	4,233,400.00
ASM INTERNATIONAL NV	10,300	430.20	4,431,060.00
ASML HOLDING NV	90,260	602.00	54,336,520.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	294,000	32.91	9,675,540.00
STMICROELECTRONICS NV	151,000	43.11	6,510,365.00
CELLNEX TELECOM SA	126,000	35.26	4,442,760.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	721,000	19.02	13,713,420.00
ELISA OYJ	31,700	46.13	1,462,321.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	11.27	811,440.00
KONINKLIJKE KPN NV	730,000	3.23	2,360,090.00
ORANGE SA	408,000	10.22	4,171,392.00
TELECOM ITALIA SPA	1,930,000	0.27	538,663.00
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	210,000	1.70	358,365.00
TELEFONICA SA	1,140,000	3.60	4,104,000.00
ACCIONA S. A.	5,800	127.75	740,950.00
ELIA GROUP SA/NV	6,626	100.70	667,238.20
ENDESA S. A.	75,000	18.79	1,409,625.00
ENEL SPA	1,843,000	5.95	10,971,379.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	628,000	4.15	2,606,200.00
FORTUM OYJ	100,000	11.79	1,179,000.00
IBERDROLA SA	1,335,502	10.71	14,303,226.42
REDEIA CORP SA	89,000	14.73	1,310,970.00
TERNA SPA	301,000	7.26	2,185,862.00
VERBUND AG	14,500	75.50	1,094,750.00
ENAGAS SA	60,000	15.45	927,000.00
NATURGY ENERGY GROUP SA	32,000	26.24	839,680.00

SNAM SPA	460,000	4.55	2,095,300.00
E.ON SE	505,000	11.01	5,562,575.00
ENGIE	411,000	14.50	5,961,144.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	148,000	27.91	4,130,680.00
AMUNDI SA	12,800	52.85	676,480.00
DEUTSCHE BANK AG-REG	433,000	9.86	4,272,411.00
DEUTSCHE BOERSE AG	42,600	167.40	7,131,240.00
EURONEXT NV	18,000	66.50	1,197,000.00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	14,000	26.18	366,520.00
EDP RENOVAVEIS SA	66,880	16.71	1,117,899.20
RWE AG	143,000	38.88	5,559,840.00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	30,600	55.74	1,705,644.00
QIAGEN N.V.	52,000	39.65	2,061,800.00
SARTORIUS AG-VORZUG	5,600	369.80	2,070,880.00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	6,000	260.80	1,564,800.00
BUREAU VERITAS SA	68,000	24.99	1,699,320.00
RANDSTAD NV	25,500	53.52	1,364,760.00
TELEPERFORMANCE	13,300	115.95	1,542,135.00
WOLTERS KLUWER	58,700	111.20	6,527,440.00
PUBLICIS GROUPE	49,800	70.94	3,532,812.00
VIVENDI SE	164,000	8.05	1,321,512.00
BOLLORE SE	202,000	5.31	1,072,620.00
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	187,000	23.32	4,360,840.00
SCOUT24 SE	17,900	61.86	1,107,294.00
LEG IMMOBILIEN SE	17,000	61.50	1,045,500.00
VONOVIA SE	158,000	20.40	3,223,200.00
小計 銘柄数：221			1,048,270,719.70 (166,895,181,283)
組入時価比率：9.6%			9.9%
英ポンド			
BP PLC	3,946,000	4.72	18,662,607.00
SHELL PLC-NEW	1,533,000	23.57	36,132,810.00
CRODA INTERNATIONAL PLC	31,100	53.22	1,655,142.00
JOHNSON MATTHEY PLC	40,000	16.36	654,400.00
ANGLO AMERICAN PLC	289,000	20.26	5,856,585.00
ANTOFAGASTA PLC	89,000	14.20	1,263,800.00

ENDEAVOUR MINING PLC	41,000	16.00	656,000.00
GLENCORE PLC	2,400,000	4.19	10,068,000.00
RIO TINTO PLC-REG	252,900	45.59	11,529,711.00
MONDI PLC	113,000	12.78	1,444,705.00
BAE SYSTEMS PLC	693,000	10.02	6,947,325.00
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1,850,000	2.04	3,777,700.00
DCC PLC	21,200	44.11	935,132.00
SMITHS GROUP PLC	80,000	15.98	1,278,400.00
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	17,000	102.80	1,747,600.00
ASHTED GROUP PLC	97,900	55.40	5,423,660.00
BUNZLE	77,000	27.52	2,119,040.00
RENTOKIL INTIAL PLC	554,000	5.96	3,306,272.00
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	207,000	4.41	913,284.00
PERSIMMON PLC	77,000	10.58	815,045.00
TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.15	970,620.00
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	41.88	1,017,684.00
BURBERRY GROUP PLC	82,000	22.06	1,808,920.00
COMPASS GROUP PLC	390,000	19.83	7,733,700.00
ENTAIN PLC	150,000	12.33	1,850,250.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	38,200	59.36	2,267,552.00
WHITBREAD PLC	46,000	34.89	1,604,940.00
NEXT PLC	28,600	69.00	1,973,400.00
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.53	937,265.00
KINGFISHER PLC	450,000	2.33	1,049,400.00
OCADO GROUP PLC	122,000	8.12	991,128.00
SAINSBURY	340,000	2.66	904,400.00
TESCO PLC	1,680,000	2.49	4,196,640.00
COCA-COLA HBC AG-DI	46,000	23.17	1,065,820.00
DIAGEO PLC	505,000	33.08	16,707,925.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	79,000	19.91	1,572,890.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	477,000	24.84	11,851,065.00
IMPERIAL BRANDS PLC	196,000	17.77	3,482,920.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	159,000	56.78	9,028,020.00
HALEON PLC	1,140,000	3.25	3,713,550.00
UNILEVER PLC	565,300	40.36	22,818,334.50

SMITH & NEPHEW PLC	198,000	10.73	2,124,540.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	346,980	108.78	37,744,484.40
GSK PLC	911,000	13.70	12,486,166.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	21.28	787,360.00
BARCLAYS PLC	3,430,000	1.45	4,973,500.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,473,000	5.89	26,381,754.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	14,700,000	0.42	6,187,230.00
NATWEST GROUP PLC	1,310,000	2.26	2,965,840.00
STANDARD CHARTERED PLC	534,000	7.28	3,890,724.00
M&G PLC	500,000	1.88	942,250.00
WISE PLC - A	137,000	7.02	962,288.00
ADMIRAL GROUP PLC	51,000	23.58	1,202,580.00
AVIVA PLC	610,000	3.83	2,337,520.00
LEGAL & GENERAL	1,340,000	2.22	2,974,800.00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.18	880,940.00
PRUDENTIAL PLC	617,000	9.80	6,047,834.00
SAGE GROUP PLC (THE)	239,000	9.51	2,273,846.00
HALMA PLC	83,000	21.03	1,745,490.00
BT GROUP PLC	1,510,000	1.12	1,699,505.00
VODAFONE GROUP PLC	5,120,000	0.70	3,621,888.00
SSE PLC	242,000	15.98	3,868,370.00
CENTRICA PLC	1,270,000	1.43	1,819,910.00
NATIONAL GRID PLC	819,000	9.55	7,828,002.00
SEVERN TRENT PLC	59,000	23.40	1,380,600.00
UNITED UTILITIES GROUP PLC	151,000	9.26	1,398,562.00
3I GROUP PLC	223,000	19.40	4,326,200.00
ABRDN PLC	440,000	1.73	765,380.00
HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	7.72	633,532.00
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	91,200	81.58	7,440,096.00
SCHRODERS PLC	189,176	4.19	794,160.84
ST JAMES S PLACE PLC	118,000	8.83	1,041,940.00
PEARSON	143,000	8.20	1,173,744.00
EXPERIAN PLC	205,000	27.66	5,670,300.00
INTERTEK GROUP PLC	35,000	41.36	1,447,600.00

	RELX PLC	428,000	25.15	10,764,200.00
	INFORMA PLC	311,000	7.16	2,229,248.00
	WPP PLC	235,000	7.49	1,761,560.00
	AUTO TRADER GROUP PLC	195,000	6.12	1,194,180.00
小計	銘柄数：80			390,501,765.74 (72,773,909,063)
	組入時価比率：4.2%			4.3%
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	13.75	728,750.00
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	668.00	1,088,840.00
	GIVAUDAN-REG	2,110	2,815.00	5,939,650.00
	SIKA AG-REG	32,700	257.40	8,416,980.00
	HOLCIM LTD	126,100	60.02	7,568,522.00
	SIG GROUP AG	66,000	22.44	1,481,040.00
	GEBERIT AG-REG	7,500	467.70	3,507,750.00
	ABB LTD	351,000	33.41	11,726,910.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	4,900	190.10	931,490.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	9,300	200.20	1,861,860.00
	VAT GROUP AG	6,000	350.10	2,100,600.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	12,400	274.60	3,405,040.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	117,100	126.25	14,783,875.00
	THE SWATCH GROUP AG-B	6,200	248.50	1,540,700.00
	THE SWATCH GROUP AG-REG	10,500	47.05	494,025.00
	DUFREY AG-REG	22,000	42.00	924,000.00
	BARRY CALLEBAUT AG	810	1,575.00	1,275,750.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	227	10,510.00	2,385,770.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	24	104,200.00	2,500,800.00
	NESTLE SA-REG	615,700	104.22	64,168,254.00
	ALCON INC	111,200	71.34	7,933,008.00
	SONOVA HOLDING AG-REG	11,600	235.80	2,735,280.00
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	25,400	134.00	3,403,600.00
	NOVARTIS AG-REG	458,900	90.09	41,342,301.00
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	157,300	260.60	40,992,380.00
	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	7,400	280.00	2,072,000.00
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	96.85	629,525.00
	BALOISE HOLDING AG	9,900	135.60	1,342,440.00

	HELVETIA HOLDING AG-REG	8,300	132.40	1,098,920.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	6,800	544.80	3,704,640.00	
	SWISS RE LTD	67,200	84.40	5,671,680.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	34,000	410.90	13,970,600.00	
	TEMENOS AG-REG	13,700	69.50	952,150.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	37,600	59.32	2,230,432.00	
	SWISSCOM AG-REG	5,690	532.40	3,029,356.00	
	BKW AG	4,600	154.90	712,540.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	49,600	60.06	2,978,976.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,040	939.60	4,735,584.00	
	UBS GROUP AG	732,000	20.80	15,225,600.00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	81.65	645,035.00	
	LONZA AG-REG	16,900	479.80	8,108,620.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	33,000	36.89	1,217,370.00	
	SGS SA-REG	32,500	82.16	2,670,200.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	17,500	83.35	1,458,625.00	
小計	銘柄数 : 44			305,691,468.00	
				(50,839,548,043)	
	組入時価比率 : 2.9%			3.0%	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	59,000	281.30	16,596,700.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	19,000	383.60	7,288,400.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	137,000	135.50	18,563,500.00	
	SAAB AB-B	18,000	554.80	9,986,400.00	
	ASSA ABLOY AB-B	226,000	244.40	55,234,400.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	338,000	84.50	28,561,000.00	
	SKANSKA AB-B SHS	77,000	161.15	12,408,550.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	203.50	6,715,500.00	
	LIFCO AB-B SHS	52,000	206.20	10,722,400.00	
	ALFA LAVAL AB	63,000	382.00	24,066,000.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	598,000	143.40	85,753,200.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	352,000	125.05	44,017,600.00	
	EPIROC AB - A	151,000	203.60	30,743,600.00	
	EPIROC AB - B	89,000	174.10	15,494,900.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	95.70	8,995,800.00	
	INDUTRADE AB	64,000	211.90	13,561,600.00	

SANDVIK AB	239,000	204.50	48,875,500.00	
SKF AB-B SHARES	76,000	182.90	13,900,400.00	
VOLVO AB-A SHS	40,000	231.80	9,272,000.00	
VOLVO AB-B SHS	344,000	226.40	77,881,600.00	
BEIJER REF AB	94,000	130.40	12,257,600.00	
SECURITAS AB-B SHS	110,857	87.40	9,688,901.80	
VOLVO CAR AB-B	120,000	47.76	5,731,200.00	
EVOLUTION AB	40,600	1,203.80	48,874,280.00	
HENNES&MAURITZ AB-B	141,000	169.50	23,899,500.00	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	141,000	259.10	36,533,100.00	
GETINGE AB-B SHS	53,000	184.80	9,794,400.00	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,000	210.40	7,574,400.00	
NORDEA BANK ABP	725,000	119.76	86,826,000.00	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	367,000	126.65	46,480,550.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	320,000	92.76	29,683,200.00	
SWEDBANK AB	197,000	194.00	38,218,000.00	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	284.90	8,831,900.00	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	32,000	283.70	9,078,400.00	
INVESTOR AB-A SHS	97,000	205.80	19,962,600.00	
INVESTOR AB-B SHS	387,000	208.15	80,554,050.00	
KINNEVIK AB - B	56,000	124.35	6,963,600.00	
LUNDBERGS AB-B SHS	15,500	448.80	6,956,400.00	
ERICSSON LM-B	658,000	52.68	34,663,440.00	
HEXAGON AB-B SHS	472,000	102.05	48,167,600.00	
TELIA CO AB	580,000	21.31	12,359,800.00	
TELE 2 AB-B SHS	116,000	76.88	8,918,080.00	
EQT AB	81,000	232.00	18,792,000.00	
EMBRACER GROUP AB	134,000	26.20	3,511,470.00	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	141,000	50.06	7,058,460.00	
SAGAX AB-B	40,000	236.70	9,468,000.00	
小計	銘柄数 : 46		1,169,485,981.80	
			(15,647,722,436)	
	組入時価比率 : 0.9%		0.9%	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	72,000	285.50	20,556,000.00
	EQUINOR ASA	212,000	320.00	67,840,000.00

	YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	393.90	14,574,300.00	
	NORSK HYDRO	291,000	61.98	18,036,180.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	439.80	9,235,800.00	
	MOWI ASA	96,000	184.70	17,731,200.00	
	ORKLA ASA	180,000	80.58	14,504,400.00	
	SALMAR ASA	16,000	485.10	7,761,600.00	
	DNB BANK ASA	205,000	211.00	43,255,000.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	40,000	158.30	6,332,000.00	
	TELENOR ASA	165,000	109.05	17,993,250.00	
	ADEVINTA ASA	63,000	76.40	4,813,200.00	
小計	銘柄数 : 12			242,632,930.00	
				(3,343,481,775)	
	組入時価比率 : 0.2%			0.2%	
デンマーク ローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23,500	471.60	11,082,600.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	44,500	311.80	13,875,100.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	1,700	1,756.00	2,985,200.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	227,000	164.56	37,355,120.00	
	DSV A/S	41,700	1,314.00	54,793,800.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	13,190.00	9,496,800.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,090	13,490.00	14,704,100.00	
	PANDORA A/S	20,000	700.80	14,016,000.00	
	CARLSBERG B	21,800	1,001.00	21,821,800.00	
	COLOPLAST-B	27,500	823.40	22,643,500.00	
	DEMANT A/S	20,100	270.00	5,427,000.00	
	GENMAB A/S	15,000	2,517.00	37,755,000.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	370,600	1,267.60	469,772,560.00	
	DANSKE BANK AS	155,000	160.60	24,893,000.00	
	TRYG A/S	83,000	128.50	10,665,500.00	
	ORSTED A/S	43,300	544.80	23,589,840.00	
小計	銘柄数 : 16			774,876,920.00	
				(16,551,371,011)	
	組入時価比率 : 0.9%			1.0%	
豪ドル	AMPOL LTD	49,000	32.29	1,582,210.00	
	SANTOS LTD.	760,000	7.84	5,958,400.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	421,000	38.29	16,120,090.00	

ORICA LTD	99,000	15.29	1,513,710.00
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	101,000	46.08	4,654,080.00
BHP GROUP LIMITED	1,134,000	43.11	48,886,740.00
BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	20.85	2,168,400.00
FORTESCUE METALS GROUP LTD	387,000	20.19	7,813,530.00
IGO LTD	150,000	12.58	1,887,000.00
MINERAL RESOURCES LTD	37,500	63.28	2,373,000.00
NEWCREST MINING	203,000	25.28	5,131,840.00
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	257,000	10.55	2,711,350.00
PILBARA MINERALS LTD	630,000	4.75	2,992,500.00
RIO TINTO LTD	81,900	103.65	8,488,935.00
SOUTH32 LTD	1,010,000	3.71	3,747,100.00
REECE LTD	49,000	20.22	990,780.00
BRAMBLES LTD	318,000	14.14	4,496,520.00
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	6.34	1,394,800.00
AURIZON HOLDINGS LTD	380,000	3.67	1,394,600.00
TRANSURBAN GROUP	686,000	13.86	9,507,960.00
ARISTOCRAT LEISURE LTD	134,000	40.86	5,475,240.00
LOTTERY CORP LTD/THE	480,000	5.26	2,524,800.00
WESFARMERS LIMITED	256,000	50.33	12,884,480.00
COLES GROUP LTD	293,000	17.88	5,238,840.00
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	330,000	5.75	1,897,500.00
WOOLWORTHS GROUP LTD	271,000	38.33	10,387,430.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	156,000	11.70	1,825,200.00
COCHLEAR LTD	15,400	246.20	3,791,480.00
RAMSAY HEALTH CARE LTD	41,000	55.83	2,289,030.00
SONIC HEALTHCARE LTD	99,000	33.97	3,363,030.00
CSL LIMITED	107,400	271.59	29,168,766.00
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	670,000	24.82	16,629,400.00
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	378,000	99.79	37,720,620.00
NATIONAL AUSTRALIA BANK	698,000	28.40	19,823,200.00
WESTPAC BANKING CORP	783,000	21.78	17,053,740.00
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	32.18	1,834,260.00
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	540,000	5.88	3,175,200.00
MEDIBANK PRIVATE LTD	590,000	3.44	2,029,600.00

	QBE INSURANCE	332,000	15.23	5,056,360.00	
	SUNCORP GROUP LTD	291,000	13.32	3,876,120.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	39,000	84.40	3,291,600.00	
	XERO LIMITED	31,500	116.03	3,654,945.00	
	TELSTRA GROUP LTD	920,000	4.25	3,910,000.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	370,000	8.36	3,093,200.00	
	APA GROUP	257,000	9.41	2,418,370.00	
	ASX LTD	41,500	61.64	2,558,060.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	81,400	173.19	14,097,666.00	
	IDP EDUCATION LTD	62,000	22.26	1,380,120.00	
	COMPUTERSHARE LTD	125,000	24.10	3,012,500.00	
	REA GROUP LTD	12,500	159.13	1,989,125.00	
	SEEK LTD	70,000	23.52	1,646,400.00	
小計	銘柄数：51			360,909,827.00	
				(33,853,341,772)	
	組入時価比率：1.9%			2.0%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	270,000	8.33	2,249,100.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	127,000	23.15	2,940,050.00	
	EBOS GROUP LTD	35,000	35.78	1,252,300.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	5.16	2,218,800.00	
	MERCURY NZ LTD	137,000	6.57	900,090.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	5.50	1,650,000.00	
小計	銘柄数：6			11,210,340.00	
				(972,048,581)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	430,000	11.34	4,876,200.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	584,040	42.00	24,529,680.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	304,000	81.70	24,836,800.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	280,000	14.84	4,155,200.00	
	MTR CORP	340,000	33.75	11,475,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	493,000	52.70	25,981,100.00	
	SANDS CHINA LTD	564,000	27.50	15,510,000.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	410,000	16.92	6,937,200.00	
	WH GROUP LIMITED	1,759,806	3.94	6,933,635.64	

	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	840,000	21.95	18,438,000.00	
	HANG SENG BANK	172,000	103.10	17,733,200.00	
	AIA GROUP LTD	2,607,000	69.85	182,098,950.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	9.02	7,663,392.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	134,000	39.70	5,319,800.00	
	CLP HLDGS	366,000	61.10	22,362,600.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	310,000	39.85	12,353,500.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	2,630,383	6.00	15,782,298.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	269,000	299.60	80,592,400.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	441,040	42.50	18,744,200.00	
	ESR GROUP LTD	440,000	11.96	5,262,400.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	460,000	10.42	4,793,200.00	
	HENDERSON LAND	310,443	21.50	6,674,524.50	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	309,916	17.22	5,336,753.52	
	SINO LAND CO. LTD	890,000	8.94	7,956,600.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	322,000	89.55	28,835,100.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	63.00	6,552,000.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	230,000	17.50	4,025,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	32.55	12,466,650.00	
小計	銘柄数：28			588,225,383.66	
				(11,005,696,928)	
	組入時価比率：0.6%			0.7%	
シンガポール	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	3.86	1,466,800.00	
ドル	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	21,000	33.07	694,470.00	
	KEPPEL CORP.	313,000	6.90	2,159,700.00	
	SEATRUM LTD	10,173,615	0.13	1,363,264.41	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	320,000	7.15	2,288,000.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.93	1,311,300.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	440,000	3.58	1,575,200.00	
	DBS GROUP HLDGS	402,000	33.10	13,306,200.00	
	OCBC-ORD	761,000	12.37	9,413,570.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	287,000	28.28	8,116,360.00	
	VENTURE CORP LTD	58,000	13.55	785,900.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	1,890,000	2.37	4,479,300.00	

		SINGAPORE EXCHANGE LTD	199,000	9.67	1,924,330.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	3.12	1,872,000.00	
		CITY DEVELOPMENTS LTD	100,000	6.70	670,000.00	
		UOL GROUP LIMITED	87,000	6.55	569,850.00	
	小計	銘柄数：16			51,996,244.41	
		組入時価比率：0.3%			(5,596,875,748)	0.3%
	新シケル	ICL GROUP LTD	157,000	23.20	3,642,400.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	5,900	776.90	4,583,710.00	
		BANK HAPOALIM BM	291,000	32.36	9,416,760.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	337,000	29.11	9,810,070.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	19.07	5,339,600.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	33,000	129.60	4,276,800.00	
		NICE LTD	14,800	809.40	11,979,120.00	
		TOWER SEMICONDUCTOR LTD	26,000	116.00	3,016,000.00	
		AZRIELI GROUP	8,600	201.60	1,733,760.00	
	小計	銘柄数：9			53,798,220.00	
		組入時価比率：0.1%			(2,090,082,366)	0.1%
	合計				1,688,969,973.394	(1,688,969,973,394)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	37,500	4,377,375.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	75,000	2,651,250.00	
		AMERICAN TOWER CORP	104,600	18,617,754.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	116,000	2,223,720.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	32,000	5,758,080.00	
		BOSTON PROPERTIES	33,600	2,145,696.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	24,700	2,616,718.00	
		CROWN CASTLE INC	96,800	9,665,480.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	64,400	7,802,060.00	

	EQUINIX INC	21,010	15,836,287.50	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	40,600	2,715,734.00	
	EQUITY RESIDENTIAL	79,100	5,050,535.00	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,300	3,403,686.00	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	47,500	6,081,900.00	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	61,000	2,817,590.00	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	86,000	1,466,300.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	123,000	2,489,520.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	158,000	2,532,740.00	
	INVITATION HOMES INC	136,000	4,633,520.00	
	IRON MOUNTAIN INC	66,000	3,911,820.00	
	KIMCO REALTY CORP	133,000	2,557,590.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	26,800	3,816,588.00	
	PROLOGIS INC	207,712	25,309,707.20	
	PUBLIC STORAGE	35,100	9,784,827.00	
	REALTY INCOME CORP	149,000	8,473,630.00	
	REGENCY CENTERS CORP	35,200	2,187,680.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	24,300	5,357,664.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	73,400	8,485,774.00	
	SUN COMMUNITIES INC	27,000	3,274,560.00	
	UDR INC	73,000	2,788,600.00	
	VENTAS INC	87,000	3,619,200.00	
	VICI PROPERTIES INC	227,000	6,766,870.00	
	WELLTOWER INC	112,100	9,332,325.00	
	WEYERHAEUSER CO	166,000	5,378,400.00	
	WP CAREY INC	49,100	3,146,328.00	
小計	銘柄数：35	2,842,822	207,077,508.70	
			(30,334,784,249)	
	組入時価比率：1.7%		86.5%	
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	1,024,800.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	539,280.00	
小計	銘柄数：2	49,000	1,564,080.00	
			(169,139,611)	
	組入時価比率：0.0%		0.5%	
ユーロ	COVIVIO	11,300	467,368.00	

小計	GECINA SA	9,600	911,040.00	
	KLEPIERRE	49,000	1,169,140.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,300	1,338,246.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	37,000	942,020.00	
	銘柄数：5	134,200	4,827,814.00	(768,636,266)
	組入時価比率：0.0%			2.2%
英ポンド	BRITISH LAND	183,000	579,195.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	152,000	915,648.00	
	SEGRO PLC	265,000	1,920,720.00	
	銘柄数：3	600,000	3,415,563.00	(636,524,320)
	組入時価比率：0.0%			1.8%
豪ドル	DEXUS/AU	252,000	1,955,520.00	
	GOODMAN GROUP	383,000	7,564,250.00	
	GPT GROUP	440,000	1,830,400.00	
	LENDLEASE GROUP	170,000	1,361,700.00	
	MIRVAC GROUP	890,000	2,136,000.00	
	SCENTRE GROUP	1,210,000	3,339,600.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	540,000	2,230,200.00	
	VICINITY CENTRES	800,000	1,516,000.00	
	銘柄数：8	4,685,000	21,933,670.00	(2,057,378,246)
	組入時価比率：0.1%			5.9%
香港ドル	LINK REIT	555,600	21,723,960.00	
	銘柄数：1	555,600	21,723,960.00	(406,455,291)
	組入時価比率：0.0%			1.2%
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	710,040	1,910,007.60	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,160,021	2,204,039.90	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	710,029	1,171,547.85	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	490,000	759,500.00	
	銘柄数：4	3,070,090	6,045,095.35	(650,694,063)

	組入時価比率：0.0%	1.9%
合計		35,023,612,046 (35,023,612,046)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	20,110,574,687	—	19,597,831,949	△512,742,738
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,719,567,879	—	1,730,423,125	10,855,246
米ドル	1,461,495,639	—	1,471,518,965	10,023,326
ユーロ	158,763,780	—	159,138,500	374,720
スイスフラン	99,308,460	—	99,765,660	457,200
合計	—	—	—	△501,887,492

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,917,520,081
コール・ローン	389,980,577
国債証券	761,213,541,808
未収入金	305,477,242
未収利息	5,956,057,383
前払費用	1,314,691,306
その他未収収益	6,826,058
流動資産合計	771,104,094,455
資産合計	771,104,094,455
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,609,277
未払金	29,590,678
未払解約金	620,901,290
未払利息	566
その他未払費用	3,357,859
流動負債合計	655,459,670
負債合計	655,459,670
純資産の部	
元本等	
元本	282,059,559,596
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	488,389,075,189
元本等合計	770,448,634,785
純資産合計	770,448,634,785
負債純資産合計	771,104,094,455

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,7315円
(10,000口当たり純資産額)	(27,315円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	182,105,770,112円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	191,169,912,384円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月18日 至 2023年8月17日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	271,144,260,947円
同期中における追加設定元本額	27,651,004,729円

同期中における一部解約元本額	16,735,706,080 円
期末元本額	282,059,559,596 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	79,504,004 円
バランスセレクト50	83,091,953 円
バランスセレクト70	86,175,092 円
野村外国債券インデックスファンド	259,138,846 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,480,589,945 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	23,219,436,614 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,584,267,971 円
野村資産設計ファンド2015	20,151,932 円
野村資産設計ファンド2020	22,777,459 円
野村資産設計ファンド2025	35,192,113 円
野村資産設計ファンド2030	51,584,576 円
野村資産設計ファンド2035	41,206,526 円
野村資産設計ファンド2040	66,941,435 円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	79,863,101,837 円
のむらップ・ファンド(保守型)	5,812,746,551 円
のむらップ・ファンド(普通型)	29,736,671,388 円
のむらップ・ファンド(積極型)	9,177,686,456 円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	382,037,965 円
野村資産設計ファンド2045	13,372,827 円
野村インデックスファンド・外国債券	1,020,678,659 円
マイ・ロード	7,002,008,610 円
ネクストコア	76,205,006 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	358,900,002 円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	5,758,748,313 円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,001,390,529 円
野村資産設計ファンド2050	12,088,979 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,379,173 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,063,119 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,959,783 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,731,661 円
のむらップ・ファンド(やや保守型)	984,224,124 円
のむらップ・ファンド(やや積極型)	1,541,425,343 円
インデックス・ブレンド(タイプI)	3,594,430 円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,682,887 円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	9,050,932 円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,260,989 円
インデックス・ブレンド(タイプV)	8,327,765 円
野村6資産均等バランス	3,657,197,972 円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	8,007,023,277 円
世界6資産分散ファンド	79,769,126 円
野村資産設計ファンド2060	6,009,824 円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	11,454,601,401 円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	8,629,342,640 円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	5,414,024 円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	897,979,823 円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	172,517,955 円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	907,424,175 円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	307,161,672 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	924,623 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	6,916,671 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	77,013 円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	2,486,610,738 円

野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	2,192,062円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	14,724,363円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	6,773,424円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	158,672,089円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	132,238,316円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,950,471,511円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	59,250,402円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	1,006,624,236円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券 (適格機関投資家専用)	1,933,175,325円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け) (適格機関投資家専用)	5,417,540円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,711,265円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,261,136円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	6,989,715円
野村外国債券パッシブファンド (確定拠出年金向け)	638,650,499円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	5,468,633,816円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,209,372,430円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	6,244,830,194円
野村外国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	24,931,114,998円
マイバランスDC30	2,343,164,212円
マイバランスDC50	1,844,130,707円
マイバランスDC70	1,485,817,536円
野村DC外国債券インデックスファンド	10,218,592,487円
野村DC運用戦略ファンド	3,097,786,223円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	355,548,800円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	447,307,985円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,069,074,834円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	429,347,872円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	28,139,585円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	68,238,398円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	34,966,344円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	26,965,046円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	19,940,855円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	10,711,310円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	384,612,636円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	202,716,589円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	129,169,895円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	164,089,603円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	5,390,282円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	62,744,063円
多資産分散投資ファンド(バランス10) (確定拠出年金向け)	62,533,985円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	285,421,917円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	74,678,383円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	8,400,000.00	8,158,892.28
		US TREASURY BOND	75,500,000.00	77,558,552.80
		US TREASURY BOND	1,000,000.00	1,062,226.50
		US TREASURY BOND	84,200,000.00	87,288,422.32
		US TREASURY BOND	100,000.00	100,681.64
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,537,444.78
		US TREASURY BOND	200,000.00	178,289.06
		US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,171,024.51
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	48,324,500.00
		US TREASURY N/B	22,000,000.00	21,515,445.60
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,211.63
		US TREASURY N/B	14,950,000.00	14,426,307.48
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,875.92
		US TREASURY N/B	15,400,000.00	15,073,504.60
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,840.91
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,542.96
		US TREASURY N/B	35,300,000.00	33,839,737.84
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,730.46
		US TREASURY N/B	300,000.00	289,259.76
		US TREASURY N/B	500,000.00	477,822.25
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	988,535.10
		US TREASURY N/B	8,850,000.00	8,524,520.01
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,197,929.55
		US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,104,314.41
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,287,265.52
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,990.23
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,309,072.20
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,824,259.73
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,380.85
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	6,611,034.50
		US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,559,443.29
		US TREASURY N/B	300,000.00	283,892.55
US TREASURY N/B	100,000.00	98,449.21		
US TREASURY N/B	29,050,000.00	27,713,813.29		
US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,301,350.43		

	US TREASURY N/B	100,000.00	96,416.01
	US TREASURY N/B	300,000.00	282,146.46
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	30,927,339.64
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,080.07
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,830.07
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,041.01
	US TREASURY N/B	49,850,000.00	48,034,173.87
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,341.79
	US TREASURY N/B	16,450,000.00	15,640,671.51
	US TREASURY N/B	16,000,000.00	15,374,374.40
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	962,480.40
	US TREASURY N/B	39,000,000.00	35,807,635.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,210.93
	US TREASURY N/B	19,850,000.00	19,047,081.39
	US TREASURY N/B	200,000.00	183,152.34
	US TREASURY N/B	300,000.00	289,031.25
	US TREASURY N/B	200,000.00	192,148.42
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,263.67
	US TREASURY N/B	36,750,000.00	34,685,682.67
	US TREASURY N/B	40,800,000.00	39,051,654.72
	US TREASURY N/B	35,800,000.00	32,559,817.18
	US TREASURY N/B	48,500,000.00	46,624,412.85
	US TREASURY N/B	200,000.00	181,492.18
	US TREASURY N/B	450,000.00	443,838.82
	US TREASURY N/B	54,500,000.00	52,334,900.30
	US TREASURY N/B	10,200,000.00	9,222,234.12
	US TREASURY N/B	56,500,000.00	53,347,254.80
	US TREASURY N/B	18,500,000.00	18,344,988.50
	US TREASURY N/B	14,450,000.00	13,830,229.38
	US TREASURY N/B	40,200,000.00	36,331,533.90
	US TREASURY N/B	25,020,000.00	23,786,591.56
	US TREASURY N/B	200,000.00	180,390.62
	US TREASURY N/B	18,100,000.00	17,190,757.36
	US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,502,992.09
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,851,406.20

US TREASURY N/B	200,000.00	196,214.84
US TREASURY N/B	100,000.00	94,593.75
US TREASURY N/B	8,500,000.00	7,637,382.60
US TREASURY N/B	200,000.00	199,226.56
US TREASURY N/B	100,000.00	93,902.34
US TREASURY N/B	200,000.00	180,632.80
US TREASURY N/B	100,000.00	94,082.03
US TREASURY N/B	25,300,000.00	22,769,010.77
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,657,476.54
US TREASURY N/B	300,000.00	279,925.77
US TREASURY N/B	100,000.00	89,742.18
US TREASURY N/B	100,000.00	92,568.35
US TREASURY N/B	100,000.00	89,949.21
US TREASURY N/B	7,800,000.00	7,200,527.10
US TREASURY N/B	100,000.00	88,947.26
US TREASURY N/B	35,850,000.00	32,692,116.90
US TREASURY N/B	47,300,000.00	42,916,434.66
US TREASURY N/B	100,000.00	89,017.57
US TREASURY N/B	100,000.00	91,291.01
US TREASURY N/B	100,000.00	89,224.60
US TREASURY N/B	600,000.00	546,433.56
US TREASURY N/B	300,000.00	268,939.44
US TREASURY N/B	64,600,000.00	59,474,894.40
US TREASURY N/B	100,000.00	90,912.10
US TREASURY N/B	21,500,000.00	19,305,486.40
US TREASURY N/B	100,000.00	91,142.57
US TREASURY N/B	100,000.00	89,654.29
US TREASURY N/B	100,000.00	90,181.64
US TREASURY N/B	100,000.00	92,464.84
US TREASURY N/B	100,000.00	88,859.37
US TREASURY N/B	100,000.00	91,220.70
US TREASURY N/B	100,000.00	86,970.70
US TREASURY N/B	100,000.00	93,189.45
US TREASURY N/B	71,200,000.00	61,444,759.84
US TREASURY N/B	350,000.00	328,494.11

	US TREASURY N/B	750,000.00	693,720.67
	US TREASURY N/B	50,200,000.00	43,208,274.52
	US TREASURY N/B	500,000.00	466,630.85
	US TREASURY N/B	10,400,000.00	8,924,702.80
	US TREASURY N/B	300,000.00	286,376.94
	US TREASURY N/B	3,100,000.00	2,638,087.60
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,564.45
	US TREASURY N/B	600,000.00	550,429.68
	US TREASURY N/B	4,900,000.00	4,178,876.80
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,849.60
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,595.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,505.85
	US TREASURY N/B	8,300,000.00	7,037,167.45
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,494.14
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	913,261.70
	US TREASURY N/B	300,000.00	255,105.45
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,564.45
	US TREASURY N/B	500,000.00	424,033.20
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,560.54
	US TREASURY N/B	500,000.00	425,244.10
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,015.62
	US TREASURY N/B	63,100,000.00	54,498,927.34
	US TREASURY N/B	16,500,000.00	14,305,693.05
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,482.42
	US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,358,125.00
	US TREASURY N/B	50,500,000.00	43,576,960.05
	US TREASURY N/B	16,400,000.00	14,120,975.64
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,814.45
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,069,702.05
	US TREASURY N/B	10,100,000.00	8,601,372.10
	US TREASURY N/B	11,800,000.00	10,091,073.26
	US TREASURY N/B	3,300,000.00	2,834,519.49
	US TREASURY N/B	26,200,000.00	24,611,625.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,287.10
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,591.79

US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,917,222.56
US TREASURY N/B	37,350,000.00	34,086,980.74
US TREASURY N/B	18,000,000.00	15,771,445.20
US TREASURY N/B	12,100,000.00	10,876,529.07
US TREASURY N/B	100,000.00	92,255.85
US TREASURY N/B	28,900,000.00	25,930,975.84
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,922,525.22
US TREASURY N/B	8,300,000.00	7,800,540.86
US TREASURY N/B	100,000.00	90,720.70
US TREASURY N/B	300,000.00	257,085.93
US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,225,292.20
US TREASURY N/B	100,000.00	86,042.96
US TREASURY N/B	100,000.00	78,996.09
US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,202,429.30
US TREASURY N/B	50,000,000.00	48,886,715.00
US TREASURY N/B	34,000,000.00	32,516,481.40
US TREASURY N/B	25,700,000.00	24,391,908.55
US TREASURY N/B	86,650,000.00	95,998,720.49
US TREASURY N/B	10,600,000.00	8,306,921.08
US TREASURY N/B	20,100,000.00	15,635,601.06
US TREASURY N/B	82,500,000.00	88,052,629.50
US TREASURY N/B	100,000.00	80,203.12
US TREASURY N/B	100,000.00	82,679.68
US TREASURY N/B	100,000.00	79,683.59
US TREASURY N/B	150,000.00	119,923.81
US TREASURY N/B	500,000.00	414,570.30
US TREASURY N/B	66,000,000.00	59,201,478.60
US TREASURY N/B	24,100,000.00	21,344,502.40
US TREASURY N/B	87,650,000.00	86,489,321.17
US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,043,554.50
US TREASURY N/B	100,000.00	102,896.48
US TREASURY N/B	150,000.00	161,458.00
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,563,505.75
US TREASURY N/B	100,000.00	90,291.01
US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,083,628.81

US TREASURY N/B	100,000.00	101,230.46
US TREASURY N/B	100,000.00	99,625.00
US TREASURY N/B	100,000.00	102,587.89
US TREASURY N/B	100,000.00	99,375.00
US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,056,203.04
US TREASURY N/B	100,000.00	93,144.53
US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,456,476.46
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,366,941.38
US TREASURY N/B	24,100,000.00	15,030,020.43
US TREASURY N/B	100,000.00	103,726.56
US TREASURY N/B	200,000.00	135,796.86
US TREASURY N/B	100,000.00	98,867.18
US TREASURY N/B	5,600,000.00	4,037,577.60
US TREASURY N/B	34,300,000.00	31,125,908.87
US TREASURY N/B	13,300,000.00	8,739,294.34
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,156,995.98
US TREASURY N/B	9,300,000.00	6,368,865.06
US TREASURY N/B	100,000.00	82,308.59
US TREASURY N/B	600,000.00	436,957.02
US TREASURY N/B	100,000.00	80,371.09
US TREASURY N/B	500,000.00	418,183.55
US TREASURY N/B	200,000.00	153,960.92
US TREASURY N/B	100,000.00	85,048.82
US TREASURY N/B	100,000.00	76,810.54
US TREASURY N/B	1,000,000.00	930,937.50
US TREASURY N/B	290,000.00	236,049.79
US TREASURY N/B	800,000.00	730,187.44
US TREASURY N/B	100,000.00	87,648.43
US TREASURY N/B	100,000.00	87,369.14
US TREASURY N/B	7,600,000.00	6,378,359.28
US TREASURY N/B	39,450,000.00	31,755,707.50
US TREASURY N/B	36,600,000.00	28,771,743.12
US TREASURY N/B	47,200,000.00	33,838,340.80
US TREASURY N/B	22,900,000.00	17,933,562.50
US TREASURY N/B	17,500,000.00	13,376,562.50

	US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,496,874.88	
	US TREASURY N/B	49,700,000.00	35,257,875.80	
	US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,912,152.01	
	US TREASURY N/B	36,500,000.00	24,504,899.15	
	US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,502,811.52	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,551,679.60	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,550,312.40	
	US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,420,190.48	
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,648,464.45	
	US TREASURY N/B	100,000.00	77,347.65	
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,158.20	
	US TREASURY N/B	500,000.00	386,503.90	
	US TREASURY N/B	200,000.00	165,703.12	
	US TREASURY N/B	100,000.00	77,363.28	
	US TREASURY N/B	100,000.00	75,529.29	
	US TREASURY N/B	250,000.00	165,273.42	
	US TREASURY N/B	300,000.00	203,894.52	
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,304,419.83	
	US TREASURY N/B	69,800,000.00	35,268,083.32	
	US TREASURY N/B	102,200,000.00	53,427,441.48	
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	18,248,358.56	
	US TREASURY N/B	25,800,000.00	15,421,544.94	
	US TREASURY N/B	150,000.00	101,197.26	
	US TREASURY N/B	600,000.00	369,375.00	
	US TREASURY N/B	100,000.00	59,531.25	
	US TREASURY N/B	100,000.00	65,449.21	
	US TREASURY N/B	100,000.00	75,384.76	
	US TREASURY N/B	200,000.00	154,835.92	
小計	銘柄数：238	2,870,110,000.00	2,528,537,358.44	
			(370,405,437,637)	
	組入時価比率：48.1%		48.6%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,150,000.00	1,121,611.44	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,571,329.44	
	CANADIAN GOVERNMENT	34,500,000.00	32,642,689.05	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,647.82	

	CANADIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,668,196.91	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,500,000.00	4,304,642.85	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	1,927,829.19	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,351,624.54	
	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	314,194.19	
	CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	625,316.70	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	277,311.81	
	CANADIAN GOVERNMENT	13,150,000.00	11,892,063.11	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,422,488.24	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	178,245.84	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,150,000.00	2,034,818.69	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	779,528.56	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	228,704.82	
	CANADIAN GOVERNMENT	15,430,000.00	16,900,841.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	91,736.88	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	273,430.17	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,450,000.00	5,452,155.97	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,950,000.00	5,017,067.37	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	83,602.04	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	86,540.44	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	809,596.71	
	CANADIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	19,575,515.05	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,040,000.00	5,687,901.57	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	103,308.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,118,470.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	511,346.04	
	CANADIAN GOVERNMENT	15,600,000.00	11,126,618.88	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	65,918.75	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,700,000.00	2,198,445.84	
小計	銘柄数：33	148,470,000.00	141,537,738.51	
			(15,305,891,042)	
	組入時価比率：2.0%		2.0%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	40,500,000.00	39,264,717.60	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	51,500,000.00	51,167,814.70	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	94,000,000.00	87,017,210.00	

	MEX BONOS DESARR FIX RT	118,000,000.00	107,441,796.60	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,565,120.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	35,000,000.00	30,728,250.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	137,800,000.00	129,344,592.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	77,300,000.00	75,143,330.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	106,600,000.00	98,502,664.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	362,244.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	45,300,000.00	48,440,649.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	76,600,000.00	72,297,378.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	59,302,969.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	97,476,900.00	
小計	銘柄数：14	966,700,000.00	902,055,634.90	
			(7,705,449,438)	
	組入時価比率：1.0%		1.0%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	9,400,000.00	9,094,500.00	
	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	574,131.90	
	BELGIUM KINGDOM	9,600,000.00	9,920,592.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,383.28	
	BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	3,680,488.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	90,284.36	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	88,892.22	
	BELGIUM KINGDOM	11,400,000.00	9,729,318.60	
	BELGIUM KINGDOM	7,500,000.00	7,950,052.50	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	83,970.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,800,000.00	2,181,166.40	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	81,220.20	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	603,000.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,462,259.60	
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	3,672,820.80	
	BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	3,788,430.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	2,279,598.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,050,000.00	2,819,572.50	
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	2,653,156.80	
	BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,532,872.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	12,230,000.00	13,530,782.80	

BELGIUM KINGDOM GOVT	11,500,000.00	13,224,229.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,100.30	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,016.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	26,300,000.00	24,755,532.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,950,000.00	4,042,627.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,542.95	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,200.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,455.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	33,650,000.00	33,136,097.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	20,050,000.00	21,455,083.95	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,978.10	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,255.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,730.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,725.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,750.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	86,425.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,807.23	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,195.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	37,750,000.00	40,890,800.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,300.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	429,950.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,200,000.00	2,002,693.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,004.82	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,100,000.00	2,978,170.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,150.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	81,778.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	67,545.70	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,600,000.00	4,539,459.86	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,400,000.00	3,767,642.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,200,000.00	12,171,768.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	911,762.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,000,000.00	14,983,917.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	82,535.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	78,342.10	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	15,400,000.00	13,159,768.16	

	BUNDESOBLIGATION	100,000.00	96,212.00	
	BUNDESOBLIGATION	200,000.00	185,390.00	
	BUNDESOBLIGATION	150,000.00	137,476.50	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,813.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,107.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,016.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,236.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,028.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,812.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	38,600,000.00	43,832,230.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,865.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	112,163.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,026.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	10,700,000.00	11,729,340.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	89,031.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,572,336.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	88,093.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,054.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,050,000.00	24,315,437.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,900,000.00	40,422,360.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000.00	21,263,541.80	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,700,000.00	19,008,925.30	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34,500,000.00	27,155,640.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,700,000.00	9,132,567.29	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,800,000.00	8,590,637.20	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,730,000.00	7,185,587.35	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,026.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,090.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	74,129.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,100,000.00	4,244,786.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,400,000.00	13,313,520.00	
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	7,800,000.00	7,690,254.00	
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	18,800,000.00	18,592,260.00	
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	7,250,000.00	7,205,775.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,971.00	

BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,266.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,536.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,300.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	33,100,000.00	33,721,287.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	19,300,000.00	19,192,499.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,760.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,220.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,739.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,233.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	38,600,000.00	38,511,220.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	146,415.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,420.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	350,000.00	348,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,615.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	37,350,000.00	38,097,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	14,300,000.00	14,337,180.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	756,320.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,730.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000.00	7,030,100.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	663,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,400,000.00	6,755,460.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	189,680.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	187,960.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	166,230.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,690.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	185,820.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	51,750,000.00	50,906,475.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	15,500,000.00	16,166,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,250.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,400.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	161,445.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000.00	53,670,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,630.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,130.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	113,250.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	123,915.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	76,850.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	87,220.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	41,850,000.00	46,855,260.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	2,026,600.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,550.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	32,800,000.00	34,649,920.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,700,000.00	14,214,780.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	2,032,380.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	78,710.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	287,460.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	432,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	82,870.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,000,000.00	5,259,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	166,820.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,800,000.00	13,472,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	878,670.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,300,000.00	9,463,680.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	81,840.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	83,160.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	1,865,010.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	67,870.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	13,700,000.00	13,289,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,100,000.00	5,468,958.00	
	FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	607,122.00	
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	95,400.08	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,871,571.20	
	FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,263,502.00	
	FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,067,242.40	
	FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,094,260.70	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,622,176.00	
	FINNISH GOVERNMENT	4,500,000.00	3,023,678.70	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	361,109.36	
	FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	692,142.80	

	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	95,700.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,936.85
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	142,979.40
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	186,502.00
	FRANCE (GOVT OF)	28,050,000.00	27,559,310.13
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,413.60
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	134,990.25
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	139,304.55
	FRANCE (GOVT OF)	5,500,000.00	4,980,849.50
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	90,113.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	89,200.80
	FRANCE (GOVT OF)	2,800,000.00	2,760,114.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	86,958.80
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	97,001.18
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	81,957.50
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	78,250.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	79,941.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	74,920.50
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	130,547.60
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	50,596.20
	FRANCE (GOVT OF)	44,000,000.00	21,695,564.00
	FRANCE (GOVT OF)	8,100,000.00	7,205,787.54
	FRANCE (GOVT OF)	1,200,000.00	753,288.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	500,000.00	489,915.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	35,250,000.00	37,308,282.75
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	95,320.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	92,551.40
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	100,945.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	30,900,000.00	30,578,640.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000.00	65,715,300.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	89,572.40
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000.00	46,005,504.65
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	48,050,000.00	54,662,304.65
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	11,300,000.00	12,055,438.90
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	14,350,000.00	16,262,051.40

	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	24,450,000.00	23,411,975.25
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	150,000.00	161,686.05
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	840,000.00	911,139.60
	IRISH GOVERNMENT	730,000.00	754,832.99
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	182,127.44
	IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	541,690.20
	IRISH TSY 1.3% 2033	9,100,000.00	7,745,596.95
	IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	89,101.24
	IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	1,929,352.60
	IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,538,078.50
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	94,851.84
	IRISH TSY 2.4% 2030	7,500,000.00	7,251,007.50
	IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,247,540.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	8,700,000.00	8,242,905.48
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	93,185.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,240.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	12,300,000.00	13,606,260.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	90,335.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	85,703.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	85,934.25
	NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	241,344.95
	NETHERLANDS GOVERNMENT	20,950,000.00	23,121,190.96
	NETHERLANDS GOVERNMENT	13,800,000.00	8,919,795.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	338,751.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	329,252.10
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,800,000.00	3,654,634.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	2,744,588.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	544,247.44
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	685,197.10
	REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	852,660.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,600,000.00	4,415,779.20
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,223,110.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,863,020.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,600,000.00	8,481,425.20
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,600,000.00	10,087,360.00

	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	572,857.60	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	10,350,000.00	9,540,712.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,200,000.00	1,297,629.60	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,100,000.00	2,997,241.20	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	4,834,200.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,084,290.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	2,899,078.80	
	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000.00	43,564,675.00	
	SPANISH GOVERNMENT	30,450,000.00	35,547,330.00	
	SPANISH GOVERNMENT	15,250,000.00	15,788,203.00	
小計	銘柄数 : 241	1,571,230,000.00	1,580,930,024.40	
			(251,699,869,184)	
	組入時価比率 : 32.7%		33.1%	
英債券	UK TREASURY	100,000.00	93,193.00	
	UK TREASURY	120,000.00	119,535.24	
	UK TREASURY	200,000.00	184,640.24	
	UK TREASURY	100,000.00	93,899.00	
	UK TREASURY	100,000.00	90,904.92	
	UK TREASURY	800,000.00	693,853.76	
	UK TREASURY	400,000.00	391,680.00	
	UK TREASURY	200,000.00	172,652.00	
	UK TREASURY	100,000.00	106,049.00	
	UK TREASURY	11,800,000.00	9,432,778.40	
	UK TREASURY	200,000.00	160,700.00	
	UK TREASURY	100,000.00	101,231.26	
	UK TREASURY	160,000.00	156,798.40	
	UK TREASURY	15,000,000.00	14,785,350.00	
	UK TREASURY	14,030,000.00	13,407,068.00	
	UK TREASURY	100,000.00	69,204.60	
	UK TREASURY	29,550,000.00	26,245,423.50	
	UK TREASURY	4,250,000.00	4,225,021.90	
	UK TREASURY	22,100,000.00	20,659,080.00	
	UK TREASURY	500,000.00	465,000.65	
	UK TREASURY	320,000.00	305,641.60	
	UK TREASURY	9,890,000.00	8,078,033.32	

	UK TREASURY	8,400,000.00	7,664,344.80	
	UK TREASURY	3,000,000.00	1,587,684.00	
	UK TREASURY	100,000.00	55,247.00	
	UK TREASURY	100,000.00	91,094.70	
	UK TREASURY	7,450,000.00	3,414,223.25	
	UK TREASURY	100,000.00	83,576.13	
	UK TREASURY	1,800,000.00	891,891.00	
	UK TREASURY	100,000.00	50,677.00	
	UK TREASURY	100,000.00	88,101.30	
	UK TREASURY	100,000.00	61,344.00	
	UK TREASURY	200,000.00	159,010.26	
	UK TSY 0 1/2% 2061	5,100,000.00	1,429,132.20	
	UK TSY 0 5/8% 2050	39,400,000.00	14,678,627.60	
	UK TSY 3 1/4% 2044	7,000,000.00	5,537,112.00	
	UNITED KINGDOM GILT	29,200,000.00	28,079,596.00	
	UNITED KINGDOM GILT	30,700,000.00	29,808,066.76	
	UNITED KINGDOM GILT	1,400,000.00	1,375,564.12	
	UNITED KINGDOM GILT	13,000,000.00	5,984,238.00	
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	170,000.00	155,752.30	
小計	銘柄数：41	257,540,000.00	201,233,021.21 (37,501,785,832)	
	組入時価比率：4.9%		4.9%	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	41,350,000.00	40,696,670.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	17,000,000.00	15,883,419.60	
	SWEDISH GOVERNMENT	18,300,000.00	16,565,485.74	
	SWEDISH GOVERNMENT	4,100,000.00	3,619,545.19	
	SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	10,685,381.80	
	SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	22,912,836.00	
小計	銘柄数：6	115,150,000.00	110,363,338.33 (1,476,661,466)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	22,300,000.00	21,483,886.90	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,600,000.00	8,075,056.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,575,900.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,631,080.00	

小計	NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	24,799,880.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,200,000.00	6,951,251.52	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,000,000.00	11,322,324.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,117,200.00	
	銘柄数：8 組入時価比率：0.2%	96,700,000.00	87,956,578.42 (1,212,041,650) 0.2%	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	25,200,000.00	24,418,800.00	
	KINGDOM OF DENMARK	6,500,000.00	5,896,900.75	
	KINGDOM OF DENMARK	33,850,000.00	29,347,950.00	
	KINGDOM OF DENMARK	43,800,000.00	52,406,121.84	
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	3,680,850.00	
小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.3%	116,850,000.00	115,750,622.59 (2,472,433,298) 0.3%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	21,500,000.00	20,684,505.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	7,690,365.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	961,775.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	50,938,240.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,401,833.72	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,867,703.30	
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,400,000.00	5,638,763.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,906,360.00	
小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.5%	116,800,000.00	108,089,545.42 (3,852,981,553) 0.5%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,950,000.00	8,841,610.13	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,430,000.00	16,564,859.08	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,250,000.00	7,457,278.95	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	3,055,180.80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	282,886.23	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,636,042.26	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,639,700.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,165,516.52	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,588,111.26	

	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,723,382.09	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	1,872,720.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	472,338.60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,035,393.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	17,000,000.00	17,413,620.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	270,057.48	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,450,000.00	2,106,520.53	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	11,050,000.00	10,369,232.70	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,550,000.00	1,337,650.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,437,875.64	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,418,070.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	1,674,300.00	
小計	銘柄数：21	127,980,000.00	118,362,345.47	
			(11,102,388,005)	
	組入時価比率：1.4%		1.5%	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,100,000.00	3,918,780.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,100,000.00	2,062,620.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	900,000.00	724,419.09	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,000,000.00	2,719,628.70	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,556,115.20	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	3,617,224.81	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,571,594.70	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	645,000.00	
小計	銘柄数：8	22,400,000.00	18,815,382.50	
			(1,631,481,816)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	2,300,000.00	2,286,430.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,078,308.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,600,000.00	3,484,800.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	469,250.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,850,000.00	5,909,670.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	490,250.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	296,400.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,260,000.00	5,183,730.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,003,884.00	

小計	SINGAPORE GOVERNMENT	3,220,000.00	2,920,218.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	825,171.50	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,500,000.00	2,435,000.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	2,451,000.00	
	銘柄数：13 組入時価比率：0.4%	32,910,000.00	31,834,111.50 (3,426,623,761) 0.5%	
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	402,854.08	
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,007,303.40	
	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	106,417.87	
	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,246,838.98	
	MALAYSIA GOVERNMENT	5,600,000.00	6,020,658.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,900,000.00	2,927,552.90	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	16,600,000.00	16,955,075.66	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,648,239.74	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	11,528,372.32	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,205,030.30	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	517,595.80	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	280,000.00	281,031.52	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,045,073.66	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	366,834.56	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,400,000.00	5,525,994.96	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,148,031.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,100,000.00	11,290,117.47	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	13,350,000.00	14,547,249.36	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,188,770.60	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,777,288.88	
小計	銘柄数：20 組入時価比率：0.5%	122,530,000.00	126,736,331.06 (3,997,289,228) 0.5%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	131,700,000.00	132,407,321.19	
	CHINA GOVERNMENT BOND	27,300,000.00	27,413,032.92	
	CHINA GOVERNMENT BOND	142,100,000.00	142,478,938.07	
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,500,000.00	13,566,056.85	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,900,000.00	50,036,326.80	

	CHINA GOVERNMENT BOND	30,800,000.00	30,766,495.76	
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	73,629,734.85	
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,500,000.00	156,841,655.15	
	CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	64,382,553.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	68,628,259.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	90,753,447.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,053,291.70	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	85,273,396.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	54,410,686.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	31,607,667.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	95,063,421.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	63,889,056.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	51,800,000.00	51,923,511.92	
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	71,722,350.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	61,067,400.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	75,058,399.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	94,025,254.95	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	49,947,913.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	74,154,838.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	36,189,007.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	34,154,237.70	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,547,734.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,344,502.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	32,078,141.55	
	CHINA GOVERNMENT BOND	66,300,000.00	66,798,675.45	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	50,017,099.86	
	CHINA GOVERNMENT BOND	75,300,000.00	77,102,297.97	
	CHINA GOVERNMENT BOND	66,000,000.00	66,654,086.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	17,258,185.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	40,105,537.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	93,761,955.55	
	CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	68,475,488.58	
	CHINA GOVERNMENT BOND	32,800,000.00	34,615,388.16	
小計	銘柄数：38	2,314,100,000.00	2,350,203,345.68	(47,160,355,436)

		組入時価比率：6.1%		6.2%
新シェケル	ISRAEL FIXED BOND		1,900,000.00	1,809,221.80
	ISRAEL FIXED BOND		700,000.00	657,234.76
	ISRAEL FIXED BOND		15,400,000.00	14,671,136.48
	ISRAEL FIXED BOND		6,500,000.00	6,935,125.60
	ISRAEL FIXED BOND		5,000,000.00	4,677,918.00
	ISRAEL FIXED BOND		6,300,000.00	5,827,577.49
	ISRAEL FIXED BOND		4,500,000.00	3,751,613.10
	ISRAEL FIXED BOND		5,900,000.00	4,315,817.55
	ISRAEL FIXED BOND		8,800,000.00	10,305,366.72
	ISRAEL FIXED BOND		5,700,000.00	5,294,269.44
小計	銘柄数：10		60,700,000.00	58,245,280.94 (2,262,852,462)
	組入時価比率：0.3%			0.3%
合計				761,213,541,808 (761,213,541,808)

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2023年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	40,700,000	
		US TREASURY N/B	37,500,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	21,900,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	15,400,000	
		US TREASURY N/B	45,877,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	13,000,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	2,125,000	
US TREASURY N/B	7,225,000			

	US TREASURY N/B	26,000,000
	US TREASURY N/B	13,900,000
	US TREASURY N/B	425,000
	US TREASURY N/B	2,800,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	15,300,000
	US TREASURY N/B	12,707,000
	US TREASURY N/B	10,877,000
	US TREASURY N/B	20,300,000
	US TREASURY N/B	50,000,000
	US TREASURY N/B	1,000,000
	US TREASURY N/B	5,605,000
	US TREASURY N/B	38,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	31,700,000
	US TREASURY N/B	21,200,000
	US TREASURY N/B	700,000
	US TREASURY N/B	14,600,000
	US TREASURY N/B	34,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	1,000,000
	US TREASURY N/B	41,200,000
	US TREASURY N/B	18,700,000
	US TREASURY N/B	28,000,000
	US TREASURY N/B	34,000,000
	US TREASURY N/B	13,000,000
	US TREASURY N/B	4,375,000
	US TREASURY N/B	28,000,000
	US TREASURY N/B	11,000,000
	US TREASURY N/B	31,000,000
	US TREASURY N/B	18,800,000
	US TREASURY N/B	50,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	15,700,000
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	4,000,000
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,600,000
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,900,000
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,400,000
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,400,000
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	705,000
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,000,000
	MEX BONOS DESARR FIX RT	900,000
	MEX BONOS DESARR FIX RT	570,000
	MEX BONOS DESARR FIX RT	459,000
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	18,215,000

ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	170,000
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,600,000
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,000,000
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	3,000,000
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	14,300,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,000,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	28,800,000
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000
	BELGIUM KINGDOM	7,000,000
	SPANISH GOVERNMENT	7,800,000
	NETHERLANDS GOVERNMENT	7,000,000
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,200,000
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,700,000
	FINNISH GOVERNMENT	1,700,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	13,000,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	250,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,352,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	24,480,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	26,400,000

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年8月17日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	301,505,163	—	303,114,440	△1,609,277
米ドル	174,533,163	—	175,760,760	△1,227,597
ユーロ	126,972,000	—	127,353,680	△381,680
合計	301,505,163	—	303,114,440	△1,609,277

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,924,081,449
コール・ローン	706,377,068
株式	91,442,321,648
投資信託受益証券	3,939,779,157
投資証券	98,026,261
派生商品評価勘定	1,103,036
未収入金	3,873,725
未収配当金	286,973,856
差入委託証拠金	1,303,047,750
流動資産合計	99,705,583,950
資産合計	99,705,583,950
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	165,308,838
未払解約金	513,706,815
未払利息	1,026
その他未払費用	1,897,600
流動負債合計	680,914,279
負債合計	680,914,279
純資産の部	
元本等	
元本	57,707,992,738
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	41,316,676,933
元本等合計	99,024,669,671
純資産合計	99,024,669,671
負債純資産合計	99,705,583,950

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p>
--------------------	---

	<p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,7160円
(10,000口当たり純資産額)	(17,160円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月18日 至 2023年8月17日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
(2) 金融商品の時価等に関する事項
2023年8月17日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	56,190,680,938円
同期中における追加設定元本額	5,424,210,851円
同期中における一部解約元本額	3,906,899,051円
期末元本額	57,707,992,738円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	16,922,676円
野村資産設計ファンド2020	19,134,795円
野村資産設計ファンド2025	29,074,404円
野村資産設計ファンド2030	48,837,829円
野村資産設計ファンド2035	48,350,784円
野村資産設計ファンド2040	88,370,127円
野村資産設計ファンド2045	20,150,224円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,771,050,214円
ネクストコア	9,847,794円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	545,577,534円
野村資産設計ファンド2050	22,320,960円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5,514,401円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,563,786円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,846,997円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,768,292円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,536,610円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,616,799円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	12,141,925円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	4,129,668円
インデックス・ブレンド(タイプV)	14,670,233円
野村つみたて外国株投信	6,551,484,182円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	971,084,297円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	2,057,637,703円
世界6資産分散ファンド	121,260,138円
野村資産設計ファンド2060	17,670,482円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カンントリー)	20,106,060円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	2,625,062円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,294,164,026円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	2,374,193,358円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	3,431,031円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	1,863,573,632円

野村F O F s用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	686,286円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	37,195,845,726円
野村DC運用戦略ファンド	394,180,954円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	27,102,425円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	25,529,252円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	26,324,336円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	19,782,695円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	15,848,873円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	57,036,168円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	85,000	1.39	118,320.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	13,420	64.69	868,139.80	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	7.77	167,832.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	
		POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	
		SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	
		SOUTHERN COPPER CORP	7,990	80.30	641,597.00	
		ZTO EXPRESS CAYMAN INC	40,700	25.29	1,029,303.00	
		NIO INC ADR	140,400	11.40	1,600,560.00	
H WORLD GROUP LTD-ADR	18,800	45.25	850,700.00			
YUM CHINA HOLDINGS INC	42,000	53.87	2,262,540.00			

MINISO GROUP HOLDING LTD ADR	9,200	19.89	182,988.00
OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00
PDD HOLDINGS INC ADR	50,290	79.02	3,973,915.80
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	41,400	15.67	648,738.00
MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	31,300	0.00	0.00
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00
CIA CERVECERIAS UNIDAS-ADR	7,100	15.39	109,269.00
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	5,700	67.65	385,605.00
BANCO DE CHILE-ADR	21,400	21.44	458,816.00
BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	18.82	368,872.00
BANCOLOMBIA S. A. -SPONS ADR	10,030	27.23	273,116.90
COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.22	317,763.99
CREDICORP LTD	7,450	139.99	1,042,925.50
PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00
STATE BANK OF INDIA-GDR	16,980	67.50	1,146,150.00
TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00
VTB BANK JSC	175,780,000	0.00	0.00
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	45,240	2.41	109,028.40
DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	6,020	35.30	212,506.00
MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00
ENEL CHILE SA-ADR	42,900	3.20	137,280.00
INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00
LUFAX HOLDING LTD	67,100	1.31	87,901.00
QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	12,100	15.93	192,753.00
MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00
TAL EDUCATION GROUP-ADR	39,000	6.64	258,960.00
IQIYI INC-ADR	41,500	5.50	228,250.00
TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	71,500	6.40	457,600.00
AUTOHOME INC-ADR	7,500	30.07	225,525.00
JOYY INC	4,250	31.98	135,915.00
KANZHUN LTD	19,900	15.16	301,684.00
VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00
WEIBO CORP-SPON ADR	8,900	13.19	117,391.00
YANDEX NV-A	23,640	0.00	0.00
KE HOLDINGS INC ADR	65,800	15.53	1,021,874.00

	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	87,648	0.60	53,114.68	
小計	銘柄数：58			19,986,934.07	
	組入時価比率：3.0%			(2,927,885,971)	
				3.2%	
メキシコペソ	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	93,958	36.77	3,454,835.66	
	CEMEX SAB - CPO	1,455,985	13.80	20,092,593.00	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	305,983	81.04	24,796,862.32	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	16,210	224.36	3,636,875.60	
	ALFA S. A. B. -A	218,000	10.30	2,245,400.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	134.93	8,770,450.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,900	471.42	8,909,838.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	37,000	314.10	11,621,700.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	28,300	169.20	4,788,360.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	512,000	69.13	35,394,560.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	162.78	9,441,240.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	52,000	143.57	7,465,640.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	199,200	199.11	39,662,712.00	
	GRUMA S. A. B. -B	23,900	296.38	7,083,482.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	131,000	90.87	11,903,970.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	39.98	5,717,140.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	68,000	52.81	3,591,080.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	260,800	148.65	38,767,920.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	209,000	37.60	7,858,400.00	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	16.19	1,797,090.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	3,093,000	15.88	49,116,840.00	
	GRUPO TELEVISA SAB - SER CPO	201,000	16.13	3,242,130.00	
小計	銘柄数：22			309,359,118.58	
	組入時価比率：2.7%			(2,642,576,526)	
				2.9%	
リアル	COSAN SA	136,000	18.22	2,477,920.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	359,000	34.55	12,403,450.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	484,000	31.54	15,265,360.00	
	PRIO SA	65,300	45.98	3,002,494.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	18.73	1,610,780.00	
	KLABIN SA-UNIT	61,000	22.60	1,378,600.00	

CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	12.15	984,150.00
GERDAU SA PFD NPV	117,600	25.76	3,029,376.00
VALE SA	332,952	61.05	20,326,719.60
SUZANO SA	85,660	49.91	4,275,290.60
WEG SA	171,848	37.61	6,463,203.28
LOCALIZA RENT A CAR	92,095	64.09	5,902,368.55
RUMO SA	123,000	22.72	2,794,560.00
CCR SA	121,000	13.06	1,580,260.00
MAGAZINE LUIZA SA	230,000	2.97	683,100.00
LOJAS RENNER S. A.	88,974	17.49	1,556,155.26
VIBRA ENERGIA SA	113,500	18.13	2,057,755.00
ATACADAO SA	54,000	11.26	608,040.00
RAIA DROGASIL SA	130,080	27.12	3,527,769.60
SENDAS DISTRIBUIDORA SA	136,000	13.00	1,768,000.00
AMBEV SA	464,956	14.18	6,593,076.08
JBS SA	74,600	19.39	1,446,494.00
NATURA &CO HOLDING SA	92,500	16.48	1,524,400.00
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	515,987	4.73	2,440,618.51
REDE D'OR SAO LUIZ SA	65,300	30.05	1,962,265.00
HYPERA SA	33,000	41.76	1,378,080.00
BANCO BRADESCO S. A.	156,953	13.52	2,122,004.56
BANCO BRADESCO SA - PREF	547,042	15.25	8,342,390.50
BANCO DO BRASIL SA	91,000	47.16	4,291,560.00
BANCO SANTANDER (BRASIL) SA	43,700	26.60	1,162,420.00
ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	492,991	27.07	13,345,266.37
ITAUSA SA	492,018	9.46	4,654,490.28
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	67,000	32.54	2,180,180.00
TOTVS SA	61,000	27.39	1,670,790.00
TELEFONICA BRASIL S. A.	41,005	41.93	1,719,339.65
TIM SA	82,952	15.00	1,244,280.00
CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	37.75	1,094,750.00
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	121,100	33.90	4,105,290.00
CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	135,987	11.97	1,627,764.39
CPFL ENERGIA SA	18,400	35.34	650,256.00

	ENERGISA SA-UNITS	20,800	47.59	989,872.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	91,000	31.37	2,854,670.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	33,600	57.80	1,942,080.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	596,999	13.81	8,244,556.19	
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	109,000	31.09	3,388,810.00	
	ENEVA SA	84,000	12.49	1,049,160.00	
	ENGIE BRASIL SA	16,600	41.85	694,710.00	
小計	銘柄数 : 47			174,414,925.42	
				(5,115,729,294)	
	組入時価比率 : 5.2%			5.6%	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	33,400	6,545.00	218,603,000.00	
	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,640.00	195,160,000.00	
	CIA SUD AMERICANA VAPORES	1,226,200	60.00	73,572,000.00	
	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	2,253.10	211,791,400.00	
	CENCOSUD SA	126,000	1,826.00	230,076,000.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	7,089	25,374.00	179,876,286.00	
	ENEL AMERICAS SA	2,325,000	103.00	239,475,000.00	
小計	銘柄数 : 7			1,348,553,686.00	
				(227,057,332)	
	組入時価比率 : 0.2%			0.2%	
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	31,050.00	897,345,000.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	33,800	16,890.00	570,882,000.00	
小計	銘柄数 : 2			1,468,227,000.00	
				(52,097,098)	
	組入時価比率 : 0.1%			0.1%	
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	5,900	22.02	129,918.00	
	MYTILINEOS S. A.	12,000	35.38	424,560.00	
	FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
	OPAP SA	20,200	15.33	309,666.00	
	JUMBO SA	10,732	27.10	290,837.20	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	206,500	1.48	305,929.75	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	282,800	1.51	428,442.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	60,700	6.25	379,375.00	
	HELLENIC TELECOM	18,000	13.88	249,840.00	
	PUBLIC POWER CORP	20,000	9.70	194,000.00	

	TERNA ENERGY SA	5,100	16.03	81,753.00	
小計	銘柄数：11			2,794,320.95	
				(444,883,838)	
	組入時価比率：0.4%			0.5%	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	88,900	119.20	10,596,880.00	
	HEKTAS TICARET T. A. S	100,000	27.62	2,762,000.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	89,699	54.10	4,852,715.90	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	116,000	41.66	4,832,560.00	
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	121,000	26.72	3,233,120.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	62,460	74.50	4,653,270.00	
	KOC HLDGS	85,000	136.20	11,577,000.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	50.50	7,575,000.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	6,000	903.30	5,419,800.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	44,000	254.50	11,198,000.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	905.00	5,611,000.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	12,000	281.80	3,381,600.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	45,000	256.00	11,520,000.00	
	AKBANK T. A. S	325,000	29.78	9,678,500.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	60.55	7,992,600.00	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	383,995	17.05	6,547,114.75	
	YAPI VE KREDI BANKASI A. S.	260,000	16.26	4,227,600.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117,000	54.05	6,323,850.00	
小計	銘柄数：18			121,982,610.65	
				(660,035,707)	
	組入時価比率：0.7%			0.7%	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	712.50	6,448,125.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	85.80	3,603,600.00	
	CEZ AS	15,500	964.00	14,942,000.00	
小計	銘柄数：3			24,993,725.00	
				(165,018,569)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
フォロント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	37,500	2,662.00	99,825,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	16,200	9,160.00	148,392,000.00	
	OTP BANK NYRT	22,300	13,665.00	304,729,500.00	
小計	銘柄数：3			552,946,500.00	

				(227,563,473)
	組入時価比率：0.2%			0.2%
ズロチ	ORLEN SA	59,587	63.86	3,805,225.82
	KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	13,800	109.10	1,505,580.00
	LPP SA	94	13,120.00	1,233,280.00
	ALLEGRO. EU SA	44,400	34.15	1,516,482.00
	PEPCO GROUP NV	21,700	31.90	692,230.00
	DINO POLSKA SA	4,910	432.30	2,122,593.00
	BANK PEKAO SA	20,600	107.15	2,207,290.00
	MBANK	1,100	427.80	470,580.00
	PKO BANK POLSKI SA	87,100	37.13	3,234,023.00
	SANTANDER BANK POLSKA SA	3,100	376.40	1,166,840.00
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	63,600	38.94	2,476,584.00
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	8.81	643,568.00
	CYFROWY POLSAT SA	18,900	14.33	270,837.00
	CD PROJEKT RED SA	8,000	150.05	1,200,400.00
小計	銘柄数：14			22,545,512.82
	組入時価比率：0.8%			(803,661,859)
				0.9%
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	9.16	1,868,640.00
	CHINA COAL ENERGY CO-H	150,000	5.48	822,000.00
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,510,900	4.31	10,821,979.00
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	337,000	21.95	7,397,150.00
	COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	8.07	1,016,820.00
	PETROCHINA CO LTD-H	2,150,000	5.65	12,147,500.00
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	207,000	11.20	2,318,400.00
	DONGYUE GROUP LTD	108,000	6.79	733,320.00
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	48,440	42.65	2,065,966.00
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138,000	21.20	2,925,600.00
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	4.27	1,678,110.00
	CHINA RESOURCES CEMENT HOLDINGS LTD	176,000	2.90	510,400.00
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	3.49	1,710,100.00
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	250,000	7.19	1,797,500.00	

CMOC GROUP LTD-H	405,000	4.70	1,903,500.00
JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	12.38	1,213,240.00
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	15.04	902,400.00
ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169,000	10.22	1,727,180.00
ZIJIN MINING GROUP CO-H	559,000	12.12	6,775,080.00
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	118,000	4.47	527,460.00
AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	3.44	694,880.00
CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LTD	92,000	4.55	418,600.00
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174,400	3.42	596,448.00
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	184,000	8.31	1,529,040.00
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	4.59	1,927,800.00
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	9.10	2,067,975.00
CITIC LTD	559,000	7.85	4,388,150.00
FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.97	1,122,921.80
CRRC CORP LTD-H	550,000	4.04	2,222,000.00
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	16.80	957,600.00
SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	77,000	11.54	888,580.00
WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	9.75	2,094,300.00
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	25.60	1,413,120.00
BOC AVIATION LTD	15,000	61.50	922,500.00
CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT	281,000	2.88	809,280.00
JD LOGISTICS INC	193,700	11.40	2,208,180.00
AIR CHINA LIMITED-H	148,000	6.14	908,720.00
CHINA SOUTHERN AIRLINES H	216,000	4.42	954,720.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD - H	273,000	7.50	2,047,500.00
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	123.60	1,668,600.00
BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL AIRPORT-H	204,000	4.51	920,040.00
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	106,000	9.39	995,340.00
COSCO SHIPPING PORTS LTD	182,000	4.47	813,540.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	6.81	1,007,880.00
SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	129,000	6.31	813,990.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	114,000	5.99	682,860.00
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	62,000	34.25	2,123,500.00

MINH GROUP LTD	66,000	22.10	1,458,600.00
BYD CO LTD-H	98,500	230.40	22,694,400.00
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	232,000	3.00	696,000.00
GEEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	580,000	9.57	5,550,600.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	307,000	9.44	2,898,080.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	285,890	4.25	1,215,032.50
LI AUTO INC	114,300	158.30	18,093,690.00
XPENG INC	111,500	62.55	6,974,325.00
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	16.54	2,216,360.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	263,000	23.00	6,049,000.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	118,800	80.25	9,533,700.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	3.28	1,148,000.00
LI NING CO LTD	227,000	39.40	8,943,800.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	82,300	77.40	6,370,020.00
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	105,000	7.90	829,500.00
H Aidilao INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	22.35	4,246,500.00
JiUmaoJiu INTERNATIONAL HOLDINGS	123,000	14.62	1,798,260.00
MEITUAN-CLASS B	504,140	132.40	66,748,136.00
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	125,600	17.64	2,215,584.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	14.54	1,584,860.00
TRIP.COM GROUP LTD	54,300	314.60	17,082,780.00
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,648,980	89.25	147,171,465.00
JD.COM, INC.	233,567	140.60	32,839,520.20
CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS LIMITED	84,000	7.08	594,720.00
CHINA TOURISM GROUP DUTY F CO LTD	6,100	111.10	677,710.00
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	11.88	2,088,504.00
POP MART INTERNATIONAL GROUP	44,600	20.70	923,220.00
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	202,000	6.83	1,379,660.00
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	22.60	1,627,200.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	486,000	5.22	2,536,920.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	106,900	50.55	5,403,795.00
PING AN HEALTHCARE AND TECHNOLOGY CO LTD	36,600	19.32	707,112.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	137.50	1,691,250.00

CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	159,333	45.15	7,193,884.95
NONGFU SPRING LTD	175,400	43.05	7,550,970.00
TSING TAO BREWERY CO-H	60,000	65.70	3,942,000.00
CHINA FEIHE LTD	405,000	4.54	1,838,700.00
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	309,000	25.45	7,864,050.00
DALI FOODS GROUP CO LTD	240,000	3.60	864,000.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	168,000	11.22	1,884,960.00
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	125,000	5.95	743,750.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	5.50	3,041,500.00
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING LTD	55,000	16.34	898,700.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	147,000	8.00	1,176,000.00
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	23,000	17.12	393,760.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	29.75	1,785,000.00
MICROPORT SCIENTIFIC CORP	82,000	13.24	1,085,680.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	8.32	2,063,360.00
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO	39,400	39.05	1,538,570.00
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	13.34	1,320,660.00
SINOPHARM GROUP CO-H	132,400	21.65	2,866,460.00
3SBIO, INC	233,000	7.04	1,640,320.00
AKESO INC	45,000	33.50	1,507,500.00
BEIGENE LTD	70,120	120.60	8,456,472.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	104,000	32.85	3,416,400.00
ZAI LAB LTD	87,700	19.50	1,710,150.00
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	158,000	11.12	1,756,960.00
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	5.70	1,023,150.00
CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE	248,000	3.14	778,720.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	891,520	5.83	5,197,561.60
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	10.12	1,315,600.00
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	58,000	19.40	1,125,200.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,021,500	3.12	3,187,080.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	2,980,000	2.58	7,688,400.00
BANK OF CHINA LTD-H	7,860,000	2.66	20,907,600.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	4.33	4,073,620.70

CHINA CITIC BANK-H	810,000	3.45	2,794,500.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	9,586,000	4.12	39,494,320.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.24	575,680.00
CHINA MERCHANTS BANK-H	386,692	31.70	12,258,136.40
CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	2.78	1,639,644.00
IND & COMM BK OF CHINA-H	5,580,000	3.42	19,083,600.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	4.00	3,412,000.00
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	5.32	819,280.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	718,000	11.84	8,501,120.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	261,000	18.38	4,797,180.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	103,472	8.00	827,776.00
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	72,000	19.80	1,425,600.00
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	850,000	2.67	2,269,500.00
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	720,420	8.33	6,001,098.60
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	631,000	47.45	29,940,950.00
ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE-H	58,000	23.05	1,336,900.00
CHINASOFT INTERNATIONAL LIMITED	280,000	4.53	1,268,400.00
GDS HOLDINGS LIMITED	84,200	10.88	916,096.00
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	264,000	12.72	3,358,080.00
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	98,000	28.70	2,812,600.00
ZTE CORP-H	76,052	25.25	1,920,313.00
LENOVO GROUP LTD	718,000	7.91	5,679,380.00
XIAOMI CORPORATION	1,525,000	11.78	17,964,500.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	16.68	1,534,560.00
KINGBOARD HOLDINGS LTD	60,000	18.56	1,113,600.00
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	65,000	6.93	450,450.00
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	69,200	66.85	4,626,020.00
FLAT GLASS GROUP CO LTD	49,000	20.20	989,800.00
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,956,000	1.42	2,777,520.00
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	19.48	1,363,600.00
SHANGHAI FUDAN MICROELECTRONICS GROUP CO	32,000	18.88	604,160.00
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	6.94	3,247,920.00
CHINA TOWER CORP LTD	4,300,000	0.80	3,440,000.00
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	64,000	29.65	1,897,600.00

CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	8.49	2,699,820.00
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	86,000	24.15	2,076,900.00
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	78,000	83.80	6,536,400.00
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	5.72	2,562,560.00
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	1.78	720,900.00
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	6.11	2,065,180.00
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	620,000	0.79	489,800.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	266,000	4.31	1,146,460.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	16.30	2,810,120.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	15.50	2,945,775.00
GF SECURITIES CO LTD-H	82,600	11.80	974,680.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	5.14	1,377,520.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	10.84	1,365,840.00
EAST BUY HOLDING LTD	35,500	34.50	1,224,750.00
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	149,000	39.80	5,930,200.00
CGN POWER CO LTD-H	980,000	2.00	1,960,000.00
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	6.48	2,371,680.00
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.00	1,470,000.00
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	192,000	16.22	3,114,240.00
HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.42	1,812,200.00
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	19.14	2,143,680.00
HANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO LTD	15,500	41.80	647,900.00
PHARMARON BEIJING CO LTD	21,600	17.78	384,048.00
WUXI APPTec CO LTD	30,500	81.55	2,487,275.00
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	369,500	41.85	15,463,575.00
CHINA LITERATURE LTD	49,800	31.50	1,568,700.00
BILIBILI INC	19,120	123.20	2,355,584.00
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	1.84	1,427,840.00
KINGSOFT CORP LTD	91,000	29.80	2,711,800.00
NETEASE, INC.	196,450	162.40	31,903,480.00
BAIDU INC-CLASS A	224,810	130.60	29,360,186.00
KUAISHOU TECHNOLOGY	226,800	63.05	14,299,740.00
TENCENT HOLDINGS LTD	620,100	328.80	203,888,880.00

	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	20.40	1,489,200.00	
	CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP LTD	410,000	1.17	479,700.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	380,000	16.60	6,308,000.00	
	CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	155,000	8.41	1,303,550.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	310,444	32.65	10,135,996.60	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	34.80	2,470,800.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	9.73	2,364,390.00	
	COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	1,134,380	0.83	941,535.40	
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	173,000	7.20	1,245,600.00	
	GREENTOWN CHINA HOLDINGS	98,000	7.79	763,420.00	
	GREENTOWN SERVICE GROUP CO. LTD.	128,000	3.73	477,440.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	187,000	17.74	3,317,380.00	
	YUEXIU PROPERTY CO LTD	175,000	9.80	1,715,000.00	
小計	銘柄数：195			1,174,337,061.75	
	組入時価比率：22.2%			(21,971,846,425)	
				24.1%	
リング	DIALOG GROUP BHD	313,044	2.21	691,827.24	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	22.70	681,000.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	244,000	6.85	1,671,400.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	4.92	1,963,080.00	
	GAMUDA BERHAD	177,000	4.50	796,500.00	
	SIME DARBY BERHAD	220,000	2.16	475,200.00	
	MISC BHD	125,960	7.12	896,835.20	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	6.89	836,859.40	
	GENTING BHD	187,000	4.57	854,590.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.69	616,010.00	
	MR DIY GROUP M BHD	187,500	1.57	294,375.00	
	IOI CORP	247,000	4.02	992,940.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG	42,400	22.70	962,480.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	132.30	965,790.00	
	PPB GROUP BERHAD	51,740	16.04	829,909.60	
	QL RESOURCES BHD	119,000	5.38	640,220.00	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	238,000	4.45	1,059,100.00	
	TOP GLOVE CORP BHD	428,000	0.81	348,820.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	260,000	6.00	1,560,000.00	

	AMMB HOLDING	125,000	3.87	483,750.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	683,000	5.73	3,913,590.00	
	HONG LEONG BANK	60,960	19.92	1,214,323.20	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	13,422	18.46	247,770.12	
	MALAYAN BANKING	562,000	9.03	5,074,860.00	
	PUBLIC BANK BHD	1,523,000	4.19	6,381,370.00	
	RHB BANK BHD	125,023	5.75	718,882.25	
	INARI AMERTRON BHD	271,000	3.05	826,550.00	
	TELEKOM MALAYSIA	129,000	5.05	651,450.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.67	923,820.00	
	CELCOMDIGI BHD	286,000	4.40	1,258,400.00	
	MAXIS BHD	265,000	4.01	1,062,650.00	
	TENAGA NASIONAL	258,000	9.99	2,577,420.00	
	PETRONAS GAS BERHAD	91,000	17.10	1,556,100.00	
小計	銘柄数：33			44,027,872.01	
				(1,388,647,888)	
	組入時価比率：1.4%			1.5%	
パーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	780,000	9.05	7,059,000.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	135,000	160.50	21,667,500.00	
	PTT PCL-NVDR	996,000	35.75	35,607,000.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	157,000	52.25	8,203,250.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	187,967	30.00	5,639,010.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	36.50	8,321,781.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	81,200	313.00	25,415,600.00	
	SCG PACKAGING PLC-NVDR	150,000	37.00	5,550,000.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	880,000	7.10	6,248,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	411,000	70.25	28,872,750.00	
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	8.90	7,209,000.00	
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	700,000	3.98	2,786,000.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	270,978	32.50	8,806,785.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	38.50	5,968,462.50	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	13.60	7,887,959.20	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	20.30	5,237,400.00	
	BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	73,700	35.00	2,579,500.00	
	CP ALL PCL-NVDR	615,000	62.50	38,437,500.00	

	CP AXTRA PCL-NVDR	207,000	34.75	7,193,250.00	
	CARABAO GROUP PCL-NVDR	20,900	75.75	1,583,175.00	
	OSOTSPA PCL-NVDR	112,000	29.00	3,248,000.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	19.10	8,136,600.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,033,000	28.25	29,182,250.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	249.00	14,691,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	49,000	126.50	6,198,500.00	
	KRUNG THAI BANK-NVDR	267,050	19.90	5,314,295.00	
	SCB X PCL-NVDR	81,000	113.50	9,193,500.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	315,000	104.00	32,760,000.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	6.65	7,780,273.90	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	114,000	222.00	25,308,000.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	140,000	76.25	10,675,000.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	68,000	45.75	3,111,000.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	49,000	36.75	1,800,750.00	
	SRISAWAD CORP PCL-NVDR	63,000	44.00	2,772,000.00	
	B GRIMM POWER PCL-NVDR	104,000	36.00	3,744,000.00	
	ELECTRICITY GENERATING PCL-NVDR	33,300	132.00	4,395,600.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	179,000	57.25	10,247,750.00	
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	59,000	52.25	3,082,750.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	338,000	48.25	16,308,500.00	
	RATCH GROUP PCL-NVDR	115,000	35.25	4,053,750.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	185,000	67.75	12,533,750.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	1,010,000	8.35	8,433,500.00	
小計	銘柄数：42			463,243,691.60	
				(1,908,564,009)	
	組入時価比率：1.9%			2.1%	
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	146,000	48.05	7,015,300.00	
	AYALA CORPORATION	28,302	599.50	16,967,049.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	39.20	9,996,196.00	
	SM INVESTMENTS CORP	22,100	886.00	19,580,600.00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	93,000	212.00	19,716,000.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	250.80	10,784,400.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	124.90	13,364,300.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	207,040	113.00	23,395,520.00	

	BDO UNIBANK INC	249,997	143.00	35,749,571.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	57.20	11,731,434.00	
	PLDT INC	7,000	1,234.00	8,638,000.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	16,900	349.00	5,898,100.00	
	ACEN CORP	47,479	5.28	250,689.12	
	AYALA LAND INC	768,000	30.00	23,040,000.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,065,975	30.40	32,405,640.00	
小計	銘柄数 : 15			238,532,799.12	
				(617,966,922)	
	組入時価比率 : 0.6%			0.7%	
ルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,170,000	2,520.00	2,948,400,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	147,050	27,500.00	4,043,875,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,889,701	915.00	2,644,076,415.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	377,079	6,925.00	2,611,272,075.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	760,000	1,960.00	1,489,600,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	3,180.00	3,548,285,340.00	
	VALE INDONESIA TBK	198,000	6,150.00	1,217,700,000.00	
	INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	9,750.00	2,340,000,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2,150,000	6,750.00	14,512,500,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	81,130,000	93.00	7,545,090,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,930,000	2,940.00	5,674,200,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	178,000	11,675.00	2,078,150,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	7,100.00	2,982,000,000.00	
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700,000	5,275.00	3,692,500,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	3,730.00	3,058,600,000.00	
	KALBE FARMA PT	2,300,000	1,870.00	4,301,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	5,520,000	9,300.00	51,336,000,000.00	
	BANK MANDIRI	3,890,000	5,800.00	22,562,000,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	810,000	9,100.00	7,371,000,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	6,780,028	5,525.00	37,459,654,700.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	1,479,000	1,000.00	1,479,000,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	4,880,000	3,830.00	18,690,400,000.00	
小計	銘柄数 : 22			203,585,303,530.00	
				(1,954,418,913)	
	組入時価比率 : 2.0%			2.1%	

ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	59,200.00	301,920,000.00	
	S-OIL CORPORATION	3,930	73,800.00	290,034,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	5,417	179,400.00	971,809,800.00	
	SK INNOVATION CO LTD-RIGHTS	402	20,500.00	8,241,000.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	9,256	35,300.00	326,736,800.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	117,400.00	174,926,000.00	
	LG CHEM LTD - PREFERRED	630	337,500.00	212,625,000.00	
	LG CHEMICALS LTD	4,924	584,000.00	2,875,616,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	132,800.00	256,569,600.00	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	2,490	91,000.00	226,590,000.00	
	SKC CO LTD	2,610	95,300.00	248,733,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	2,920	410,500.00	1,198,660,000.00	
	HYUNDAI STEEL CO	7,399	34,300.00	253,785,700.00	
	KOREA ZINC CO LTD	850	472,500.00	401,625,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	7,160	546,000.00	3,909,360,000.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,470	109,200.00	378,924,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	46,500.00	325,500,000.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	6,900	34,950.00	241,155,000.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	14,400	36,350.00	523,440,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	49,000	16,310.00	799,190,000.00	
	ECOPRO BM CO LTD	5,320	303,500.00	1,614,620,000.00	
	LG ENERGY SOLUTION	3,540	526,000.00	1,862,040,000.00	
	CJ CORP	1,100	73,700.00	81,070,000.00	
	GS HOLDINGS CORP	3,600	38,150.00	137,340,000.00	
	LG CORP	9,340	81,400.00	760,276,000.00	
	SAMSUNG C&T CORP	7,790	103,800.00	808,602,000.00	
	SK INC	3,370	143,500.00	483,595,000.00	
	SK SQUARE CO LTD	8,699	45,150.00	392,759,850.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	6,550	53,700.00	351,735,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	124,000.00	344,720,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	114,000.00	559,740,000.00	
HYUNDAI MIPO DOCKYARD CO., LTD.	2,100	88,200.00	185,220,000.00		
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	63,000	8,510.00	536,130,000.00		
POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	86,300.00	448,760,000.00		

HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,810	169,500.00	306,795,000.00
KOREAN AIR LINES CO LTD	17,500	24,350.00	426,125,000.00
HMM COMPANY LIMITED	27,100	17,220.00	466,662,000.00
PAN OCEAN CO LTD	32,000	4,375.00	140,000,000.00
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9,300	38,750.00	360,375,000.00
HANON SYSTEMS	23,400	9,540.00	223,236,000.00
HYUNDAI MOBIS	6,100	229,000.00	1,396,900,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD	13,480	185,800.00	2,504,584,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	102,100.00	421,673,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	100,500.00	291,450,000.00
KIA CORP	25,850	78,000.00	2,016,300,000.00
COWAY CO LTD	4,970	42,200.00	209,734,000.00
LG ELECTRONICS INC	10,300	99,600.00	1,025,880,000.00
F&F CO LTD / NEW	1,600	106,900.00	171,040,000.00
KANGWON LAND INC	7,900	16,000.00	126,400,000.00
HOTEL SHILLA CO LTD	3,680	90,400.00	332,672,000.00
BGF RETAIL CO LTD /NEW	485	163,600.00	79,346,000.00
E-MART CO	1,710	73,500.00	125,685,000.00
CJ CHEILJEDANG CORP	820	309,500.00	253,790,000.00
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	121,000.00	349,690,000.00
KT & G CORP	11,390	85,200.00	970,428,000.00
AMOREPACIFIC CORP	2,460	127,100.00	312,666,000.00
LG H&H	1,002	460,000.00	460,920,000.00
HLB INC	13,125	30,700.00	402,937,500.00
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	9,972	65,000.00	648,180,000.00
CELLTRION INC	11,460	145,700.00	1,669,722,000.00
SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	79,500.00	155,025,000.00
CELLTRION PHARM INC	1,135	78,300.00	88,870,500.00
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	508	315,000.00	160,020,000.00
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	93,900.00	311,748,000.00
YUHAN CORPORATION	4,190	74,200.00	310,898,000.00
HANA FINANCIAL HOLDINGS	30,000	37,850.00	1,135,500,000.00
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	10,420.00	271,962,000.00
KAKAOBANK CORP	19,300	26,600.00	513,380,000.00
KB FINANCIAL GROUP INC	37,700	51,000.00	1,922,700,000.00

SHINHAN FINANCIAL GROUP	44,500	34,550.00	1,537,475,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	49,300	11,320.00	558,076,000.00	
KAKAO PAY CORP	2,570	45,650.00	117,320,500.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	12,054	49,700.00	599,083,800.00	
DB INSURANCE CO LTD	3,800	79,500.00	302,100,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,110	249,000.00	774,390,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	8,200	67,500.00	553,500,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	3,620	135,600.00	490,872,000.00	
COSMO AM&T CO LTD	2,250	149,200.00	335,700,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS	475,930	67,000.00	31,887,310,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	82,000	55,000.00	4,510,000,000.00	
L&F CO LTD	2,180	212,500.00	463,250,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	1,260	252,000.00	317,520,000.00	
LG DISPLAY CO LTD	23,500	13,340.00	313,490,000.00	
LOTTE ENERGY MATERIALS CORP	2,150	52,600.00	113,090,000.00	
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	5,740	144,700.00	830,578,000.00	
SAMSUNG SDI CO, LTD	5,482	601,000.00	3,294,682,000.00	
SK HYNIX INC	54,260	115,800.00	6,283,308,000.00	
KT CORP	6,400	32,500.00	208,000,000.00	
LG UPLUS CORP	17,400	10,260.00	178,524,000.00	
KOREA ELECTRIC POWER	26,600	18,340.00	487,844,000.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	50,600.00	270,204,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	6,670.00	164,995,790.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	10,380.00	194,106,000.00	
SAMSUNG SECURITIES	6,800	36,250.00	246,500,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,703	781,000.00	1,330,043,000.00	
HYBE CO LTD	2,010	241,000.00	484,410,000.00	
KAKAO GAMES CORP	2,810	28,850.00	81,068,500.00	
KRAFTON INC	2,990	158,000.00	472,420,000.00	
NCSOFT CORPORATION	1,631	257,000.00	419,167,000.00	
NETMARBLE CORP	1,470	46,650.00	68,575,500.00	
PEARL ABYSS CORP	2,860	55,700.00	159,302,000.00	
KAKAO CORP	30,420	50,300.00	1,530,126,000.00	
NAVER CORP	13,080	222,500.00	2,910,300,000.00	
小計銘柄数 : 103			105,542,673,840.00	

				(11,535,814,250)	
	組入時価比率：11.6%			12.6%	
新台湾ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	122,360	79.50	9,727,620.00	
	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	331,998	62.80	20,849,474.40	
	FORMOSA PLASTIC	393,424	80.90	31,828,001.60	
	NAN YA PLASTICS CORP	487,726	66.90	32,628,869.40	
	ASIA CEMENT	208,980	39.25	8,202,465.00	
	TAIWAN CEMENT	637,888	36.05	22,995,862.40	
	CHINA STEEL	1,119,544	26.85	30,059,756.40	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	6,000	1,500.00	9,000,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	268,429	35.70	9,582,915.30	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	28.60	8,964,784.40	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	12,464	907.00	11,304,848.00	
	CHINA AIRLINES LTD	219,000	24.10	5,277,900.00	
	EVA AIRWAYS CORP	303,000	33.50	10,150,500.00	
	EVERGREEN MARINE	101,950	104.00	10,602,800.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	86,335	47.60	4,109,546.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	42.05	8,031,550.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	29.15	7,200,050.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	37.40	8,304,146.40	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,000	311.00	4,354,000.00	
	GIANT MANUFACTURING	24,613	211.00	5,193,343.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	17,443	494.00	8,616,842.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	44,592	173.00	7,714,416.00	
	POU CHEN CORP	267,468	30.00	8,024,040.00	
	MOMO.COM INC	6,160	529.00	3,258,640.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	29,580	704.00	20,824,320.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	53,816	272.00	14,637,952.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	492,836	72.50	35,730,610.00	
	PHARMAESSENTIA CORPORATION	24,000	319.50	7,668,000.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	560,268	17.10	9,580,582.80	
	CTBC FINANCIAL HOLDING	1,832,212	23.40	42,873,760.80	
	E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,423,300	24.55	34,942,015.00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,046,996	26.10	27,326,595.60		
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	824,710	21.60	17,813,736.00		

MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1, 110, 956	35. 80	39, 772, 224. 80
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	986, 360	17. 05	16, 817, 438. 00
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1, 170, 341	17. 65	20, 656, 518. 65
TAIWAN BUSINESS BANK	649, 000	13. 50	8, 761, 500. 00
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1, 064, 196	26. 55	28, 254, 403. 80
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	370, 906	42. 35	15, 707, 869. 10
CHAILEASE HOLDING CO LTD	152, 692	174. 00	26, 568, 408. 00
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1, 072, 556	23. 85	25, 580, 460. 60
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	933, 293	45. 10	42, 091, 514. 30
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1, 477, 789	11. 90	17, 585, 689. 10
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	728, 463	62. 50	45, 528, 937. 50
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1, 330, 113	9. 31	12, 383, 352. 03
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	50, 000	398. 50	19, 925, 000. 00
ACER INC	256, 767	37. 70	9, 680, 115. 90
ADVANTECH CO. , LTD.	42, 620	349. 00	14, 874, 380. 00
ASUSTEK COMPUTER INC	66, 805	389. 50	26, 020, 547. 50
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	54, 840	170. 00	9, 322, 800. 00
COMPAL ELECTRONICS	480, 590	35. 95	17, 277, 210. 50
INVENTEC CO. , LTD	251, 911	58. 00	14, 610, 838. 00
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	189, 897	147. 00	27, 914, 859. 00
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74, 000	178. 50	13, 209, 000. 00
PEGATRON CORP	199, 692	77. 40	15, 456, 160. 80
QUANTA COMPUTER INC	280, 684	270. 00	75, 784, 680. 00
WISTRON CORP	255, 000	128. 00	32, 640, 000. 00
WIWYNN CORP	10, 000	1, 710. 00	17, 100, 000. 00
AUO CORP	573, 606	18. 05	10, 353, 588. 30
DELTA ELECTRONICS INC	193, 681	350. 00	67, 788, 350. 00
E INK HOLDINGS INC	77, 000	191. 00	14, 707, 000. 00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1, 237, 649	105. 50	130, 571, 969. 50
INNOLUX CORP	1, 036, 776	14. 35	14, 877, 735. 60
LARGAN PRECISION CO LTD	10, 040	2, 040. 00	20, 481, 600. 00
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD CORPORATION	20, 000	236. 00	4, 720, 000. 00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122, 566	59. 00	7, 231, 394. 00
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	148, 000	178. 00	26, 344, 000. 00

WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	52.50	8,945,317.50	
YAGEO CORPORATION	32,137	448.50	14,413,444.50	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	96.30	6,202,683.00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	323,658	108.00	34,955,064.00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	6,000	1,770.00	10,620,000.00	
GLOBAL UNICHIP CORP	8,000	1,285.00	10,280,000.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	20,000	451.00	9,020,000.00	
MEDIATEK INC	150,538	689.00	103,720,682.00	
NANYA TECHNOLOGY CO	100,000	63.70	6,370,000.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	60,058	389.50	23,392,591.00	
PARADE TECHNOLOGIES LTD	9,000	808.00	7,272,000.00	
POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	302,000	27.05	8,169,100.00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	43,417	411.00	17,844,387.00	
SILERGY CORP	35,000	296.50	10,377,500.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,456,000	542.00	1,331,152,000.00	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,185,500	43.75	51,865,625.00	
VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	102,000	71.20	7,262,400.00	
WIN SEMICONDUCTORS CORP	41,000	135.50	5,555,500.00	
WINBOND ELECTRONICS CORPORATION	242,000	25.65	6,207,300.00	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	372,065	118.00	43,903,670.00	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	144,000	71.30	10,267,200.00	
TAIWAN MOBILE CO LTD	192,200	93.90	18,047,580.00	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	169,668	33.80	5,734,778.40	
小計	銘柄数：90		3,139,558,309.88	
			(14,409,316,819)	
	組入時価比率：14.6%		15.8%	
インドルピー	JIO FINANCIAL SERVICES LTD	303,500	194.07	58,901,876.02
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	82,000	357.90	29,347,800.00
	COAL INDIA LTD	142,000	233.05	33,093,100.00
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	64,380	261.65	16,845,027.00
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	268,500	93.30	25,051,050.00
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	343,000	179.05	61,414,150.00
	PETRONET LNG LTD	77,000	225.10	17,332,700.00
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	303,500	2,575.15	781,558,025.00
	ASIAN PAINTS LTD	38,800	3,194.05	123,929,140.00

BERGER PAINTS INDIA LTD	19,000	698.15	13,264,850.00
PI INDUSTRIES LTD	7,000	3,820.95	26,746,650.00
PIDILITE INDUSTRIES LTD	15,500	2,539.65	39,364,575.00
SRF LTD	14,200	2,301.65	32,683,430.00
UPL LTD	43,200	589.80	25,479,360.00
ACC LIMITED	6,000	1,892.15	11,352,900.00
AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	437.20	24,920,400.00
GRASIM INDUSTRIES LIMITED	25,400	1,816.90	46,149,260.00
SHREE CEMENT LIMITED	1,240	23,920.50	29,661,420.00
ULTRATECH CEMENT LTD	12,090	8,251.90	99,765,471.00
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	136,500	445.20	60,769,800.00
JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	647.95	29,805,700.00
JSW STEEL LTD	66,000	795.30	52,489,800.00
TATA STEEL LIMITED	699,400	115.95	81,095,430.00
VEDANTA LTD	85,000	236.50	20,102,500.00
BHARAT ELECTRONICS LTD	348,000	131.30	45,692,400.00
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	8,200	3,900.15	31,981,230.00
LARSEN&TOUBRO LIMITED	66,900	2,691.05	180,031,245.00
ABB INDIA LTD	4,700	4,299.85	20,209,295.00
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	59,000	408.30	24,089,700.00
HAVELLS INDIA LTD	24,300	1,269.85	30,857,355.00
SIEMENS LIMITED	10,200	3,607.35	36,794,970.00
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,445.10	40,344,150.00
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	641.35	14,237,970.00
INTERGLOBE AVIATION LTD	15,200	2,458.65	37,371,480.00
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	658.00	14,739,200.00
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	52,400	776.10	40,667,640.00
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,000	2,368.70	16,580,900.00
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	960.15	29,188,560.00
MRF LTD	200	106,463.70	21,292,740.00
SAMVARDHANA INTERNATIONAL LTD MOTHERSON	236,000	96.45	22,762,200.00
SONA BLW PRECISION FORGINGS	40,000	554.50	22,180,000.00
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	2,792.35	34,066,670.00
BAJAJ AUTO LIMITED	6,500	4,600.60	29,903,900.00

EICHER MOTORS LTD	14,300	3,327.20	47,578,960.00
HERO MOTOCORP LTD	12,400	2,981.75	36,973,700.00
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	89,100	1,570.60	139,940,460.00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	13,300	9,419.55	125,280,015.00
TATA MOTORS LTD	172,700	618.75	106,858,125.00
TVS MOTOR CO LTD	27,400	1,339.75	36,709,150.00
PAGE INDUSTRIES LTD	530	41,315.20	21,897,056.00
TITAN CO LTD	36,500	3,011.10	109,905,150.00
INDIAN HOTELS CO LIMITED	75,000	383.20	28,740,000.00
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	482.55	17,371,800.00
ZOMATO LTD	488,000	91.90	44,847,200.00
TRENT LTD	21,600	1,956.55	42,261,480.00
AVENUE SUPERMARTS LTD	15,800	3,499.35	55,289,730.00
UNITED SPIRITS LTD	32,700	995.15	32,541,405.00
VARUN BEVERAGES LTD	40,000	890.35	35,614,000.00
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	10,700	4,498.50	48,133,950.00
MARICO LIMITED	46,000	559.60	25,741,600.00
NESTLE INDIA LIMITED	3,400	21,947.90	74,622,860.00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	55,700	840.70	46,826,990.00
ITC LTD	297,000	450.25	133,724,250.00
COLGATE-PALMOLIVE(INDIA)	10,200	1,997.70	20,376,540.00
DABUR INDIA LTD	59,800	565.35	33,807,930.00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43,500	1,041.50	45,305,250.00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	82,000	2,552.60	209,313,200.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	10,870	4,941.90	53,718,453.00
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	76,000	532.00	40,432,000.00
AUROBINDO PHARMA LTD	18,700	873.75	16,339,125.00
CIPLA LIMITED	46,300	1,243.55	57,576,365.00
DR. REDDYS LABORATORIES	11,160	5,857.85	65,373,606.00
LUPIN LTD	25,700	1,112.85	28,600,245.00
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	90,700	1,143.65	103,729,055.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	1,986.30	22,921,902.00
AU SMALL FINANCE BANK LTD	12,600	700.70	8,828,820.00
AXIS BANK LIMITED	231,900	933.05	216,374,295.00
BANDHAN BANK LTD	56,000	224.60	12,577,600.00

BANK OF BARODA	100,000	186.75	18,675,000.00
HDFC BANK LIMITED	284,088	1,606.20	456,302,145.60
ICICI BANK LTD	515,100	956.50	492,693,150.00
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	106,900	1,786.20	190,944,780.00
YES BANK LTD	1,230,000	16.85	20,725,500.00
BAJAJ FINSERV LTD	37,060	1,469.85	54,472,641.00
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2,350	7,383.80	17,351,930.00
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	90,400	625.15	56,513,560.00
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	23,100	1,357.00	31,346,700.00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	545.90	18,123,880.00
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	42,600	1,291.30	55,009,380.00
HCL TECHNOLOGIES LTD	91,700	1,177.15	107,944,655.00
INFOSYS LTD	329,300	1,418.50	467,112,050.00
LTIMINDTREE LTD	9,680	5,197.90	50,315,672.00
MPHASIS LTD	10,500	2,314.35	24,300,675.00
TATA CONSULTANCY SVS LTD	91,200	3,458.40	315,406,080.00
TECH MAHINDRA LTD	57,400	1,227.85	70,478,590.00
WIPRO LTD	126,700	418.65	53,042,955.00
TATA ELXSI LTD	4,000	7,065.60	28,262,400.00
BHARTI AIRTEL LIMITED	222,300	856.95	190,499,985.00
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	341,000	248.05	84,585,050.00
TATA POWER COMPANY LIMITED	139,000	234.95	32,658,050.00
GAIL INDIA LTD	273,000	114.15	31,162,950.00
INDRAPRASTHA GAS LTD	34,200	436.25	14,919,750.00
BAJAJ FINANCE LTD	27,160	6,981.50	189,617,540.00
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	40,000	1,017.15	40,686,000.00
MUTHOOT FINANCE LTD	10,000	1,256.15	12,561,500.00
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	24,000	849.90	20,397,600.00
SHRIRAM FINANCE LTD	25,200	1,796.00	45,259,200.00
ADANI GREEN ENERGY LTD	28,800	948.50	27,316,800.00
ADANI POWER LIMITED	61,000	279.90	17,073,900.00
NTPC LIMITED	460,000	217.45	100,027,000.00
DIVIS LABORATORIES LTD	13,810	3,712.10	51,264,101.00
INFO EDGE INDIA LTD	6,670	4,323.80	28,839,746.00

	DLF LIMITED	58,000	478.05	27,726,900.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	9,300	1,547.50	14,391,750.00	
小計	銘柄数：114			8,038,257,851.62	
	組入時価比率：14.4%			(14,227,716,397)	15.6%
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	16.25	1,040,000.00	
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	220,000	3.83	843,040.00	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	462,000	1.92	889,812.00	
	INDUSTRIES QATAR	143,000	13.15	1,880,450.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	294,000	6.19	1,820,448.00	
	DUKHAN BANK	233,000	4.21	981,862.00	
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.48	1,456,065.00	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.08	866,880.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	171,000	20.11	3,438,810.00	
	QATAR NATIONAL BANK	474,000	16.40	7,773,600.00	
	OOREDOO QSC	100,000	11.10	1,110,000.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	34,400	18.10	622,640.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.73	533,715.00	
小計	銘柄数：13			23,257,322.00	
	組入時価比率：0.9%			(935,874,637)	1.0%
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	51,525	17.51	902,202.75	
	EFG HOLDING S. A. E.	75,000	15.95	1,196,250.00	
小計	銘柄数：2			2,098,452.75	
	組入時価比率：0.0%			(9,943,098)	0.0%
ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	152.58	4,302,756.00	
	SASOL LTD	57,900	246.50	14,272,350.00	
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	10,100	179.51	1,813,051.00	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5,330	691.91	3,687,880.30	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	40,800	328.50	13,402,800.00	
	GOLD FIELDS LTD	93,500	245.40	22,944,900.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	73.80	5,018,400.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	81,200	98.49	7,997,388.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	400.42	3,043,192.00	

NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	44,800	126.24	5,655,552.00	
SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	29.76	8,124,480.00	
BIDVEST GROUP LTD	25,500	270.91	6,908,205.00	
NASPERS LTD-N SHS	19,510	3,265.13	63,702,686.30	
WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	77.12	7,249,280.00	
MR PRICE GROUP LTD	25,000	144.01	3,600,250.00	
PEPKOR HOLDINGS LTD	173,000	16.94	2,930,620.00	
THE FOSCHINI GROUP LTD	32,000	103.58	3,314,560.00	
BID CORP LTD	33,000	419.60	13,846,800.00	
CLICKS GROUP LTD	23,700	274.10	6,496,170.00	
SHOPRITE HOLDINGS LTD	48,100	255.95	12,311,195.00	
ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	195.27	8,357,556.00	
ABSA GROUP LTD	88,700	177.84	15,774,408.00	
CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	9,410	1,713.27	16,121,870.70	
NEDBANK GROUP LTD	44,579	212.70	9,481,953.30	
STANDARD BANK GROUP LTD	131,700	193.60	25,497,120.00	
FIRSTRAND LTD	489,000	71.42	34,924,380.00	
REMGRO LTD	47,300	156.19	7,387,787.00	
DISCOVERY LTD	46,907	151.15	7,089,993.05	
OLD MUTUAL LTD	434,000	13.13	5,698,420.00	
OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	38.40	3,110,400.00	
SANLAM LIMITED	190,000	64.42	12,239,800.00	
MTN GROUP LTD	171,000	133.05	22,751,550.00	
VODACOM GROUP	68,100	112.46	7,658,526.00	
REINET INVESTMENTS SCA	14,200	427.78	6,074,476.00	
MULTICHOICE GROUP LTD	43,200	83.50	3,607,200.00	
NEPI ROCKCASTLE N.V.	41,900	118.00	4,944,200.00	
小計	銘柄数 : 36		401,342,155.65	
			(3,062,240,647)	
	組入時価比率 : 3.1%		3.3%	
UAEディルハム	MULTIPLY GROUP	391,000	3.55	1,388,050.00
	AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	4.24	1,280,480.00
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.89	1,159,220.00
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	299,852	8.75	2,623,705.00
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	128,000	10.66	1,364,480.00

	DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	5.63	1,610,343.27	
	EMIRATES NBD PJSC	194,000	16.80	3,259,200.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	442,925	13.90	6,156,657.50	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	344,900	21.10	7,277,390.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	426,000	5.15	2,193,900.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	640,000	6.81	4,358,400.00	
小計	銘柄数：11			32,671,825.77	
	組入時価比率：1.3%			(1,305,566,157)	1.4%
クウェートディ ナール	AGILITY	134,400	0.61	83,193.60	
	BOUBYAN BANK K. S. C	135,628	0.62	84,360.61	
	GULF BANK	240,000	0.26	62,880.00	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	808,500	0.75	612,034.50	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	744,450	0.93	694,571.85	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.51	97,146.00	
	MABANEE CO SAKC	80,505	0.85	68,590.26	
小計	銘柄数：7			1,702,776.82	
	組入時価比率：0.8%			(811,713,710)	0.9%
サウジアラビア リヤル	RABIGH REFINING AND PETROCHE	47,751	10.44	498,520.44	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	264,440	34.45	9,109,958.00	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	10,833	42.35	458,777.55	
	NATIONAL INDUSTRIALIZATION C	28,000	13.30	372,400.00	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	24,500	138.80	3,400,600.00	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	36.75	1,492,050.00	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	145.60	931,840.00	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	92,200	86.40	7,966,080.00	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	29,368	24.74	726,564.32	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	12.18	816,060.00	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	43.65	1,261,485.00	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	125,700	40.55	5,097,135.00	
	JARIR MARKETING CO	61,000	15.02	916,220.00	
	NAHDI MEDICAL CO	3,400	154.20	524,280.00	
	ALMARAI CO	26,300	67.00	1,762,100.00	

	SAVOLA	27,400	35.95	985,030.00	
	DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	146.20	467,840.00	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	7,800	263.20	2,052,960.00	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	106.40	1,064,000.00	
	AL RAJHI BANK	198,400	72.30	14,344,320.00	
	ALINMA BANK	94,300	35.25	3,324,075.00	
	ARAB NATIONAL BANK	60,800	25.00	1,520,000.00	
	BANK AL - JAZIRA	34,100	18.06	615,846.00	
	BANK ALBILAD	53,266	41.25	2,197,222.50	
	BANQUE SAUDI FRANSI	62,600	37.45	2,344,370.00	
	RIYAD BANK	153,200	29.75	4,557,700.00	
	SAUDI AWWAL BANK	95,500	34.85	3,328,175.00	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	39,000	16.62	648,180.00	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	290,084	35.10	10,181,948.40	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	7,750	207.00	1,604,250.00	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	333.80	700,980.00	
	ELM CO	1,900	705.00	1,339,500.00	
	SAUDI TELECOM CO	201,000	40.55	8,150,550.00	
	ETIHAD ETISALAT CO	34,300	45.75	1,569,225.00	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	57,000	12.84	731,880.00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	77,000	21.06	1,621,620.00	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	183.40	1,008,700.00	
	ACWA POWER CO	8,700	188.20	1,637,340.00	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	2,800	182.40	510,720.00	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	18.74	993,220.00	
	EMAAR ECONOMIC CITY	35,000	8.98	314,300.00	
	小計 銘柄数：41			103,148,022.21	
				(4,036,182,109)	
	組入時価比率：4.1%			4.4%	
	合計			91,442,321,648	
				(91,442,321,648)	

(注1) 外貨建資産有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建資産有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	6,136,100	26,894,526.30	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：4.0%	6,136,100	26,894,526.30 (3,939,779,157) 97.6%	
	合計			3,939,779,157 (3,939,779,157)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	8,182,350.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	319,000	8,182,350.00 (69,894,451) 1.7%	
	ランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	300,000	3,687,000.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	300,000	3,687,000.00 (28,131,810) 0.7%	
	合計			98,026,261 (98,026,261)	
合計				4,037,805,418 (4,037,805,418)	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	3,614,190,293	—	3,448,881,455	△165,308,838
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	159,935,974	—	161,039,010	1,103,036
米ドル	159,935,974	—	161,039,010	1,103,036
合計	—	—	—	△164,205,802

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価してお

ります。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	76,415,983
コール・ローン	54,306,103
国債証券	35,326,065,629
派生商品評価勘定	225,305
未収入金	114,394,041
未収利息	406,719,209
前払費用	52,682,188
流動資産合計	36,030,808,458
資産合計	36,030,808,458
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	524,999
未払解約金	86,608,614
未払利息	78
その他未払費用	54,100
流動負債合計	87,187,791
負債合計	87,187,791
純資産の部	
元本等	
元本	17,067,051,758
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	18,876,568,909
元本等合計	35,943,620,667
純資産合計	35,943,620,667
負債純資産合計	36,030,808,458

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1060円
(10,000口当たり純資産額)	(21,060円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月18日 至 2023年8月17日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>国債証券</p>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,026,316,509円
同期中における追加設定元本額	4,039,040,720円
同期中における一部解約元本額	2,998,305,471円
期末元本額	17,067,051,758円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	453,865,969円
ネクストコア	9,145,513円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	983,701,126円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	3,777,117円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	2,653,067円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	16,612,993円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	5,310,672円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	9,335,516円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	1,821,442,635円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	3,619,575,169円
NEXT FUNDS 新興国債券・J. P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,286,928,880円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	694,774,294円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	2,906,319円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	2,159,708円
新興国債券・インデックスF(適格機関投資家専用)	724,277,152円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	313,831,552円
野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	6,561,118,431円
野村DC運用戦略ファンド	364,841,897円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	32,503,423円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	158,290,325円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	2,500,000.00	2,407,007.50	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000.00	1,146,459.60	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,388,640.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,800,000.00	1,596,402.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,900,000.00	2,647,050.40	

	ABU DHABI GOVT INT' L	700,000.00	571,426.80
	ABU DHABI GOVT INT' L	400,000.00	326,375.20
	ABU DHABI GOVT INT' L	2,500,000.00	1,727,140.00
	ABU DHABI GOVT INT' L	3,100,000.00	2,469,224.40
	ABU DHABI GOVT INT' L	800,000.00	463,015.20
	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,100,000.00	1,368,108.00
	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,200,000.00	670,800.00
	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,200,000.00	1,267,596.00
	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,400,000.00	741,850.20
	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,200,000.00	1,709,760.00
	CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,346,947.56
	CHINA GOVT INTL BOND	3,400,000.00	3,077,226.10
	CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,429,551.20
	CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,231,189.40
	CHINA GOVT INTL BOND	2,300,000.00	1,857,277.37
	DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,694,027.88
	DOMINICAN REPUBLIC	2,200,000.00	1,926,948.98
	DOMINICAN REPUBLIC	2,000,000.00	1,699,532.00
	DOMINICAN REPUBLIC	2,600,000.00	2,394,387.06
	DOMINICAN REPUBLIC	1,500,000.00	1,180,515.90
	DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000.00	1,919,457.87
	DOMINICAN REPUBLIC	2,400,000.00	1,802,327.76
	EGYPT TASKEEK COMPANY	1,000,000.00	921,796.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,425,877.95
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,000,000.00	1,876,391.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,400,000.00	2,987,708.18
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,400,000.00	1,192,135.14
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,800,000.00	2,697,940.56
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,800,000.00	2,706,786.74
	HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,000,000.00	984,375.00
	HUNGARY	1,900,000.00	1,921,726.50
	HUNGARY	1,700,000.00	1,648,158.50
	HUNGARY	1,400,000.00	1,070,490.40
	HUNGARY	2,500,000.00	2,501,500.00
	HUNGARY	1,800,000.00	1,094,214.60

	KSA SUKUK LTD	300,000.00	303,467.10	
	KSA SUKUK LTD	1,200,000.00	1,161,871.20	
	KSA SUKUK LTD	800,000.00	775,520.00	
	MEXICO GLOBAL	1,700,000.00	1,054,242.25	
	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,700,000.00	3,688,167.40	
	OMAN GOV INTERNTL BOND	2,600,000.00	2,617,927.00	
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,300,000.00	1,270,279.01	
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,800,000.00	1,753,687.62	
	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,975,113.00	1,209,232.95	
	REPUBLIC OF ARGENTINA	5,665,309.00	1,780,883.08	
	REPUBLIC OF ARGENTINA	10,237,686.00	2,890,997.62	
	REPUBLIC OF ARGENTINA	6,286,159.00	2,089,837.95	
	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,800,000.00	1,117,027.86	
	REPUBLIC OF ARGENTINA	2,000,000.00	567,409.60	
	REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	1,109,925.00	
	REPUBLIC OF CHILE	1,100,000.00	907,766.09	
	REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	1,578,712.60	
	REPUBLIC OF CHILE	1,800,000.00	1,531,712.52	
	REPUBLIC OF CHILE	1,400,000.00	1,324,984.50	
	REPUBLIC OF CHILE	2,300,000.00	1,632,488.71	
	REPUBLIC OF CHILE	2,400,000.00	2,013,357.60	
	REPUBLIC OF CHILE	1,600,000.00	1,121,521.12	
	REPUBLIC OF CHILE	1,700,000.00	1,183,215.13	
	REPUBLIC OF CHILE	1,500,000.00	907,499.70	
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000.00	1,938,242.68	
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,900,000.00	1,489,862.01	
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,100,000.00	1,599,935.82	
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,100,000.00	1,559,983.74	
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,700,000.00	1,738,202.91	
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000.00	2,160,026.88	
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000.00	1,794,994.50	
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,500,000.00	888,459.60	
	REPUBLIC OF ECUADOR	3,400,000.00	1,671,631.76	
	REPUBLIC OF ECUADOR	6,800,000.00	2,530,236.48	
	REPUBLIC OF ECUADOR	3,300,000.00	1,067,583.00	

	REPUBLIC OF INDONESIA	2,000,000.00	1,853,075.80
	REPUBLIC OF INDONESIA	2,600,000.00	2,128,227.14
	REPUBLIC OF INDONESIA	800,000.00	558,976.88
	REPUBLIC OF NIGERIA	1,300,000.00	979,160.00
	REPUBLIC OF PANAMA	1,500,000.00	1,289,343.00
	REPUBLIC OF PANAMA	1,500,000.00	1,116,465.90
	REPUBLIC OF PANAMA	2,900,000.00	2,937,350.26
	REPUBLIC OF PANAMA	2,900,000.00	2,046,836.53
	REPUBLIC OF PANAMA	1,500,000.00	926,708.40
	REPUBLIC OF PANAMA	2,500,000.00	1,741,311.25
	REPUBLIC OF PERU	3,500,000.00	2,912,712.95
	REPUBLIC OF PERU	2,200,000.00	1,761,264.78
	REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,253,346.48
	REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,017,289.98
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,600,000.00	1,509,012.48
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,300,000.00	836,350.32
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,300,000.00	1,610,187.45
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,100,000.00	1,847,370.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,000,000.00	1,402,200.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,500,000.00	2,081,587.50
	REPUBLIC OF SRI LANKA	600,000.00	274,583.94
	REPUBLIC OF TURKEY	1,600,000.00	1,595,112.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,473,592.50
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,432,770.00
	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000.00	2,728,964.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,600,000.00	1,494,928.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000.00	1,419,614.00
	REPUBLIC OF TURKEY	3,300,000.00	3,466,072.50
	REPUBLIC OF TURKEY	1,200,000.00	1,236,648.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,900,000.00	1,832,037.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	840,750.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,700,000.00	1,728,067.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000.00	947,243.00
	REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	510,648.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,900,000.00	1,957,598.50

	REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	868,730.00	
	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,000,000.00	1,939,206.00	
	ROMANIA	2,000,000.00	2,090,904.00	
	ROMANIA	1,800,000.00	1,238,886.00	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	1,998,345.30	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	2,071,238.40	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	4,100,000.00	3,967,524.90	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,300,000.00	2,064,378.80	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000.00	2,471,863.20	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	948,244.80	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,000,000.00	1,964,640.00	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	1,928,115.00	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,500,000.00	2,196,625.00	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	639,359.10	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,800,000.00	1,468,620.00	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	586,161.00	
	STATE OF QATAR	1,400,000.00	1,379,280.00	
	STATE OF QATAR	1,700,000.00	1,648,486.60	
	STATE OF QATAR	3,200,000.00	3,089,408.32	
	STATE OF QATAR	2,700,000.00	2,555,280.00	
	STATE OF QATAR	4,800,000.00	4,443,249.60	
	STATE OF QATAR	4,000,000.00	3,472,000.00	
	UAE INT'L GOVT BOND	1,400,000.00	1,337,564.20	
	UAE INT'L GOVT BOND	1,600,000.00	1,092,684.80	
	UKRAINE GOVERNMENT	2,000,000.00	614,674.00	
	UKRAINE GOVERNMENT	1,200,000.00	340,101.60	
	UKRAINE GOVERNMENT	2,100,000.00	595,772.10	
	UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,629,815.50	
	UNITED MEXICAN STATES	1,400,000.00	1,224,651.54	
	UNITED MEXICAN STATES	1,900,000.00	1,551,109.27	
	UNITED MEXICAN STATES	2,000,000.00	1,869,835.40	
	UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,497,541.28	
	UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	1,060,475.39	
	UNITED MEXICAN STATES	1,800,000.00	1,840,071.78	
	UNITED MEXICAN STATES	1,400,000.00	1,101,889.32	

		UNITED MEXICAN STATES	400,000.00	309,545.60	
		UNITED MEXICAN STATES	2,500,000.00	2,068,307.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	1,635,878.42	
		UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,650,431.74	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	831,476.10	
	小計	銘柄数：150	313,664,267.00	241,150,014.54	
		組入時価比率：98.3%		(35,326,065,629)	100.0%
合計				35,326,065,629	(35,326,065,629)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	31,982,497	—	32,207,802	225,305
米ドル	31,982,497	—	32,207,802	225,305
売建	82,961,362	—	83,486,361	△524,999
米ドル	82,961,362	—	83,486,361	△524,999
合計	—	—	—	△299,694

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	73,545,992
コール・ローン	16,438,366
国債証券	9,021,112,829
未収利息	120,089,440
前払費用	9,940,573
流動資産合計	9,241,127,200
資産合計	9,241,127,200
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	102,411
前受収益	105,914
未払解約金	26,467,337
未払利息	23
その他未払費用	305,500
流動負債合計	26,981,185
負債合計	26,981,185
純資産の部	
元本等	
元本	5,487,919,872
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,726,226,143
元本等合計	9,214,146,015
純資産合計	9,214,146,015
負債純資産合計	9,241,127,200

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,6790円
(10,000口当たり純資産額)	(16,790円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月18日 至 2023年8月17日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、	附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,553,554,839円
同期中における追加設定元本額	788,249,728円
同期中における一部解約元本額	853,884,695円
期末元本額	5,487,919,872円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	10,205,483円
野村資産設計ファンド2020	11,531,123円
野村資産設計ファンド2025	17,169,203円
野村資産設計ファンド2030	26,112,697円
野村資産設計ファンド2035	20,880,983円
野村資産設計ファンド2040	33,903,492円

野村資産設計ファンド2045		6,769,479円
野村インデックスファンド・新興国債券		651,810,592円
ネクストコア		11,485,873円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		575,317,581円
野村資産設計ファンド2050		5,982,502円
野村ターゲットデートファンド2016	2026-2028年目標型	2,217,021円
野村ターゲットデートファンド2016	2029-2031年目標型	1,504,433円
野村ターゲットデートファンド2016	2032-2034年目標型	1,019,912円
野村ターゲットデートファンド2016	2035-2037年目標型	869,220円
インデックス・ブレンド(タイプI)		1,583,121円
インデックス・ブレンド(タイプII)		999,221円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		10,439,203円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		3,036,080円
インデックス・ブレンド(タイプV)		10,076,285円
世界6資産分散ファンド		127,870,219円
野村資産設計ファンド2060		3,042,241円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)		2,593,859,289円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)		723,696円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)		304,855,634円
野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド		532,607,556円
野村DC運用戦略ファンド		455,739,161円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)		34,540,113円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030		13,650,033円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040		10,094,297円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050		5,295,505円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060		2,728,624円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,400,000.00	9,113,292.48	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,300,000.00	7,252,913.54	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,554,290.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000.00	11,927,860.47	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	8,800,000.00	7,725,960.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,350,000.00	8,776,284.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000.00	10,012,630.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	11,300,000.00	10,441,652.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,000,000.00	3,587,260.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,200,000.00	3,803,562.00	

小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,887,191.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,100,000.00	5,757,363.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	6,695,496.50	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000.00	9,436,120.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,400,000.00	2,116,740.00	
	銘柄数：15	113,250,000.00	105,088,614.99	(897,677,458)
	組入時価比率：9.7%			10.0%
リアル	LETRA TESOURO NACIONAL	4,900,000.00	4,470,429.74	
	LETRA TESOURO NACIONAL	4,100,000.00	3,421,578.33	
	LETRA TESOURO NACIONAL	6,000,000.00	4,771,938.00	
	LETRA TESOURO NACIONAL	5,800,000.00	4,394,094.50	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	391,000.00	3,923,333.10	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	270,000.00	2,707,602.66	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	310,000.00	3,049,849.44	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	160,000.00	1,550,508.00	
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	250,000.00	2,378,738.75	
	銘柄数：9	22,181,000.00	30,668,072.52	(899,519,101)
組入時価比率：9.8%			10.0%	
チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	180,000,000.00	173,025,000.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	159,704,000.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	60,000,000.00	59,495,724.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	60,728,500.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	150,000,000.00	145,762,500.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	85,000,000.00	90,112,937.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	79,798,068.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	240,000,000.00	234,989,232.00	
	BONOS TESORERIA PESOS	115,000,000.00	123,101,750.00	
	銘柄数：9	1,130,000,000.00	1,126,717,711.00	(189,706,587)
組入時価比率：2.1%			2.1%	
コロンビアペソ	REPUBLIC OF COLOMBIA	490,000,000.00	464,226,000.00	
	TITULOS DE TESORERIA	950,000,000.00	965,260,230.00	
	TITULOS DE TESORERIA	890,000,000.00	828,135,744.00	

	TITULOS DE TESORERIA	580,000,000.00	540,213,740.00	
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	764,831,880.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,460,000,000.00	1,233,437,930.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,330,000,000.00	1,154,927,445.00	
	TITULOS DE TESORERIA	800,000,000.00	656,072,720.00	
	TITULOS DE TESORERIA	990,000,000.00	783,178,902.00	
	TITULOS DE TESORERIA	340,000,000.00	387,456,962.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,850,000,000.00	1,433,828,625.00	
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	617,637,960.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,130,000,000.00	973,380,983.00	
	TITULOS DE TESORERIA	560,000,000.00	380,821,952.00	
小計	銘柄数：14	13,170,000,000.00	11,183,411,073.00	
			(396,820,975)	
	組入時価比率：4.3%		4.4%	
ソル	BONOS DE TESORERIA	200,000.00	198,403.20	
	BONOS DE TESORERIA	780,000.00	772,817.99	
	BONOS DE TESORERIA	1,200,000.00	1,159,885.92	
	BONOS DE TESORERIA	900,000.00	804,874.95	
	BONOS DE TESORERIA	700,000.00	593,981.36	
	PERU BONO SOBERANO	700,000.00	740,705.35	
	PERU BONO SOBERANO	500,000.00	512,584.25	
	PERU BONO SOBERANO	320,000.00	320,705.44	
	REPUBLIC OF PERU	600,000.00	608,793.24	
小計	銘柄数：9	5,900,000.00	5,712,751.70	
			(224,676,240)	
	組入時価比率：2.4%		2.5%	
ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	3,904,768.80	
小計	銘柄数：1	4,000,000.00	3,904,768.80	
			(15,092,321)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	9,927,200.00	
小計	銘柄数：1	8,000,000.00	9,927,200.00	
			(25,670,746)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
セルビアディナール	SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	20,004,527.40	

トルコリラ	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.3%	22,000,000.00	20,004,527.40 (27,163,787) 0.3%
	TURKEY GOVERNMENT BOND		520,000.00	505,440.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		810,000.00	753,300.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		1,020,000.00	879,240.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		1,800,000.00	1,652,400.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		1,600,000.00	1,411,200.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		2,300,000.00	2,304,600.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		500,000.00	413,500.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		700,000.00	514,150.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		3,700,000.00	3,115,400.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		1,800,000.00	1,540,800.00
小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.8%	14,750,000.00	13,090,030.00 (70,828,843) 0.8%	
チェココルナ	CZECH REPUBLIC		14,200,000.00	13,356,236.00
	CZECH REPUBLIC		4,800,000.00	4,972,800.00
	CZECH REPUBLIC		6,400,000.00	5,764,672.00
	CZECH REPUBLIC		2,500,000.00	2,151,927.50
	CZECH REPUBLIC		9,800,000.00	8,942,500.00
	CZECH REPUBLIC		6,600,000.00	6,959,700.00
	CZECH REPUBLIC		3,400,000.00	3,109,436.00
	CZECH REPUBLIC		12,100,000.00	9,720,535.00
	CZECH REPUBLIC		5,400,000.00	5,609,250.00
	CZECH REPUBLIC		5,800,000.00	4,644,199.20
	CZECH REPUBLIC		11,300,000.00	9,177,690.50
	CZECH REPUBLIC		5,000,000.00	4,632,500.00
	CZECH REPUBLIC		5,200,000.00	5,126,992.00
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：6.0%	92,500,000.00	84,168,438.20 (555,713,696) 6.2%
フォロント	HUNGARY GOVERNMENT BOND		44,000,000.00	41,638,300.00
	HUNGARY GOVERNMENT BOND		16,000,000.00	14,747,200.00
	HUNGARY GOVERNMENT BOND		57,000,000.00	53,395,508.10

	HUNGARY GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	61,805,450.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	49,974,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	46,000,000.00	37,697,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	55,000,000.00	46,051,500.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	35,055,300.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	57,000,000.00	54,642,098.10	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	75,000,000.00	58,075,875.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	110,000,000.00	83,963,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	50,000,000.00	41,080,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	52,474,400.00	
小計	銘柄数 : 13	773,000,000.00	630,599,631.20	
			(259,521,386)	
	組入時価比率 : 2.8%		2.9%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,862,294.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,443,105.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,038,410.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	300,000.00	288,532.62	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,295,287.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,308,932.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,137,579.60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000.00	722,200.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000.00	717,440.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,310,091.12	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	3,302,203.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000.00	2,533,850.00	
小計	銘柄数 : 12	21,200,000.00	18,959,925.64	
			(675,849,301)	
	組入時価比率 : 7.3%		7.5%	
ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28,300,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00	

		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00	
	小計	銘柄数 : 18	427,400,000.00	0.00	(0)
		組入時価比率 : 0.0%		0.0%	
	レイ	ROMANIA	800,000.00	784,480.00	
		ROMANIA	700,000.00	678,650.00	
		ROMANIA	920,000.00	899,852.00	
		ROMANIA	500,000.00	476,600.00	
		ROMANIA	500,000.00	481,300.00	
		ROMANIA	700,000.00	643,160.00	
		ROMANIA	760,000.00	740,962.00	
		ROMANIA	230,000.00	196,765.00	
		ROMANIA	1,150,000.00	1,071,788.50	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,564,308.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	769,930.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	400,000.00	368,160.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	700,000.00	694,190.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	782,000.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	300,000.00	324,060.00	
	小計	銘柄数 : 15	11,410,000.00	10,476,205.50	(338,180,294)
		組入時価比率 : 3.7%		3.7%	
	リング	MALAYSIA GOVERNMENT	800,000.00	805,708.16	
		MALAYSIA GOVERNMENT	850,000.00	856,207.89	
		MALAYSIA GOVERNMENT	2,850,000.00	2,876,259.33	

	MALAYSIA GOVERNMENT	1,200,000.00	1,180,668.72
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,400,000.00	1,505,164.50
	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	427,278.48
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	700,000.00	709,252.81
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	600,000.00	582,515.10
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	500,000.00	535,774.45
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,050,000.00	1,072,254.12
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	800,000.00	803,815.44
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,402,072.84
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	603,797.16
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,413,301.40
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,314,086.67
	MALAYSIAN GOVERNMENT	700,000.00	707,092.47
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,703,887.05
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,759,825.72
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,208,104.80
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,100,503.68
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	1,949,606.00
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,093,138.00
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,149,175.56
	MALAYSIAN GOVERNMENT	920,000.00	884,352.20
	MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	308,853.84
小計	銘柄数：25	28,770,000.00	28,952,696.39
			(913,173,834)
	組入時価比率：9.9%		10.1%
パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	8,206,307.94
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	6,893,352.20
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,900,000.00	12,776,703.09
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	11,717,181.60
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,300,000.00	12,726,568.92
	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,100,000.00	6,109,517.83
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,300,000.00	13,224,737.96
	THAILAND GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	4,749,543.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	11,500,000.00	11,619,896.70
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,400,000.00	9,610,614.52

	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	11,520,652.14	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,800,000.00	13,126,438.56	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,800,000.00	13,779,715.84	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,100,000.00	11,611,660.94	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,378,863.20	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	7,102,971.50	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	3,195,987.12	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,100,000.00	10,692,613.91	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,100,000.00	9,664,329.22	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	5,105,439.36	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	8,400,000.00	8,843,733.36	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,578,525.80	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,136,392.60	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	12,328,797.00	
小計	銘柄数：24	214,400,000.00	214,700,544.31	
			(884,566,242)	
	組入時価比率：9.6%		9.8%	
ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	4,530,000,000.00	4,598,810,700.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,859,090,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,300,000,000.00	3,326,070,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,580,000,000.00	1,732,312,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,100,000,000.00	4,038,910,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,000,000,000.00	3,895,760,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,450,000,000.00	1,493,500,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,847,842,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,012,350,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,650,255,300.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,500,000,000.00	3,830,470,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,368,396,900.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,741,450,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	5,600,000,000.00	5,616,800,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,400,000,000.00	2,865,384,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,700,000,000.00	4,706,439,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,799,856,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,936,440,000.00	

	INDONESIA GOVERNMENT	5,100,000,000.00	5,311,216,500.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,200,000,000.00	3,256,928,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,180,000,000.00	4,777,363,800.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,080,520,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,030,000,000.00	4,603,509,300.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,997,120,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,796,340,780.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,824,666,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,169,770,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,200,000,000.00	4,551,162,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,932,692,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,052,825,000.00	
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,000,000,000.00	964,381,500.00	
小計	銘柄数：31	91,010,000,000.00	95,638,630,780.00	
			(918,130,855)	
	組入時価比率：10.0%		10.2%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,540,280.25	
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	901,588.59	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,603,492.96	
	CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	804,781.92	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000.00	7,300,836.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	403,042.12	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,530,975.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,825,401.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	902,145.96	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,400,000.00	3,483,657.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,221,348.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,400,000.00	2,413,482.48	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,209,861.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	509,176.85	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,800,000.00	2,834,977.32	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,228,721.88	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,301,091.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	427,648.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	932,344.02	

小計	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	527,673.60		
	銘柄数：20	44,900,000.00	45,902,526.95	(921,103,057)	
	組入時価比率：10.0%			10.1%	
	エジプトポンド	EGYPT GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,777,529.40	
		EGYPT GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	5,040,300.60	
		EGYPT GOVERNMENT BOND	6,300,000.00	5,090,165.01	
		EGYPT GOVERNMENT BOND	3,200,000.00	2,395,356.16	
		EGYPT GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	3,451,817.50	
	小計	銘柄数：5	22,500,000.00	17,755,168.67	(84,129,315)
		組入時価比率：0.9%			0.9%
	ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000.00	13,554,450.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,900,000.00	15,080,715.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,760,000.00	5,454,644.00	
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		13,800,000.00	11,649,960.00		
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		10,900,000.00	8,948,355.00		
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		4,800,000.00	3,067,440.00		
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		10,800,000.00	8,227,440.00		
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		9,600,000.00	7,363,200.00		
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		5,050,000.00	2,988,590.00		
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		8,800,000.00	6,420,920.00		
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		16,600,000.00	12,078,990.00		
小計	銘柄数：11	117,010,000.00	94,834,704.00	(723,588,791)	
	組入時価比率：7.9%			8.0%	
合計			9,021,112,829	(9,021,112,829)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年8月17日現在		
	契約額等(円)		時価(円)
	うち1年超		
市場取引以外の取引			評価損益(円)

為替予約取引				
売建	14,537,499	—	14,639,910	△102,411
米ドル	14,537,499	—	14,639,910	△102,411
合計	14,537,499	—	14,639,910	△102,411

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

J-REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,131,229,844
投資証券	48,599,782,350
派生商品評価勘定	5,638,590
未収配当金	370,227,282
差入委託証拠金	90,168,210
流動資産合計	50,197,046,276
資産合計	50,197,046,276
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,226,420
未払金	16,567,675
未払解約金	14,788,946
未払利息	1,644
流動負債合計	37,584,685
負債合計	37,584,685
純資産の部	
元本等	
元本	18,953,721,661
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	31,205,739,930
元本等合計	50,159,461,591

純資産合計	50,159,461,591
負債純資産合計	50,197,046,276

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6464円
(10,000口当たり純資産額)	(26,464円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月18日 至 2023年8月17日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年 8月 17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年 8月 17日現在	
期首	2023年 2月 18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,069,199,879円
同期中における追加設定元本額	2,962,729,248円
同期中における一部解約元本額	2,078,207,466円
期末元本額	18,953,721,661円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,748,260,475円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,332,904,883円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,298,389,208円
野村資産設計ファンド2015	13,316,231円
野村資産設計ファンド2020	15,057,726円
野村資産設計ファンド2025	19,218,700円
野村資産設計ファンド2030	22,734,346円
野村資産設計ファンド2035	21,791,891円
野村資産設計ファンド2040	44,254,400円
野村資産設計ファンド2045	7,661,765円
野村インデックスファンド・J-REIT	3,101,483,326円
ネクストコア	12,992,448円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,191,240,506円
野村J-REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,489,398,270円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	878,496,906円
野村資産設計ファンド2050	5,674,878円
インデックス・ブレンド(タイプI)	333,422円
インデックス・ブレンド(タイプII)	210,445円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	2,639,243円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	769,235円
インデックス・ブレンド(タイプV)	2,100,289円
野村6資産均等バランス	3,674,902,443円
野村世界REITインデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	108,342,580円
野村資産設計ファンド2060	3,972,974円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	260,881,007円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT(適格機関投資家専用)	127,258,938円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	43,170,983円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,674,712,587円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	166,443,885円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	453,648円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	11,379,921円
野村DC運用戦略ファンド	518,733,412円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	44,616,856円

野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	14,137,858円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	6,856,850円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	17,567,737円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	11,883,992円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	13,182,464円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	5,029,507円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	3,563,401円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	37,702,025円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	938	106,838,200	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,478	138,636,400	
		SOSiLA物流リート投資法人 投資証券	2,301	293,377,500	
		東海道リート投資法人 投資証券	686	81,359,600	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	1,593	1,021,113,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	5,424	783,768,000	
		産業ファンド投資法人 投資証券	7,038	1,000,803,600	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,381	1,452,301,500	
		ケネディクス・レジデンシャル・ネ クスト投資法人 投資証券	3,386	752,030,600	
		アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	2,420	976,470,000	
		GLP投資法人 投資証券	15,580	2,148,482,000	
		コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券	2,268	735,966,000	
		日本プロロジスリート投資法人 投 資証券	8,035	2,257,031,500	
		星野リゾート・リート投資法人 投 資証券	851	541,236,000	
		Oneリート投資法人 投資証券	805	205,838,500	
		イオンリート投資法人 投資証券	5,658	824,936,400	
ヒューリックリート投資法人 投資	4,315	711,112,000			

証券			
日本リート投資法人 投資証券	1,498	501,081,000	
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	13,860	1,144,836,000	
トーセイ・リート投資法人 投資証券	971	131,085,000	
ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	2,005	568,417,500	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	1,137	166,002,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,257	140,784,000	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	14,916	2,546,161,200	
いちごホテルリート投資法人 投資証券	764	86,179,200	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	5,896	873,197,600	
スターアジア不動産投資法人 投資証券	6,435	346,846,500	
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	711	90,652,500	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	1,918	919,681,000	
大江戸温泉リート投資法人 投資証券	705	45,754,500	
投資法人みらい 投資証券	5,899	275,778,250	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	1,593	628,438,500	
CREロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,986	331,860,600	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	748	87,890,000	
タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	2,187	209,514,600	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,021	262,730,000	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,381	3,217,838,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	4,738	2,762,254,000	
日本都市ファンド投資法人 投資証券	22,109	2,164,471,100	
オリックス不動産投資法人 投資証券	9,190	1,668,904,000	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,154	1,133,863,000	

	NTT都市開発リート投資法人	4,434	603,467,400	
	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	3,092	566,763,600	
	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	3,406	395,096,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	10,318	1,583,813,000	
	森トラストリート投資法人 投資証券	8,891	652,599,400	
	インヴィンシブル投資法人 投資証券	22,332	1,295,256,000	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,711	799,892,500	
	平和不動産リート投資法人 投資証券	3,446	475,548,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,955	872,316,000	
	福岡リート投資法人 投資証券	2,385	392,809,500	
	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	2,684	903,166,000	
	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	3,779	336,331,000	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	956	623,312,000	
	阪急阪神リート投資法人 投資証券	2,199	309,619,200	
	スターツプロシード投資法人 投資証券	800	169,200,000	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	6,953	1,940,582,300	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	14,874	1,111,087,800	
	大和証券リビング投資法人 投資証券	6,399	702,610,200	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	4,009	530,791,600	
小計	銘柄数：60 組入時価比率：96.9%	283,859	48,599,782,350 100.0%	
合計			48,599,782,350	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				

REIT 指数先物取引				
買建	1,555,248,210	—	1,554,753,000	△587,830
合計	1,555,248,210	—	1,554,753,000	△587,830

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	779,604,716
コール・ローン	65,157,204
投資証券	64,064,522,961
派生商品評価勘定	244,583
未収入金	7,343,566
未収配当金	129,321,672
差入委託証拠金	234,719,972
流動資産合計	65,280,914,674
資産合計	65,280,914,674
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	50,577,137
未払解約金	10,891,043
未払利息	94
その他未払費用	166,700
流動負債合計	61,634,974
負債合計	61,634,974
純資産の部	
元本等	
元本	19,854,354,188
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	45,364,925,512
元本等合計	65,219,279,700
純資産合計	65,219,279,700
負債純資産合計	65,280,914,674

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3,2849円
(10,000口当たり純資産額)	(32,849円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

<p>自 2023年2月18日 至 2023年8月17日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組</p>

入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,272,411,167円
同期中における追加設定元本額	3,289,440,236円
同期中における一部解約元本額	1,707,497,215円
期末元本額	19,854,354,188円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,406,902,825円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	1,877,388,339円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,044,872,006円
野村資産設計ファンド2015	10,716,018円
野村資産設計ファンド2020	12,117,629円
野村資産設計ファンド2025	15,466,153円
野村資産設計ファンド2030	18,295,347円
野村資産設計ファンド2035	17,536,952円
野村資産設計ファンド2040	35,613,590円
野村資産設計ファンド2045	6,165,766円
野村インデックスファンド・外国REIT	1,596,089,582円
ネクストコア	4,938,266円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	580,442,088円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	701,199,550円
野村資産設計ファンド2050	4,566,829円
インデックス・ブレンド(タイプI)	533,546円
インデックス・ブレンド(タイプII)	842,169円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	6,332,090円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,153,242円
インデックス・ブレンド(タイプV)	7,592,696円
野村6資産均等バランス	2,957,358,751円
野村資産設計ファンド2060	3,197,231円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	5,526,993,667円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	2,680,177,629円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)	978,318,647円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT(適格機関投資家専用)	69,204,097円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	365,071円
野村DC運用戦略ファンド	197,481,844円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	13,145,416円

野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	11,377,372円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	5,518,016円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	14,137,552円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	9,563,584円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	10,608,522円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	4,047,471円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	2,867,629円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	20,227,006円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	33,200	493,684.00	
		AGREE REALTY CORP	32,710	2,018,207.00	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	25,300	452,870.00	
		ALEXANDERS INC	720	133,430.40	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	55,330	6,458,670.90	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,800	80,832.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	18,300	383,751.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	110,600	3,909,710.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	95,200	3,013,080.00	
		APARTMENT INCOME REIT CO	52,100	1,733,888.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	53,500	421,045.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	75,400	1,111,396.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	23,800	272,748.00	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	12,000	35,760.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	49,890	8,977,206.60	
		BLUEROCK HOMES TRUST INC	1,100	16,038.00	
		BOSTON PROPERTIES	50,290	3,211,519.40	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	51,800.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	59,700	279,993.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	105,100	2,295,384.00	
BROADSTONE NET LEASE INC-A	66,300	1,063,452.00			
BRT APARTMENTS CORP	4,200	78,540.00			

CAMDEN PROPERTY TRUST	37,580	3,981,225.20	
CARETRUST REIT INC	34,800	689,388.00	
CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	8,900	190,371.00	
CENTERSPACE	5,360	322,672.00	
CHATHAM LODGING TRUST	16,300	149,145.00	
CITY OFFICE REIT INC	12,800	61,696.00	
CLIPPER REALTY INC	4,000	24,320.00	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	8,300	275,062.00	
CORPORATE OFFICE PROPERTIES	39,800	997,786.00	
COUSINS PROPERTIES INC	53,300	1,174,199.00	
CTO REALTY GROWTH INC	6,600	111,078.00	
CUBESMART	79,200	3,290,760.00	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	72,400	565,444.00	
DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	140,000	71,400.00	
DIGITAL REALTY TRUST INC	102,330	12,397,279.50	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	223,860.00	
DOUGLAS EMMETT INC	59,800	769,626.00	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	32,300	436,050.00	
EASTGROUP PROPERTIES	15,540	2,758,039.20	
ELME COMMUNITIES	30,500	462,075.00	
EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	47,400	394,842.00	
EPR PROPERTIES	26,600	1,151,248.00	
EQUINIX INC	32,880	24,783,300.00	
EQUITY COMMONWEALTH	38,600	721,434.00	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	61,580	4,119,086.20	
EQUITY RESIDENTIAL	119,820	7,650,507.00	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	52,300	1,220,159.00	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	22,560	5,369,731.20	
EXTRA SPACE STORAGE INC	74,190	9,499,287.60	
FARMLAND PARTNERS INC	17,600	193,248.00	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	25,660	2,502,363.20	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	46,250	2,345,337.50	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	30,900	770,028.00	

	FRANKLIN STREET PROPERTIES C	31,000	57,970.00	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	92,400	4,267,956.00	
	GETTY REALTY CORP	16,100	491,050.00	
	GLADSTONE COMMERCIAL CORP	14,400	189,864.00	
	GLADSTONE LAND CORP	11,600	187,224.00	
	GLOBAL MEDICAL REIT INC	21,800	204,266.00	
	GLOBAL NET LEASE INC	37,000	394,420.00	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	133,200	2,271,060.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	192,500	3,896,200.00	
	HERSHA HOSPITALITY TRUST	11,200	72,688.00	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	37,400	857,208.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	250,300	4,012,309.00	
	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	45,600	267,672.00	
	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	78,900	1,263,978.00	
	INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	24,000	92,160.00	
	INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	9,770	775,444.90	
	INVENTRUST PROPERTIES CORP	23,500	543,790.00	
	INVITATION HOMES INC	204,300	6,960,501.00	
	IRON MOUNTAIN INC	102,500	6,075,175.00	
	JBG SMITH PROPERTIES	33,500	485,415.00	
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	250,000	68,750.00	
	KILROY REALTY CORP	37,100	1,285,886.00	
	KIMCO REALTY CORP	218,100	4,194,063.00	
	KITE REALTY GROUP TRUST	77,000	1,723,260.00	
	LTC PROPERTIES INC	14,400	464,112.00	
	LXP INDUSTRIAL TRUST	103,600	983,164.00	
	MACERICH CO /THE	76,000	905,920.00	
	MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	51,965.32	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	210,000	1,551,900.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	41,010	5,840,234.10	
	NATIONAL STORAGE AFFILIATES	28,900	938,961.00	
	NATL HEALTH INVESTORS INC	15,290	773,062.40	
	NETSTREIT CORP	20,700	353,142.00	
	NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	12,000	127,320.00	

NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	8,200	291,674.00	
NNN REIT INC	63,700	2,463,279.00	
OFFICE PROPERTIES INCOME	17,800	123,176.00	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	82,000	2,526,420.00	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,500	109,230.00	
ORION OFFICE REIT INC	20,800	128,960.00	
PARAMOUNT GROUP INC	59,000	272,580.00	
PARK HOTELS & RESORTS INC	75,900	976,074.00	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	43,300	643,871.00	
PHILLIPS EDISON & CO INC	41,200	1,428,816.00	
PHYSICIANS REALTY TRUST	83,900	1,162,015.00	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	43,800	287,328.00	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	14,000	307,580.00	
POSTAL REALTY TRUST INC-A	6,600	95,766.00	
PRIME US REIT	212,000	35,192.00	
PROLOGIS INC	324,600	39,552,510.00	
PUBLIC STORAGE	55,570	15,491,248.90	
REALTY INCOME CORP	236,430	13,445,774.10	
REGENCY CENTERS CORP	54,220	3,369,773.00	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	45,100	621,027.00	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	70,790	3,630,819.10	
RLJ LODGING TRUST	56,300	544,984.00	
RPT REALTY	30,900	302,202.00	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	20,650	1,754,217.50	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	81,400	976,800.00	
SAFEHOLD INC	14,000	282,100.00	
SAUL CENTERS INC	4,300	160,089.00	
SERVICE PROPERTIES TRUST	57,800	478,584.00	
SIMON PROPERTY GROUP INC	114,840	13,276,652.40	
SITE CENTERS CORP	63,000	830,340.00	
SL GREEN REALTY CORP	22,800	733,704.00	
SPIRIT REALTY CAPITAL INC	49,600	1,893,232.00	
STAG INDUSTRIAL INC	62,900	2,217,225.00	
STAR HOLDINGS	4,329	57,359.25	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	38,000	213,560.00	

	SUN COMMUNITIES INC	43,730	5,303,574.40	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	71,600	645,116.00	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	37,400	890,868.00	
	TERRENO REALTY CORP	26,040	1,529,850.00	
	THE NECESSITY RETAIL REIT WHERE AMERICA	46,800	328,068.00	
	UDR INC	108,900	4,159,980.00	
	UMH PROPERTIES INC	20,000	301,400.00	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,600	215,740.00	
	URBAN EDGE PROPERTIES	40,900	665,852.00	
	URSTADT BIDDLE-CL A	10,500	226,065.00	
	VENTAS INC	140,590	5,848,544.00	
	VERIS RESIDENTIAL INC	27,700	498,600.00	
	VICI PROPERTIES INC	352,700	10,513,987.00	
	VORNADO REALTY TRUST	56,800	1,216,088.00	
	WELLTOWER INC	174,550	14,531,287.50	
	WHITESTONE REIT	16,800	168,000.00	
	WP CAREY INC	75,210	4,819,456.80	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	38,800	449,692.00	
小計	銘柄数：143	9,032,124	341,789,474.57 (50,068,740,129)	
	組入時価比率：76.8%		78.2%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	21,500	442,040.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	21,200	148,612.00	
	AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL ESTATE INVEST	6,000	68,700.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	7,900	517,924.00	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	5,700	97,299.00	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	15,000	48,900.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	28,900	1,410,320.00	
	CHOICE PROPERTIES REIT	56,400	747,864.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	17,600	228,448.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	19,000	277,780.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	43,900	600,991.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	6,000	75,600.00	

	EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ES	17,000	44,200.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	36,900	521,028.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	11,120	818,098.40	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	45,600	467,856.00	
	INOVALIS REAL ESTATE INVESTM	4,000	13,560.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	25,000	310,500.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	20,600	371,006.00	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	6,400	88,256.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	115,997.00	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	101,430.00	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	42,000	275,100.00	
	PRIMARIS REIT	15,925	214,032.00	
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,000	57,750.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	51,900	999,594.00	
	SLATE GROCERY REIT	9,400	120,790.00	
	SLATE OFFICE REIT	12,000	17,880.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	25,200	621,936.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	14,000	34,720.00	
小計	銘柄数：30	617,045	9,858,211.40	
			(1,066,066,980)	
	組入時価比率：1.6%		1.7%	
ユーロ	AEDIFICA	16,400	970,880.00	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	4,000	19,420.00	
	ALTAREA	1,700	145,690.00	
	CARE PROPERTY INVEST	12,533	163,430.32	
	CARMILA	20,000	290,400.00	
	COFINIMMO	10,800	755,460.00	
	COVIVIO	16,120	666,723.20	
	CROMWELL REIT EUR	126,000	190,260.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	15,000	333,000.00	
	GECINA SA	19,200	1,822,080.00	
	HAMBORNER REIT AG	24,400	163,724.00	
	ICADE	11,240	373,842.40	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	42,750.00	

	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	105,600	574,464.00	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	8,900	121,040.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	145,000	134,995.00	
	KLEPIERRE	68,300	1,629,638.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	20,000	118,000.00	
	MERCIALYS	28,000	224,000.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	117,200	953,422.00	
	MONTEA	4,760	342,244.00	
	NSI NV	6,400	120,960.00	
	RETAIL ESTATES	4,050	232,065.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	37,490	1,837,759.80	
	VASTNED RETAIL NV	6,200	121,148.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	54,900	1,397,754.00	
	WERELDHAVE NV	14,600	231,702.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	8,100	217,890.00	
小計	銘柄数：28	924,893	14,194,741.72	
			(2,259,944,829)	
	組入時価比率：3.5%		3.5%	
英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	66,080.00	
	AEW UK REIT PLC	48,000	46,752.00	
	ASSURA PLC	1,040,000	474,240.00	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	290,000	194,300.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	61,700	653,403.00	
	BRITISH LAND	328,000	1,038,120.00	
	CLS HOLDINGS PLC	70,000	91,280.00	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	160,000	131,040.00	
	DERWENT LONDON PLC	39,200	764,400.00	
	EDISTON PROPERTY INVESTMENT	70,000	49,000.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	221,000	189,176.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	89,400	367,434.00	
	HAMMERSON PLC	1,430,000	369,226.00	
	HELICAL PLC	38,000	90,630.00	
	HOME REIT PLC	267,000	101,593.50	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	139,000	122,598.00	

	INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	265,000	1,596,360.00	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	344,000	615,760.00	
	LXI REIT PLC	605,000	550,852.50	
	NEWRIVER REIT PLC	100,000	82,000.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	202,000	138,572.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	469,000	431,011.00	
	PRS REIT PLC/THE	191,000	146,879.00	
	REGIONAL REIT LTD	151,000	66,138.00	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	75,300	638,544.00	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	200,000	83,400.00	
	SEGRO PLC	430,900	3,123,163.20	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	688,000	843,488.00	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	439,000	323,982.00	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	120,000	72,120.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	648,000	924,048.00	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	313,000	161,195.00	
	UNITE GROUP PLC	151,400	1,417,861.00	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	168,000	197,904.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	155,000	130,200.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	49,000	248,675.00	
小計	銘柄数：37	10,379,900	16,541,425.20	
			(3,082,660,000)	
	組入時価比率：4.7%		4.8%	
豪ドル	ABACUS GROUP	144,000	164,880.00	
	ABACUS STORAGE KING	144,000	168,480.00	
	ARENA REIT	125,000	462,500.00	
	BWP TRUST	171,000	600,210.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	244,000	366,000.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	192,000	585,600.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	161,000	228,620.00	
	CHARTER HALL GROUP	166,400	1,712,256.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	232,000	821,280.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	183,000	618,540.00	

	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	114,000	299,820.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	520,000	265,200.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	70,000	189,000.00	
	DEXUS/AU	375,000	2,910,000.00	
	GDI PROPERTY GROUP	160,000	104,800.00	
	GOODMAN GROUP	601,600	11,881,600.00	
	GPT GROUP	669,000	2,783,040.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	103,000	271,920.00	
	HEALTHCO REIT	160,000	222,400.00	
	HMC CAPITAL LTD	86,000	430,860.00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	548,000	605,540.00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	66,000	194,700.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	131,000	527,930.00	
	MIRVAC GROUP	1,393,000	3,343,200.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	422,000	911,520.00	
	RAM ESSENTIAL SERVICES PROPE	150,000	106,500.00	
	REGION RE LTD	403,000	882,570.00	
	RURAL FUNDS GROUP	140,000	266,700.00	
	SCENTRE GROUP	1,827,000	5,042,520.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	833,000	3,440,290.00	
	VICINITY CENTRES	1,352,000	2,562,040.00	
	WAYPOINT REIT	241,000	595,270.00	
小計	銘柄数：32	12,127,000	43,565,786.00	
			(4,086,470,726)	
	組入時価比率：6.3%		6.4%	
ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	300,000	358,500.00	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	380,000	866,400.00	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	540,000	496,800.00	
	PRECINCT PROPERTIES GROUP	475,000	600,875.00	
	STRIDE PROPERTY GROUP	190,000	279,300.00	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	165,000	379,500.00	
小計	銘柄数：6	2,050,000	2,981,375.00	
			(258,515,026)	
	組入時価比率：0.4%		0.4%	
香港ドル	CHAMPION REIT	700,000	1,960,000.00	

小計	FORTUNE REIT	515,000	2,770,700.00	
	LINK REIT	898,000	35,111,800.00	
	PROSPERITY REIT	430,000	675,100.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	330,000	914,100.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	829,800	1,211,508.00	
	銘柄数：6 組入時価比率：1.2%	3,702,800	42,643,208.00 (797,854,421) 1.2%	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	196,650	241,879.50	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,183,762	3,184,319.78	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	767,956	783,315.12	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST-RIGHTS	22,270	0.00	
	CAPITALAND CHINA TRUST	420,279	399,265.05	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,775,694	3,373,818.60	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	286,000	306,020.00	
	DAIWA HOUSE LOGISTICS TRUST	180,000	106,200.00	
	EC WORLD REIT	60,000	18,000.00	
	ESR-LOGOS REIT	2,260,272	711,985.68	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	386,000	235,460.00	
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	420,000	107,100.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	370,838	808,426.84	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,005,746	1,196,837.74	
	KEPPEL DC REIT	465,211	986,247.32	
	KEPPEL REIT	692,000	602,040.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	670,000	405,350.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	701,900	1,551,199.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,160,980	1,915,617.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	810,716	1,256,609.80	
	QUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	890,216	240,358.32	
	PARAGON REIT	388,000	356,960.00	
PARKWAY LIFE REAL ESTATE	139,000	536,540.00		
SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	180,000	123,300.00		
STARHILL GLOBAL REIT	520,000	254,800.00		

小計	SUNTEC REIT	789,000	946,800.00		
	銘柄数：26	16,742,490	20,648,449.75		
	組入時価比率：3.4%		(2,222,599,131)		
				3.5%	
	ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	22,000	66,000,000.00	
		E KOCREF CR-REIT CO LTD	8,000	40,000,000.00	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	54,000	214,380,000.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	16,800	72,744,000.00	
		JR REIT XXVII	53,000	205,640,000.00	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	15,000	81,300,000.00	
		LOTTE REIT CO LTD	40,000	135,400,000.00	
		MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	35,000	140,700,000.00	
		NH ALL-ONE REIT CO LTD	14,000	42,980,000.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	24,850	148,106,000.00	
		SHINHAN SEOBU T&D REIT CO LTD	8,000	25,160,000.00	
		SK REITS CO LTD	26,000	113,880,000.00	
		SK REITS CO LTD-RIGHTS	9,732	1,167,840.00	
		銘柄数：13	326,382	1,287,457,840.00	
	組入時価比率：0.2%		(140,719,141)		
			0.2%		
新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	220,000	344,520.00		
	REIT 1 LTD	70,000	1,115,100.00		
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	80,000	624,080.00		
	銘柄数：3	370,000	2,083,700.00		
組入時価比率：0.1%		(80,952,578)			
			0.1%		
合計			64,064,522,961		
			(64,064,522,961)		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年8月17日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				

REIT 指数先物取引				
買建	1,152,022,262	—	1,101,445,125	△50,577,137
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	36,367,468	—	36,612,051	244,583
米ドル	36,367,468	—	36,612,051	244,583
合計	—	—	—	△50,332,554

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,832,612,652
地方債証券	230,090,574
特殊債券	44,053,190
社債券	100,045,595
未収利息	193,374
前払費用	326,325
流動資産合計	5,207,321,710
資産合計	5,207,321,710
負債の部	
流動負債	
未払利息	7,025
流動負債合計	7,025

負債合計	7,025
純資産の部	
元本等	
元本	5,107,339,239
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	99,975,446
元本等合計	5,207,314,685
純資産合計	5,207,314,685
負債純資産合計	5,207,321,710

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0196円
(10,000口当たり純資産額)	(10,196円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月18日 至 2023年8月17日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月17日現在	
期首	2023年2月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,740,562,738円
同期中における追加設定元本額	3,861,825,925円
同期中における一部解約元本額	3,495,049,424円
期末元本額	5,107,339,239円
期末元本額の内訳*	
野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド)	1,167,080,836円
ノムラ・アジア・シリーズ(マネープール・ファンド)	68,496,125円
ネクストコア	2,282,012円
野村世界高金利通貨投信	34,318,227円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,261円

野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260 円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608 円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261 円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607 円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608 円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261 円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607 円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608 円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608 円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261 円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260 円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608 円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826 円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608 円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834 円
野村アジアCB投信（毎月分配型）	982,608 円
野村グローバルCB投信（円コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバルCB投信（円コース）年2回決算型	984,543 円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543 円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672 円

ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672円
野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	966円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	23,859円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	27,600円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	149,947円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	3,114円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	132,547円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	100,946円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	18,851円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	373,897円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	13,042円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	14,308円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	63,772円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円

野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資(メキシコペソコース)毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資(メキシコペソコース)年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)年2回決算型	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA・EW向け)	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド(野村SMA・EW向け)	9,801円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	116,529円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
(年3%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)	98,001円
(年6%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)	98,001円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020円

野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020 円
マイライフ・エール (資産成長型)	98,049 円
マイライフ・エール (年2%目標払出型)	98,049 円
マイライフ・エール (年6%目標払出型)	98,049 円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Aコース	98,059 円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Bコース	98,059 円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30 (非課税適格機関投資家専用)	1,248,281,712 円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50 (適格機関投資家転売制限付)	158,756,834 円
野村日経225ターゲット (公社債運用移行型) Kプライス (適格機関投資家専用)	1,486,454,639 円
野村アンジェロ・ゴードンBDCファンド (為替ヘッジあり) 2210 (適格機関投資家転売制限付)	730,584,834 円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134 円
野村DCテンプレトン・トータル・リターン Aコース	9,818 円
野村DCテンプレトン・トータル・リターン Bコース	9,818 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	7,492,405 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	東京都 公募第724回	10,000,000	10,006,272	
		大阪府 公募(5年)第155回	100,000,000	100,000,000	
		京都府 公募平成25年度第7回	90,000,000	90,066,128	
		愛知県 公募平成25年度第15回	10,000,000	10,013,160	
		福岡県 公募平成25年度第4回	20,000,000	20,005,014	
		小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 4.4%	230,000,000	230,090,574 61.5%
	合計			230,090,574	
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第200回	34,000,000	34,033,044	
		地方公共団体金融機構債券 第54回	10,000,000	10,020,146	
		小計	銘柄数: 2 組入時価比率: 0.8%	44,000,000	44,053,190 11.8%
	合計			44,053,190	
社債券	日本円	三井住友ファイナンス&リース 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,045,595	
		小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 1.9%	100,000,000	100,045,595 26.7%

	合計		100,045,595
	合計		374,189,359

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ネクストコア

2023年9月29日現在

I 資産総額	1,121,269,707円
II 負債総額	201,538,874円
III 純資産総額 (I - II)	919,730,833円
IV 発行済口数	942,849,496口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.9755円

(参考) 国内株式マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	677,611,244,365円
II 負債総額	91,441,436,226円
III 純資産総額 (I - II)	586,169,808,139円
IV 発行済口数	226,854,520,724口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.5839円

(参考) 国内債券マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	20,576,072,000円
II 負債総額	384,465,161円
III 純資産総額 (I - II)	20,191,606,839円
IV 発行済口数	15,732,863,669口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.2834円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	1,782,587,235,480円
II 負債総額	9,826,208,340円
III 純資産総額 (I - II)	1,772,761,027,140円
IV 発行済口数	322,470,135,026口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	5.4974円

(参考) 外国債券マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	771,662,804,367円
II 負債総額	3,852,613,471円
III 純資産総額 (I - II)	767,810,190,896円
IV 発行済口数	282,673,641,422口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.7162円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	99,575,720,239円
II 負債総額	540,544,098円
III 純資産総額 (I - II)	99,035,176,141円
IV 発行済口数	58,072,109,335口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7054円

(参考) 新興国債券マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	34,476,963,657円
II 負債総額	82,917,540円
III 純資産総額 (I - II)	34,394,046,117円
IV 発行済口数	16,421,635,411口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.0944円

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	9,185,168,205円
II 負債総額	15,465,929円
III 純資産総額 (I - II)	9,169,702,276円
IV 発行済口数	5,531,467,932口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.6577円

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	52,605,864,676円
II 負債総額	1,644,395,495円
III 純資産総額 (I - II)	50,961,469,181円
IV 発行済口数	19,095,711,446口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6687円

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	63,849,499,301円
II 負債総額	162,156,702円
III 純資産総額 (I - II)	63,687,342,599円
IV 発行済口数	20,027,382,127口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.1800円

(参考) 野村マネー マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	4,437,623,521円
II 負債総額	32,091,630円
III 純資産総額 (I - II)	4,405,531,891円
IV 発行済口数	4,321,141,723口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0195円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

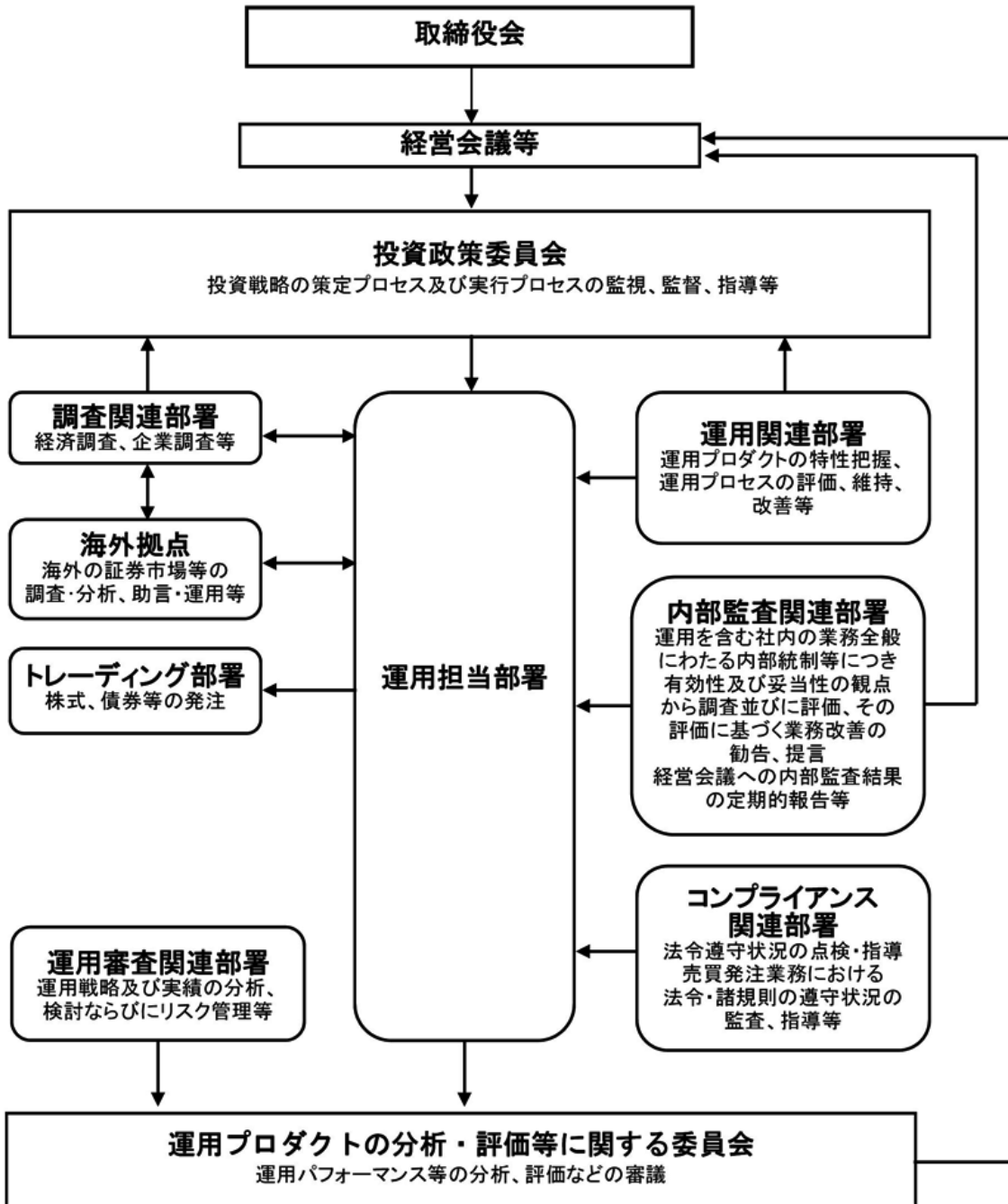
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,013	45,319,867
単位型株式投資信託	183	684,350
追加型公社債投資信託	14	6,826,247
単位型公社債投資信託	474	1,009,460
合計	1,684	53,839,924

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
経常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="671 936 1050 1025"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 <hr/> 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 <hr/> 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - <hr/> 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 <hr/> 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、当社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>21,967</u>
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,687</u>
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,896</u>
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,896</u>
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>959</u>
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>20,314</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,378</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,927</u>
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>653</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率 1.4%

退職一時金制度の割引率 1.1%

長期期待運用収益率 2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日	至 2022年3月31日	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日
期首残高		1,371		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-	
資産除去債務の履行による減少		△296		-
期末残高		1,123		1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手 数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(ネクストコア)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、新興国債券マザーファンド受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

(2) 投資態度

① 運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。なお、一部のマザーファンド受益証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

② 国内株式マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。

③ 為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的、代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の 100%以内とします。なお、実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内となるように調整を行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託

ネクストコア

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

(信託の目的と金額)

第 2 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 2 月 17 日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 500 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 26 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの

信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条、第 23 条、第 27 条及び第 31 条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ、金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ、為替手形

ロ、次に掲げるものをすべてみたく資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、J-REIT インデックスマザーファンド、海外REIT インデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券および新株予約権証券

13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有する

プリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの

15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利

益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)

(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 28 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第30条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結し

た保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 18 日から 8 月 17 日までおよび 8 月 18 日から翌年 2 月 17 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 25 年 8 月 19 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 42 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 135 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 45 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 48 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以

下同じ。)は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第47条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第48条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第

1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 49 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 50 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 54 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 51 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投

資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該

他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 55 条 この信託は、受益者が第 48 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 56 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 57 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 58 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 59 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 45 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の

信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第31条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 1 月 31 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 32 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 33 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 36 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 40 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 37 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 40 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 38 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 39 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 40 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 41 条 第 33 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資は行いません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行いません。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行いません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 32 条第 1 項、第 32 条第 2 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項および第 38 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいひ、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. (削除)
- ロ. 為替手形
- ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)
8. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券

の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 17 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 17 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 18 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 19 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 20 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 22 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 23 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 24 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 25 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 26 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 27 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 28 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 29 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 30 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 31 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 32 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 33 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 34 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 35 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 39 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第36条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第37条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第38条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第39条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第39条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第40条 第32条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第32条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第32条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第43条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第44条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」とい

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 2 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える

ときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 35 条第 1 項、第 35 条第 2 項、第 38 条、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすること

とができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 17 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 19 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することが

できます。

(有価証券の保管)

第 20 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 22 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式

の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第 16 条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 31 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 32 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 33 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 34 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 35 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 37 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 43 条 第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 35 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 35 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 46 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超える

こととなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼

営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 24 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 41 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除

き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った先

物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 25 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 3 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 800 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第 1 項、第 31 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項および第 37 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 3 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第 4 号および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合がその 100 分の 30 を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第 14 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 21 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 22 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 23 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 24 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 18 年 6 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 25 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 26 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 27 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 28 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 29 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 30 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 31 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 32 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 33 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 34 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 38 条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 35 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 38 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 36 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 37 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 38 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 38 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 39 条 第 31 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 31 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 31 条第 3 項または前条第 2 項に規定する

公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第40条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第42条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第43条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限り、）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第18条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令

に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 25 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 27 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 18 年 6 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 28 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 33 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用し

ません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 37 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 41 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 38 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 41 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 39 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 40 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 41 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したとき

は、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(野村マネー マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
野村マネー マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 16 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとし、）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 18 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 21 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管す

ることがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 33 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 8 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社